

## 平成27年第 1 回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	5
付議事件並びに結果 .....	6

平成27年 2 月16日

出席及び欠席議員 .....	7
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	8
本議会に出席した事務局職員 .....	8
議事日程 .....	8
議会運営委員長報告について .....	9
会議録署名議員の指名について .....	9
議案第 1 号～議案第 2 号 .....	9

## 平成27年第2回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表 .....	13
付議事件並びに結果 .....	14

### 平成27年2月27日

出席及び欠席議員 .....	17
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	18
本議会に出席した事務局職員 .....	18
議事日程 .....	18
諸般の報告について .....	20
議会運営委員長報告について .....	26
会議録署名議員の指名について .....	27
市長の提案理由の説明 .....	27

### 平成27年3月3日

出席及び欠席議員 .....	41
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	42
本議会に出席した事務局職員 .....	42
議事日程 .....	42
議案質疑について（議案第3号～議案第6号） .....	44
（議案第7号～議案第13号） .....	45
（議案第14号～議案第17号） .....	47
（議案第18号～議案第26号） .....	48
（議案第27号～議案第31号） .....	50
（議案第32号～議案第34号） .....	52
柳川市農業委員会委員の推薦について .....	53
柳川市農業委員会委員の推薦について .....	53
柳川市農業委員会委員の推薦について .....	54
柳川市農業委員会委員の推薦について .....	54

### 平成27年3月5日

出席及び欠席議員 .....	57
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	58

本議会に出席した事務局職員	58
議事日程	59
一般質問について	60
河村 好浩 議員	60
伊藤 法博 議員	72
高田千壽輝 議員	85
白谷 義隆 議員	99
矢ヶ部広巳 議員	110

平成27年 3月 6日

出席及び欠席議員	127
地方自治法第121条の規定により出席した者	128
本議会に出席した事務局職員	128
議事日程	129
一般質問について	130
浦川 和久 議員	130
菊次 太丸 議員	142
荒巻 英樹 議員	149
緒方 寿光 議員	167
三小田一美 議員	182
梅崎 和弘 議員	197

平成27年 3月 9日

出席及び欠席議員	211
地方自治法第121条の規定により出席した者	212
本議会に出席した事務局職員	212
議事日程	212
一般質問について	213
熊井三千代 議員	213
議会基本条例制定に関する特別委員会の設置について	225

平成27年 3月19日

出席及び欠席議員	227
地方自治法第121条の規定により出席した者	228

本議会に出席した事務局職員 .....	228
議事日程 .....	228
議会運営委員長報告について .....	230
各委員長報告について .....	231
総務委員長報告について .....	231
建設経済委員長報告について .....	232
教育民生委員長報告について .....	234
予算審査特別委員長報告について .....	236
議案第35号 .....	245
議案第36号～議案第37号 .....	246
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について .....	248

## 第 1 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 1 6 日	月	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第1回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 1 号	平成26年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について	27.2.16	原案可決
議 案 第 2 号	工事請負契約の締結について	27.2.16	原案可決

# 柳川市議会第1回臨時会会議録

平成27年2月16日柳川市議会議場に第1回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

## 2.欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次				
副市	長	石橋	義浩				
教	育	黒田	一治				
総務	部長	大坪	正明				
会計	管理者	武藤	正純				
市民	部長	石橋	眞剛				
保健	福祉部長	高崎	祐二				
建設	部長	野田	彰				
産業	経済部長兼大和庁舎長	安藤	和彦				
教育	部長兼三橋庁舎長	石橋	正次				
消	防	橋本	祐二郎				
人	事	秘書課	長	平田	敬介		
総	務	課	長	白谷	通孝		
財	政	課	長	島添	守男		
学	校	教	育	課	長	松藤	敏彦
生	涯	学	習	課	長	松尾	強
建	設	課	長	中村	敬二郎		

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

### 5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 会議録署名議員の指名について
- 日程(3) 議案第1号 平成26年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について  
議案第2号 工事請負契約の締結について

午前10時 開会

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平

成27年第1回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成27年第1回柳川市議会臨時会の会期日程について、本日午前9時20分から議会運営委員会を開催いたしまして協議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期であります。本日1日間としております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案第1号及び議案第2号の上程であります。

その後、提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。

再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、4番浦川和久議員及び19番伊藤法博議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号～議案第2号

議長（浦 博宣君）

日程3 議案第1号及び議案第2号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第1号及び議案第2号の2議案について御説明申し上げます。

まず、議案第1号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、平成26年度当初予算に計上しておりました中山小学校校舎改築事業費の一部、213,076千円を平成27年度へ繰り越すための繰越明許費の補正を行うものであります。

この中山小学校校舎改築事業については、当初契約後に普通教室棟へ空調機を設置することとしたため、工期を延長する必要が生じたものであります。

次に、議案第2号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、市営住宅本町団地及び鳥の水団地の老朽化に伴い、建てかえを実施しようとするものであります。

本案は柳川市営住宅（仮称）東宮永団地建設工事のうち建築工事に係るものでありまして、去る2月2日、一般競争入札を行いましたところ、消費税8%を含み759,240千円で、宝栄・荻島・富士特定建設工事共同企業体、代表構成員、柳川市上宮永町413番地、株式会社宝栄工業代表取締役古賀勝浩が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要を申し上げますと、3DK40戸、2DK20戸の計60戸を供給する計画で、鉄筋コンクリートづくり5階建ての建物2棟を建設するものでありまして、完成は平成28年2月の予定であります。

以上、2議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時5分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより2議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第7号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第2号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成27年第1回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時6分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 浦 川 和 久

柳川市議会議員 伊 藤 法 博

平成 27 年

## 第 2 回柳川市議会定例会会議録

開 会：平成27年2月27日

閉 会：平成27年3月19日

柳 川 市 議 会

第 2 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 27 日	金	本 会 議	開会・提案理由説明
2 月 28 日	土	休 会	
3 月 1 日	日	休 会	
3 月 2 日	月	考 案 日	
3 月 3 日	火	本 会 議	議 案 質 疑
3 月 4 日	水	考 案 日	
3 月 5 日	木	本 会 議	一 般 質 問
3 月 6 日	金	本 会 議	一 般 質 問
3 月 7 日	土	休 会	
3 月 8 日	日	休 会	
3 月 9 日	月	本 会 議	一 般 質 問
3 月 10 日	火	委 員 会	
3 月 11 日	水	委 員 会	
3 月 12 日	木	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 13 日	金	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 14 日	土	休 会	
3 月 15 日	日	休 会	
3 月 16 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 17 日	火	事 務 整 理 日	
3 月 18 日	水	事 務 整 理 日	
3 月 19 日	木	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

## 第 2 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

### 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 3 号	平成26年度柳川市一般会計補正予算（第 8 号）について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 4 号	平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 5 号	平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 6 号	平成26年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 7 号	平成27年度柳川市一般会計予算について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 8 号	平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 9 号	平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 10 号	平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 11 号	平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 12 号	平成27年度柳川市下水道事業特別会計予算について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 13 号	平成27年度柳川市水道事業会計予算について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 14 号	柳川市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	27. 3 .19	原案可決
議 案 第 15 号	柳川市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定について	27. 3 .19	原案可決

議案 第16号	柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	27.3.19	原案可決
議案 第17号	柳川市柳川駅前広場条例の制定について	27.3.19	原案可決
議案 第18号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	27.3.19	原案可決
議案 第19号	柳川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	27.3.19	原案可決
議案 第20号	柳川市附属機関の設置に関する条例及び柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27.3.3	原案可決
議案 第21号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	27.3.19	原案可決
議案 第22号	柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	27.3.19	原案可決
議案 第23号	柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について	27.3.3	原案可決
議案 第24号	柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27.3.3	原案可決
議案 第25号	柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	27.3.19	原案可決
議案 第26号	柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について	27.3.3	原案可決
議案 第27号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	27.3.19	原案可決
議案 第28号	柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について	27.3.19	原案可決
議案 第29号	工事請負契約の締結について	27.3.3	原案可決

議案 第30号	権利の放棄について	27.3.19	原案可決
議案 第31号	福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について	27.3.3	原案可決
議案 第32号	人権擁護委員候補者の推薦について	27.3.3	同意
議案 第33号	人権擁護委員候補者の推薦について	27.3.3	同意
議案 第34号	人権擁護委員候補者の推薦について	27.3.3	同意
議案 第35号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	27.3.19	原案可決
議案 第36号	柳川市副市長の選任について	27.3.19	同意
議案 第37号	柳川市教育委員会教育長の任命について	27.3.19	同意

その他

柳川市農業委員会委員の推薦について	27.3.3	推薦
議会基本条例制定に関する特別委員会の設置について	27.3.9	設置

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成27年2月27日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

### 2.欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	石橋義浩									
教	育	長	黒田一治								
総務	部	長	大坪正明								
会計	管	理	者	武藤正純							
市	民	部	長	石橋眞剛							
保	健	福	祉	部	長	高崎祐二					
建	設	部	長	野田彰							
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	安藤和彦
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	石橋正次		
消	防	長	橋本祐二郎								
人	事	秘	書	課	長	平田敬介					
総	務	課	長	白谷通孝							
企	画	課	長	椛島謙治							
財	政	課	長	島添守男							
税	務	課	長	木下隆							
健	康	づ	く	り	課	長	樽見孝則				
福	祉	課	長	原忠昭							
学	校	教	育	課	長	松藤敏彦					
生	涯	学	習	課	長	松尾強					
建	設	課	長	中村敬二郎							
農	政	課	長	成清博茂							
水	路	課	長	松永泰治							

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

### 5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成26年10月分、11月分、12月分)
- (2) 市長の所信表明について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第３号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第８号）について  
議案第４号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）  
について  
議案第５号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）  
について  
議案第６号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第１号）に  
ついて
- 日程（４） 議案第７号 平成27年度柳川市一般会計予算について  
議案第８号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算について  
議案第９号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第10号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について  
議案第11号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について  
議案第12号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計予算について  
議案第13号 平成27年度柳川市水道事業会計予算について
- 日程（５） 議案第14号 柳川市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につ  
いて  
議案第15号 柳川市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関  
する条例の制定について  
議案第16号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関す  
る条例の制定について  
議案第17号 柳川市柳川駅前広場条例の制定について
- 日程（６） 議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ  
いて  
議案第19号 柳川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 柳川市附属機関の設置に関する条例及び柳川市特別職の職員  
で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制  
定について  
議案第22号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部

を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程（ 7 ） 議案第27号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第28号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第30号 権利の放棄について

議案第31号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程（ 8 ） 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開会

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成27年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告いたします。

次に、本定例会は平成27年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日ここに、平成27年第2回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、平成27年度当初予算を初めとする重要な議案の御審議をお願いするものでございます。議案の説明に先立ちまして、平成27年度の市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

10年前の3月21日、旧柳川市、大和町、三橋町が合併し、大いなる希望を持って新市がスタートいたしました。平成24年には九州北部豪雨災害という大きな試練も受けましたが、被

災者を初め多くの関係者の皆様の復興への努力により克服してまいりました。この10年間、さまざまな課題を乗り越えながら、小・中学校の改築や大和・三橋地区のコミュニティセンター建設、柳川駅東部区画整理及び東口の開設、中島地区密集住宅市街地整備事業、市営住宅の改築、道路・水路の整備など、着実に新市の建設を進めてくることができたと思っております。

合併10周年に当たる3月21日には記念式典、翌22日には本市で初めての「おもてなし健康マラソン大会」を開催し、市民の皆様とともに合併10周年を祝いたしたいと思います。

しかし一方では、合併時7万6,000人ほどあった人口が、この10年間で約7,000人減少し、7万人を割ってしまいました。昨年5月に発表された日本創成会議の試算では、25年後の2040年には4万6,000人にまで減少することが示され、行政機能の維持が難しくなる「消滅可能性都市」の一つに挙げられております。日本のほぼ半数の自治体がこれに該当するという大変ショッキングなニュースでした。

このような中、政府は人口減少や少子・高齢化に直面する地方に活力をもたらすため、「地方創生」を最重要課題と位置づけ、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。若い世代の就労や子育てを支援しながら、自律的で持続的な地方の創生に政府が一体となって取り組むこととしています。

既に昨年末、国において「長期ビジョン」と「総合戦略」が策定されており、地方においても平成27年度中に策定することが求められております。

私は定住化対策・地方創生を、本市として取り組むべき最重要課題と位置づけ、私を部長とした「柳川市定住促進創生本部」を昨年11月に設置いたしました。九州大学の共同プロジェクトと若い世代による「柳川市定住促進若者会議」で知恵を絞っていただいているところであります。

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、それを支える「まち」に活力を取り戻すような「長期ビジョン」と「総合戦略」を平成27年度中に策定することにいたしております。

地方創生はとりもなおさず本市のまちづくりそのものであります。柳川市に元気とにぎわいを取り戻し、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりをさらに推進していく決意を新たにしているところでございます。

本市の「総合戦略」については、これから策定作業に入るところですが、それに先立ち本市で平成27年度に取り組む主な施策の概要を、国の「総合戦略」に示されている4つの基本目標に沿った形で申し述べてみたいと思います。

まず、1点目の基本目標は、「柳川市における安定した雇用を創出する」ことであります。

人口減少に歯どめをかけ、東京や福岡市など都市圏への人口流出を抑え、まち・ひと・しごとの好循環を創り出す必要があります。この好循環は、本市に「しごと」を創ることから

始まります。

本市の転出者へのアンケート調査によると、転出する一番大きな理由は、若者に魅力のある仕事が少ないことでした。

現在の本市の雇用を支えている農業、漁業、商工業、観光業など主要産業の付加価値を高めていくことにより、若者が本市で意欲を持って働くことができるような「しごと」をつくり出していくことが必要であります。

まず農業の関係では、グリーンツーリズムの取り組みを始めたいと考えております。農家に民泊し、農業体験だけでなく有明海の干潟や干満の差を生かした体験など、漁業や観光とも組み合わせたものにしたいと思っております。そのために、まず民泊できる農家の掘り起こしや研修を行い、受け入れ態勢を整えることにしています。この事業とあわせて、今後さらに農産物のPRや農業の新規就農支援なども進めてまいります。

漁業については、有明海の再生が大きな課題となっています。国県に対して有明海の環境変化の調査や二枚貝の大量へい死の原因調査等、有明海再生に向けた取り組みを引き続き行うよう強く要請してまいります。また、ノリ生産の協業化のため、有明地区ノリ共同加工施設整備への助成や両開漁港整備などハード面での整備も進めることにしています。

商店街の振興については、現在2種類のシール事業があります。大型店やディスカウントストアの進出に伴い、商店街が衰退し、シール事業も弱体化しております。このような中、商業者の浮揚を図るための若手経営者などにより、市内全ての商業者を対象として統一することが検討されてきました。この結果、平成27年度から2種類のシールを廃止し、「市内統一ポイント事業」を実施することになりました。市としても導入に対する財政的な支援とあわせて、市などが主催するボランティア事業や特定健康診断受診者などにポイントを付与する「行政ボランティアポイント」を導入することなどにより支援をしてまいります。

さらに、市内商店での消費を喚起するため、毎年実施しているプレミアム商品券「柳川藩札」についても、国の交付金を活用して発行総額を大幅に増額するとともに、従来の10%のプレミアム率を20%に拡大してさらなる消費拡大を図ることにいたしました。

地域産業を担う人材の育成を図ることも重要であります。ことしは柳川ブランド事業の新規事業として、市内事業者のスキルアップのため「柳川あきんど講座」を開催することにしております。新たに起業・創業を志す人については、起業セミナーやアドバイザー派遣、チャレンジショップなどを実施するとともに施設整備についても支援することにしております。

また、地場産品の販売を促進するため、県の「ふるさと名物ネット販売」への参加とあわせておいでメッセ柳川での割引販売を行うとともに、首都圏などへの販売促進活動を行います。

このような施策を着実に実施することにより、本市の「しごと」づくりに力を入れてまいります。

2点目の基本目標は、「柳川市への新しいひとの流れをつくる」ことでもあります。

昨年11月に国の文化審議会の答申があり、北原白秋先生の詩歌の源泉となった掘割の風景を「水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>」として名勝指定されることになりました。また、平成27年度から文化庁が始める「日本遺産」選定の中に、北原白秋先生ゆかりの文化遺産を持つ白秋サミット参加5都市の文化遺産群を有機的につないで認定を受ける構想も出てきております。このような白秋先生の詩歌の世界をストーリーとして発信し、柳川をPRすることにより、観光客の増加が期待できるものと考えております。

昨年末に、本市の観光まちづくり推進委員会から新たな「観光振興計画」の提言をいただきました。「また柳川に行ってみたい」、「柳川に住んでみたい」という人をふやし、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりへつなげる方向性を定め、交流人口から移住・定住人口へと結びつけていくための具体的な方策が示されております。観光は、「柳川市への新しい人の流れをつくる」大きな柱になるものであり、「おもてなしの心」を持って観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

ことは特に海外からの観光客の受け入れの条件整備を中心として取り組むことにしております。まずは、韓国、台湾、タイなどの観光展覧会の際の旅行社への訪問や各国での商談会、国内では東京・関西の旅行社への誘致・プロモーション活動を行います。さらには、柳川ならではの「花嫁舟」のPR用DVDの作成やフリーWi-Fiの整備、海外旅行者向けの「指差しマップ」「指差し会話集」の作成などを行うことにしております。

また、新たな観光スポットとして、オノ・ヨーコの祖父・小野英二郎邸跡地の公園整備を進めてまいります。

3月20日には西鉄柳川駅の東西を結ぶ自由通路と駅前広場が完成し、観光地としてふさわしいイメージアップした新しい柳川駅が誕生します。西鉄もこれを機に、2月から「柳川さげもん電車」を運行し、さらに来年には天神 - 西鉄柳川間に食堂車つきの本格的な観光列車を導入し、観光需要の掘り起こしを狙うことが発表されました。

本市としても柳川駅東口の区画整理地区にホテルの誘致を進めるとともに、「ふるさと旅行券」の事業により柳川へのバスツアーに対する助成や、宿泊と夜間の観光への助成などにより宿泊客の増加につなげたいと思います。

筑後市に建設されるソフトバンクホークスのファーム本拠地が来年春に完成します。また本市においては「おもてなし健康マラソン大会」を3月22日に開催し、来年以降も継続していくことなどにより、スポーツを通じた人の流れをつくり観光客の誘致を進めてまいります。

また、ことしの秋ごろには合併10周年記念事業として、国際シンポジウム「世界の中の安東省菴」を計画しています。安東省菴の朱舜水との交流は、まさに350年前の国際人として高い評価ができるものであり、安東省菴を教科書に載せることができるよう一層の顕彰活動に努力していきたいと考えております。

3点目の基本目標は、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことであります。

独身男女の約9割が結婚の意志を持ち、子どもは2人以上を希望していると言われております。本市における結婚していない人の割合・未婚率は、30代で37%、40代で21%と、全国平均より少し高くなっています。「しごと」の創生による若い世代の経済的な安定が結婚へとつながり、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援によって、少子化の流れに歯どめをかけていきたいと考えているところです。

昨年度から策定を進めておりました「子ども・子育て支援事業計画」が間もなくでき上がります。小学校低学年までの子どもがいる世帯のニーズ調査に基づき、教育・保育の提供体制の確保や地域の子育て支援の充実のために必要な施策を取りまとめています。地域や社会全体で子どもの成長に寄り添い支えることで、安心して子育てができるまちを目指そうとするものであります。

ことしは、子育てに必要な経済的負担を少なくするため4月から保育料の軽減を実施するのを初め、子どもや保護者、妊娠している人が多様な教育・保育施設、子育て支援拠点などを円滑に利用できるような必要な支援を行う利用者支援事業にも取り組むことしております。昨年10月から実施している中学生まで所得制限のない入院医療費の無料化なども継続して実施してまいります。

また、学童保育については、皿垣校区で4月から開設することにより市内19校区の全てにおいて設置が完了することになりました。要望の多い保育時間の延長等については、それぞれの運営委員会と御相談しながら指導員の確保など条件整備ができたところから順次実施していきたいと考えております。

小・中学校の児童・生徒の安全を確保するための学校の耐震化や改築は全て完了し、ことしは体育館のつり天井の落下防止工事や学校への防犯カメラの設置、また教育環境の改善のため教室などの空調設備の整備を実施することしております。

小・中学校では発達障害など教育上配慮の必要な子供が年々増加しているため、専門的な知識のある教育指導員を1名増員して適切な指導に当たってまいります。

また、子育ての不安を解消するため、本市の子育てに対する支援策を集約した「子育て支援ガイドブック」を作成し、若い世代が安心して子育てできるよう支援してまいります。

4点目の基本目標は、「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」ことであります。

「しごと」と「ひと」の好循環は、「まち」の活性化によって支えられます。そのためには、安全・安心で暮らしやすい生活環境の整備が必要であり、防災対策や道路・水路、住環境の整備、公共交通対策などが求められています。

平成24年7月の九州北部豪雨災害から、もうすぐ3年になるうとしています。国県による

矢部川・沖端川の災害対策事業については、順調に進めていただいているところです。

本市としては、高齢者や障がい者など災害時の避難に援助が必要な方を支援していただく自主防災組織の育成に努めております。災害時にすぐ対応できるよう各地区で避難訓練を実施しているところです。これまで六合、中山、蒲池、昭代、中島地区で実施し、ことしは行政区単位での実施も考えております。

災害時の避難所の非常用電源として、蓄電池を備えた太陽光発電設備を県の補助事業を活用して、中山、中島の各コミュニティセンターと昭代、蒲池、東宮永の各校区公民館に整備いたします。ほかの避難所については災害時に小型の発電機を設置して対応できるようにいたしております。

また、地域住民の夜間の安全・安心のため各行政区で設置していただいております防犯灯については、電気料の軽減と長寿命化のため、既設のものでも故障の有無にかかわらずLEDに取りかえるための補助を実施することにいたしました。

公共施設等の維持管理・更新に関するストックマネジメントも重要な課題であります。各公共施設の現状を調査し、平成28年度までに総合管理計画を策定することにしています。道路の安全確保については、空洞化調査や老朽化した橋梁の補修工事などを実施いたします。

また、路線バスの維持やコミュニティバスの見直しを行い、車など交通手段のない高齢者にも便利で住みよいまちづくりを進めてまいります。

最後に、このような施策を実施していくために必要な健全財政の堅持と行財政改革について申し上げます。

現在、新市としての基盤整備のため合併特例債などを活用して市営住宅やごみ焼却施設、火葬場、市民文化会館などの整備に取り組んでいます。その一方で、合併の優遇措置の一つである合併算定がえによる交付税等の加算額が、平成27年度から31年度まで段階的に削減されていくこととなります。その額については、これまで14億円程度と見込んでおりましたが、国においては合併時点では想定されていなかった支所に要する経費などの財政需要が、交付税に算定されることとなりました。全国の合併自治体で減額される予定額だった額の約7割が措置され、本市の交付税の削減額も縮小されることとなります。

しかし、今後本市で予定している建設事業においては、資材や人件費などの高騰により、事業費が当初の見込みより膨らんできております。このため、今後もさらに行財政改革を進め、行政のスリム化と収入の確保を図っていく必要があります。

現在、第3次行財政改革大綱を策定中ですが、人件費などの削減を図るとともに経費を節減し、本年4月からのコンビニ収納導入による収納率アップや、ふるさと寄付金などの収入拡大に努めてまいります。将来をしっかりと見据えた健全財政を維持し、安定的な行財運営を行っていく所存でございます。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

ました。

ことは「合併10周年」という節目の年であるとともに、「地方創生元年」という新たなスタートの年でもあります。地方創生とは、柳川の持つ財産にさらに磨きをかけながら、元気でにぎわいのある柳川を模索していくことだと考えております。

若者が夢と希望の持てる「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを目指し、今後とも職員とともに全力を傾注してまいりますので、どうか議員の皆様、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして所信表明とさせていただきます。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成27年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月25日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日2月27日から3月19日までの21日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、2月28日、3月1日は休日で休会、2日は考案日、3日を議案質疑、4日は考案日、3月5日、6日を一般質問、7日、8日は休日で休会、3月9日を一般質問、10日、11日を各委員会、12、13は予算審査特別委員会、14、15は休日で休会、16日を予算審査特別委員会、17日、18日は事務整理日、19日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3 議案第3号から日程4 議案第13号までの11議案の一括上程であります。

次に、日程5 議案第14号から日程8 議案第34号までの21議案の一括上程であります。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第3号から議案第6号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第3号は総務委員会に審査を付託、議案第4号及び議案第5号は教育民生委員会に審査を付託、議案第6号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第7号から議案第13号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第7号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第8号、議案第9号、議案第10号の3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第11号は総務委員会に審査を付託、議案第

12号及び議案第13号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第14号から議案第17号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第14号、議案第15号、議案第16号の3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第17号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第18号から議案第26号までの9議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第18号は教育民生委員会に審査を付託、議案第19号は総務委員会に審査を付託、議案第20号は即決、議案第21号は総務委員会に審査を付託、議案第22号は建設経済委員会に審査を付託、議案第23号及び議案第24号は即決、議案第25号は建設経済委員会に審査を付託、議案第26号は即決といたしております。

次に、議案第27号から議案第30号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第27号は建設経済委員会に審査を付託、議案第28号は教育民生委員会に審査を付託、議案第29号は即決、議案第30号は教育民生委員会に審査を付託、議案第31号は即決といたしております。

次に、議案第32号から議案第34号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

日程2から日程5までは柳川市農業委員会委員の推薦についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げて、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、5番立花純議員及び18番樽見哲也議員を指名いたします。

日程第3～第4 議案第3号～議案第13号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第3号から日程4．議案第13号までの11議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第3号から議案第6号までの補正予算4議案、及び議案第7号から議案第13号までの

平成27年度予算関係7議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第3号 平成26年度柳川市一般会計補正予算(第8号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成26年度国の補正予算(第1号)に計上された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る活用事業費などの追加、決算見込みや事業費の確定などに伴う予算調整が主なものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額32,139,443千円から307,267千円を減額し、歳入歳出それぞれ31,832,176千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を、歳出から款を追って御説明いたします。

まず、2款・総務費は399,051千円を増額補正しております。

これは、地域消費喚起・生活支援型交付金、地方創生先行型交付金活用事業費、将来の財政運営に備えた減債基金等への積立金などを追加する一方、社会保障・税番号制度システム改修委託料において、国が示した基本要件が変更になったことなどにより減額するものであります。

なお、地域消費喚起・生活支援型交付金、地方創生先行型交付金につきましては、平成26年度国の補正予算(第1号)に計上されたものでありまして、活用事業としましては、プレミアム商品券補助金やふるさと名物商品事業費など地域の消費喚起に直接効果を有する生活支援策、地方版総合戦略策定や先行的な観光プロモーション事業などに活用することとしております。

3款・民生費は289,759千円を減額補正しております。

これは、国民健康保険基盤安定制度負担金や財政安定化事業支援分に係る国民健康保険特別会計への繰出金を追加する一方、福岡県介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療療養給付費負担金、臨時福祉給付金、生活保護扶助費などをそれぞれ減額しております。

4款・衛生費は59,000千円を減額補正しておりますが、これは、小型合併処理浄化槽設置事業補助金やがん検診に係る健康診査委託料などの減額であります。

6款・農林水産業費は397,504千円を減額補正しております。

これは、集落営農組織の法人化に係る支援補助金を追加する一方、柳川農協が国の強い農業づくり交付金事業の支援を受けて実施した、三橋カントリーエレベーターの改修に対する補助金、クレーク防災機能保全事業費、湛水防除事業費などを減額したものであります。

なお、強い農業づくり交付金事業につきましては、入札の結果により大幅に減額となっております。

7款・商工費は2,000千円を減額補正しておりますが、これは、未来のために頑張る商店街応援事業におきまして、2団体が実施されなかったことにより減額したものであります。

8款・土木費は65,091千円を減額補正しております。

これは、国庫委託金の増額を受けて陸閘門操作委託料を追加する一方、塩塚川高潮対策番所橋架替事業費、密集住宅市街地整備事業費、東宮永団地（仮称）建設事業費などを減額したものであります。

9款．消防費は48,986千円を減額補正しております。

これは、筑後地域消防通信指令業務共同運用に係る負担金について、それぞれの額の確定により増減額したほか、2階建てのコミュニティセンターなどへの太陽光発電設備設置事業におきまして、施工過程において安全を確保するための九州電力との協議に時間を要したため、本年度の施工が不可能となったことにより減額したものであります。

10款．教育費は161,647千円を増額補正しております。

ここでは、中学校6校に理科教材を購入するための備品購入費、藤吉校区コミュニティセンター建設事業などを増額したものであります。

なお、今回の中学校への理科教材購入につきましては、緒方記念科学振興財団からの寄付金を活用して行うものであります。

また、今回計上しております藤吉校区へのコミュニティセンターが完成することにより、大和地区及び三橋地区の全校区にコミュニティセンターが整備されることとなります。

11款．災害復旧費は5,625千円を減額補正しております。

これは、事業費の確定に伴う、農業施設災害復旧費の減額であります。

以上が歳出の主な内容であります。

この歳出に対する歳入財源について御説明いたします。

まず1款．市税は、1,000千円を減額補正しております。

これは、決算見込みにより固定資産税を増額する一方、個人市民税及び市たばこ税を減額したものであります。

2款．地方譲与税から、8款．地方特例交付金までにつきましては、決算見込みによる増減額を計上しております。

13款．国庫支出金は、8,902千円を減額補正しております。

これは、地域消費喚起・生活支援型交付金、地方創生先行型交付金を新たに計上した一方、補助対象事業費の確定などにより、臨時福祉給付金給付事業費などを減額したものであります。

14款．県支出金につきましては、補助対象事業費の確定などにより、355,996千円を減額補正しております。

16款．寄付金では、まちづくり支援自動販売機寄付金、教育費寄付金及びふるさと寄付金として37,983千円を増額しております。

17款．繰入金は、141,948千円を増額補正しております。

これは、三橋地域振興基金を藤吉コミュニティセンター建設事業に活用するため増額する

一方、北原白秋サミット実行委員会負担金に繰り入れる予定でした、ふるさと元気応援基金につきまして、同事業が福岡県の個性ある地域づくり事業補助金の交付対象事業になったことに伴い財源更正を行うものであります。

なお、三橋地域振興基金につきましては、今回の繰り入れにより全額を活用することとなります。

20款・市債は、地方債対象事業費の確定に伴う地方債借入額の調整などにより、181,800千円を減額補正しております。

このほか、第2表 繰越明許費補正では、地域消費喚起・生活支援型交付金事業費など13件について、事業の追加及び変更を行っております。

第3表 債務負担行為補正では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など5件について、負担限度額の変更を行っております。

第4表 地方債補正では、排水路整備事業や道路整備事業など8件について、借り入れの廃止、また借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第4号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものには、療養給付費の伸びに伴う必要額の補正や、財政安定化支援事業費等が確定したことによる必要額の補正を行うものであります。

歳出において、2款・保険給付費を268,032千円増額するとともに、歳入では、3款・国庫支出金を206,411千円増額補正いたしております。

そのほか、決算見込み等により必要な額を調整しております。

これにより、歳入歳出それぞれ268,032千円を増額し、補正後の予算総額を9,832,840千円とするものであります。

なお、一時借入金の最高限度額を10億円から18億円へ変更しております。

次に、議案第5号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定負担金の減額に伴い、必要な額を補正するもので、あわせて25年度決算の確定による繰越金の額の調整を行っております。

歳入においては、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる保険基盤安定繰入金金を16,499千円減額し、繰越金を44千円減額しております。歳出においては、保険基盤安定負担金を広域連合に支払うための保険料等納付金を16,543千円減額しております。

このため、歳入歳出それぞれ16,543千円を減額し、補正後の予算額を973,457千円とするものであります。

次に、議案第6号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国庫補助事業等の確定に伴う事業費の減額、及び国庫補助金、市債の減額と繰越金及び繰入金の増額が主なものであります。

補正前の予算総額1,173,354千円から歳入歳出それぞれ138,388千円を減額し、補正後の予算総額を1,034,966千円とするものであります。

次に、議案第7号 平成27年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度の予算編成の基本的な考え方といたしましては、普通交付税の合併算定がえによる優遇措置が段階的に削減されていく初年度に当たることから、例年以上に健全な財政の確保に留意しつつ、職員の削減、経費の節減合理化などの行財政改革の推進、限られた財源の有効活用、行政と住民の皆さんとの役割分担などを念頭に、また、決算審査特別委員会、監査委員の意見要望を踏まえて予算編成に臨んだところであります。

今回の予算編成に当たりましては、地方創生に係る事業については、国の平成26年度補正予算（第1号）に計上されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、平成26年度補正予算に計上し、平成27年度へ繰越明許することにより、平成27年度当初予算とあわせて積極的に取り組んでいくこととしております。

平成27年度の一般会計予算の規模としましては、歳入歳出ともに29,252,000千円となり、前年度と比較しますと、額にして60,000千円、率にして0.2%の減額となっております。

それでは、予算の内容につきましては、前年度との比較により歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、市税は、平成26年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況、固定資産税に係る評価がえの影響などを勘案し、前年度より138,817千円減の5,976,913千円を計上しております。

次に、地方消費税交付金は、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴う国の交付見込み額等から、前年度より310,000千円増の10億円を計上しております。

次に、地方交付税は、国の地方財政計画、平成26年度交付額、合併算定がえの段階的な削減の影響などを勘案し、前年度より90,000千円減の91億円を計上しております。内訳は、普通交付税が190,000千円減の7,950,000千円、特別交付税が1億円増の1,150,000千円であります。

次に、分担金及び負担金は、保育料の引き下げの影響により、前年度より62,970千円減の426,570千円を計上しております。

次に、繰入金は、柳川・大和・三橋の各地域振興基金が合併10年目となる平成26年度までに全て活用することとなっていたことなどから、前年度より715,393千円減の372,144千円を計上しております。

次に、市債は、前年度より164,900千円増の3,267,700千円を計上しております。

これにより、平成27年度末の市債残高は、約35,190,758千円となる見込みであり、今回の

市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の約71.7%に相当する2,343,060千円を試算としております。

また、合併特例事業債は、道路整備事業など13事業に1,742,500千円を計上しており、この結果、平成27年度末の借り入れ見込み総額は、普通建設事業分で17,295,500千円となります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

初めに、議会費は、前年度より1,107千円増の257,237千円を計上しておりますが、この増額の要因は、議員共済給付負担金が負担率の引き上げに伴い増額になったことなどによるものであります。

次に、総務費は、前年度より114,915千円増の2,553,669千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、平成27年10月から一部運用が始まります社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料、及び平成27年度に実施される国勢調査に係る費用などによるものであります。

なお、ふるさと寄付金につきましては、ことし1月より控除額の上限が2倍になったことなどから、さらなる推進を図るため、管理システムを導入して積極的に取り組んでいくこととしております。

次に、民生費は、前年度より140,661千円減の11,216,524千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、臨時福祉給付金給付事業費及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費において、1人当たりの支給額が引き下げられたことにより減額になったことなどによるものであります。

特徴的なものを申し上げますと、子育て支援関係で、平成27年度より皿垣校区で新たに学童保育所が開設されることとなり、市内全小学校区で学童保育が実施されることとなります。

また、子ども・子育て支援制度が平成27年度から施行され、ふたば幼稚園が認定こども園として教育・保育の提供をすること等に伴う費用を計上しております。

次に、衛生費は、前年度より38,799千円増の1,941,149千円を計上しております。

予算の主なものとしましては、予防接種事業費、がん検診事業費を初めとした健康増進事業費、環境対策費、塵芥処理費などであります。

なお、小型合併処理浄化槽設置に対する市独自の上乗せ補助については、改築分に限り200千円を補助することにより事業を継続していくこととしております。

また、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、進入道路の整備を順次実施していくとともに、みやま市と共同で平成27年度から有明生活環境施設組合の事業として、本格的に施設建設に向けた取り組みを行っていくこととしております。

次に、労働費は、前年度より41,949千円減の32,978千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、雇用対策基金事業として実施した、地域人づくり事業が終了したことなどに

よるものであります。

次に、農林水産業費は、前年度より567,816千円増の2,464,666千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、有明地区に整備予定のノリ共同加工施設整備事業補助金を新たに計上したことなどによるものであります。

農業関係で新たにグリーンツーリズム推進事業費として、将来の農家民泊に向けて具体的な取り組みを始めることとしております。

農地・クリーク保全関係では、保全工事費やクリーク防災機能保全対策事業費などを引き続き計上しております。

また、水産業関係では、機能保全事業費につきましては、計画期間で最終年度となる両開漁港の事業費を計上しております。

次に、商工費は、前年度より1,609千円増の694,054千円を計上しております。

予算の主なものとしましては、商工振興費、商店街活性化対策費、観光費などであります。

なお、商業振興対策として、市内全商店を対象としたポイント事業導入に係るシステム整備補助金を新たに計上したほか、ボランティア活動等への参加者にもポイントを付与するなどして支援していくこととしております。

また、「おもてなしの心日本一」を目指すための実行組織となる“おもてなし柳川”市民会議負担金4,300千円を引き続き計上しております。

次に、土木費は、前年度より217,047千円増の2,873,531千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、市営住宅東宮永団地（仮称）建設事業費が増加になったことなどによるものであります。

予算の主なものとしては、生活基盤道路の整備費、西鉄柳川駅東部土地区画整理事業費、塩塚川高潮対策番所橋架替事業費、中島地区の密集住宅市街地整備事業費などであります。

次に、消防費は、前年度より90,351千円増の1,050,916千円を計上しております。

予算の主なものとしましては、アナログ式消防無線の使用期限が平成28年5月31日までとなっていることから、消防団車両等の無線デジタル化に向けた整備のほか、8分団2部・3部及び13分団町部・二重部の消防団格納庫について、それぞれ既存の格納庫を統合して新たに建設するための経費を計上しております。

次に、教育費は、前年度より780,523千円減の2,757,899千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、二ツ河・中山小学校の校舎改築事業及び大和中学校の運動場改修事業が終了したこと、また校区のコミュニティセンター建設事業が終了したことなどによるものであります。

平成27年度は新たな事業として、児童・生徒の安全・安心を確保するため、全小・中学校に防犯カメラを設置することとしたほか、平成26年度に設計業務を行いました皿垣・二ツ河・中山小学校を除く市内16小学校への空調整備の導入経費のほか、つり天井を有する小・

中学校の体育館天井等の落下防止のための改修工事費などを計上しております。

また、江戸時代の儒学者として知られている「安東省菴」について、市民レベルでより一層の顕彰を深めるための国際シンポジウムを開催することとしております。

次に、公債費は、前年度より29,735千円減の3,358,916千円を計上しておりますが、この要因は、市債償還利子につきまして、毎年度繰り上げ償還を実施したことなどにより減額となっております。

以上が、歳入歳出予算の主な内容であります。

このほか、第2表では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など12事業の債務負担行為を、第3表では、福岡県南広域水道企業団出資金など20事業に係る地方債をあわせて御提案申し上げます。

次に、議案第8号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

柳川市国民健康保険の1人当たりの保険給付費は、県内でも高く推移しております。しかしながら、景気の低迷が続いていることから、医療費の増加に見合うだけの国民健康保険税の伸びが見込めず、引き続き厳しい財政運営を行っていかねばならない状況であります。

平成27年度においては、共同安定化事業制度が一部改正され、当該事業交付金及び拠出金に係る予算は倍増することになりました。このため、予算総額では前年度当初予算と比べると13%増となっており、歳入歳出ともに10,667,000千円を計上いたしております。

次に、議案第9号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本会計の歳出といたしましては、保険料の徴収に伴う事務経費と、後期高齢者広域連合への納付金が主なものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と、被保険者からの保険料で賄うようになっております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに1,001,000千円といたしております。

次に、議案第10号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに657千円といたしております。

歳入の主なものとしましては、県補助金68千円、繰越金322千円、貸付金元利収入265千円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、公債費610千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸付事業は、平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入、及び公債費の償還事業が主な内容となっております。

次に、議案第11号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申

上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

平成27年度予算については、平成26年度と同様に、予算総額を歳入歳出ともに5千円の科目開設の予算といたしております。

次に、議案第12号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ1,117,896千円といたしております。

歳入予算につきましては、国庫支出金132,350千円、市債250,400千円、繰入金523,868千円、受益者負担金23,190千円、下水道使用料156,000千円、手数料、繰越金、財産収入や諸収入など32,088千円を計上いたしております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費581,511千円、公債費498,740千円、積立金13,214千円、総務費及び予備費など24,431千円を計上いたして、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定であります。

次に、議案第13号 平成27年度柳川市水道会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,391,662千円、事業費を1,367,491千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は278,802千円、支出は689,300千円計上し、資本的収入額が資本的支出額に不足する額410,498千円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にいたしております。

なお、議案第7号から議案第13号までの平成27年度予算関連の7議案の内容、詳細については、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第5～第8 議案第14号～議案第34号

議長（浦 博宣君）

日程5．議案第14号から日程8．議案第34号までの21議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第14号から議案第26号までの条例案13議案、その他5議案及び人事案件3議案につきまして御説明いたします。

まず、議案第14号 柳川市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正により、保育の実施については、児童福祉法、並びに子ども・

子育て支援法によることとなったため、条例への委任規定がなくなり当該条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第15号 柳川市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布、平成27年4月1日から施行されることに伴い、同法の規定により教育長は特別職の常勤職員となり、職務専念義務の規定が適用されることとなりますので、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例について、新たに条例を整備しようとするものであります。

次に、議案第16号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成27年4月から施行される子ども・子育て支援法において、教育・保育の給付に係る虚偽の報告等に対して条例の定めるところにより、過料を科すことができる旨の規定が設けられたことに伴い、新たに条例を整備しようとするものであります。

次に、議案第17号 柳川市柳川駅前広場条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川駅前における交通結節点機能の強化と、観光及びにぎわい創出を目的として、西口駅前広場の改修、及び東口駅前広場の新設を行ったことに伴い、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号 柳川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成26年6月に公布された「行政手続法の一部を改正する法律」により、行政手続法が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、条例に根拠を有する処分や行政指導に関する手続等を定めた柳川市行政手続条例についても、同法の内容に準じて条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、行政指導の中止等の求め、処分等の求めなどに関する条文を追加し、市民の権利利益の保護の充実を図るとともに、あわせて条文の整備を行うものであります。

次に、議案第20号 柳川市附属機関の設置に関する条例及び柳川市特別職の職員で非常勤

のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年8月に学校教育法施行令が改正され、改正の趣旨を踏まえた文部科学省から留意事項として、「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学指導決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当との通知があったことから、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成18年の給与構造改革により平均4.8%の給料の減額改定をした際、激変緩和措置として、新給料表における給料額に達するまで、当分の間、削減前の給料額を保障する現給保障制度を設けておりましたが、平成26年度をもってこの制度を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の制定により法律の題名が改められたことに伴い所要の規定の整備を行うとともに、農地法の改正による農地台帳点検等の実施規定の施行に伴い、農地台帳記録事項要約書の交付に係る手数料を追加するものであります。

次に、議案第23号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、豊原、皿垣、有明の各コミュニティセンターの新設に伴い、柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の2つの条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、まず、柳川市立公民館条例では、これまで、豊原、皿垣、有明の各小学校内に設置しておりました市立校区公民館の位置を、新設された各施設に変更しようとするものであり、また柳川市コミュニティ施設条例では、新たに豊原、皿垣、有明の3つのコミュニティセンターを追加し、各施設の諸室の使用料について規定するものであります。

次に、議案第24号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部を改正する法律が平成26年5月に公布され、平成27年1月1日に施行されたことに伴い、引用している条文について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、観光駐車場として運営しております、筑紫町、白秋、稲荷町観光駐車場の3カ所において、駐車場への1時間未満の駐車を無料とする平成27年3月31日までの特例措置により路上駐車 of 改善が図られ、観光客の利便性が向上していることから、これを特例措置を設けずに継続するとともに、各駐車場とも満車状態になるのが「さげもんめぐり」期間中や「沖端水天宮祭」の時期の数日間で、満車状態も短時間で解消されていることから、月決め駐車を新たに導入することにより有効的な駐車場の運営を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第26号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成26年度に行った柳川駅周辺地区事業により、西鉄柳川駅西口駅前広場が整備されたことに伴い、駅前モニュメント公園の供用廃止を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第27号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、県道鐘ヶ江酒見間線改良工事や柳川駅東部土地区画整理事業、県営かんがい排水事業、有明海沿岸等の整備などに伴う26路線の新規認定、及び75路線の変更認定とともに、通行上機能を果たしていない路線など15路線を廃止するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

柳川市立歴史民俗資料館の管理については、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しておりまして、現在は、公益財団法人北原白秋生家記念財団を指定管理者としているところであります。

この指定期間が平成27年3月31日で満了しますので、前回と同じく柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1号の「公の施設の性格、規模、及び機能により公募に適さないとき」の規定を適用し、公募によらず引き続き公益財団法人北原白秋生家記念財団を指定管理者にしようとするものであります。

なお、指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間といたしております。

次に、議案第29号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、本市有明町及び橋本町地先にあります両開漁港において老朽化した漁港施設の機能を回復する「両開漁港機能保全工事」に係る工事請負契約を締結しようとするものであります。

去る2月13日、17社による一般競争入札の執行により税込み価格211,105,440円で、柳川市大和町鷹ノ尾353番地、砥上建設株式会社、代表取締役 砥上晴仁が落札したので、工事請負契約を締結するものであります。

工事の概要を申し上げますと、工事延長260.4メートルで、物揚げ場上部工のかけかえ工事を施工するものでありまして、完成は本年10月の予定でございます。

次に、議案第30号 権利の放棄について御説明申し上げます。

放棄する債権は、昭和52年3月に住宅改修資金として貸付を行いました住宅新築資金1件で、元金2,331,024円、利子356,406円の合計2,687,430円であります。

放棄の理由としましては、消滅時効の完成とともに、借受人及び連帯保証人とも死亡しており、また処分可能な財産等も所有しておらず、今後回収の見込みがないと判断したため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第31号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明申し上げます。

本案は、福岡県市町村職員退職手当組合に加入している有明広域葬斎施設組合が、平成27年4月1日から有明生活環境施設組合に名称変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります古賀信正氏の委員の任期が、平成27年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります加藤君代氏の委員の任期が、平成27年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります森田好孝氏の委員の任期が、平成27年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（浦 博宣君）

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時14分 散会

平成27年3月3日(火曜日)

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成27年3月3日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

### 2.欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	石橋義浩									
教	育	長	黒田一治								
総務部	長	大坪正明									
会計	管	理	者	武藤正純							
市民	部	長	石橋眞剛								
保健	福	祉	部	長	高崎祐二						
建設	部	長	野田彰								
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	安藤和彦
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	石橋正次		
消	防	長	橋本祐二郎								
人	事	秘	書	課	長	平田敬介					
総	務	課	長	白谷通孝							
企	画	課	長	椛島謙治							
財	政	課	長	島添守男							
税	務	課	長	木下隆							
健	康	づ	く	り	課	長	樽見孝則				
福	祉	課	長	原忠昭							
学	校	教	育	課	長	松藤敏彦					
生	涯	学	習	課	長	松尾強					
建	設	課	長	中村敬二郎							
農	政	課	長	成清博茂							
水	路	課	長	松永泰治							

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

### 5. 議事日程

#### 日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第3号 平成26年度柳川市一般会計補正予算(第8号)について
- 2 議案第4号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- について
- 3 議案第5号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について
  - 4 議案第6号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に  
ついて
  - 5 議案第7号 平成27年度柳川市一般会計予算について
  - 6 議案第8号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
  - 7 議案第9号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
  - 8 議案第10号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
  - 9 議案第11号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
  - 10 議案第12号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計予算について
  - 11 議案第13号 平成27年度柳川市水道事業会計予算について
  - 12 議案第14号 柳川市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につい  
て
  - 13 議案第15号 柳川市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関  
する条例の制定について
  - 14 議案第16号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関す  
る条例の制定について
  - 15 議案第17号 柳川市柳川駅前広場条例の制定について
  - 16 議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい  
て
  - 17 議案第19号 柳川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
  - 18 議案第20号 柳川市附属機関の設置に関する条例及び柳川市特別職の職員  
で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について
  - 19 議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制  
定について
  - 20 議案第22号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 21 議案第23号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部  
を改正する条例の制定について
  - 22 議案第24号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
  - 23 議案第25号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

- 24 議案第26号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第27号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 26 議案第28号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 27 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 28 議案第30号 権利の放棄について
- 29 議案第31号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 30 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 31 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 32 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程（ 2 ） 柳川市農業委員会委員の推薦について

日程（ 3 ） 柳川市農業委員会委員の推薦について

日程（ 4 ） 柳川市農業委員会委員の推薦について

日程（ 5 ） 柳川市農業委員会委員の推薦について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第3号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第8号）について

議案第4号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第5号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

及び議案第6号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第8号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第4号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第5号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第6号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第7号 平成27年度柳川市一般会計予算について

議案第8号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第9号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第10号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第11号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第12号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計予算について

及び議案第13号 平成27年度柳川市水道事業会計予算について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第7号 平成27年度柳川市一般会計予算については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本案は全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員22名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました全議員22名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第8号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計予算については、

建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 平成27年度柳川市水道事業会計予算については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第14号 柳川市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第15号 柳川市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定  
について

議案第16号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定に  
ついて

及び議案第17号 柳川市柳川駅前広場条例の制定について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市柳川駅前広場条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第19号 柳川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 柳川市附属機関の設置に関する条例及び柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第26号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

の以上9議案を一括議題といたします。

9議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につい

ては、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市附属機関の設置に関する条例及び柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第22号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市立公民館条例及び柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第24号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第26号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第27号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第28号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第30号 権利の放棄について

及び議案第31号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

の以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第27号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第28号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第29号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第30号 権利の放棄については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第31号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について  
及び議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について  
の以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。3議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり古賀信正氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古賀信正氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり森田好孝氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり森田好孝氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

日程第2 柳川市農業委員会委員の推薦について

議長（浦 博宣君）

日程2 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、16番藤丸正勝議員の除斥を求めます。

〔藤丸正勝議員退場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市農業委員会委員に藤丸正勝議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました藤丸正勝議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、藤丸正勝議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで藤丸正勝議員の除斥を解きます。

〔藤丸正勝議員入場〕

日程第3 柳川市農業委員会委員の推薦について

議長（浦 博宣君）

日程3 柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、17番田中雅美議員の除斥を求めます。

〔田中雅美議員退場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市農業委員会委員に田中雅美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました田中雅美議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、田中雅美議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで田中雅美議員の除斥を解きます。

〔田中雅美議員入場〕

日程第4 柳川市農業委員会委員の推薦について

議長（浦 博宣君）

日程4．柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、18番樽見哲也議員の除斥を求めます。

〔樽見哲也議員退場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市農業委員会委員に樽見哲也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました樽見哲也議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、樽見哲也議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで樽見哲也議員の除斥を解きます。

〔樽見哲也議員入場〕

日程第5 柳川市農業委員会委員の推薦について

議長（浦 博宣君）

日程5．柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、20番梅崎和弘議員の除斥を求めます。

〔梅崎和弘議員退場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市農業委員会委員に梅崎和弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました梅崎和弘議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、梅崎和弘議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで梅崎和弘議員の除斥を解きます。

〔梅崎和弘議員入場〕

議長（浦 博宣君）

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時28分 散会

平成27年3月5日(木曜日)

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成27年3月5日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

### 2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長		石橋義浩
教育長		黒田一治
総務部長		大坪正明
会計管理者		武藤正純
市民部長		石橋眞剛
保健福祉部長		高崎祐二
建設部長		野田彰
産業経済部長兼大和庁舎長		安藤和彦
教育部長兼三橋庁舎長		石橋正次
消防長		橋本祐二郎
人事秘書課長		平田敬介
総務課長		白谷通孝
企画課長		椀島謙治
財政課長		島添守男
税務課長		木下隆
健康づくり課長		樽見孝則
福祉課長		原忠昭
学校教育課長		松藤敏彦
生涯学習課長		松尾強
建設課長		中村敬二郎
農政課長		成清博茂
水路課長		松永泰治
生活環境課長		松嶋眞一
まちづくり課長		大淵洋祐
観光課長		松藤満也
下水道課長		安河内一章
水産振興課長		中村正光
商工振興課長		田中利光

4 . 本議会に出席した事務局職員

議会議務局長	高巢雄三
議会議務局次長兼議事係長	亀崎公徳

5 . 議 事 日 程

日 程 ( 1 )    一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	1 番 河 村 好 浩	1 . 地方創生の取り組みについて (「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」の具体的内容) (1) 観光振興 (2) 定住促進	市 長
2	19 番 伊 藤 法 博	1 . 地方創生 柳川版総合戦略について (1) まち ... 住宅、道路、水路、交通、商店街、防災 (2) ひと ... 人口、教育、医療介護、衛生、人材 (3) しごと ... 雇用、農水、観光、商工、シルバー、ボランティア	市 長
3	12 番 高 田 千 壽 輝	1 . 商店街の振興策について (1) 各商店街の取組は (2) 補助金 2 . コミセンと公民館について	市 長  教育長
4	8 番 白 谷 義 隆	1 . 地方創生について 2 . 県道714号(塩塚地区)の拡幅工事について	市 長 "
5	14番 矢ヶ部 広 巳	1 . 合併して10年 人口 財政 高齢化率等 はどうなったか 2 . 「地方版総合戦略」は作成するのか 3 . 「持ち去り禁止」ポスター配慮を 4 . 屋敷跡に「ジョン・ヨウコ」記念館は 5 . 家庭学習時間の目安は	市 長  " " " 教育長

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、報告いたします。

3月3日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定してお

りますので、報告いたします。

委員長は荒木憲議員、副委員長に伊藤法博議員が決定いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、1番河村好浩議員の発言を許します。

1番（河村好浩君）（登壇）

1番河村です。議場内の皆さんを初め、インターネットやモニター中継をごらんの皆さん、そして最後になりましたが、河村後援会の皆さんおはようございます。1番、柳誠クラブの河村でございます。御支援をいただいた皆様のおかげで、このように一般質問をする機会を再び得ましたことに心から感謝を申し上げます。これからも頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、浦議長より発言の許可をいただきましたので、地方創生の取り組みについて質問させていただきます。

金子市長は先日、所信表明の総括で、若者が夢と希望の持てる「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を目指すと言われました。そこで質問したいと思いますが、私が通告しておりました1と2の順序が、すこたえて提出したものですから順序が逆になっておりますが、最初に定住促進について、次に観光振興について質問をしていきたいと思っております。

詳細につきましては、自席より一問一答をお願いをしたいと思います。議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

1番（河村好浩君）続

1番河村です。昨年12月に安倍政権が提唱した地方創生の取り組みについて、本市でも本腰を入れて今後取り組んでいかなければならないと考えますが、これまで市長は「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を掲げて行政運営を進めてこられました。また、柳川観光に気持ちよく来ていただくために、おもてなし日本一の取り組みも進めてこられました。

そこでまず、住んでよしの内容についてお伺いします。これまで住んでもらうためにどのような事業を実施してこられましたでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

河村議員の質問にお答えいたします。

住んでよしのまちづくりについて具体例ということでございますが、これまで住みやすさを高めるために、道路交通などのインフラ整備や、安全・安心な住環境の整備、自然環境の保全、地場産業の振興、子育てや福祉、教育環境の整備など、行政全般にわたりさまざまな事業を実施してきたところでございます。

特に定住促進の観点から申し上げますと、平成24年度からの3カ年間の期間限定の事業ではございましたが、新婚世帯家賃支援事業、マイホーム取得支援事業、空き家改修支援事業等を実施しまして、3年間で423人の転入者増につなげたところでございます。また、学童保育所やファミリーサポートセンターの設置、乳幼児の医療費助成、小・中学校の完全給食化など、時代のニーズに応じて若い世代への支援事業を実施してきたところでございます。

以上です。

1番（河村好浩君）

今423人の転入者があったということでございますが、これは独身とか新婚世帯とか、そういった感じの方もいらっしゃるのでしょうか、比率はどうでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

転入者の新婚世帯家賃支援事業につきましては、市内外を問わず結婚された方を対象に支給しておりますので、そうした方が転入されたということでございます。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。昨年の私の一般質問の際に、エアコンの設置につきまして、小・中学校の全教室に設置すると言っていただきました。これは、私を御支援いただいております保護者の皆さんも大変喜んでおられました。本当にありがとうございました。

金子市長が言われる住んでよしのまちづくりを進めていくには、少子・高齢化が進む中、福祉の充実も大切であります。本市を支える生産年齢人口をどう確保するかが大事だと思います。特に若者世代においては、子育て環境を充実させるのが一番だと考えています。実際、子育て環境を求めて保育支援が充実している大木町へ転出しているというお話を聞いておりますし、柳川市の就学前の子供を持つ若者世代の転出者は何組いたのか、お伺いします。

議長（浦 博宣君）

いいですか。（「要するに、若者世代の子供を持つ世帯の人たちが何組おらっしゃったか」と呼ぶ者あり）

河村議員、もう一回お願いします。

1番（河村好浩君）

ですから、柳川市に今まで住んであった方で、就学前の子供を持つ若者世帯の転出者はおらっしゃったやろうかということです。

保健福祉部長（高崎祐二君）

申しわけございません。その数字は今ちょっと持ち合わせておりません。また後ほどお知らせしたいと思います。

1番（河村好浩君）

では、大木町がそげん保育支援がよかち言いよんなはるですね。そして、転入者が多くて保育園ではもう足らんらしいとですよ。町外の保育園に預けても、保育支援もされてあるけん、結構大木町はじゃんじゃん人が入ってきよんなはるということでございます。

そして、先日の全協の中で保育の補助をするというようなお話が、たしか市長のお話だったですかね　の中でありましたけれども、大木町と柳川市の違いはどのようなところでしょうか。

保健福祉部長（高崎祐二君）

まず、柳川市の保育料の状況をお知らせしたいというふうに思います。

本市におきましては、26年度で国の基準よりも91,600千円ほど多く市の単費を負担して保育料を軽減しておるところでございます。今回、27年度の保育料をお示したところでございますが、来年度につきましては、さらに45,000千円追加の支援を行いまして、総額136,700千円程度を追加支援という形でとらせていただきました。

大木町との比較ということで、今、議員お尋ねでございます。大木町の現行の保育料を柳川市に当てた場合、大体266,000千円ほどの金額が必要になるというふうに考えております。ですから、先ほど申し上げましたように、柳川市が27年度、136,700千円追加補助をするような形になりますが、これを大木町と同じ保育料で柳川市に当てた場合は、266,000千円ほどの金額が必要になるというふうに考えております。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。確かに、倍近く必要になるうかと思っておりますが、やはり子育てする世代にとって、1人単価がわからないから、ちょっと何とも言いようがないんですけども、何千円とかの世界だろうとは思いますが、でも、やっぱり厳しい状況の中、少しでも安いところ、安いところに行っているのが現状じゃないかなと思っておりますので、ぜひその辺の検討もしていただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

私のほうから、保育料の問題についてお答えをしたいと思います。

河村議員のほかにも何名かの方で、今回、一般質問があっているようでございますので、基本的な考え方について申し述べたいというふうに思います。

今、部長が申し上げますように、確かに筑後地域では大木町の保育料が安いということは、そのとおりでございます。そして今度、隣町の大川市におきましても、恐らく福岡県下では一番安いような保育料を設定されました。国の基準の70%を市が見るという保育料をされま

した。大川市のような保育料を本市に置きかえますと、今現在、26年度で1億円近いような、9千何百万円と申しあげましたけれども、それが実際は370,000千円近く負担をしなければならないということで、一旦保育料を下げてしまいますと、毎年、超過負担として一般財源の中から370,000千円を費やさなければならないというふうになるかと思えます。私は、そういうような各市町村に仮に合わせたとしても、370,000千円を一般財源から持ってきますといろいろな事業ができないようになります。

そこで考えるのは、低所得者に対しての保育料ですね、所得の少ない人に対してはそれなりの手当てをしていくと。所得の高い人、10,000千円とか8,000千円とかいう方もいらっしゃると思います。所得税がたくさんかかる方もいらっしゃると思います。そういう人に対しましては、それなりの応分の負担をしていただくと、そういう形で進めていきたいというふうな考え方を持っております。それで、子育て支援のまちとしては、産みやすいようなまちづくり、子育てしやすいようなまちづくり、ほかのいろんな施策がありますので、そういう面で柳川市でもいいんじゃないかということをごすね、柳川でも子育てのことをいろいろ考えてあるんじゃないかと、そういうようなまちづくりをしていきたいというふうに考えているところで

1番（河村好浩君）

1番河村です。所得の格差で支出の差はあってしかるべきだと私も思います。ぜひそのような形で少しでもそういったことに近づけるように頑張っていたいただきたいと思うわけです。やはり子育て人口の取っかかりの人たちですので、そこに住んで、保育園がよかった、小・中学校もいい、ずっと定住につながっていきけるような、そういった施策をぜひしていただきたいと思うわけでございます。

そして、私が前回このような形でエアコンの導入を決定していただきましたので、本当にありがたかったんですが、このほかにも、学校給食費の補助の件とか、いろいろ子育てするためには、福祉も本当に大事ですけども、その年配の方々を支えるためにも労働者人口をふやさなきゃいけないと。そのためには、やはりそういった子育て支援の充実をしっかりとしていただきたいと思うわけでございます。定住促進だけでなく、Uターン、Iターン促進も含めて、子育てするなら柳川たいと言われるくらいの政策をとっていただきたいと思いますが、市長のお考えはまた同じような考え方だと思いますが。

市長（金子健次君）

今回、27年度、28年度、学校の空調設備を実施するように計画いたしております。27年度におきましては小学校、28年度においては中学校という形でそれは実施してまいりたいというふうに考えています。ただ、文部科学省のほうがつきましては補助金をつけないような形になっておりますので、困ったことになったなど。しかし、その分についても、やっぱり一般財源なり合併特例債等を活用しながらやっていきたいと、それは実施をしていき

いというふうを考えております。

いろんな形でそれぞれのまちづくりを考えておられますし、隣町のみやま市においては、6月議会で、医療費を通院の関係についても中学生まで全額無料というふうになっております。福岡県のほうも、小学6年生までは無料化ということをして28年度以降考えておるようでございますし、そういう面についても、仮に柳川市でした場合、幾らになるかということも計算をいたしました。90,000千円近くなります。

これについては、私自身の考え方を申し上げますと、保育料の基準についても、医療費についても、やっぱりそれは国が制度の中において、子供を産みやすいような国づくり、そういうことをやっていくべきじゃないだろうかと。それについて、ほかにできること、柳川市でできる子育て支援策を考えていきたいというふうを考えております。やっぱり人口が1億3,000万人から8,000万人とかいう形で減っていきますので、そういうことをするためには、やっぱり国が大幅に考えていかなければならないというふうに思っておりますし、いろんな機会を捉えて県や国にこのことを要請していきたいというふうに考えているところでございます。

それは、確かに市町村間の競争であるかもしれないけれども、安くすること、確かに財源は限られておりますので、そのことを全て子育てに持ってくるというのは非常に厳しい状況になっていることも事実であることを伝えておきたいと思えます。ただ、子育てなら柳川たいという意味では、できる部分はたくさんありますので、そういう施策を施していきたいというふうに考えております。

1番（河村好浩君）

1番河村です。先ほど市長が言われました、エアコンを単費でしなきゃいけないということですが、例えばランニングコストですよね、電気代かれこれかかります。そういったのはやはり受益者負担といいですかね、例えば、校費を集めてありますですね、小・中学校で。そういった中に入れ込んでもいいのじゃないかなと。ランニングコストに関しては、やっぱり受益者が負担をすべきじゃないかなと思えますので、そういったことでいろんな調整もしていただきたいなと思うわけでございます。

いずれにしましても、2040年には行政機能の維持が厳しくなる、難しくなる、消滅可能性都市の一つに上げられている柳川市にとって、金子市長が言われるように、定住化対策、地方創生を本市の重要課題と位置づけられ、知恵を絞っておられるとのことですが、頑張っていたきたいなと思っております。でも、この件を、私もちょっとよくわからないんですが、この地方創生の総合戦略とかに盛り込んで、例えば子育て支援をするから予算を取るといようなことはできないのでしょうか。

市長（金子健次君）

今回、27年度に長期ビジョン、また総合戦略をつくらなければなりません。そのことにつ

いて少しだけお話しをして理解していただきたいと思いますが、よろしいですかね、その答弁で。

所信表明でも申し上げましたが、本年は地方創生元年という形で捉えていまして、柳川市の中長期の人口を見通した長期ビジョンの策定と、その長期ビジョンを達成する5カ年の総合戦略を来年3月までに策定したいと考えております。その3月までと言っても、ぎりぎりの3月じゃなくて早い時期に策定をしたいというふうに考えているところです。

国が総合戦略の柱として設定をいたしました、地方における安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するという4つの基本目標に沿って、本市でも検討、実施していきたいというふうに考えております。

具体的には、4月から地方創生に係る専門の部署をつくりまして、私を本部長といたします柳川市定住促進創生本部のもと、全庁的にこれまで実施をしましりました行政施策を検証しながら、将来を見据えて、この5年間で緊急に対応しなければならないという課題解決を図っていきたいというふうに考えているところでもございます。

これに先行いたしまして、現在、九州大学との共同プロジェクトや、若い世代による柳川市定住促進若者会議では具体的なプランづくりを実施しているところでもございます。

今回の総合戦略は、柳川への移住をどう進めるのか、柳川で安定した雇用にどうつくるのか、若い世代の結婚から子育てまでの支援をどうするのかといった行政だけでは解決できない大きな課題でもあります。より実効性が高まる戦略を練るためには、産業界、金融機関、大学、高校、労働団体等を巻き込んだ推進組織を立ち上げて議論していくことが重要ではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回の地方創生、定住化対策につきましては最重要課題としてしっかりと総合戦略を練っていききたいと思います。柳川市のいろんな歴史や文化、風土、風情、そういうふうなこともありまして、こういう状況の中でのピンチをチャンスに生かして、柳川の特性を生かした、どこかのシンクタンクに練っていただくようなことじゃなくて、ある程度、自前の分をつくりながら総合戦略を練っていききたい、早急につくり上げていききたいなど、そして議会に諮っていききたいなというふうに考えているところです。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。ありがとうございました。

それでは次に、訪れてよしについて観光振興の観点からお伺いします。

先日、石破地方創生担当大臣が、「日本の成長は観光が引っ張っていく、訪日外国人で活性化を」をスローガンにした、地方創生で観光立国を目指すという旨の発言をされておりました。本市では、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を掲げ、おもてなし日本一を目指す

しておられますが、国内、海外からの観光客誘致に向けて、どのような戦略を持ち、どのような事業を計画されているのか。

また、御存じのように柳川市は通過型の観光であります。通過型ということは、やはり夜、朝に魅力的な観光資源があれば観光客の宿泊客の取り込みになると思いますが、宿泊型に転換できるような具体的な計画があるのか。

私は、沖端地区の船だまりで夜市や朝市を実施し、誘客できないかと考えています。いつも朝市とか夜市の話をしませんが、ただの朝市、夜市じゃなくて、やはり柳川の特産物を生かした、柳川に泊まってでも行きたくなるような魅力的なものと思っていますが、今回の補正予算でナイトメニューがありました。どのような内容か教えてください。

観光課長（松藤満也君）

河村議員の御質問にお答えします。

まず、観光戦略についてでございますが、昨年12月に、柳川市観光まちづくり推進委員会から、来年度以降4年間で優先的に集中して取り組むべき4つの施策と12の事業を市長に提言いただいたところでございます。

この提言の柱の一つが、議員御指摘の交流人口をふやすための誘致・プロモーション事業の推進でございます。また、補正予算案に上程しておりますとおり、地方創生の交付金を活用しまして、九州、福岡と連携した国内外へのプロモーション事業を初め、市内の観光施設を複数めぐるツアー商品を造成した旅行者向けのインセンティブ事業、海外のお客様向けにフリーWi-Fiスポットの整備事業、これは無料でインターネットが利用していただける公衆無線LANを整備することで、本市の観光情報を収集しやすくしたり、実際の観光体験を世界中に情報発信いただける環境を整える事業でございます。また、商店街等における免税販売促進事業や、柳川ならではの観光資源「川下りですね」を活用して、花嫁船プロモーションDVDを制作するなどして、そういうことを計画しているところでございます。

国内、海外ともにマーケットが広がり、地域間競争が激しくなっている中、一人でも多くのお客様を誘致し、滞在時間を延ばして柳川に落ちる消費をふやすために、積極的な誘致活動とお客様の満足度を高めるためのおもてなしの心を込めた受け入れ態勢の充実を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、議員御提案の、夜と朝のメニューの充実を図り、宿泊をふやす取り組みにつきましては、九州や福岡でもナイトメニューの充実は重視をされておまして、本市としましても、柳川ならではのナイトメニューの開発は重要課題であると認識をいたしております。

このため、ふるさと旅行券事業を活用して、宿泊助成を初め、例えば夜の川下りにはナイトメニュー加算としての助成金をふやすことなどを検討しているところでございます。

なお、沖端の船だまりでの夜市や朝市の開催につきましては、地元商店街や地域住民の皆様とコンセンサスがとれれば検討できるのではないかと考えております。

以上です。

1 番（河村好浩君）

1 番河村です。国内外の観光客誘致に向けて、DVDとかいろんなものを出されるということでございますが、先日、テレビでちょっと見ておりましたが、おもてなしの心日本一、おもてなしというのは日本全体がおもてなしという形でやっているわけでございますが、外国の旅行客に言わせれば、そのおもてなしに日本人と外国人のギャップがあるわけですね。ですから、過剰サービスもいけない　いけないじゃないんですけれども、余りにもサービスし過ぎるんじゃないかと、外国の観光客の方々は、例えば、Wi-Fiの設備が整っているとか、外国語が通じるとか、あとは日本の古きよき時代のものを見に行きたいとか、要するにそういったことを望んでいる部分がかかなりありますので、そういったことも含めてぜひ検討していただきたいなと思っております。

そして4年間、観光誘致に向けての件ですが、プロモーションをしたりとか、九州、福岡と連携ツアー、そういういろんなものを考えてあるとおっしゃっておりますので、その中でも、じゃらんとか、リセットとか、いろいろそういった情報誌があるじゃないですか。彼らはやはりその気にさせるようなプロですね。そういった方と連携をしてツアーを組むとか。例えば、私が視察に行ったときに、どこだったか記憶はちょっとないんですが、そのまちのじゃらんがあったんですね。いろんな柳川市内の業者がお金を出していると思うんですが、じゃらんがあって、それを見れば、観光に行ったら、こういった店があるんだ、ああいったところを見れるんだというふうな、すばらしい、その気にさせる文句をやはり彼らはプロですから書くわけですね。そういったことも含めて、提供されてやっていかれたらいいんじゃないかなと思っております。

それと、ナイトメニューの件ですが、地元の方々とコンセンサスがとればということでございますが、とるように、とればじゃなくて、やはり観光客を誘致するためにはそういったことも必要じゃないかなと。地元の人たちと、こういったことをしましょう、ああいったことをしましょうとこちらから積極的なアプローチも、本来ならば向こうから来るのがあれかもしれませんが、こちらからも積極的にアプローチをして、こういったふうにしたら補助金も出ますよとか、こういったこともできますよというふうなこともできるんじゃないかなと思います。

次に、よかもんまつりの件ですけれども、よかもんまつりには6万人もの人出があると言われておりますが、でも、その6万人の方の多くは市内からだと思えます。会場でさまざまな産品を安く販売することから、本当にたくさんの方々がお見えになっておりますが、その祭りが終わった後、市内の小売店などは、やはりそのときにお金を使いますので、売り上げはかなり　かなりと言ったら失礼かもしれませんが、落ち込んでいくと。でも、安く販売していただくことは本当にありがたいことなんですけれども、それだけではなくて、

やはり市外からの来場客というんですか、観光客を含めての外貨獲得につながるような取り組みはないのか。前にも話したんですけれども、おにぎえとよかもんまつりの合体とか、市外から人を呼び込む戦略を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

よかもんまつりとおにぎえを合体して、市外から人を呼ぶ方策を考えるべきということでございますが、市外からお客様を誘致して柳川に落ちる消費をふやすことは、とても重要なことであるというふうに思っております。

一方で、相当の祭りともさまざまな構成団体から成る実行委員会の主催で開催をいたしております、これまでも議論があったというふうにお聞きしております。同じ日程で、同じ会場で開催することは、構成団体や出店者など多くの調整が必要であろうと思います。ただ、新市が発足して、よかもんまつりも1回目を終えたわけございまして、開催のあり方については、市外からのお客様をいかに誘致するかということも含め、今後十分に検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。前回は同じような答弁で、わからないでもないですけど、やっぱりノリが忙しいとか、いろんな形でタイミングが合わないのは、それはしょうがないと思うんですけども、でも、その合体ができないんだったら、せっかく観光資源にもなり得るおにぎえという物すごく歴史とあれがあるわけですね。

熊本の、ぼした祭り、たしか同じような意味合いを持つお祭りだったと思うんですけども、片や何十万人の方が見えて、それは市の規模が違うにしても、同じような意味合いを持つお祭りなんですよね。これを言うと、いろんなものがひっかかるので言いませんけれども、それだけでも、おにぎえの実行委員会の方だけがやっているからそれでいいじゃなくて、それを観光資源に観光客をふやすというようなこと。その単独だけでもいいからやるとか、そういった気持ち、先ほども言いましたように、コンセンサスがとれたらじゃなくて、もうそういった形で外貨を稼がないとだめだという気概で、気持ちでやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うわけです。

次に、観光客が多く訪れる沖端の水天宮周辺にある店舗についてですが、昔ながらの暮らしの魅力を再現し、非日常を味わってもらえるように、私が言うのはあれですけど、正面だけでもよかけん、統一感のある城下町風情が感じられるような景観づくりの事業に取り組めないか、お願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

河村議員の質問にお答えいたします。

本市の景観の保全や向上に関しましては、平成24年10月に柳川市景観条例を施行し、建物

等の新築や改築等に対し規制誘導を行ってきているところでございます。

また、今年度より景観形成推進事業といたしまして、良好な町並みづくりを先導的に進めるため、壁づくりプロジェクトなど既に具体的な取り組みを実施している柳川商店街地区で、地区住民の皆様と市民ワークショップを行いながら、町並み形成に向けた仕組みの検討を進めてまいっているところでございます。この柳川商店街地区の取り組みが終わりました後に、沖端地区でも同様の取り組みを実施していく予定といたしております。

景観づくりは、住民の皆様の御理解と御協力が必要になってまいりますので、今後は市民ワークショップなどの取り組みを進めながら、市民の皆様方と一緒に良好な景観の保全と向上を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

1番（河村好浩君）

1番河村です。柳川商店街さんとの壁づくりプロジェクトの壁づくりというのはどういったことでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

柳川商店街地区で、現在、壁づくりプロジェクトと申しまして、ブロック塀などを板塀等で覆いまして、やわらかさを出すというんですか、昔ながらの風情を出すというようなことを行っているところでございます。

1番（河村好浩君）

1番河村です。やはりそういった景観、観光に行って自分のまちと同じような町並みだったらげんなりするんですけど、そういった形で、昔の城下町を思わせるような壁づくり、ただ単にするんじゃなくて、少しでも城下町風情が残っているような、京風とまではいかないにしても、そういったことをしていただきたいなと。そして、それをまた沖端にもしていただきたいなと思います。

先日、沖端の観光案内所にも行ったんですが、金曜日だったですかね、かなり観光客の方がお見えになっていて、観光案内所にも十数名の方が休憩をされておりました。

私も入ったんですが、見てみますと、さげもんの時期ですので、さげもんのポスターがあったんですけど、日田のポスターとか、いろいろさげもんをしてあるところのポスターもずらっと並べてあったんですが、それはそれでお互いの情報を、日田にも柳川市のやつがあるだろうと思いますけれども、それはそれでいいと思うんですが、せっかく柳川市にお見えになっていて、リピーターになっていただきたいわけですよね。その場合に、私がちょっと見損なったかわからないんですが、柳川市においても年間、春夏秋冬の目玉というんですか、冬の白秋祭とか、いろんな目玉があろうかと思えます。夏は有明海花火フェスタとかのポスターをつくって、今度、何月何日にはこれがあるけんが、また来てくださいよと、冬にはこれがありますよと、そういったことを積極的にアピールすべきではないかなと。ただポス

ターを張って、そのとき女性の方がいらっしゃったんですが、奥の方に控えられていて、たまたまそのときにしか見ていませんので、どのような対応をされているかわかりませんが、奥のほうで聞こえるか聞こえないかの、私は聞こえたのであれですけど、小さな声で「いらっしゃいませ」とおっしゃってありました。でも、せっかく観光協会に指定管理で柳川市のお金を出しているんですから、もっともっと有効的に、やはり観光案内する方はちょっと専門的な知識も持っていて、来られた方々にパンフレットをあげて、次はこうですよみたいなアプローチも積極的にしていかなないと、ただお見えになっていて「いらっしゃいませ」だけじゃ何かもったいないなと思いますので、そういったことも含めてぜひ検討していただきたいなと思います。

市長の地方創生の取り組みというのは先ほどおっしゃって 最後に、今回の地方創生の取り組みについて、27年度中に地方版総合戦略を策定しなければならないということで、あと1年しかありませんが、どのように策定されているのか市長にお伺いしたいんですがということで、先ほどのあれでいいですかね、再度いいですかね。

市長（金子健次君）

河村議員の観光に対する熱い思いというのは伝わってきます。

先日、県庁に行きまして、県庁のロビーはワンフロアですけれども、あそこの柱に結構柳川のポスターをしていただいているんですね。これでもかというぐらいに柳川のポスターをしていただいております。そして、今、柳川の川下りと白秋とさげもんのポスターを、数多いポスターが各市町村から届けられておりますけれども、積極的に柳川をPRしていただいていることについては感謝していきたいというふうに思います。

今、柳川のホームページをのぞいていただくと評判がいいんですね。のぞかれたと思いますけれども、あっと驚くようなホームページになっておりまして、ホームページもずっと変えておりますので、結構いい感じに仕上がっていると思います。

プロモーションという柳川のPRも、東京では毎週、江口信さんがテレビで紹介をいただいている、徐々に柳川というのが広まっていくと。そういう資源がありますので、ずっと活用していきたいというふうに思います。

いろんな民間団体のほうでも、お城の再建とかいうことを徐々に取り組んでおられますし、話によると、一夜城をつくらうじゃないかというふうな話も出てきております。

3月22日、21日の10周年の記念式典の翌日がマラソン大会。マラソン大会は、東京、千葉含めて1,400名が全国からありました。1,400名のランナーのうちの1,000名は市外からおいでになります。恐らく1,400名は単独では来られません。3名近くの家族の応援も含めて四、五千人が集まるという絶好の機会であると、柳川をアピールできる絶好の機会であると。今、リピーターの話が出ましたけど、柳川に行ってみないと、そういうまちのおもてなしのマラソン大会を考えているところです。

今現在、私も土日、沖端を散策いたしますと、どこに見に行ったらいいやろうかと。北島さんという、あの古い家に、ああいう立派に飾っていて、テレビは放送してくれるけれども、あそこに行くためにはどうしたらいいんだろうかということで迷ってある方はたくさんいらっしゃると思います。そういうことをするためには、やっぱり少し案内係、そういう人たちをもっとふやしたほうがいいかなと。いろんなことを考えていかなければならないというふうに思っているところです。そしてまた、柳川にたくさんの皆さんがおいでになるような形を考えていかなければならないというふうに思っております。

総合戦略については、先ほど途中で私が申し上げましたので、繰り返しになりますので、そういうことで御理解をしていただきたいと思います。決して来年3月ぎりぎりいっぱいじゃなくて、早目にそういう戦略ができて議会のほうにまたそういうことをですね。1年しかありませんので、国の石破大臣も言っていますので、そういうどこかのシンクタンクに任せるんじゃなくて、独自の、オリジナリティーの柳川のやつをつくっていきたいというふうに考えて、私自身も先頭に立って頑張っていきたいというふうに思います。思っておっても、やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

1番（河村好浩君）

1番河村です。ありがとうございます。私も最近よくテレビで柳川市の案内をされているのを見ます。先ほど言われました北島さんのところも結構、誰かが来て取材をされていたのを見ました。

先ほど言われましたように、案内係を置かなきゃいけないと。やはりボランティアのガイドさんがいらっしゃいますよね。そういった方たちをフルに活用していただいて、また、先ほどオリジナリティーとおっしゃいましたので、それをつくるためには、やっぱり現場の声をしっかりと吸収しないと、そのオリジナリティーはできないんじゃないかなと。専門家に任せるんだったら机上の空論で終わりますので、ぜひ現場の方々の意見を取り上げていただいて、生かしていただきたいなと思います。

柳川市が直面しております人口減少、どこでもそうですけれども、人口が減るということは、当然のごとく生産性も減るということで、では、生産性を高めるためにはどうしたらいいかということで、それは先日、テレビであっていたんですが、人口をふやすか、観光客にお金を使ってもらって経済を豊かにしなきゃならないというような形も言われていました。

先ほども言いましたように、訪日外国人で活性化を目指す石破大臣は、2013年度は1,036万人の訪日外国人がいらっしゃったと。2020年までに2,000万人までふやすと。その2013年度の外国人の旅行消費額が2兆300億円というようなお話もされておりました。このことは柳川市にとっても同じようなことではないかなと。金子市長は観光客を200万人だったですかね……（「150万人」と呼ぶ者あり）150万人から200万人じゃなかったですかね。150万人

やったですかね。（発言する者あり）150万人やったですかね、済みません。200万人は私の勘違いですかね。

観光誘致には5つの要素が必要だそうです。その5つの要素の中の1つ目が、素晴らしい見るものがあると。柳川市には、御花とか、白秋生家とか、オノ・ヨーコのおじいちゃんの家とか、そういった材料があります。2番目が、すてきな素晴らしい買い物ができる。要するに、柳川のさげもんだとか、柳川まりだとか、いろいろあります。3つ目が、おいしい食べ物がある。ウナギのせいり蒸し、有明ノリ、いろいろあります。4つ目が、便利な交通アクセスがある。近くに西鉄や新幹線、高速、アクセスは万全でございます。5つ目に、体験できる文化がある。これは川下りですとか、柳川では蒲池窯ですか、そういった体験できて、そういったことに興味がある方々なんかもいらっしやると思います。そういった5つの要素全てがそろっておる柳川でございますので、あとは魅力ある企画と素晴らしいプレゼンテーションだけではないかと思えます。

平成27年度は、柳川市の将来を決める大事な1年だと思えます。もう人の足を引っ張っている場合じゃなくて、議会と執行部が一丸となって取り組まなければならない大事な1年です。金子市長におかれましては、定住促進と移り住んでもらう移住促進、そして、観光においては通過型から宿泊型へと、「住んでよし、訪れてよし、泊まってよし」の三拍子そろった地方版総合戦略策定に頑張ってくださいますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番（伊藤法博君）（登壇）

19番伊藤法博でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私のテーマは、地方創生、柳川版総合戦略についてお尋ねしたいと思います。

平成26年9月3日に、まち・ひと・しごと創生本部の設置が閣議決定されて、国と地方が一体となって地方の活力を取り戻す施策が展開されています。

国レベルでは国の長期ビジョンとして、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望の提示と国の総合戦略として、2015年から2019年（5カ年）の政策目標、施策を策定するこ

とし、一方、地方レベルでは各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を示し、地方版総合戦略として各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015から2019年の政策目標と施策を策定することとなっています。この中で国は地方に対し情報支援、人的支援、財政支援を切れ目なく展開することになっています。また、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定、実施には国による手厚い支援が期待されます。

長期ビジョンとして2050年から2060年を視野にして、人口1億人程度の確保と実質GDPの成長率1.5%から2%程度の維持が定められています。それに基づく2020年に向けての成果目標である、地方における安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れをつくり、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するといった施策を実施し、「しごと」、「ひと」の好循環を成し遂げる。主な重要業績評価指数（KPI）を定め、主な政策の展開を図らなければなりません。こうした中で、みずからの地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指すべきです。

では、柳川版中長期ビジョンではどうあるべきか、また柳川版総合戦略はどうすべきかを策定しなければなりません。柳川市の中長期ビジョンとして人口推移はデータによると10年後には6万1,000人、20年後には5万3,000人、25年後には5万人を割り込む事態になっています。今後いかにこの人口減少を緩和させる施策を取り入れるかに、柳川市の将来がかかっています。

まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を考える上で、現在柳川市に存在する課題は何かを明らかにしなければなりません。

質問については、自席より行いたいと思いますので、議長のお取り計らいをよろしく願います。

19番（伊藤法博君）続

まちについては、住宅、道路、水路、交通、商店街、防災などがありますが、現在計画されている公共下水道、都市計画道路、河川及び海岸、堤防の計画期間についてそれぞれお願いしたいと思います。

下水道課長（安河内一章君）

公共下水道の計画期間についてお答えいたします。

本市の公共下水道事業は、昭和56年度に事業着手いたしまして、平成13年度から一部地域の供用を開始しております。

下水道事業の全体計画面積は706ヘクタールで、平成26年度末で49.7%の整備が完了いたしております。下水道事業の完了につきましては、平成47年度の工事完成を目指しておるところでございます。

以上でございます。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

本市で計画している都市計画道路は18路線で、計画延長4万4,330メートルでございます。現在、市で事業を行っている路線は、西鉄柳川駅自由通路線の1本だけで、今月末に完成する予定でございます。

このほかに、事業化に向けて取り組んでいる路線が都市計画道路南徳益上宮永町線と三橋筑紫橋線の2本がございます。道路事業では、国が提唱しております「5年で見える道づくり」の考え方にに基づき、おおむね5カ年で事業効果が見える区間が設定され、事業化されているところでございます。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

議員御質問の河川及び海岸堤防の計画期間についてお答えいたします。

河川につきましては、国が管理しております筑後川及び矢部川については、現在事業の計画期間は不明でございます。

県が管理いたします沖端川については平成33年度まで、塩塚川につきましては平成48年度までの事業計画になっています。

また、柳川海岸でございますけれども、平成36年度までの事業計画になっております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

海岸堤防あたりは平成36年度の完成だということですが、これまでに大きい台風等が来なければいいということで心配はしておるところでございます。

現在、都市計画道路で、蒲池地区で工事が行われている高橋中牟田線が将来、昭代地区に入り、昨年路線認定された南徳益上宮永町線についてこれから着工されるわけですが、将来、西進して沖端川を渡河し、この2つの路線がつながって、柳川の市街地外環状道路を想定すると、矢留地区の密集住宅地域を通ることになると思います。昨年の6月議会で矢留地区の密集住宅市街地整備についてお尋ねしましたが、現在のところその計画はありませんとのことでした。柳川観光の中心地に隣接しているこの矢留地区の住環境の整備については、観光はもとより、交通、防災、定住化の面で多大な効果が期待されるものと思われま。

今回、この柳川版総合戦略策定に当たっては、長期ビジョンの方向に沿う形で企画され、10年後、20年後を見据えて立案するべきだと思います。将来展望として、柳川市の大きな課題と思いますが、この点についてどのように考えてあるかをお尋ねいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

平成21年3月に作成いたしております柳川市都市計画マスタープランには、都市計画道路

南徳益上宮永町線が矢留町、沖端町、そして昭代地区を通り市道高橋中牟田線と連結する市街地外環状道路構想がございます。今は、矢留町、沖端町、そして昭代地区を通る外環状道路の両端部であります都市計画道路南徳益上宮永町線と市道高橋中牟田線の起点である高橋の交差点の事業化に向けた取り組みを行っている段階でございます。

将来、この市街地外環状道路構想が具体化された時点で、伊藤議員が申される沖端町の密集住宅の解消についても検討していくことになるというふうに考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういった将来的な見通しのもとに、やはり中長期の計画も策定をしていただきたいと思えますし、また矢留地区の密集市街地住宅整備は、中島の二重地区と同じように、本来ならば合併前から取り組んで、今の時点では大体でき上がっておくべき、そういった課題のある事業じゃないかと私は今思っておるところでございます。

交通の面では、交通弱者に対する便利で効率的な公共交通体系の確立と、車社会における駐車場の整備が重要なことだと思います。現在、運行されているコミュニティバスは、地域によっては運行日が違い、コミュニティバスでは、目的地によっては1日で行くことができない状況になっています。柳川市内であれば、交通弱者でも低料金で半日以内に用件が済ませるような乗り合いバスを運行すべきではないかと思いますが、この件についてお尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

コミュニティバスの件についてお答えいたします。

ことしの1月、ルートを変更しまして、大和きたルート、それとみなみルートを大和地区から乗りかえなしで長田病院、柳川リハビリテーション病院、水の郷へ行けるように改正したところでございます。

ルート変更を行って2カ月が経過し、今のところ少人数ではございますが、利用者は増加しているところでございます。

議員が言われるコミュニティバスの利便性についての問題でございますが、市内の方が低料金で、さらに半日以内で用件が済ませるような乗り合いバスの運行をするということになりますと、現行の運行サービスの水準を上げなければなりません。そうしますと、運行経費が当然上がりまして、さらに財政負担が大きくなってきます。また、それに伴いまして、利用者負担の増額等も検討しなければなりません。

ルートの変更や運行時間の改正など必要な見直しは行っており、現状では一定の効率的な運行はできているのではないかというふうに思っておりますが、これ以上の利便性を追求するという場合には、サービス水準をどこに設定するかということの非常に大きな問題となってきます。

現行のコミュニティバスにつきましては、26年度から28年度までの3カ年間、長期契約で現在委託をしておりますので、引き続きよりよい運行を目指して続けていきたいというふうを考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

近隣の市町村では、八女市とかいるんところでそういったデマンドバスといいますが、乗り合いバスを運行しておるわけですから、運行経費がかかるといっても利用者の数によってはコストが安くなる場合が、そういう利用者が多くなれば1人当たりのコストは非常に安くなるんだらうと思います。

例えば七ツ家から大和庁舎に行こうと思っても、1日で行けるような状況でないわけですね。運行日も違いますし、待ち合わせの時間もあるわけですから、そういったことを考えるならば、今のコミュニティバスをこのまま運行しておるのには、私にとっては怠慢だとしか言いようがありません。

きょうのNHKの朝の番組で、高齢者ドライバーの危険性の問題があっていました。やはり高齢者が無理をしてでも運転をしなければ買い物にも行けないというような、やはり現状があるわけでございますので、そういった方々が低料金で短時間に柳川市内であればどこでも行けるような交通システムの確立をどうしても早急につくっていただければ、いろんな交通事故による人的災害も少なくなるんじゃないかと、私は考えております。どうかもう少し早急な対策をとっていただきたいと思います。

あと、駐車場の整備に関しては、やはり柳川みたいなコンパクトシティを実現するためには、水の郷、物産公園、足湯、これからできる文化会館、そういった近くに十分なスペースの駐車場を整備することが、やはりどうしても必要じゃないかと思えます。そういった面で、政策的にも今後の事業計画の中に取り入れてもらいたいと思っております。

次に、水路（掘割）は柳川地方にとって歴史的にも景観的にも経済的にも大きな資産であるとともに、命を育み、私たちに安らぎを与えてくれる貴重な存在であります。

この掘割を900キロ以上にわたって、しゅんせつ、護岸、流水確保、制水と、絶えず維持管理することは大変なことだと思います。特にこの掘割のしゅんせつについては、過去のしゅんせつ残土が処理されずに、15万立米、残土置き場に放置されていて、しゅんせつ残土置き場がないため新たなしゅんせつが思うようにできないでいるのが現実です。

市内数カ所に2メートルから3メートルの高台をつくり、洪水時の車や人の避難場所を兼ねた公園やスポーツグラウンドをつくって、この問題を解決する方法がコスト的にも安く、一石二鳥の成果が得られるのではと思います。しゅんせつ残土の処理はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

産業経済部長（安藤和彦君）

議員からのしゅんせつ土の処理についての御質問にお答えしたいというふうに思います。

市内数カ所に二、三メートルの高台をつくり、洪水時の避難所を兼ねた公園やスポーツグラウンドをつくってはどうかということでございますけれども、この洪水時の避難所につきましては、議員からの過去の一般質問に対しても答弁しておりますように、かんぼの宿柳川のほか、病院や学校等との間で避難所に関する協定を結んでおるところでございます。今回、高台をつかって洪水時の避難所にしたらどうかということでございますが、場所の選定、用地の確保、また避難するとなると多くの方が車で移動されると思います。その際の駐車場の確保、のり面の保護に多額の費用がかかるなどの管理面等、多くの問題があるというふうに思っております。そういうことから、高台をつくるということにつきましては、今のところ現実的には厳しいというふうに考えておるところでございます。

なお、しゅんせつ土の処理の現状でございますが、現在、柳川市には旧柳川市に5カ所、旧三橋町に17カ所、計22カ所のしゅんせつ土残土置き場がございます。しゅんせつ土の処理につきましては土壌改良を行うことにより、平成24年度から平成26年度末までに約2,900立方メートルをコミュニティセンター造成工事に活用をいたしました。これは10トンの大型ダンプに換算いたしますと、約480台分になります。

来年以降も引き続き土壌改良を行い、国、県、市の公共事業への活用はもちろんのこと、新たに民間での敷地造成工事への活用も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

20年から24年にかけて2,900立米の残土処理をやったということですが、まだまだ15万立米、20年も30年も前のしゅんせつ残土が放置されておるわけじゃないですか。そういったことを考えて、区長さんたちからも特に言われるのは、しゅんせつを依頼しても、そのしゅんせつした残土をどこへ持って行くか、行き場がないから掘られないというような指摘が上がっております。

そういったことを考えると、そういう高台をつくることは、いろんな場所の選定、いろんな問題もあるし、そして洪水のときに皆さんもテレビでよく見てありますけれども、車が1メートル、2メートルの冠水でもぶかぶか浮いて、ほとんどがそういった被害の出るような状況じゃないですか。この間の柳川市の2年前の河川堤防の決壊でも多くの車がつかってだめになっておるわけですので、やはりそういった車を退避させるような高台を、やはりある程度は整備しておく必要があるし、そうすれば人もそこに避難できるわけですから、今、コミュニティセンターつくっておりますけれども、一、二メートルの洪水が起きたときにはそこもつかってしまうような状況じゃないですか。

そういったことで、また移動せないかんというような状況があるわけですから、いざというときは病院とか学校とか3階、4階建ての建物に避難すればいいというわけですがけれども、

今の現在の一時避難所等では、そういった洪水に対して対応できないような状況になっておるわけです。そういった意味で、やはりそういった高台の建設等、しゅんせつが今後もスムーズに回転できるような施策を取り入れていかないことには、ふん詰まりにはどうしてもできないわけですので、よろしくをお願いします。

金子市長が当初、そういったしゅんせつ残土の処理システムの構築というようなことを言っておりますけれども、そのやつは恐らくなかなか技術的にも経費的にも難しいと思いますので、やはり高台をつくってそういったところの造成をして、そういったところにしゅんせつ残土を持って行っていけば、柳川のクリークを、清流を保てるあれになるんじゃないかと思っておりますので、どうせやはり市民がグラウンドゴルフとかゲートボールとかいろんな面で活用する用地は必要ですので、それを二、三メートル高めた中で整備していくということも非常に大事じゃないかと私は思っております。

次に、掘割の護岸についてお尋ねしたいと思います。

掘割の護岸についても、現在行われている垂直的な護岸ばかりではなく、堀岸を広くとって親水性を高め木々を植え込み、市民や観光客が憩える空間をつくり出すこともあってはいいのではないかと思います。そういう場所があれば、一つの新たな観光資源にもなり、市民の憩いの場にもなり、柳川に移り住んでみようという動機になるかもしれません。その辺の考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

水路課長（松永泰治君）

市内の城堀地区につきましては、昔ながらの水路の情景を残して川下りなどの観光地として整備をしております。

親水性が高い護岸整備となると、広大な農村の中で、緩やかな勾配の水路の周りに、木々が植えられた情景を思い浮かべます。

これは、20年、30年先の農村の風景をどう考え、進めていくのかでございますが、市としては新たに広い水路を確保するには、水路用地を確保しなければなりませんので、圃場整備地区内の幹線水路を利用しながら整備を進める必要があります。そうなりますと、現在の国営水路や県営水路の整備を終えた後の計画と考えます。しかし、これも水路と道路のみの用地であるため、親水性が高い護岸整備となりますと、この水路と道路に合わせて、樹木の植樹や憩いの場所として、あずまや等の用地の確保や、整備費用が多大となりますので、今後の本市の将来を見据え、今後どこの地区をどのような形で整備を進めていくのかを検討していきたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

担当のほうでは、やはり農村地区の基盤整備をされたそういったところでのことを想定してあると思いますが、用途地区でもつくりうと思えばつくる 観光客とか市民の憩いの場

とするためには、規模の大きい、やはり水位が調整できるような水辺公園を用途地区でもつくってもいいんじゃないかと私は思っております。そういったことも視野に入れて、長期ビジョンなり方向性を持っていただきたいと思っております。

次に、まち・ひと・しごとの中で、「ひと」については、人口、教育、医療、衛生、文化、スポーツ、人材などの課題があります。

「ひと」では教育が大事なことで、勉強ができることも大切であると思っておりますが、ほかの人を思いやる人間性も大切です。昨今の風潮で、人間性に欠けた出来事や事件が多く発生し、学校教育の中でもしつけや道徳をもっと教えるべきではないかということが言われています。また、集中力がなく飽きやすいといったひ弱な若者が多くなっていると言われております。

こういったことは、日本が経済的に豊かになり核家族化が進み、少子化で兄弟姉妹が少なく、一人っ子が多くなり、子供を甘やかす風潮にあるのではないかと思います。集団的な遊びやクラブ活動、スポーツ活動を通して、根性、意欲、体力、協調性、思いやりを高める必要があるのではないかと思います。学校教育の中で、勉強だけでなく、たくましく思いやりがあるなどの人間性が備わる教育を目指すべきだと思っております。この点についてどのような見解を持っておられるか、お尋ねいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

学校教育課のほうからお答えをいたします。

本市では、「次代の柳川を担う、確かな学力と豊かな心を身に付け、健康な体をもったたくましい子どもの育成」を教育施策の基本方針に、学校教育の重点目標として、「確かな学力の育成」、「豊かな人間性と健やかな体の育成」、「地域と連携した教育の推進」などを掲げて教育を行っております。議員御案内のお考えと同様、地・徳・体のバランスのとれた教育を推進してまいりたいと思っております。

19番（伊藤法博君）

非常に人づくりでは教育ということ、また地域の役割等も大事だと思っておりますので、やはり特に学校教育には頑張っていたきたいと思っております。

少子化、核家族化、人口減少の中で、郷土芸能、地域の祭りといった地域のつながりの象徴的存在が維持できないような状況が各地域で散見されるようになっております。私の地域でも500年近くも継承されてきた上宮永風流、すなわち「どんきんきん」が担い手不足で活動停止に追い込まれています。柳川市全体では、多くの地域でもそういった状況になりつつあったり、既になっている地域もあると思っております。郷土芸能、地域の祭りといったことに関して、全体的な調査実態は行われているのかをお尋ねします。また、何らかの支援対策があるとすれば、どのような支援があるのか、お示しをお願いしたいと思っております。

生涯学習課長（松尾 強君）

郷土芸能や地域の祭りの後継者不足は、各地で抱える問題であると認識しております。

補助金の交付団体については、毎年実績報告が上がっておりますので、活動休止状態になっている団体があることも把握しております。支援策としては、同様の事例等を紹介しながら、今後も継承していけるようなアドバイスを行っているところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういった把握的なことはやってあると思いますが、郷土芸能、祭り等の伝統的地域行事の実態調査と、維持、保護についての研究、指導組織の検討をお願いしたいと思います。

まち・ひと・しごとの、次に「しごと」では、雇用、農水産業、観光業、商業、シルバー人材センターの活用、ボランティアの活用などの課題があります。

「しごと」では、私たちの手のうちであって、私たちみずからの努力と創意工夫で活性化できる産業といえば、農水産業と観光産業だと思います。しかし、特に農業に関しては、この筑後地域は平たん肥沃で、水利施設も早くから整備されて、作物の収量も多く、二毛作ができ、それなりに豊かであったことと、大川の家具産業、久留米の工場と、農外収入を得やすかったこと、また豊饒な有明の海があったといったことが相まって、地域全体として生活できる状況で、必死に農業に向き合ってもなくてもよい要因があり、現在の農産物販売高の低迷に大きく影響を与えていると思います。

このことは、今後必死に努力して創意工夫すれば、伸び代はたくさんあるということですから、今後のやり方次第ではどうにでもなると思います。そのためには、幾つかの課題を解決しなければなりません。

1つは、農地の多くを占める沿岸部のノリ小屋からの塩害をなくす必要があります。この解決策として、漁業団地に建設が必要と思われませんが、どのような計画があるのか、お尋ねいたします。

水産振興課長（中村正光君）

漁業団地の計画についてお答えいたします。

市といたしましては、集落内にある個々のノリ加工施設の集約化及び協業化の推進を目的として、平成16年度から中島漁港の背後地に漁業団地を計画し、ノリ共同加工施設だけでなく、支柱置き場や網洗い場などを整備してまいりました。

中島漁港の漁業団地では、ノリ共同加工施設を10棟計画しておりまして、現在までそのうち7棟が整備されております。

また、そのほかにも平成24年度には沖端漁港の背後地にノリ共同加工施設が1棟分整備されました。今後も皿垣開漁港の背後地に4棟分、沖端漁港の背後地に3棟分が計画をされております。その加工場からの排水は全て直接河川へ流されるため、農地への被害、環境面での問題も生じないと考えております。

このように、今後も市といたしましては、ノリ加工施設の協業化を進めて、農業被害の抑

制や環境改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

ノリ生産者にとっても、やはり私の友達もたくさんおりますが、奥さんがちょっと病気になったとかそういったことで、ノリの養殖をやめなきゃいけないような人が何人も出てきております。そういったことを解決するためにも、やはりノリの協業化を図って、これからの柳川の基幹産業であるノリの生産維持を堅持していつてもらいたいと思います。

農産物の販売高を多くするには、米、麦、大豆中心からの脱却が必要です。補助金頼みの作物ではなく、労働集約型の高収益が望める蔬菜園芸、施設園芸への挑戦がもっと多くなされ、一大産地化する必要があります。どのような指導、支援が行われているのかお尋ねします。

農政課長（成清博茂君）

農政課からお答えいたします。

議員お尋ねの園芸振興についての指導、支援ということでお答えさせていただきますけれども、議員御承知のように、本市におきましては、米、麦、大豆の土地利用型と施設園芸の農業経営がなされております。市の土地利用型農業である米、麦、大豆につきましては、25年度で水稻2,071ヘクタール、また大豆で1,298ヘクタール、麦で2,814ヘクタールが作付されておりまして、本市における農業経営の中心となっております。

その販売額は、JA柳川の取り扱いで2,232,000千円と、それと国の経営所得安定対策交付金を含めると4,970,000千円の販売になっておりまして、県内トップクラスの生産となっております。

米、麦、大豆を中心とした土地利用型においても、農地の有効活用を図りまして、耕作放棄地にならないようにしっかりと経営をしていかなければならないと思っています。そのための支援も必要かというふうに思っております。

一方、議員おっしゃいますように、多くの収益が見込まれる園芸作物の振興についても重要だというふうに思っております。JAの販売額では25年度で約26億円の施設園芸の販売となっております。その生産額を伸ばしていかなければいけない施策を展開していくということになるかと思っております。

現在、イチゴ、アスパラガスなどの新規就農者や規模の拡大をされる農家が大変多くなっております。施設整備の支援として県の活力ある高収益型園芸産地育成事業を活用し、推進を行っておりますし、また国の支援であります産地資金、また市の単独事業としての作物の拡大に対する支援等を行い、園芸振興を図っているところでございます。また、JAのほうでは、現在、大和町の営農センターにあります野菜集出荷場の機能強化や農家の利便性を図るために再編整備を図ってあるところでございます。それによって、園芸作物の高品質化、

またブランド化、産地確立化を目指して、農家の皆さんの所得向上につながることも期待しているところでございます。

今後、普及指導センター、またJA等の関係機関と技術指導、また営農指導、各園芸部会との協議、検討を継続して実施し、農業の振興を図っていきたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

ありがとうございます。

働き方の一つとして、やはり定年退職後の就労支援として、シルバー人材センターが設けられています。シルバー人材センターは、一定の期間働いて、その対価として低賃金ではあるが、報酬をいただく人を支援する事務を行っています。これとは別に、時間に束縛されなくて思い思いの時間でボランティアをしたい人の活動を支援する場を校区ごとに立ち上げて、ボランティア希望者の地域活動を支援するような組織の構築ができないのか検討をしたいと思いますが、この点について御意見があればお聞きしたいと思いますが。

生涯学習課長（松尾 強君）

ボランティア組織については、活用の方策やその活躍場面など、さまざまな検討課題があると思います。校区公民館などとともに、今後の課題として調査、研究をしていきたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、高齢者が多くなって、高齢者ばかりじゃなくて若い人でもそういったボランティアを希望されている方も非常に多いと思いますし、また特に高齢者は、健康維持とか意欲を持つというようなことでも健康保持、ぼけ防止にも非常に役立つ活動になると思いますので、医療費の削減もありますので、どうか、やはり行政のほうで頑張りたいと思います。

以上、多くの課題、問題点があります。これらを踏まえて、今後、中長期ビジョンの方向性のもと、2015年から2019年の5カ年の柳川版総合計画を作成するに当たり、基本方針及び数値目標は、大体でございますが、どのようになるのかを、今後の課題と思いますけれども、当面ちょっとお尋ねをしてみたいと思いますが。

副市長（石橋義浩君）

ただいま議員のほうから総合戦略とかビジョンについてお尋ねがございました。私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、基本的な考え方でございますけれども、限られた予算とか人員の中で高い事業効果、成果、これを得るためには、あらゆる課題に取り組むのは非常に難しいというふうに考えております。人口減少に本当に効果の大きい施策に特化していく必要があると。選択と集中をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

特に重要なことは、都市圏に転出した柳川出身の若者をいかに呼び戻すか、Uターンをいかに促進するか、それとあわせて、また都市圏在住の若者が柳川にどう関心を持つかと、それでそれをIターン、Jターンにつなげていくという取り組みにあるというふうに考えているところでございます。

そのために、私どもは総合戦略の策定に当たりましては、産業界、学識者、金融機関、労働団体等、多様な人材に参画していただく協議会を設けて、さまざまな観点から御意見を伺いながら、現状と課題を踏まえた実効性の高い総合戦略、ビジョンをつくっていききたいというふうに考えております。

なお、今回の地方創生では、地域の特性に応じた総合戦略を策定する自治体に対して、国より財政支援がされることになっております。これは、仕事づくりや人材育成等のソフト事業に対する支援が中心となりますので、ここではまさに地方自治体間の知恵比べ、知恵の出しぐっちょというふうになっております。こういう認識であるところでございます。

以上のような基本的な認識のもとで、総合戦略策定に当たっての基本方針、数値目標についてですけれども、これは国の総合戦略で示される4本の基本目標に準じて、柳川で仕事をつくる、都市圏から柳川への人の流れをつくる、柳川で結婚し、安心して子育てできる環境をつくる、柳川らしい地域づくりを進めると、こういった4つの形で進めていきたいと。具体的な中身については、これから協議を進めていきたいというふうに考えております。

また数値目標についてでございますけれども、これもその協議の中で達成度を適切に反映できる数値目標を設定していききたいというふうに考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。

次に、地域連携による経済・生活圏の形成に関しては、国道443号バイパスの完成で、九州自動車道とは接続ができ、有明沿岸道路の柳川 - 大牟田間は高架で供用開始され、現在、柳川 - 大川間の高架建設が進み、二、三年後には供用の見込みです。その後、筑後川の架橋が計画されて完成すれば、大牟田、柳川、大川、佐賀が高規格道路でつながります。その後を見据えると、柳川、久留米市を結んでいる県道柳川久留米線のパイパスを柳川市を分岐点として高規格道路の有明沿岸道路と同じ高架で接続すれば、肥前、筑後、肥後の地域連携による経済・生活圏の有機的形成がなされ、人口減少のみならず、九州の中核的地域として浮上するのではないかと確信します。市長の見解を求めたいと思いますが。

市長（金子健次君）

まさに伊藤議員が言われるような形のまちの姿が見えてくるような感じがいたします。

今の有明海沿岸道路につきましても、熊本まで、長洲までもう本線ができましたので、そういう方向で進んでいくというふうに思っています。こういう背骨を軸にして、九州自動車

道、そしてまたそれにアクセスする道路、そしてまた柳川にどうやって道路が入ってくるかという観光客も含めて、いろんな形で1時間余りいろんな御意見を聞かせていただきました。デマンドバスにつきましても、長年ずっと、毎回毎回意見として言っていただきますので、十分理解しておりますけれども、その分も含めてこれからいろんな形で検討していきたいというふうに考えておりますし、御提言としてきょうは承って、ありがたく聞いておったところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

江戸時代的な言い方をすれば、これは元禄時代の石高でいえば、筑後は33万石、肥前は57万石、肥後は56万石、筑前は60万石となり、合わせると206万石になります。背後には、昔は豊饒な有明海が控えて、柳川地域の発展は非常に潜在意欲を秘めた大きな力を持っていると思いますので、ぜひともそういったことをもとに、やはり今後の計画を立てていただきたいと思います。

終わりに、小学6年生のとき、島根県の隠岐の島から神奈川県川崎市の川崎市に移り住んだ少年が中学1年生になり、ことしの2月に複数の少年たちに暴行され亡くなりました。田舎から大都会に移住した2年ほどの期間に何があったのでしょうか。表向きはにぎやかで穏やかな大都会の片隅で、13歳の少年の命を奪い取る闇が人知れず存在し、裏ではその闇が闊歩し続けている現実に驚愕します。平成25年6月には広島LINE殺人事件が判明し、16歳の少女が犠牲になっています。また、北九州の指定暴力団工藤会の事件に絡んだ殺傷事件も幾度となく報道されています。

日本は世界で最も安全で安心できる国と言われていますが、このように表向きは何事もないように見えますが、一歩踏み込むと暴力沙汰や暴力団行為の闇が浸透していることがわかります。みやま市・柳川市暴力団追放総決起大会が毎年行われていますが、今後ともさらに安全・安心まちづくりに力を入れていただき、安全で安心な柳川市に向けて不幸な事件が起きないように事前に対処できる体制を構築願いたいと思います。

意見があれば受けますけれども、なければもうこれで私の質問は終わらせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

伊藤議員のほうで最後にまとめていただいております。

本当に、今回の神奈川県川崎市の事件は痛ましいですね。ニュースを聞くたびに心が痛むものでございます。柳川ではこういうことは絶対ないような形をしなければならぬというふうに思っております。教育の問題を含めてこれからやっていかなければというように痛切に肝に感じているところでございます。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、12番高田千壽輝議員の発言を許します。

12番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。

皆さん、おなかもいっぱいになって眠くなる時間帯と思いますが、皆さんが眠くならないような質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長の許可が出ましたので、一般質問をいたします。

その前に冒頭で、昨日、平成26年度農山漁村女性・シニア活動表彰で、本市のまかせな菜・みつはしが優秀賞を受賞されたようであります。心からお祝い申し上げます。

質問の前にですが、合併10周年を記念して、いろんなイベントを企画しておられます。その一つの白秋サミットに、前日の交流会、サミット当日も参加させていただき、改めて北原白秋先生の偉大さを勉強させていただき、本当によかったと思っております。当日は、多くの方が会場に参加され、席も足りないような状況だったので、ああ、もっと大きな会場でもよかったのではないかとということが私は感じております。しかし、サミットは盛会で、本当によかったなというのが正直な感想であります。

しかし、私は常々、打ち上げ花火で終わらず、継続が大切であるということを申しておりましたので、今後、サミットで遠くからおいでいただいた小田原市、三崎町などの交流が大切と思っています。聡明な市長のことですから、既に考えておられると思っておりますので、改めて質問はいたしません。

もう一つ、10周年になりますが、これは市民からの声であります。合併して10年になるが、本当に私たちは柳川市にかっちえられとつとやかという実際の声もあります。10周年のイベントも大切かと思いますが、日ごろの行政運営で市内隅々まで光が当たることを市長には期待しております。

今回の質問は、商店街の振興とコミュニティセンターと公民館についての2点であります。

質問は自席において一問一答で行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをお願いいたします。

以上で壇上は終わります。

12番（高田千壽輝君）続

最初の質問ですが、本市には4つの商店街があると思いますが、各商店街も振興策には大変力を入れてあると思います。各商店街が独自で取り組んである事業と、市が商店街に補助金を出してあると思うが、どのような補助金で、どのような事業が実施されているか、商店街ごとに教えていただきたいです。

商工振興課長（田中利光君）

高田議員の御質問にお答えさせていただきます。

各商店街の事業と補助金についての御質問に答弁をさせていただきます。

柳川市内の商店街の振興を図るために、市では2つの補助金がございます。1つが商店街活性化対策補助金で、補助金上限450千円でございます。もう1つが平成25年度に創設しました商店街企画提案型事業であります未来のために頑張る商店街応援事業補助金で、補助金上限が1,000千円でございます。各商店会が商店街の振興のために企画実施するものについて補助を行っております。

平成26年度に補助事業を実施された商店会は、柳川商店街振興組合、沖端商店会、中島商店会でございます。

各商店会が補助金を活用してどのような事業を実施されているか、主な事業内容について御説明させていただきます。

柳川商店街振興組合は、商店街活性化対策補助金を活用して、10月11日、12日に、柳川地方の伝統文化の祭りであり、おにぎえの開催時に、柳川おにぎえ大競演会を実施されており、伝統文化の紹介、後継者の育成、商店街の活性化など地域振興に取り組んでおられます。

また、未来のために頑張る商店街応援事業を活用して、マルシヨク跡地において青果物などを販売する辻門市場を10月、11月、12月、6回を開催しております。また、柳川雛まつりさげもんめぐりの期間中に巨大さげもんを制作、展示、お休みどころを設置されまして、多くの市民の皆さん、観光客の皆さんが訪れられ、にぎわいが創出されております。

沖端商店会では、活性化対策補助金を活用して、7月20日、21日に夏祭りイベント、カラオケ大会やナイアガラ仕掛け花火などが実施され、地域の活性化に取り組んでおられます。

また、未来のために頑張る商店街応援事業補助金を活用して、10月14日から3月末まで、沖端まるしえとして、商店会加盟店のお勧めの逸品を集めた地域限定店を沖端地区に開店して、観光客や海外のお客様に沖端の逸品の紹介と商店街の活性化を図っておられます。

中島商店会では、活性化対策補助金を活用して、4月に各店えりすぐりの商品を100円で販売する中島百円市や、商店会加盟店でお買い物されたお客様が一定額を購入された場合、ガチャポン抽せん機で抽せんができるガチャポン市を実施されております。

また、未来のために頑張る商店街応援事業補助金を活用して、キラリ輝く繁盛店づくり事業として、中小企業診断士による研修会及び店舗指導等を行い、会員店舗と商店会の魅力

アップに取り組まれております。年末イベントとして、12月6日にフリーマーケット事業、中島なんでん市が実施され、新たなにぎわいが創出されております。

また、中島商店会では、高齢者等の買い物弱者、共働き世帯、子育てなど買い物に行けない方を支援する宅配サービス事業、なかしま朝市便が実施されております。市は、この事業に対して、平成26年度出向く商店街事業補助金として1,500千円を支出いたしております。

各商店会ともに、地域住民の生活とコミュニティを支える商店会として、創意工夫を行いながら、商店会の振興及び地域の活性化に取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

いろいろ各商店街とも本当にイベントとかで活性化に対しては取り組んでおられると思いますが、ちょっと内容的にもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

特に、柳川商店街の辻門市場について質問いたしますが、青果物などを販売されていますがということですが、販売する人は、その商店の人たちですか、それとも外部から持ち込んで販売されているんですか、その辺をお聞きいたします。

商工振興課長（田中利光君）

御質問にお答えいたします。

辻門市場は、柳川商店街の皆さんが中心となって実施をされておりますが、地域の婦人会の皆さんや商店街エリア以外の業者の方たちも御協力をいただきながらイベントが実施をされておるところでございます。

12番（高田千壽輝君）

年6回、辻門市場は開催されておりますが、これは多分、マルシヨク跡地を利用してだったと思っておりますが、この6回とは、1回について何日間とか、本当に6回と、6日間だけなのか、その辺の確認をお願いします。

商工振興課長（田中利光君）

先ほどお答え申し上げましたが、10月、11月、12月ということでお答えをいたしました。詳しくは、10月は25日、26日という土曜、日曜の2日間、11月は29日と30日の2日間、12月は6日と7日の2日間、辻門市場については、年内につきましては、そういう6日間、土日を使った6日間でございます。

また、ことしの3月21日、22日、巨大さげもんを飾っておりますところで、同じくこの2日間を実施するというにいたしております。

12番（高田千壽輝君）

ここは、貴重な税金で買った土地なんですよ。今のところ、日にちを聞いていて、1割強、実際、年間の利用されているのが。私は個人的に、これは非常に少ない活用だなと思っておりますが、その辺について市長は、今、貴重な税金で買った土地を、振興策のためと

買って買った土地で、これだけの活用しかしていないのは、ちょっと市長はどう思われますか。

市長（金子健次君）

その質問にお答えする前に、冒頭、高田議員からサミットの件がありましたので、それについての考え方を少しだけ述べさせていただきたいというふうに思います。

出席をされました小田原市長については、自分のホームページのほうにきちんと市民向けのことを帰って、記載をされてありました。また、お礼の手紙もありました。また、三浦市の市長についても、きちんとしたお礼の手紙とあわせて電話もありましたし、そして、天草の市長におかれましてもお礼の電話、そして南関の佐藤町長については、共同宣言についてはきちんと玄関先に掲げておりますということでありましたし、今後も続けたい意向をお話ししていただいたところでございます。

本市におきましても、白秋記念館のほうに宣言書とあわせて写真を掲示していきたいというふうに考えて、5年刻みにするのか、10年刻みにするのか、そういうことを継承していきたいというふうに考えておりますので、私自身も成功したというふうに思っているところでございます。

ところで、質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

確かに、議員御指摘の分について、日数的にも、確かにまだ言えるような、評価できるような段階にっていないというふうに思っておりますけれども、私の考えなりを御答弁させていただきたいと思います。

マルシヨクの跡地の活用については、短期的な活用計画と長期的なビジョンが必要ではないかというふうに考えております。

まず、短期的な活用といたしましては、現在、柳川商店街が実施していただいております、先ほど課長が申しあげましたイベント開催も含め、活用頻度を上げていく取り組みが必要ではないかというふうに私自身も考えております。

また、長期的なビジョンといたしましては、現在、柳川商店街が抱えている空き家、空き店舗の問題、歩道整備などの景観問題、これを解消しつつ、バランスのとれたマルシヨク跡地のビジョンを検討していくべきではないかというふうに考えているところでございます。

そのため、本市といたしましては、空き店舗補助事業の積極的な活用や新規創業者のための支援、さらには将来の景観計画に向けた商店街周辺のまちなみワークショップを開催しているところでございます。

また、商店街振興組合の皆さんも、空き家、空き店舗などでシャッターが閉まっている店舗を賃貸借物件としてお貸し願えないか、地権者の皆さんと交渉をいただいております。

このように、本市と商店街が一体となって振興策を考えていくことが跡地活用には不可欠だと考えるところでございます。

先ほどから述べておりますが、マルショク跡地の今後の利活用は、柳川の中心市街地にあります柳川商店街の再興はもちろん、総合的なまちづくりの観点から重要な拠点になり得るものと考えております。

そのことを踏まえまして、柳川商店街振興組合を初め、市の商工会議所、関係団体との協議を重ねていく必要があるというふうに思っております。

商店街の古賀会長初め、多くの役員の皆さんとお話をするときに、その熱意は、私はうせていないというふうに思っております。もう少し温かく、ちょっと時間をかける必要がないかというふうに思っておりますので、それぞれの担当課、担当部署も一緒になって取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでもございます。

そのほかに、いろんな中島、沖端、西鉄柳川駅周辺の商店街とも、いろんな形でこれから先の振興策を考えていかなければならないと思っておりますし、高田議員が言われるような形で、投資効果はどうだということを言われますけれども、決して満足できる状態で今はないと思えますけれども、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

私どもも、私たちのグループで、商店街活性化して成功した事例のところを何カ所か視察に行きました。その中で、いろんな話も代表の方と取り組んでお話を聞いたら、やっぱり皆さん、目つきが違ったですね。それと、一番、やっぱり成功した事例のところは、皆さん、頼らない、行政に頼らない、自分たちでやらな誰がしてくれるかというのが一番の違いです。

だから、本当に真剣になって商店街の人たち、今も取り組んであると思います。でも、さらに本当に活性化に取り組んでいただきたいというのが私の願いでございます。

それから、私も辻門市場でいろんなことを言っております。こんないろんな行事をしておりますが、そのして、どれだけの集客があったのか、これが一番問題だと思うんですね。その辺、何かデータか何かあったら、よければ、済みませんが、私も中島のほうは重々知っておりますので、それ以外の商店街でお願いします。

商工振興課長（田中利光君）

データということでございますけれども、柳川商店街が実施していただいている辻門市場につきましては、先ほど、年6回というふうなことで申し上げました。

それで、一応、統計上といいますか、それにつきましては6回で、やはり1,000人程度のお客様がおいでになっていると。また、昨年巨大さげもん柳川雑まつりですね、さげもんめぐりの期間中には、約5,000人くらいおいでいただいているというふうなことで報告がっております。

また先ほど、沖端とかでも事業を実施しているということでございますけれども、たくさんの人出があったということは聞いておりますけれども、人数については把握いたしており

ません。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

イベントして、お客さんが来てもらうのはいいんですが、やっぱり活性化ですから、その商店で何かを買ってもらう、これが一番の目的だと思うんですね。

私が先ほど、もう中島の分は報告はいいですよと言ったのは、私は中島のイベントの場合には必ず商店街の会長さんから相談がありまして、ちょっと駐車場係が手の足らんち、予算もありませんということで、私が地元の交通安全協会の会長もしておりますので、ぜひよかったですら交通安全協会のほうで手伝っていただけないですかということで参加しておりますので、大体把握しております。

余り中島と比べてもいけません、中島の商店街というのは、商店街主さんだけが毎日、あそこで商売しているわけではないですよ。その商店街の軒先を借りて、毎日、町内、町外、市外から、自分とこでつくった野菜とか、それを使った加工品とかを持ってきて、毎日朝、販売してあるんですよ。それを皆さん、やっぱり朝とりたてを持ってきていただくから新鮮だ、そして、やっぱり安心だということで、かなりの皆さんが野菜とかいろんなものは買ってあります。そういうところで、それがあから、中島商店街の活性化にも通じておると思うんですね。

ぜひ、この例を言うんじゃないですけど、柳川商店街も、そういう外部の人が販売に毎日でも来られる、マルシヨク跡地を使って販売できるようなシステムをつくっていただくと、本当に新鮮な野菜、生活用品、野菜はほとんど毎日口にするものですから、皆さん買い物に来られると思いますので、ぜひ、そういうようなシステムを構築していただきたいと思っております。

私は今回、この質問で、まず中島商店街で、こういう大きなイベントをするときに一番困るのが駐車場、それとトイレです。柳川商店街には2カ所も大きな駐車場を設備し、トイレもあります。中島の場合は、ちょっと、イベント広場というところに十何台ぐらいしか車かとめるスペースもありません。で、トイレがない。

実際、今度、大型バスで中島のほうに買い物に来ることがあって、商店街の人らは受け入れ態勢で大変困られて、まずバスをとめるところがないということで、今、208号線沿いに防火水槽がありますね。その防火水槽の上に臨時的にそのバスをとめさせて、もし何かあった場合はすぐ移動できるように運転手さんは常時そこに乗っておいてくださいということで、そこに駐車して、1時間か1時間半ぐらいの商店街の中を散策して、買い物させてありました。そして、トイレも商店街の人たちが自分とこの自宅のトイレを開放して、利用させていただいてありました。当然、そこは自宅です。自宅のトイレです。だから、利用する方は、わざわざ靴を脱いで自宅に上がって、用を足すというようなことをしてありました。

よければ、そういうトイレも一応つくっていただきたいと思うんですけども、なかなか土地もありませんが、市は駐車場とトイレを整備される計画はあるのでしょうか、その辺をお聞きします。

商工振興課長（田中利光君）

高田議員がおっしゃいますように、中島商店街を取り巻く駐車場とトイレの問題は、議員が一番よく御存じでありますし、そのことを私どものほうにもお話しをいただいているというふうに思います。

中島商店街の駐車場につきましては、国道208号線沿いにあります中島イベント広場を、これは商店街駐車場として活用しており、駐車スペース、月決めとかもございますけれども、合わせますと大体30台程度あるというふうに思います。

商店街のイベント開催時には駐車場が不足しているということは、私どもも認識をいたしております。大型バスの話も出ましたけれども、私どもとしましては、この問題については、やはり、すぐに解決することにはなかなか難しい問題がございますけれども、商店街の皆様と今後協議をしてみたいというふうに考えております。

次に、トイレの問題でございますけれども、議員の御質問の中で、柳川商店街のトイレという話も出ましたけれども、この柳川商店街のトイレにつきましては、県の補助事業を活用して、柳川商店街振興組合が事業主体となられて、県と市が3分の1ずつを補助されて、残りは柳川商店街振興組合が負担をされております。駐車場と一体となった整備になっておりますが、そういうことで商店街自体も自己負担をされながら、この駐車場、もとの京町郵便局の跡の駐車場の件でございますけれども、そういうふうにされております。

また、トイレにつきましては、現在も維持管理費については柳川商店街振興組合が負担されておりますので、そういう内情について御理解いただきたいというふうに思います。

中島商店会につきましては、議員がおっしゃいますように、トイレがなくて、民間住宅のトイレということで、このトイレにつきましても市が借り受けております。そういうことが実情でございます。

トイレについては、市が整備する計画はあるのでしょうかという御質問でございますけれども、議員も御存じのとおり、トイレの設置場所の問題、それから整備費用の問題、維持管理費の問題がありますので、今後の課題だというふうに考えております。

12番（高田千壽輝君）

今回、12月に開催した中島なんでん市、これはことし初めてだったんだろうと私も思って、そのときはちょうど課長もお見えになって、ちょうど路上で話したこともありました。

これが北浦通りを挟んで会場が商店街とイベント会場をしてあった関係で、私たちが交通整理しておりまして、12月というのはノリの本当に時期で、繁忙期で、北浦通りには中島漁協組合出荷場もあり、多くのノリ加工場があります。ノリ師さんのトラックというのが頻繁

に通る場所であって、そこを子供たちが、やっぱりイベントということで数多く来ておりまして、大きい声を時々出さなきゃいけないというような状況であって、かなり。

ここも、その駐車場も、そのイベントをするために有料で土地をお借りして、フリーマーケットとか、ありあけ新世高校のてっぱん部、これは毎回参加するんですが、お好み焼きを焼いて販売しておりました。このお好み焼きは本当に評判がよく、商店街の人たちが子供でも買える金額でしてくださいということで、販売価格100円。だから、1個売るんじゃなくて、1個焼いたのを分割して100円で売っておられた関係で、小学生の子供たちも、おやつ感覚でぼんぼん買って、大変繁盛しておった次第であります。

その土地ですね、さっきトイレの土地とかいろいろ、そういう土地の問題とかも言っておられましたが、2年前の水害を受けて、そこに昔、日の出屋というスーパーがありました。今、そこが更地になっております。もし、地元の商店街の方たちが、うちもそこば買うくれんかんもというような要望されたときに、市はどうされますか、その辺をお聞きいたします。

産業経済部長（安藤和彦君）

高田議員からの質問にお答えしたいというふうに思います。

議員、先ほども言われましたように、中島商店街では新たなイベントとして、昨年12月6日土曜日になると思いますが、中島なんでん市が開催され、多くの方が見えて、なかなかのにぎわいを見せていたようでございます。

商店街がみずから考え、こういう新しいイベントを企画立案されて、にぎわいを創出される努力をされていることにつきましては、市といたしましても大変心強く思っているところでございます。

さて、お尋ねの、もし日の出屋跡地を商店街のほうから買収の要望があったときにはどう市としてされるかということでございますけれども、そういう要望があった時点で判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

私は数年前から駐車場のことで商店街の方たちとお話ししておりますので、多分、要望が出る可能性が強いと思います。そのときは本当に協力を、私からもお願いしますとしか言えませんので、これで、またここで、本当にそのとき考えるということで、前向きにそのときは、要望が出たときは前向きに検討していただくことをお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、コミュニティセンターと公民館のほうの質問に移らせていただきます。

これは本来なら、今年度中に11館全部、コミュニティセンターが整備をされる予定でしたが、1カ所だけがどうしても建設できない事情がありまして、今年度中には整備が無理ということであっております。

このコミュニティセンターの建設費とか、私たちが委員会で質問したときに、11館で総額11億円ぐらいをめぐりにしておりますという答えでしたが、今、私の試算ではかなり、11億円以上かかって、かなりの予算をオーバーしているのではないのでしょうかと思っております。

その件に関しては、もうそんなに質問は、もうかかったものは仕方がないということしか言えません。土地の収用とか相手先のこともあることだし、これはもう予算オーバーするのは必然だと思っておりますので、いいんですが。

それで、そのときに、たしか、コミセンができた場合に、柳川市全体として公民館のあり方、そういうですね、統一した組織をつくっていかねばいけないということで説明してありました。私、当初聞いたときは26年度に全部、全館できるから、27年度に統一したものをつくりますよというような話をちょっと聞いておりましたが、いつの間にか、それが29年度をめぐりに作成するというものでありましたが、本来は、もう合併して10年もなるんですから、本当は今年度中にそれを作成するのが筋ではなかったかと思うんですが、どうして2年間先延ばしされたか、その辺の事情をお伺いします。

生涯学習課長（松尾 強君）

27年度で統一すべきだったものが29年度に延びた理由はということですが、これまでさまざまな検討課題をしておりましたけれども、そこがまだ詰め切っておりません。29年度ということで、今回延ばさせていただきました。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

本当に、合併して10年ですよ。10年イベントもあります。やっぱり10年して、組織がばらばらというのはおかしいことなんです。本当言ったら、統一した組織をぱっとつくるのが筋なんです。だから、もう29年度までと言わないで、早急に早く作り上げてくださいよ。私はそう思いますが、どうですか。

教育部長（石橋正次君）

課長のほうから先ほど答弁させていただいたんですが、当初、議員言われるように、コミセンにつきましては26年度までということで計画しておりました。しかしながら、今現在、藤吉のコミセン、これ1カ所だけ残っておりますけれども、これにつきましては今回、3月の議会の中で補正予算ということでお願いして、繰り越しをお願いしているわけでございます。

当初は、藤吉のほうにつきましては、一番最初に実は土地等もある程度めぐりがついたのでございますけれども、交渉していく中で、皆さん御承知のとおり、駅前の西口も開くようになりまして、西口から直線で二、三百メートルのところはコミセンの予定地でございますので、なかなか、その分の交渉がうまくいかなかったということで、なかなか土地を取得することができなかったわけでございます。

それで、やっと26年度に、そういった話がまとまって、取得したので、今回の3月補正で建設のお願いしたいというふうになっておりました。

それから、27年度からコミセンの一体的なというお話だったんですけども、当初の公民館、コミセンの整備につきましては26年度に完了すると、その後に、では、公民館をどういった形で運用していくかというふうなことがあります。では、コミュニティセンターを運用するにはということになった場合は、今現在、校区公民館がございまして、校区公民館の新しいあり方検討委員会というのができた中で柳川市としての答申を出したわけがございましてけれども、柳川市の答申の中では、平成26年度までに18館、館をそろえなさいと、それから27年と28年については公民館、館については新しい主事補等も1人雇用しますので、そういった分では、なかなか自分たちで経営、運営していく部分については、いろんな勉強もせないかならうということで、27年と28年については、この2年間を職員の能力の向上とか研修とか、経験が余りない職員もおられますので、そういった分では研修期間を置こうということで、実質は29年度から新しい体制のめどを立てるような動きをしていくというのが、一応、当初からの計画でございましたので、一応、コミセンを整備するというのと、新しい、要するに校区公民館の職員さん、そういった方たちの体制をつくっていくというのは、また並行して、ちょっとやっていたもんですから、その分では27、28に職員の体制づくりをしていこうということで、柳川市の新しい公民館の考え方については、そういった形で整理をしていたところでございますので、よろしく申し上げます。

12番（高田千壽輝君）

次に質問しようかということも、少し答弁されておりましたが、その辺ですよ。確かに、今のコミセンの中の事務室には館長、主事の机が用意されております。

コミセンの今後の運営管理をされると、今、部長もおっしゃいましたが、公民館に任せますとか、そういう安易な発想では困るんですよ。部長は、公民館からしてもらわんと、どこがしてくれるですかとかということも言われますが、皆さん、公民館で今、現在、校区の公民館の館長、主事をしている人たちは、仕事の合間にしている人たちもいるんですよ。専任ではないんですよ。柳川地区は専任ですがね。三橋、大和の場合は違うからですね。せろと言われても困りますと言われる声があるんですよ。飯食われんばんち、俺たちが今、仕事とっしこ報酬ばくるんなら、それは別たんち言われる声もあるんですよ、実際。私たちも、どうするかということで、各公民館の役員で話もしています。実際、そういう傾向が強くなるごたるけん、もうやめますということで辞表を出されているところもあるんですよ。後任の人事が決まらず、今困っている状況であります。

また、部長は、大和地区の区長さんとの話し合いの中で、今後、公民館に権限を移譲し、財源も移譲しますということをしてあります。

私、聞きたいんですが、どういう権限を移譲されるんですか。その権限によって、本当に

そこの、その権限を受けることができるかということが、内容的には厳しいと思うんですね。だから、もう少し具体的に、権限を与えると言ってありますので、どういう権限を与えるんですか。

教育部長（石橋正次君）

まず初めに、先ほど、コミセンの管理運営について、議員のほうからお話ございましたけれども、新しい公民館の方針の中では、コミセンの運営については校区公民館のほうでお願いをしていこう、これは旧柳川7館でも、そういった形となっておりますので、その方向性でお願いをする方向で方針を立てているところです。その方針に基づいた形で、実際に事務的な、例えば、そのときコミセンに来られたお客様の対応とか、いろんなサークル活動する上の予約をしたり、電話を受け付けたりという、そういった事務につきましましては新しく主事補という形で嘱託職員の雇用をしているところでございます。ですから、その分については、主事補のほうがある程度の部分は、そういった対応ができると。

それから、土日につきましては、コミセンについては一応休みということになっておりますけれども、土日でも利用したいというふうな住民の依頼がございました場合は土日もあけております。そのときの対応については、新しく管理人という形で、平日の掃除をすること、それから5時から10時までの間に夜の部で要望があった場合には対応する、そして、休みの場合に対応するという形の管理人という形も、主事補のほかに1人雇用しておりますので、そういった形の体制で、一応、お客様の対応をさせていただいているということでございます。

それから、公民館の館長さん、それから主事につきましては、一応、在宅でお願いしたいという形ですね……。 （「議長。質問の内容と違うよ。俺は権限と言うた。だから、どういう権限を……」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

権限の移譲をどういうふうにやられるかということ。

教育部長（石橋正次君）続

いった形で、管理をしているということでございます。

それから、その後にちょっとお話しをさせていただこうと思ったんですけれども、私が区長会の中で権限の移譲というふうなお話をさせていただいたわけでございますけれども、これは多分、三橋公民館で区長さんたちとの、執行部との懇談会の中であった分のところだったと思うんですけれども、この分の中では、現在、校区コミュニティセンターについては各公民館に運営をお願いしているわけでございますけれども、一方で、このコミセンをつくるときには、柳川市コミュニティセンター基本計画というのを作成しておりますので、このコミュニティの育成のためとして、将来的な校区コミュニティの組織づくりについて、この校区コミュニティセンターの基本計画、議員のほうにもお渡ししていると思っておりますが、緑の

やつですね。あれについてコミセンの管理についても触れてあるわけでございます。

その中で、区長さんとの協議の中で、私が発言した内容については、柳川市コミュニティセンターの基本計画に基づいて、コミュニティセンターの将来的な運営の形というのを、それと区長さんたちとの関係について、そういった質問でございましたので、申し上げたわけでございます。

それで、その内容につきましては、校区での自治組織をコミセンの中では設置をしていただきまして、規約を整備して、活動方針や事業計画書、そして予算書等を自治組織でつくっていただいて、地域づくり、まちづくりの活動ができるようになった場合は、市の権限や財源を、その自治組織に譲渡することになる旨の内容をお話ししたところでございます。

ですから、今のコミセンを管理する、その中で将来的に、そういった自治組織ができた場合には、市の権限や財源を譲渡するんですよというふうなお話をさせていただいたと思っております。

それで、権限の移譲につきましては、先ほど申し上げました柳川市コミュニティセンター基本計画におきまして、市が行っている事業の中で、地域で実施することが住民の満足感の充足や効率化を図ることができるもの、そういったものについては将来、地域へ権限を移譲しますというふうなことでございます。

それから、財源の移譲につきましては、地域が円滑に事業を実施できるように財源の移譲を行いますと、また、市の各部署から交付されている既存の補助金を一本化して、地域の実情に合った弾力的な運用が可能となる新しい補助金の創設等を検討しますということで、コミュニティセンターの計画書の中にはきちんと書いてあるわけでございますので、この方向性を尊重した形で説明をさせていただき、今後、そういった形での協議をしていくようなことになると思います。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

何か難しい答弁でございますね。私は、今でも自治活動とって、皆さん校区、校区公民館の中にも自治活動の分野があると思うんですよ。行政区の中にも自治活動はあっています。改めて、今、部長が難しいような話をせやんやかと。

もう正直言って、行政区は区長さんを中心としたコミュニティ組織ができています。校区は校区で、校区の区長会長さんがトップで自治活動、そういうのをもう今もやっているんですよ。改めて、今さっき言われたような計画が、こういう改めて、そういう組織づくりをせやんとかという、何か疑問に考えるんですよ。何か、コミュニティセンターができたけん、それにとってつけて、新しい何か別の組織をつくらやんごたる感じがしますけどですね。

実際、今やっていることがコミュニティなんですよ。今現在やっていることが。だから、そんなに難しく考えなくていいのに、何かおかしいようなですね。私も何か、ますます、答

弁聞いて、頭こんがらがらるような感じですね。本当に聞いている皆さんたちもわかったのかなと思ってですね、私もしておりますけどですね。

また先ほど、部長言われましたね、公民館のあり方検討委員会。これはいつごろできたんですかね。それから、この会合は、さっきはもう答申が出たとか、部長はおっしゃいましたが、私はこの構成メンバーから、そんな答申も出したらん、まだ、そして、最近ほとんど会議もあつたらんばいて聞きましたが、その辺、何か矛盾しますが、どうですか。

教育部長（石橋正次君）

あり方検討委員会と申しますのは、実は公民館のあり方につきまして、これからのどういった方向性で、コミセンができるので、考え方についての方向性を出したというのでございます。ちょっと済みません。正確に今思い出せないんですけども、24年か25年に委員会、委員長は大和公民館の武藤館長さんのほうにお願いしたんですけども、そういった形でさせていただきました。

それから、ちょっと先ほど、財源の移譲について少しだけお話をさせていただいていいですか。（「よか」と呼ぶ者あり）ちょっとわかりにくかと……。 （発言する者あり）

議長（浦 博宣君）

また後ほど、明快な回答をお願いします、担当課は。

12番（高田千壽輝君）

だから、次の質問に移った、あり方検討委員会ですよ。それが24年か25年ぐらいにつくられたと。

さっき部長は、あり方検討委員会が答申しましたと答えたんですよ、さっき。でも、俺は委員さんから聞いたら、まだ途中ばのち。途中でまだ、終わったような答弁ではないですか。だから、私は言いたいんですよ。24年か25年でつくられて、何回ぐらい集まって、どういう内容で会議をされたか。私が聞いているのは、最近いっちょんお呼びかからんばんち、委員の方から私は直接聞いているんですよ。先、進んどらんち。会議があっていないということは、先、進まんじゃないですか。だから、そこら辺を指摘しているのに、もう答申、もう終わったような答弁されるし、本当にどっちの話が本当なのかと、私は今ちょっと心配するような感じなんです。

だから、会議があって、今どれぐらいの会議が進んでいるのか、その内容的に、ちょっとお願いします。

生涯学習課長（松尾 強君）

申しわけございません。

柳川市の新しい公民館のあり方については、あり方検討委員会のほうでやっております。この分については、先ほど部長が申しましたように、あり方に対しての答申をいただいて、それを教育委員会でもんで、24年10月にあり方の方針を出しております。

今、高田議員が御質問されている分については、ただいま構成しております柳川市公民館連絡協議会のことかと思えますけれども、この連絡協議会については平成25年9月に設置をいたしております、構成員としては旧柳川、大和、三橋の地域から校区公民館長の代表それぞれ2名と、生涯学習課長、合計7名で会議をしております。25年9月に設置いたしまして、開催回数が平成25年度中に3回行っておるところです。

以上です。（「25年度中に3回」と呼ぶ者あり）はい。

それで、26年度、このごろ行っていないという御指摘ですけれども、26年度におきましては平成25年度中に行われた3回の協議会や他市の状況等を踏まえながら、生涯学習課内で調査、研究を行っていたために、26年度はまだ開催いたしていないところです。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

1年開催しないという検討委員会があるかなと思ってですね。ちょっとおかしいなと今感じるところですね。やっぱり、こういうのは早急にしていかないと、ずっと仕事はふえてくるでしょうが。1つのことをこうやって、ぐずぐず、1年間も放置していました。だから、みんな疑問が残るんですよ。何しよつとか、あんたどみやはち。委員さんたちも、そんなに暇ではないとおっしゃる方もいるんですよ。

本当に、早急に、こういうのはどんどん片づけていって、方向性を出していただかないとですね。後で役員さん、公民館の館長さんあたりがそれ聞いても、ぼっと出されたようになりますよ。もう少しスピード感を持って行っていただかないと、本当、何か悠長にしているなど、こっちは考えますよ。1年間、調査、研究していましたと言われるならですね。

ちょっと市長、その辺に関してはどうですか。1年間ほったらかしておったという。

市長（金子健次君）

お答えしますけれども、やりとりを聞いていまして、ちょっと何か、生ぬるいなという感じがいたしましたけれども、藤吉含めまして11館、平成27年中には完成をいたします。私が常々申し上げているのは、館をつくって、その中の活動がなかったら、もうつからないほうがいいという考えを持っていましたので、常に委員会のほうには、生涯学習課のほうには、その話をしているところでございますので、議員から指摘をされるようなことが事実だとするならば、ちょっと、もう少し迅速な、そしてまた、その拠点が地域の中でこれから旧柳川市の公民館を含めて、7館含めて18館が活性化すれば、まちは本当に活性化するというふうに思っていますし、地方創生の中の一つの活性化の拠点でもあるように感じがいたしますので、十分、今、議員のほうから指摘があったことについては、部長以下、考えているというふうに期待をしていきたいと思えます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

これは私も、市長も御存じのように、中島の開館式があったとき、私も来賓として挨拶するところに、箱だけつくってもだめですよち、ここに魂を入れていくのは我々、使う人間です、地域の人間ですよということを言っておりました。

だから、やっぱり、その指導的立場にある生涯学習課と言っちゃいけません、そういう人たちが、やっぱり早急に方向性を出していただかなければ、今後、こういう改革の時期がありますから、統一した見解を、柳川市全体を統一するような組織づくりをしていただかないと、本当に私が冒頭に言ったとおり、本当に柳川市にかっつけられとっとかんという意見がますます出てくると思いますので、スピード感を持って、早く方向性をつくっていただくようお願いをして、この質問を終わらせていただきます。

教育部長（石橋正次君）

校区コミュニティセンターの建設につきましては、私が生涯学習課長のときから一生懸命、地域の皆さんとお話し合いをしながら進めてきた事業でございますので、最後にあと一つ、藤吉コミセンをつくって、その後にコミセンを中心としたコミュニティの活性化をぜひやっていただきたいと。

それで、その中で将来的には校区の新たな組織ができ上がるであろうと思いますが、それまではぜひ公民館の皆さんのほうで、地域の皆さんと一緒に、新しくできた垂見コミセンは2年目に、もう6,000人ぐらいのお客様を収容しているような状況でございますので、黒板が真っ黒になるぐらい予約を受けて、活性化するように努力させていただきたいと思っております。これからも御支援をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 53 分 休憩

午後 2 時 3 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、8 番白谷義隆議員の発言を許します。

8 番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。8 番白谷です。議長のお許しがありましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、地方創生についてであります、午前中、河村議員、伊藤議員と、特に河村議員とは重複するところが多々ありますが、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、質問に移ります。

子供の数が減り、若者の流出が続き、地域経済の縮小とともに、地域の活力が失われていく中で、人口減少にどう歯どめをかけ、まちの活性をどう図っていくのか、本市における長年の課題となっております。今まで本議会においても、多くの議員から質問や提案がなされてきました。もちろん市当局においても、さまざまな施策が講じられてきました。しかしながら、依然として人口減少に歯どめはかからず、右肩下がりの状況が続いております。

そうした中、昨年5月、民間研究機関日本創成会議人口減少問題分科会の消滅可能性都市の公表を契機として、地方の人口減少問題が国政の最重要課題となり、人口減少克服など地方創生関連の施策が大きく動き出しております。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

人口減少克服と地方創生実現に向けての市長の基本的な考え方をお聞かせください。

あとの質問については自席より行いますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

副市長（石橋義浩君）

市長へということですが、基本的な考え方について私のほうから答弁させていただきます。

合併時、7万6,000人を超えていた柳川市の人口ですけれども、毎年700人、約1%ずつ減少しているということで、10年たって7万人を割り込んだという状況にあります。

国においても同じような状況で人口減少が続いておりまして、国においても非常に危機感を抱きまして、昨年9月、国ではまち・ひと・しごと創生本部が創設されたところでございます。11月にはまち・ひと・しごと創生法が施行されて、12月には地方創生の基本的な考え方を示します長期人口ビジョン、それと、総合戦略を策定したところでございます。これにつきましては、地方自治体にも総合戦略、長期人口ビジョンをつくれというふうになっているところでございます。

東京などの大都市圏への一極集中を是正し、地方に新たな人の流れをつくることで地方の活性化につなげる地方創生の考え方につきましては、私どもにとっても重要なことだという認識がありまして、定住政策について、これまで取り組んできたところでございますけれども、今後ともさらに努力していく必要があるかなというふうに思っております。

少子・高齢化が進む中で、市内での人口増加、維持は、現在、日本全体の人口が減っている中、非常に容易なことではないんですけれども、国が国を挙げてやるという地方創生の取り組みを通じて人口減少のスピードを緩やかにする、うまくいけばふえるというふうな取り組みになったらいいなと考えております。これを基本に、さまざまな政策を検討していくというふうな形になるかと思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今、副市長から答弁をいただきました。最後のほうに人口減少問題は地方創生の取り組みを通じて克服をしていくという答弁でありましたが、まさに私もそうだろうと思います。

今後、地方創生の中で人口減少にどう立ち向かっていくのか、これからの大きな課題であります。そこで、再度お尋ねをいたしますが、地方創生についての具体的な方針がありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

企画課長（椋島謙治君）

今回の地方創生は人口減少にいかに対応していくかという大きな視点がございまして。国においては、人口減少について、東京を初めとした大都市圏への若者の一極集中と大都市圏の子育て環境を初めとした生活環境の悪さなどからくる合計特殊出生率の低下を大きな要因と分析をされております。また、若者が大都市に向かう理由を大都市と地方の経済格差にあるということも整理をされているところでございまして。

これらの課題解決のために、国においては地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの大きな基本目標を立てて取り組みを進めていくということになっております。

国の考えを踏まえまして、本市の人の動きを見てみますと、10代から30代にかけて転出超過傾向が続いております。10代の転出は大学等の進学を契機に、20代から30代にかけての転出は雇用の場を市外に求めて転出するということが推測されております。

このような状況を踏まえまして、柳川版総合戦略におきましても、国が示す基本目標に準じて、柳川で仕事をつくる、都市圏から柳川への人の流れをつくる、柳川で結婚し安心して子育てできる環境をつくる、柳川らしい地域づくりを進めるということを現段階での基本的な考え方とし、今後、協議を進めていきたいというふうに考えております。

なお、昨年11月に市長、副市長、教育長と全部長で組織しております柳川市定住促進推進本部、また、柳川市定住促進若者会議におきまして、定住化に向けた具体的なプランを今後検討していくということにしております。

さらに、本市の現状に即した実効性の高い戦略とするために、国のほうでも示しておりますが、産・官・学・金・労、産業界や行政、学識者、金融機関、労働団体、そういったところの多様な分野に参画をいただいて、さまざまな御意見を伺って考えていきたいというふうに思います。

最終的には柳川の実情に応じた柳川版総合戦略を来年3月までに策定したいというふうに考えておるところでございまして。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今、人口減少の大きな要因の一つが若者の転出超過にあるという答弁でありましたが、確かに大きな要因であろうと思います。ただ、若者の人口流出に限らず、少子化についても同じですが、やはりどうしても市内で安定した雇用の場をつくっていく、そのことがやっぱり一番大事だろうと思いますけどね、しかし、どうやって雇用の安定を図っていくのか。以前は企業誘致だということで、一本やりで企業誘致の話がありました。しかし、実際、どこでも同じですが、柳川市だけに限らず、よそでも今なかなか企業誘致が実現をしていないというのも事実です。であるとすれば、地域でどうやって安定した雇用の創出を図っていくのか、これが問われてくるわけですけどね、もちろん私もそれに対する明確な答えがあるわけでもなかし、方策もわかりません。ただ、先ほどの答弁の中で、総合戦略の中で柳川市で仕事をつくるということが一番最初に掲げられております。その中で、今からこのことを進めていけるわけでしょうけどね。

ですから、さっき産・官・学なんかいろいろ言われましたけど、そうした中で、やはり特に雇用の問題、雇用の創出を図って、いかにして地元で安定した雇用をつくっていくか、そのところはやはり十分に協議をしていただきたい。そして、実効性のある施策をぜひ出していただきたいと思います。このことが一番難しいので、このことができれば本当は人口減少の問題は半分以上は解決するんでしょうけど、ぜひ実効性のある施策を出していただきたいというふうに思います。

今、言いましたように、人口減少問題は確かに雇用が大きなウエートを占めるのは事実ですが、もちろん雇用の安定だけではありません。子育て支援をどう進めていくのか、あるいは先ほどの産業の振興とともに、地域の活性化をどう図っていくのかも問われていく。まさに総合的な対策が必要であろうと思っております。

そこで、実は少子化対策についてお尋ねをしたいと思っておりました。その中の子育て支援について考えておりましたが、午前中、河村議員の中で子育て支援について大木町のことが引き合いに出されながら質問をされました。予定をしておりましたので、同じ質問になって恐縮ですが、再度同じようなことになるとは思いますけど、質問をさせていただきます。

確かに近隣の市町で唯一、大木町は人口増加自治体であります。大木町のホームページを見ると、ホームページには今後10年は人口は増加傾向にあるというふうに書いてあります。確かに本市と同じ地域で、隣に隣接をしております、産業構造も第1次産業を主とした同じような産業構造の中でありながら、人口増加の大きな要因の一つが保育料の安さだと言われております。これは河村議員も同じような考えであったようです。本市の保育料と大木町を比較してみますと、全ての階層において大木町は本市の6割から7割にとどまっております。ですから、こうした保育料の減額が人口増加の大きな要因になっているようであります。

そこで、同じような質問になりますが、保育料の減額についての考え方を再度答弁をお願い

いしたいと思います。

保健福祉部長（高崎祐二君）

私のほうからお答えさせていただきます。

保育料の減額につきましては、午前中来っておりますように、さまざまな子育て支援施策の中でも子育て世帯の家計に与える影響が大きいと考えられます。このため、保育料が低額であることで子育て世帯を呼び込む効果があることも理解はしているところです。

そこで、本市で平成27年度の保育料を設定するに当たっては、所得の低い方の保育料をこれまでより軽減したり、保育料決定のための所得階層を細分化して設定したところがあります。そうすることで、階層が上がることによる保護者の負担感を抑えるための配慮をさせていただいたところがあります。

また、本市独自の第3子優遇事業としての保育料減免や在宅児童に対する手当の支給なども行っているところであります。

本市では、子育て環境の充実が保育料の問題だけの議論ではなく、未就園の子供たちのこと、子育て中の親のサポートを含めた総合的な施策が必要であるというふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

確かに総合的な施策は必要だろうと思います。ただ、壇上からも言いましたが、今、現実になかなか人口減少に歯どめがかかっていないのも事実なんですね。繰り返しになりますが、一方では、大木町では人口は今後10年は増加傾向にあるというふうに市自体が認めておられて、実際、ここに一つのデータがあるわけですけどね、これはインターネットで国立社会保障・人口問題研究所というのが出したデータがあります。2000年を100として100じゃないか。2000年で、柳川市で生産者人口が63.9なんです。大木町が65.6なんです。2ポイントぐらいしか変わらないんですよ。ところが、それが2030年では、柳川市は52.6なんですね。それに比べ、大木町は60.5になると。2ポイントの差が8ポイント開いていくわけですね。もちろん保育料だけが人口増加の要因とは私も決して言いませんけどね、ただ、現実に柳川市から大木町に移り住んでいる方もおられますし、一般的にはそれが大きな要因だと言われているのも事実なんですね。

ですから、市長も午前中の河村議員の質問に対して、柳川市は市としての施策を進めていくと。今、総合的にと部長が言われたように、同じことなんでしょうけどね。もちろんそれはそれで大事だろうと思います。しかし、大木町だけではありませんけど、ただ、大木町を例にとれば、そういうふうに人口増加の大きな要因になると言われているのも事実ですからね。ですから、今、人口減少にどうやって歯どめをかけていくか考えた場合、このようにほかの例があれば、やはりそのことも調査研究をしながら、今後の子育て支援の中で検討をし

ていくべきじゃないかと。ですから、私も決して今やっている施策が間違いとは言いません。子育て支援は1つじゃありませんからね。いろんな分野にあります。しかし、やはり効果があるとわれれば、その分について調査研究をしながら、支援策の見直しも含めながら検討をしていくべきだと思いますが、再度答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

朝の河村議員の質問に重複するような形の答弁になろうかと思えますけれども、今回、保育所の27年度の徴収金につきましては、鋭意、担当部署と検討いたしました。大木町と、ほかに隣接する大川市さんについても、新聞報道なされておりますので、申し上げますけど、ぐっとまた徴収金下がっております。それを事前にキャッチしておりましたので、柳川市としてどういうふうにするかということも、大牟田市や筑後市、八女市、みやま市を含めて全部徴収の状態を調査いたしまして、柳川ではどういうふうにいこうかということで検討いたしました。

それで、午前中も申し上げましたが、所得が低い層には厚目ということと、応分の負担ができるように、所得のある程度の層については負担をしていただかないといけないということで、大川市さんを申し上げますと、大川市さんと同じ水準に持っていきますと370,000千円近くを支出しなければならないと。今現在でも昨年の90,000千円近くが140,000千円近くになるようになっておりますので、その分、とてもじゃないが難しいだろうということで、そういうことをやってしまったら、ほかにまた質問があろうかと思えますけど、医療費の無料化の問題を含めまして検討していった場合には、子供に対して厚目の施策は必要かもしれないけれども、ほかの事業が全て総合的に考えていった場合はできないようになってしまうということが出てくるわけです。

そういうことで、あと何が子育て支援にできるのかということは今後とも、今、回答いたしましたけれども、3人目の子供たちに対してとか、今、在宅の保育に対しても5千円、所得税がかかっていない人には払っていますけれども、そういう施策も補助をしていきたいという考え方で、ある程度の本市としての選択もしなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

所得制限の話も午前中にされました。確かに一般的にはそうだろうと思えますけどね、立場が変われば必ずしもそれがいいかどうかはちょっとよくわからないというか、考え方はいろいろだろうと思います。

それと、先ほど市長は大川市の話がされました。さっき医療費の問題を言われましたので、後で医療費の問題も聞こうかと思いましたがね、また聞くかどうか、ちょっと今から考えやんと思うけど、ただ、確かに市長が言われるように、保育料は大川市が安くなったかもし

れない。実際7割と言われますけど、うちでも、柳川市でも減額を事実していますからね、国に比べれば。ですから、大木町と比べて極端に安くなるかという、そこまではいかないだろう。安くはなるだろうけど、そうは安くならないだろうと思っております。

それにしても、よそで、例えば、保育料はここが安い、さっき出ましたけど、医療費はみやま市が安い、何とかはどこが安いとなったときに、確かに安いところを全部とっていけば一番いいんでしょうけど、それでは財政は当然もたないわけですからね、そういうことは、無責任に言えばやってよかろうもんと言われるかもしれませんが、とても常識的に考えてやれるはずもありません。ですから、やはりその中ではどれが一番いいのか。先ほどの繰り返しになりますけど、今、うちの制度がこれだと、それに決めつけるじゃなくて、大木町の話をしましたけど、今度、みやま市の医療の話もまた今からするつもりでしたけどね、そういう中で、自分のところの財源で一番出せるような、そのところも総合的に考えていかないと、市長がよく言われますけど、自治体競争ですからね。ですから、私は選挙期間中にも市民の方に申し上げてきましたけど、私たちの年代は、たとえちょっと施策がいいからといって、その市町村になわるということはまずしないんですね。ところが、今の若い人たちの話を聞けば、それこそスーパーで買い物をするように安いところになわっていく人も現実にいるんですね。現実にそういう社会情勢にあることも事実ですからね。そうした中で、自治体間競争にどう勝っていくかも、やっぱり市長としては考えていただきたいんですね。うちはこれが一番重要と思っておっても、ほかの人が、市民がそれはさほど重要と思っていないかもしれないんですね。ですから、そこら辺はやはり十分に市民の意向調査とか、あるいはほかの市外の方とか若い人たちの考えを聞きながら、やはりそういった施策に反映していただきたいというふうに思います。はい、どうぞ。

市長（金子健次君）

ある程度は白谷議員も理解をしていただいておりますというふうに思っております。私自身もやっぱり実際、保育の問題については確かに気になる部分でもあります。大木町にしても、大川市も気になる部分でありますけれども、実際、そういう関係の従事者のスタッフに聞いてみたんですね。そういうことを聞いた場合に、やっぱりそれは市長は自信を持っていいよと。やっぱりそれぞれの応分の負担はして行って、違う分でも財政的にはやってもらいたいという意見もありました。そういう白谷議員のような意見の方もいらっしゃるかもしれませんが、安いところに行く。ただ、午前中の河村議員の質問についてバックデータをとりました、柳川市から大木町にどのくらい子供が転出されたのか。要するに保育の関係の子供さん。それと逆に、大木町から柳川市にどのくらい来ているかと。それについては、白谷議員が心配しているような転出については若干ですね、大木町から柳川市に来られる世帯が多かったと。これは柳川市が高いということがわかって来てあったというふうに思いますので、それが一概には言えないんじゃないかというふうに思っております。

大川市についても、それぞれ子育て支援という形で頑張っておられますので、いろんな財政上のことは私は言いませんけれども、柳川は柳川独自でできる分、例えば、今現在の出生率が1.48ぐらい。それを2.06に上げたら日本の人口は同じように推移をしていくというふうに言われていますので、晩婚の方、子供を産まない、結婚をしないと、そういう方たちを柳川市としてどういう施策の中で減らしていくかということも考えていかなければならないかなど。そして、出生率を上げていこうということも考え合わせていきたいなど。そういう面では、柳川の場合は非常に進んでいるんだという特色ある施策を私はやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

確かにそうでしょうけど、ほかにいい施策があれば、やっぱり一回は調査研究をしていただきたいというふうに思います。

それと、実は医療費の話を予定しておりました。皆さん御存じのように、今の市長が当選されましたけど、みやま市は医療費の中学まで無料を打ち出されました。もちろん本市においても中学校まで入院については無料ということで、今年度からでしたかね、実施をされております。ただ、大きく報道をされました関係上、どうしても中学校まで医療費が完全無料だということになれば、やはりイメージとして子育てしやすいまちというイメージはつくだろうと。

そういうことで、実は無料化の実施について市長の考えをお伺いしたいと思いましたが、先ほどの答弁で、もう聞かなくてもいいのかなとは思っておりますが、もし何かありましたら。

市長（金子健次君）

何回も答えていいと思いますけれども、確かに私自身も中学校3年生まで無料化にできれば、それが財政的に許せばしたいんですけども、以前に荒尾市長選挙がありました。荒尾市長選挙の今度新しくなられた市長は、公約の中で中学校3年生までの無料化ということ掲げられました。それは荒尾市にとっても物すごく財政的負担だと思いますけれども、そういうことを掲げて、そのことで勝利したかどうかわかりません。わかりませんが、首長としてはやっぱり気にはなるんですね。今回、西原市長が中学校までという形でされました。ただ、私自身は救いだったのが、福岡県知事がですね、福岡県が28年度から6年生までを無料にするということが発表されましたので、それが救いだったんですけど、私は常々考えているのは、そういう無料化については、本当に人口が減っていくとするならば、やっぱり国が考えるべき、国が助成をすべきじゃないかという考え方を持っていて、いろんな福岡県の市長会や九州市長会、全国市長会でも強くそのことは訴えていきたいというふうに思っ

ております。

どきっとしたのが、小学校、中学校の空調設備については補助金が27年度以降はつきませんよと文部科学省から言われたとき、ショックだったんですね。しかし、約束したことはやっぱりやっていかなければならないということで、その分については財源を補填しないとイケない。結果的には合併特例債を使おうかなというふうに思っているんですけども、合併特例債を使うことによって違うことに使われんようになるもので、結果的には一緒だから、何を選択していくかということは、やっぱりこれからも議会に相談しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、先ほどの保育料の問題、医療費無料化の問題も十分頭の中に、腹の中に据えながらやっていきたいと思っています。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ぜひお願いをしたいと思います。

それでは次に、空き家対策についてお尋ねをしたいと思います。

私、簡単に空き家対策ということで質問を出しております。実は選挙期間中に市民の方から空き家対策について御提言をいただいております。なかなか難しい話で、提案書には「老人が生き生きと暮らしていくためには」というタイトルをつけていただいております。提案を要約すれば、地域にある空き家を利用しながら、高齢者の方がそこでお茶を飲みながら、あるいは趣味、娯楽に興じて和気あいあいと生き生きと暮らしていく、そういった場所の創設、空間というか、それをさせていただきたい。そのためには行政と地域が一体となって推し進めていく必要がありますと。そして、それが健康保持につながるし、最終的には医療費の削減にもなりますと。空き家を利用して皆さんがそこに生き生きすることで、防犯にも役に立ちますよというような提言をいただいております。

今回、地方創生の中で、やはり地域の活性化という部分でぜひこの問題を取り上げたいと思って、質問をさせていただくわけですが、このように空き家を利用しながら、高齢者のための生きがいの場として活用をして、そして、生きがい対策、あるいは健康保持、そして、それが地域の活性化と防犯に役立つなら、幾らかの財政負担は要るでしょうけど、もしそういうことが地域の中でできたらいいんだろうなと、私もそう思っております。

そこで、ちょっと私も簡単に説明はいたしましたけど、そういう状況で、市としてどういうふうに考えられるのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

生活環境課長（松嶋真一君）

空き家を活用して、高齢者が集まり、交流する施設を提供し、地域での活性化につなげたらという議員の御質問に対してお答えいたします。

確かに議員御提案の高齢者の方々が集まって交流する施設の提供につきましては、空き家対策及び地域を活性化する方策の一つであると考えております。しかし、実施するに当たり

ましては、提供する空き家の老朽度合いや広さ、構造、そして、所有者の意向など、課題も多くあると考えているところでございます。

このために、今回の御提案につきましては、今後、地方創生総合戦略の中で十分検討を行っていきたいと考えておりますが、既に整備が完了しておりますコミュニティセンター等を活用した方法もあわせて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

ぜひ総合戦略の中で、確かにコミセンの活用も課題としては実際あります。それもそれで否定はしませんけどね、私が言いたいのは、地域の中で気軽に集まっていただく、そういう場所がという提案者の方の意向ですし、私もそうだろうなということで、地域の中での交流の場という部分もありましたので、そこもひとつ考えながら検討をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

いずれにしても、人口減少問題は難しく、確かにこれといって特效薬があるわけでもありません。しかし、そうかといって、避けて通れないのも事実です。冒頭にも申し上げましたけど、今、地方創生関連の施策が大きく動き出しております。国は知恵を出して行動する自治体には金を出しますと言っているわけですからね、このことを長年の課題である本市の人口減少対策のチャンスと捉えて、市長を筆頭に頑張っていただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、次に、県道714号の拡幅についてお尋ねをいたします。

この県道714号は国道208号交差点から西鉄塩塚駅までの約300メートルについてですが、この間は道幅が狭く、車での通行も苦勞をしておられます。また、この道路は地域の生活道路となっておりまして、西鉄を利用する人の通勤・通学道路ともなっており、歩行者や自転車の通行が非常に危険な状態となっております。

そこで、お尋ねをいたします。

この区間の拡幅について、聞くところによれば協議がなされているとも聞いておりますが、状況をお聞かせください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

白谷議員の県道714号についてお答えいたします。

県道714号は、路線名、県道高田柳川線と言い、西鉄塩塚駅を利用される通勤や通学の歩行者や自転車、送迎車の多い路線でございます。しかしながら、国道208号の豊原郵便局の塩塚交差点から西鉄塩塚駅の区間は道路が狭いため、車両通行の際には離合も難しく、また、歩道もないため、歩行者や自転車の通行は非常に危険な状態にあります。

今回、福岡国道事務所により国道208号の歩道整備が進められることになり、あわせて塩塚交差点の改良工事も行われることとなりました。交差点から西鉄塩塚駅方面への県道高田柳川線の一部区間も同時に拡幅する計画が国より示されたところでございます。

このことを受けまして、地元関係者より国の交差点拡幅事業とあわせて県道の拡幅事業もしていただきたいというお話がございまして、地元の同意を添付し、南筑後県土整備事務所長宛てに道路拡幅の要望書を提出したところでございます。その後、車道と歩道を合わせて道路幅員10メートルで道路整備方針が県より示されたところでございます。

この幅員で整備をすると、現況幅員が4.2メートル前後であるために6メートル前後の用地買収が生じること、現在は大型車両進入禁止区間ですが、整備後は大型車進入制限が解除されること、拡幅が現在の道路の南側か北側のどちら側になるかは塩塚交差点と西鉄塩塚駅の位置関係等で検討することになるので現段階では判断できないこと、これらの条件で道路の両側の沿線地権者の同意が再度必要であるとのこととございました。そこで、この条件で再度同意の署名をお願いいたしましたところ、数名の方々から反対の御意見もあり、全ての同意が得られないというような状態とございました。

主な反対意見としまして、高齢であり、かつ体の自由もきかないため移転したりする体力も気力もないという方もおられましたし、大型車が通ることになれば騒音や振動がひどくなるという方もおられました。また、道路が広くなれば車はスピードを出し、事故の危険性が高くなるという方もおられますし、移転する土地もないし、違う場所には移りたくないというような方もおられ、以上のような意見がございました。

この状況を県へ報告しまして、県としては、道路状況から整備の必要性は十分認識するものの、反対意見も含め、整備方針の方向での地元の意見統一が見込めない現状では事業着手は難しいとのこととございました。

そこで、地元関係者と再度協議いたしまして、塩塚交差点から塩塚駅までの全区間ではなく、塩塚交差点から豊原幼稚園区間の局部的な箇所だけでも拡幅できないかとの御意見があったため、再度県と協議を行ったところでございます。県としては、未改良区間全線について地元の了解が得られない状況では将来の整備方針が確定できないため、部分的に事業着手は行えないとのこととございました。

以上のことを地元関係者にお伝えし、理解していただいているというようなところでございます。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

なかなか地元の同意がとれないということのようですが、例えば、10メートルじゃなくて、もう少し、せめて車が離合できるぐらいに6メートルとか6メートル50とか、そういった幅での拡幅工事はできないんでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

今、議員が申されました10メートルでの拡幅ではなくて車が離合できる最低限の拡幅ではできないのかということについても、市といたしまして県のほうに申し出たところでござい

ます。県といたしましては、事業費の確保のために、どうしたって補助事業でやりたいということで、補助事業でやるということになると道路構造令にのっとらないといけないというようなこともございまして、その中で道路幅員が10メートルというようなことを示されたところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

県道ですから、まさか市の金を出してというわけにもいきませんでしょうし、ただ、さっき課長が言われますように、市としても危険性は十分把握はしておる、認識はあるということですのでね。ただ、このままでどうかという思いもいたしますが、今後、市としてどういうふうに進めていこうと、このまま放っておこうと考えられているのか、今後の市の取り組みというか、考え方を教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

市はこの区間の道路状況については十分把握いたしており、非常に危険な状況にあることも認識いたしているところでございます。これまでに同意をいただけなかった地権者の方々と十分協議を重ねてきたところでございますが、どうしても理解が得られず、やむを得ず一時的な休止を決めざるを得なかったというような状況でございます。

今後は地権者の皆様から道路拡幅の了解が得られましたら、直ちに福岡県へ要望してまいりたいと。そして、改良を行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

確かに難しいことだろうと。地権者の方が反対される以上は、なかなか無理だろうと。課長は同意が得られたらということですけどね、何とか折を見ながら同意がとれるように地域の方等とも話し合いを進めていただいて、何とか前向きに進めていただきますようお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時1分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、14番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

14番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。14番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、平成27年最初の一般質問をさせていただきます。

暴力団、元暴力団、暴力団ではないにしても、限りなく暴力団に近いやから。柳川市の観光大使でもあります大関琴奨菊関が2月20日、めでたく婚約発表の記者会見をされました。新聞紙上では、式の日取りは決まっていなとありますが、関係者の話では、結婚式の日取りも仲人も既に決まっているようであります。日本相撲協会は、さきの八百長事件以来、殊のほか、はしりで言いました暴力団等との接触には必要以上に神経をとがらせておりますことは当然といえば当然であります。柳川市民7万人が14万の目でこぞって反社会的勢力や、ならず者に絶対近づくことのないように常に監視を強めることこそが、郷土の星、大関を守り支える道であります。そして、市民の念願である綱を目指して、日々稽古に励んでもらいたいと思います。

大関も婚約を契機に、今度こそ頑張りますと御花で3月1日に開かれた新春の集いで市長より披瀝されておりました。今度こそという紹介に、会場には失笑が漏れていたことが非常に私は気になりました。一昨年、九州で痛められたけがと古傷の膝の故障を一日も早く完治され、3月場所での活躍を心から願うものであります。

また、藤丸敏代議員は、来年4月ごろには柳川にもアベノミクスの効果が出てくる、給料も上がると、経済見通しを断言されました。果たして本当に来るのかとの不安もありますが、期待し、その日が必ず来ることを信じております。

さて、私は一般質問の通告として、1項目として、合併して10年、柳川市の人口等はどうなったか、2項目として、さきの質問者とかぶっておりますが、地方版総合戦略、3項目めに、持ち去り禁止ポスターの絵に配慮を、4番目に、昨年末に週刊新潮に載った、屋敷跡にジョン&ヨーコ記念館はできるのか、最後には、小・中学生の家庭学習の目安はの5項目にわたって市の考え方をただしたいと思います。できるだけさきの質問者と重複するものは、私なりに配慮するつもりであります。

壇上からはこれで終わりまして、あとは自席から一問一答で質問します。議長のお取り計らいをよろしく申し上げます。ありがとうございました。

14番（矢ヶ部広巳君）続

1番目の項目ですが、合併して10年、人口、財政、効率化等はどうなったかについて質問します。

自治体の体制強化や効率化を目的に、国が誘導した平成の大合併で1市2町が合併した当柳川市であります。地方交付税の上乗せ特例や返済額の7割を国が負担する合併特例債といった優遇策で、確かに柳川市は合併してよかったと私は思います。

まず伺います。合併時の人口と10年後の現在の人口を教えてください。

総務部長（大坪正明君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたします。

合併直後の平成17年3月31日時点での人口が7万6,124人でした。現在、平成27年2月28日時点で6万9,420人です。合併から10年で約6,700人人口が減少しているということでございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

聞き漏らしました。今は6万九千何人ですか。（「6万9,420人です」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。合併時に指標の見通しを私たちは立てました。10年後は6万8,251人とその当時予測をしたものであります。それから見ますと、予想よりも大体1,000人くらい減っていないということになりますが、その点は思っていたよりも減っていないということで喜んでいいと思いますが、その辺は市長はどのように思われますか。

総務部長（大坪正明君）

合併時点で新市建設計画を策定いたしました。その後、合併後にすぐ総合計画をつくりまして、人口の推計と人口の目標値を定めまして、そのときには10年後ですね、平成28年に推計人口よりも3,200人多い7,100人というのを総合計画でも目標人口として定めております。7万1,000人ですね、7万1,000人を平成28年の目標としておりましたので、それよりも下がっておりますけれども、10年前の推計人口ほどは減っていないということは言えると思いますけれども、しかし、やはり減っているのには間違いございませんので、これから総合戦略で地方創生でやはりこの人口を何としてでも、少しでも食いとめるということの施策をお出ししていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

10年前に合併するとき人口の推計を出した。当然、そのときは、過去の国勢調査等を参考にしながら、この6万8,251人という予測を立てたものであります。それよりも1,000人も少なかったというのは、幾らかやっぱり予想よりもよかったというのが私は率直に喜んでおります。

ところで、2番目の質問ですが、市税は合併時と、そしたら財政的どうなっているのか。当然、市税の中には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税がありますが、それをひっくるめて市税で御回答をお願いしたいと思います。

税務課長（木下 隆君）

矢ヶ部議員の市税は合併時と10年後はどうなっているのかという御質問にお答えします。

平成16年度と平成25年度の市税収入総額を申し上げます。

平成16年度は約5,704,000千円、平成25年度が約6,240,000千円となっており、この10年間の比較で約536,000千円の増額となっております。なお、この増額の主な要因は、平成22年

度からの税率の統一等により、固定資産税が約238,000千円減少した反面、平成19年度から始まった所得税から市民税への税源移譲等により、個人所得割が約624,000千円増加したことによるものでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

どこもやっぱり、どこの市町村も所得が減っておりますから、当然、市民税等が下がっておりますが、そしてどこの市町村もどうしても市民税よりも固定資産税に頼るといようなのが大体现状であります。その辺からいいますと、今の答弁によると、かなり市民税も上がっておるといことではあります、その主な原因は何でしょうか。簡単に結構ですが、教えてください。

税務課長（木下 隆君）

平成19年度から始まりました所得税から市民税への税源移譲が大きなものだと考えております。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。そしたら、3番目にお聞きをしますが、高齢化率というのは、合併時と今ではどのように変わったでしょうか、お知らせをお願いします。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、高齢化率の推移についてお答えいたします。

合併時の平成17年3月末現在における65歳以上の高齢者数は1万8,007人で、高齢化率は23.7%となっております。そして、10年後の平成27年2月末現在の高齢者数は2万702人で、高齢化率は29.8%となっており、この10年間で6.1ポイント高くなっております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

1番の問題と同じように、合併時に私たちが推定したのは、27年には2万481人で、高齢化率は30%になるだろうと推定をしておりました。現実には2万702人で、高齢化率は29.8%です。これも大体、その当時の推定はそう誤ってはいなかったんだという推定ではありますが、その点について何か意見があれば、あるいは所見があれば述べてください。簡単に結構です。

福祉課長（原 忠昭君）

先ほど矢ヶ部議員のほうから申されましたように、高齢化率につきましては、柳川市の人口を予測いたしまして推計をいたしておりますので、ほぼ矢ヶ部議員の推計どおりに推移しているものと思っておりますが、御承知のように、昭和22年から24年生まれの団塊の世代の方が高齢者となられまして、若干今後ふえる見込みがあります。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

何の、私個人じゃなくて、1市2町が合併したときの協議会の中で決めた推計を出したものでございます。そういうことでございますが、1市2町ですね。

次に入りますが、小学生の数ですね、小学生が今、どんどん減っておりますが、小学生の数は、合併時と10年後はどうなっておるのでしょうか、よかったら教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

小学生の数についてお答えをいたします。

合併時の平成16年度が4,456人で、10年後の平成26年度が3,506人でございます。950人の減でございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

950人も10年間で小学生が減ったということですね。950人というならば、大変な数です。

ところで、三橋町で一番大きい学校の藤吉校は、全校で1年から6年まででは何人おるんですか。わかったら教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

平成26年度の藤吉小学校の児童数でございますけれども、309人でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

わずか10年間で1市2町で19校ですか、小学校があるうちで一番大きい藤吉小学校の3校分が減ったということですよ。これが現実であります。いかにやっぱり子供がおらんことになったかというのが現実のようであります。

ところで、中学生の数はどうでしょうか、教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

中学生の数でございますけれども、合併時の平成16年度が2,447人、10年後の平成26年度が1,778人で669人の減でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

そうすれば、端的に小学校と中学校では、小学校が950人減って、中学校が669人も減った。1,619人も小学校、中学校で減ったということですか。大変な現実であります。そして、ましてや、これはもう当然、減ったということ、669人中学校が減ったというだけの判断じゃないと思いますね。なぜならば、大牟田高校のように、中高一貫高校で、大和中学校ではもう何十名かの方がもう大和中に行かん、大牟田高校に行つてあるとか、あるいはよその小学校でも旧柳川市ではなくて、よその学校に行つてあるとも結構ふえよつとですかね、今は。わかれば教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

私立中学校、または県立の中等教育学校等への希望、または附属等の中学校への進学者と

いう数でございますけれども、生徒数の減少がありますので、若干減っている傾向でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

中学校の場合ですが、今度小学校から中学校に行くときに、自分の交通安全等を考えて、近くの学校に行かたてよかということでした結果が、極端に言うと、矢ヶ部小学校なんかは、三橋中学校に行く人はゼロですよね。去年とおととしては2人ずつ行った、そういうことで見直しがされました。そして、今度の新学期じゃなし、その次の新学期のときは、4キロメートルはどうだと、見直しをされておるそうですが、その辺はどうなるわけですか。今度から矢ヶ部小学校は、片道4キロまでやったら三橋中学校に行かやんとか、あるいは4キロ超えた場合は、それはこっちに柳城中学校に行かたてもいいということのようですが、きょうだめなら、また改めて答えてもらってもいいです。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほど通学区域関係のお話でございました。合併して、平成20年度の中学校入学者から指定された学校よりも通学距離が近い場合は、指定校変更の許可をするということで進めておりまして、その結果、先ほど議員のほうからお話がありましたように、矢ヶ部小学校から三橋中学校へ通学する生徒さんがほとんどいなくなったというような状況が出てまいりました。いろんなマイナス面が出てまいりました関係上、平成26年度中に通学区域審議会にて教育委員会のほうから、この通学区域制度についての諮問をいたしまして、通学区域審議会から答申を受けました。その答申の内容が、4キロを通学距離として超えた場合は、やはり生徒に通学の負担がかかるから、その超えた生徒さんについては、指定校を変更することはやむを得ないけれども、4キロ以内であれば自転車通学でありますので、大丈夫であろうといったような内容の答申をいただきまして、平成28年度の中学校入学者から、そういったことで4キロを超えた場合のみ、通学指定校の変更を認めるといったように変えるといったことで規則改正をしたところでございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、その場合に、同じ兄弟で上学年がおるところは、やっぱり兄ちゃんが柳城に行きよるけん、下の妹、弟もやっぱりそっちがよかとかいうこともなきにしもあらずだろうと思います。そうせんと、同じ兄弟でありながら、片方、片道4キロ超えておるところを、兄ちゃんは柳城に行って、下は三橋ということになれば、ちょっと何かその辺は疑問があるが、それは何か特別なあれがあるわけですか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

その兄弟関係の話は議員のほうからいただきました。現在も、兄が行っている学校と下の子どもたち、または妹さんたちが違う学校に行くということになりますと、学校の行事関係、またはPTAの関係等で非常に家庭の中で不便を生じるということで、上のお子様

行ってある学校に行くという指定校変更の許可については、現在も認めておりますので、今後もそのように続いていきます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。よろしくをお願いします。

それで、この1項目めの質問は終わります。

次に行きます。もうさきの4人の方が質問されたうちで3人の方とかぶっております。地方版総合戦略は作成するのかということであります。

政府が昨年末に人口減少対策の総合戦略をまとめたことを受けて、柳川市としても人口ビジョンと2016年度からの5カ年の地方版総合戦略を15年度中につくりなさいということですが、いかに動き出すのかということですが、御答弁をお願いいたします。

総務部長（大坪正明君）

人口減少が進んでおります本市におきましては、この柳川版の長期ビジョン、それから総合戦略の策定については、最重要課題であるというふうに考えております。そのため、人口減少に歯どめをかけるための柳川版の長期ビジョンと総合戦略を来年3月までにできるだけ早く策定することにいたしております。人口減少問題については、これまで、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、マスタープラン、いわゆる柳川市では第1次の総合計画、平成18年度に策定いたしました中で、10年後の平成28年度の目標人口を7万1,000人ということで設定をして、それを維持できるように幅広く施策を展開してきたところでございます。しかしながら、現実的には、現時点で7万人を切っているという状況でございます。どういふふうな手を打ったら、人口減少を克服できるのか、非常に難しい問題でもあるというふうに率直に感じておるところでございます。このため、若者を柳川に引きとめ、また呼び込むために、どのような取り組みが必要となるかということを検討していただくために、昨年の11月から40代の若い人を中心とした若者会議を設置いたしまして、ここにおいていろんな知恵を絞っていただいているところでございます。

また、昨年から実施しております九州大学との共同プロジェクトにおいても、学生目線で見た柳川の活性化策について提案していただくことにしております。

さらに、現在取り組んでおります行政施策を再検証するとともに、産業界、学識者、金融機関、労働団体などの分野の方々から御意見を伺いながら、市長以下三役と全部長で組織しております柳川市定住促進創生本部において、総合戦略を策定する必要があるというふうに考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

政府版の大きな柱であります安定した仕事の創出ということですが、簡単にいいですから、

答弁をお願いします。

総務部長（大坪正明君）

安定した仕事の創出についてということでございます。政府におきましては、東京への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏の転入超過を解消する必要があり、そのため、地方において毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組むという基本目標に掲げております。この中で、地域の若者、女性などが起業しやすい環境を整備することや、新たなビジネスの創造、また個人事業主の起業を促進する必要があるとされております。また、地域の中堅、中小企業の引き上げや、雇用創出への取り組みについても関係省庁と連携して支援することも掲げられております。本市の転出者のアンケートをしてみると、若者が希望する魅力のある仕事が少ないという意見が多く、実際に多くの若者が市外に転出をしております。市内で若者の仕事づくりの環境整備をすることが急務ではないかと考えております。

このような状況に速やかに対応するために、政府の動きと連動した地方創生先行型の補正予算として、今回、議会に提案しておりますけれども、市内で起業しやすい環境や条件を整えることを目的とした柳川市起業・創業支援事業を今議会に提案しているところでございます。また、市内の中小企業の売れる商品づくりの支援として、都市住民へのマーケティングに基づく、売れる商品づくりを目的とした産品開発等事業も計上しております。安定した仕事の創出につきましては、今後総合戦略を策定する中で、特に力を入れていくべき大きな柱だというふうに考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

それでは、次に、大きな柱の2番目であります出産や子育ての支援について、簡単にお願いいいたします。

保健福祉部長（高崎祐二君）

まず、国におきまして、進行する少子化に歯どめをかけるために、子ども・子育て支援法を初めとするいわゆる子ども・子育て関連3法が制定されまして、本年4月から本格実施されることになっております。本市におきましても、少子化傾向が続く中、これまで柳川市次世代育成支援行動計画をもとに、安心して子供を産み、育てることができる環境の整備に努めてきたところであります。

また、4月から子ども・子育て支援新制度の実施に当たりましては、新たに柳川市子ども・子育て支援事業計画を策定することとしております。この事業計画は、今後の本市の子育て支援に関するマスタープランと言うべきものでございまして、柳川でよかった、ともに育み支える子育てのまちを基本理念として策定するものであります。

事業計画にも盛り込んでおりますが、現在の少子化の進行や家族形態の変化などの子育て

を取り巻く環境の変化に対応いたしまして、安心して子供を産み、育てることができる柳川市とするために、地域社会全体で結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援が重要であるというふうに認識をしております。

具体的には、市が取り組むべき事業といたしまして、妊婦健診事業や赤ちゃん全戸訪問事業、一時預かり事業や子育て支援拠点事業などをより利用しやすく、充実させることを目指してまいりたいというふうに思っております。

また、これらの事業を利用するに当たって、新たに利用者支援事業を実施し、相談体制の構築や子供、保護者一人一人に応じたサービスの提供につなげる環境をつくっていくこととしております。

こういったことで、出産、育児の支援の充実、さらには結婚から子育てに至るまでの切れ目のない支援の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

3番目の柱であります、人口減少に応じたまちづくりについてについて伺うつもりでしたが、ほぼ2番の項での回答とダブる面があると思います。それで、この総合戦略をつくるに当たって、民間人も含めてのメンバーにされるのか、どのような考えで、メンバーですたいね、部内だけでやられるのか、そういうことが、もう簡単に結構ですから。

総務部長（大坪正明君）

先ほどちょっと御説明しましたけれども、若者会議というのも一般の方々入っておられます。それと、今後、産業界とか学識者とか金融機関、労働団体など、いろんな分野の方に入っていて、総合的な施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。これは政府、国はこの問題については、地方の総合戦略については、しっかり計画を立て、そしてぴしゃっと報告をせんと補助はやらんぞというひもがついておるようでありますから、あんまり計画を広げよっと、報告するときもざっといかんと思うんですよ。要らんお世話ですけども、報告も考えながら、やっぱりやっていくということも一つのあれじゃないかなと私は思う。それを意見として申し述べます。

政治は暮らし、暮らしは政治とはよく言われます。政治が悪かったら、暮らしはよくなりません。暮らしをよくするには、政治をよくすることが何よりも大切だということであります。言わずもがなですが、利権が絡むものに政治家が手を染めたら、当然厳しい処罰を受けることになります。

ところで、専らのうわさを耳にします、東蒲池にお墓ができるげなと、霊園ができるげなと、福岡市の業者が進出を狙っているげなと、それには複数の政治家が積極的に動いている

げな、農業委員会の俎上にもその問題は上がっておるげな、ただし、農業委員会では、保留にしてあるげな、次の委員会で業者を呼んで説明を受けて判断の材料にするげなというきな臭い話でもあります。その複数の政治家の中には、よもや農業振興を進めるべく農業委員が入っていたら、それは当然、ゆゆしき問題であります。私は、その東蒲池の目と鼻のところに住んでおります。本当にそんなお墓ができるのか。霊園ができるとすれば、せっかく新しい道路ができて、開発途上にある蒲池地区で、ましてこれから蒲池に住んでみたいなど、新しく家を建ててみたいなど思っている人に、私は大きなマイナスイメージを与えて、人口がふえるよりも減ってしまうのではないかと危惧するからであります。

当然であります、農業委員会の本来の役割は、農地の番人です。くれぐれも農業委員会の皆様も、柳川市の人口増対策にお力をかしていただくことを心から願うものであります。もしや、市長がその点を把握してありましたら、りんとした態度での対応を重ねてお願いしたいと思います、どうでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

西蒲池の霊園の関係ですけれども、農振地区になっております。農振地区ということで、流れとしては、まず農振の除外をするという形になります。今現在、先ほど議員言われましたように、2月の農業委員会に意見を徴取して、一旦保留になっております。昨日の農業委員会でいろんな議論をしていただき、おおむね除外の了解を農業委員会の意見としてもらったところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

つまり、もう農業委員会では認めたということになるわけですか、除外ということは。どうですか。

農政課長（成清博茂君）

除外に関しては、JAさん、また、土地改良、それと農業委員会の意見徴取をしながら進めてまいりますけれども、まだ予定を決めていませんけど、促進協議会、農業振興整備促進協議会での決定ということで運んでいきますけれども、意見徴取として全ての団体からもう一応オーケーということでもらっているところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ということは、もう業者が申請をしておる。それがもう一応オーケーという、お墓をつくることには賛成という、その団体も賛成をしておるということですかね。

農政課長（成清博茂君）

賛成といたしますが、一応農振の除外に関してはオーケーと。また、農業委員会のほうでいろんな転用とか、また、生活環境課のほうでの許可とか、いろいろ事務的な流れは流れてい

くということになっております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、もう地元がどんなに反対をしてもだめということになりますかね。地元の我々が。それはぞうたんのごと、でけんばんという意見がほとんどであります、その辺のこれからの順番といいますか、プロセスといいますか、そういうのはどうなりますかね。

農政課長（成清博茂君）

地元としては、地元の関係の地域の区長さん、または隣接の地権者さん、霊園の整備の地域の隣接の地権者さん、農地の地権者さんの了解はいただいております。流れといたしまして、先ほど申しましたように、農業整備促進協議会を開催して、そこでお諮りして除外、それからいろんな手続があります。手続をして、また農業委員会の転用、それとあわせて生活環境課のほうで霊園の許可とか、そういう事務的な流れになっていこうかというふうに思っております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

地元の区長さんというのは、蒲池校区全体の区長さんという意味ですか、それとも近隣の東蒲池、西蒲池地区の区長さんという意味でしょうか。

農政課長（成清博茂君）

地域の2行政区というふうに伺っております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

2行政区の区長さんということですね。具体的には、行政区の名前を上げてください。

農政課長（成清博茂君）

済みません、申しわけないんですけれども、関連地区ということで、申しわけございません。

14番（矢ヶ部広巳君）

いや、それは大変な問題ですよ、地元にとっては。そこだけの問題じゃないですよ。すぐほんなそばに住んでいる人もですね、それはね、今から柳川市としても人口をふやそうふやそうということで、さっきの午前中からちゃんと話をしているんじゃないですか。一番大切な問題、人口が今、どんどん減っている。それをどげんしてふやすかというのが、地方総合戦略の問題でしょうが。それに水を差すように、一番住みにくいといいますか、そういうものを持ってきてふやそうということになれば、それは地元の住民はとてもじゃないと思いませんよ。どうでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

西蒲池のほうに霊園ができるということで、農地の関係、また霊園の関係、生活環境課の霊園の許可の関係、事務的に業者さん、また、転用者さんのほうから申請がっておりますので、私も事務的に進めて、各関係団体に諮って、お諮りをして、おおむね今のところ、了承をいただいたところでございます。

申しわけございませんが、地元地域の行政区長さんの同意、それと関係隣接の地権者さんの同意等については、了解をいただいておりますということで進めているところでございます。以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

これは大問題ですよ。たった2人の行政区の区長でそういうことを判断するというのは。アスタラビスタができて、よかったね、お年寄りみんなばさら喜んでおる。本当、そして、ああ、道路もあげんしてもらってよかったねと。一方ではそういうのが裏で話がついておるというのはどうなりますか、住民は。それは大変ですよ。それはこの2人の行政区の区長が責任を持ち切るならよかですたい。それは大変な問題ですよ。（「説明ばし切らん」と呼ぶ者あり）説明はし切らんて、この方は知ってあるわけですよ、中身を。（「知らんよ」と呼ぶ者あり）知らんなら、外野から言いよる人のことを聞かんで、私と執行部と今、話をしておるわけですから。そうでしょうが。一番そばに住んでいる人が一番大切な問題じゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）大きな問題ですよ。

市長（金子健次君）

きょうは農業委員会の局長は来ておりませんので、わかる範囲内で農政課長が答弁をしたかと思しますので、そういうことでの関係区長ということで答弁したというふうに思います。

具体的には、農業委員会の局長でないとうわからぬような感じでございますので、このところでは答弁ができないというふうに私は理解をいたしております。

14番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、農業委員会の委員長をここに呼んでください。

議長（浦 博宣君）

矢ヶ部議員にお聞きしますが、この問題は通告はしてあったんでしょうか。

14番（矢ヶ部広巳君）

通告というか、当然関連する問題ですから。

議長（浦 博宣君）

だから、農業委員会の局長が……

14番（矢ヶ部広巳君）

いやいや、それはしておりません。それはもちろんしていません。

議長（浦 博宣君）

だから、それ以上の答弁が無理ということですので。

14番（矢ヶ部広巳君）

私はもう、とてもじゃないが、農業委員会で決まっておるということを知らなかったもんだから、まさか決まっているはずはなかろうと。地元にも聞いてみると、いや、俺は知らんばんという人が多いんですよ。だから、なおさらね、まさかそげん先までもう行っておるて、思いもせんもん。思うとったら、当然、委員長にそれは来てもらっていただきますよ。そういうことです。

議長（浦 博宣君）

だから、きょうはもう来てないということによろしいですね。

14番（矢ヶ部広巳君）

それはもう、しょうがないですよ。だから、後でその問題は、やっぱりみんなが、地元も、あるいは議会もみんな入って、そういう問題やら一番大切な問題じゃないですか。人口をいかにしてふえようかという問題でありますから。（「何のため農業委員会」と呼ぶ者あり）じゃないでしょうか。

議長（浦 博宣君）

一応、農政課長はその事情をお話しになられたということですので、それ以上のことは、矢ヶ部議員のほうからどうせろこうせろと言われても、担当課としてはいたし方ないということですので。

14番（矢ヶ部広巳君）

それは当然わかりますが、地元の声はそうであるということでもあります。そこで、ぴしゃっとした責任をとれるような対応をしてもらわんと困ると思います。どうでしょうか、今のことは。

産業経済部長（安藤和彦君）

今、矢ヶ部議員が聞かれていることでございますけれども、これは農振除外にかかわる一連の手続の中での農業委員会への意見照会で、そういうことで御理解をお願いしたいというふうに思います。

14番（矢ヶ部広巳君）

それで、私がお願いをしたいのは、その行政区長も了解をしております。先ほど言われた、その方は誰か、どこの行政区かということはきちっと報告をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

その辺の確認をしまして、報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ひとつ、くれぐれも地元の声を大事にして事を運ぶというのが行政の本来の姿であります

から、それだけは逸脱をしないようお願いをしておきます。

それでは、次の項に入ります。

3番目の項であります、持ち去り禁止ポスターに配慮をということであります。

市内のあちらこちらの資源ごみ置き場に、持ち去り禁止の看板を見ます。私が言いたいの、描かれている人物についてであります。よれよれの帽子をかぶり、汚れた服を着たひげ面の人、一目見て、イコール資源ごみ持ち去り人という偏見に満ちた看板であると誤解を招くものと言わざるを得ません。柳川市は、市長みずからが日本一の思いやりのまちとかを掲げてあります。しかも、観光のまちであります。その点についてどうでしょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

矢ヶ部議員の資源ごみ持ち去り禁止看板についての御質問にお答えいたします。

この持ち去り禁止看板につきましては、数年前から不燃物集積所に出されました資源ごみの中から、お金になるものだけを選んで持ち去る行為が行われておりまして、地域住民の皆さんが大変困っているということの相談が多数寄せられております。このため、平成25年11月に開催いたしました柳川市クリーン連合会理事会におきまして、看板の購入と設置について協議をしていただいたところでございます。理事会におきましては、看板の購入について御承認をいただき、また、看板の選定については、市販されておりますカタログの中から、持ち去り行為を行う者に対して、できるだけ抑止になるようなわかりやすい絵柄であることや、市の収集実態に合った文章であるものを選び、希望する行政区に配付したものでございます。決して、議員が言われますような人物像をイメージしたものではないということをご理解いただきたいと思います。今後とも細心の注意を払いまして、この事務に当たっていきたくて考えております。どうぞよろしく願いいたします。

14番（矢ヶ部広巳君）

時間がありませんので、こういう差別、偏見を招くようなものについては、やっぱり行政はやるべきではないと、少し配慮が足らなかったのではなかろうかということをお願いを申し上げまして、この質問は終わります。

4に行きます。屋敷跡にジョン&ヨーコ記念館は。これは昨年12月4日に発売の週刊新潮に取り上げられておりました。そういう記事が載っておりました。跡地は予定どおり、昨年12月末には登記を終えて、そして今後、この週刊誌にあったように、記念館を建てるのか、そういう気持ちがあるのか、どういう方向で進んでいるのか、簡単にひとつ報告をお願いします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

矢ヶ部議員の質問にお答えいたします。

小野邸跡地の用地の取得経過につきましては、昨年9月議会で用地購入費を可決いただき、平成26年、昨年の12月19日に土地売買契約を柳川庁舎3階の庁議室で締結を行い、その後、

法務局へ書類提出を行い、同日付で登記完了が終わったところでございます。

その後の公園としての整備についてということでございますけれども、現在、柳川市では、平成25年度より5カ年で、柳河城内地区を柳河城内地区としてまちづくり交付金事業を取り組んでいるところでございます。この事業で、川下りコース沿いにあります日本の道100選に選ばれております遊歩道のアベック道路のバリアフリー化を含めた補修整備に取りかかっているところでございます。この補助事業を用い、小野邸跡地を緑地広場として整備を行う計画でございます。

これからの予定でございますけれども、平成27年度に整備の計画を作成いたしまして、28年度に工事の実施を行う予定でございます。

以上です。

生涯学習課長（松尾 強君）

ジョン&ヨーコ記念館のお尋ねについてお答えしたいと思います。

小野英二郎屋敷跡地は、遊歩道である白秋道路沿いにありまして、公園として整備されれば、地元の人々の憩いの場として、また、まち歩き観光の休憩地として大変有意義だと考えております。

今後、屋敷跡は、先ほどまちづくり課の答弁にもありましたように、公園として整備されるということですので、公園として整備活用しながら、記念館の建設につきましては、将来の構想として今後研究していきたいと考えているところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。わかりました。

最後になります。家庭学習時間の目安についてであります。

小学生低学年、高学年、中学生別にそれぞれ大体何時間ぐらいの勉強ということを御報告を願いたいと思います。

学校教育課長（松藤敏彦君）

家庭学習時間の目安ということですが、柳川市では、平成22年度に中学校区ごとに家庭学習のすすめを推進するパンフレットを作成し、校区内の小・中学校で、家庭における学習習慣を身につける取り組みを行っております。その中で、家庭学習時間の目安を出しておりますので、中学校区ごとで若干の差異はありますが、紹介をしますと、学年別では小学校低学年の1、2年生は20分から30分、中学年の3、4年生は30分から40分、高学年の5、6年生は50分から60分としております。中学校については、70分から120分としております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。あとまた伺いたいわけですが、あした菊次太丸議員が初

舞台上、市内小・中学生の学力について一般質問されます。かぶったらいけませんので、菊次議員の御健闘を心から願って、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 延会

平成 2 7 年 3 月 6 日 ( 金曜日 )

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成27年3月6日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

### 2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	崎	祐	二
建	設	野	田		彰
産	業	安	藤	和	彦
経	済	石	橋	正	次
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	二
和	庁	白	谷	通	郎
庁	舎	桜	島	謙	介
舎	長	島	添	守	孝
長		木	下		治
長		樽	見	孝	男
長		原		忠	隆
長		松	藤	敏	則
長		松	尾		昭
長		中	村	敬	彦
長		成	清	博	強
長		松	永	泰	二
長		田	尻	主	郎
長		大	石	涼	茂
長		松	嶋	眞	治
長		大	淵	洋	一
長		松	藤	満	祐
長		田	中	利	也
長					光

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					亀	崎	公	徳

5 . 議 事 日 程

日 程 ( 1 )    一 般 質 問 に つ い て

順 位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	4 番 浦 川 和 久	1 . 自 主 防 災 組 織 に つ い て (1) 自 主 防 災 組 織 の 設 置 単 位 と 設 置 率 及 び 組 織 編 制 (2) 防 災 カ ー ド に つ い て 、 地 域 へ の 指 導 等 、 取 り 組 み は (3) 26 年 度 中 に お け る 自 主 防 災 訓 練 の 実 施 状 況 (4) 自 主 防 災 に 対 す る 市 長 の 所 信 は 2 . 屋 外 広 告 物 に つ い て (1) 市 内 で 景 観 上 の 観 点 か ら 禁 止 地 域 に 指 定 し て い る 地 域 は あ る の か (2) 違 法 な 屋 外 広 告 物 へ の 対 応 は (3) 市 独 自 の 屋 外 広 告 物 条 例 の 制 定 は (4) 2 月 15 日 、 札 幌 市 で 起 き た 屋 外 看 板 の 落 下 事 故 に つ い て 、 条 例 で の 規 制 は 及 ぶ の か	市 長  "
2	3 番 菊 次 太 丸	1 . コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー の 今 後 の 活 用 に つ い て 2 . 市 内 小 中 学 生 の 学 力 に つ い て	教 育 長 "
3	6 番 荒 巻 英 樹	1 . 合 併 10 周 年 事 業 に つ い て (1) 白 秋 サ ミ ッ ト (2) お も て な し マ ラ ソ ン 大 会 2 . 公 営 住 宅 に つ い て (1) 椿 原 町 団 地 ( 昭 和 28 年 度 建 設 ) 及 び 隅 町 南 団 地 ( 昭 和 29 年 、 30 年 建 設 ) の 建 替 え は (2) 雇 用 促 進 住 宅 の 現 状 及 び 今 後 は 3 . 子 育 て 支 援 の 充 実 を (1) 3 世 代 同 居 手 当 の 検 討 を (2) 学 童 保 育 所 の 定 員 枠 拡 大 を	市 長  " "
4	15 番 緒 方 寿 光	1 . 国 の 地 方 創 生 事 業 に 対 す る 「 本 市 の 総 合 戦 略 」 は い か に 2 . 4 月 か ら の 「 介 護 予 防 サ ー ビ ス 一 部 移 管 ( 要 支 援 1 、 2 ) 」 で の 本 市 の 対 応 は 3 . 「 防 災 行 政 無 線 」 「 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 無 線 ラ ジ オ 」 の 目 的 内 で の 有 効 活 用 は	市 長  " "

順位	質問者	質問事項	答弁者
5	21番 三小田 一 美	1. 柳川観光の目玉としての柳川城復元について (1) 復元を呼び掛ける団体への支援 2. 合併後の人口減少への歯止め策について (1) 地方交付税交付金への人口減少の影響 3. 福祉施設について (1) 入居を希望する待機者の問題 4. 増加傾向をたどるひとり親の子育て支援について (1) 学習支援について (2) 就職支援について	市長 " " "
6	20番 梅 崎 和 弘	1. 佐賀空港オスプレイ配備に関する市の基本方針について 2. 介護報酬大幅削減による影響について 3. 携帯電話、インターネット時代における子どもの教育について 4. 市内の小中学校の用地の所有者はどうなっているか 5. 認知症の方が障害者手帳を取得することについて	市長 " " " "

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、4番浦川和久議員の発言を許します。

4番（浦川和久君）（登壇）

皆様おはようございます。4番、柳誠クラブ、浦川和久でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問に入らせていただく前に、私ごとではございますが、昨年10月に実施されました柳川市議会選挙で多くの皆様の信任を得て初当選させていただきました。これからは諸先輩議員

の皆様、そして、同期の議員の皆様並びに金子市長初め、執行部の皆様の御指導、御鞭撻のほどを今後ともよろしくお願い申し上げます。

議員として全力で取り組んでまいり所存でございます。

また、今回、初めて一般質問の場に立たせてもらいますが、何分にも議会の慣例などふなれな点もございますし、また、初ということで気持ちばかりが先走り、かみ合わない点多々あるとは思いますが、どうか温かい目で見えていただければと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まずは柳川市の防災について、金子市長は平成26年度所信表明の中で重要項目を幾つか取り上げておられます。その中に、「自主防災組織を育成し、各地区で避難訓練を実施」とあります。防災の、特にソフト面に力を入れて取り組みますと宣言しており、防災に関しての市長の熱い思いを頼もしく思っている次第でございます。

そこで、最初の質問ですが、本市における自主防災組織について質問いたします。

1点目が自主防災組織の設置単位と設置率、2点目が自主防災組織の組織編成について、組織のトップ、いわゆる長には通常、地域のどのような方がなっておられるのか、そして、役割別の班編成はどうなっているのか、以上の点についてお尋ねします。

あとの質問につきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしく申し上げます。

安全安心課長（田尻主範君）

本市の自主防災組織について若干御説明申し上げますと、御承知のとおり、本市は毎年、大雨や台風に脅かされる土地柄でもございます。このような災害から身を守るためには、地域住民同士が助け合う共助の地域づくりが必要であり、これからは自分たちの地域は自分で守るという自主防災組織による各地域での応急対応が重要性を増してきております。しかしながら、新たに自主防災組織を行政区単位で立ち上げるには困難を要するものでございます。

そこで、本市におきましては、日ごろから要援護者支援にも取り組んでおられた地区社会福祉協議会に災害時においても要援護者の支援をお願いし、自主防災活動の承諾をいただいたところでございます。

こうした福祉と防災を兼ね合わせた自主防災活動に取り組むことによって、日ごろからの声かけ、助け合いが災害時の迅速な安否確認、避難誘導につながっていくものと期待しております。

したがいまして、災害時も要援護者の支援を行う地区社協を自主防災組織と捉えておりまして、本市における設置単位は市内各地区社協単位となり、設置率は100%となっております。

2点目の自主防災組織の組織編成につきましては、地区社会福祉協議会の組織には、行政区長、民生児童委員、公民館長のほか、各種団体が参加、協力されているので、その組織構

成を通しまして地域の要援護者の情報を共有し、平時の活動から住民の支援協力と連携しまして災害時の支援活動につなげていただいております。

現在、各地域で研修会を開いておりますが、そこをお願いしているのは、班編成の役割でなく、まずは災害の危険が迫っているときに一人で避難できない方を地域の皆さんで誘い合っの避難体制づくりをしているところでございます。

以上でございます。

4番（浦川和久君）

今、安全安心課長から説明いただきましたけど、組織の設置率などは100%ということで、数字的なところは満点ですけど、班編成の役割分担はまだ至っていないという捉え方でよろしいんですかね。 わかりました。

それで、私もいろんなところで機会を捉えて、あなたは自主防災組織の中で何を担当していますかということいろいろ聞いたりしたんですけど、ほとんどの方というか、全ての方が何も担当しとらんと言われます。今、執行部のほうから答弁いただきましたけど、班編成まで至っていないという回答でしたので、そのところは納得できました。

それでは、通常、自主防災組織の班編成には、役割別に消火班、避難誘導班、救出救護班、情報班、給食給水班と、通常、これだけの班編成がありますが、災害発生時に、あなたはこの担当をやってくださいと急に言われても、なかなか人は動けません。知識もない、訓練もやったことがないという人がリーダーになった場合、2次災害の危険性まではらんでいるということが考えられます。組織の設置率が100%と言われるなら、自主防災は班編成でいろんな役割がありますので、せめて班編成の班長さんぐらいは決めていただかないと組織とは言えないのではないのでしょうかと思います。しかし、これが九州北部豪雨で甚大な被害を受けられた地域や自主防災訓練をやられた地域では取り組んであるかもしれません。

それから、市内の各家庭に配布してある防災ガイドブックですが、この中に防災カードというのが載っています。「防災カードは、高齢者や障害者などの必要な情報を記入し、それを地域の代表者が保管して、災害時の安否確認や避難活動などに役立てます」という説明書きが載っています。そして、防災カードの中に協力員というのがありますが、「協力員とは、災害時に近所から避難を支援してくれるひとたちのことをいい、要援護者の避難を支援する上で大きなカギとなります。日頃から地域で話し合い、協力員を選出し、防災カードを記入しましょう」と防災カードには記載されているわけですけど、この中の要援護者とは、高齢者、障害者など災害が発生したときに一人で速やかに避難することが困難な人たちを言いますが、この防災カードについては、1人の要援護者に対して4人の協力員を記載するようになっています。協力員についてもいろいろお聞きしましたが、自分は協力員になっていると言われる方がいらっしゃるというようなところですよ。

そこで、質問です。

防災カードについて、地域でしっかり根づき運用されるように行政として指導なり取り組みなり行ってあれば、お聞かせいただきたいと。

それともう1点、平成26年度中における防災訓練の実施状況について、簡潔で結構ですので、お伺いします。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、1点目の防災カードに関する指導や取り組みについてお答えいたします。

自主防災組織の充実を図るためには、災害時やそのおそれのあるときに自力で避難等ができない方について、行政だけではなく、地域の皆さんにも支援してもらう必要があると考えております。

そのため、要援護者、すなわち災害時避難行動要支援者の取り組みとして、自力で避難できない高齢者や障害者等の情報を把握、整理して、本人の同意を得た上で地域の民生委員や行政区長、消防団などと共有いたしております。

このように、支援が必要な方を日ごろから把握しておくことにより、万が一災害が起きた場合に速やかな安否確認や避難支援活動を行うことで被害を軽減することができると思います。

防災カードにつきましては、登録された本人に配布し、自宅の冷蔵庫や電話機のそばに掲示していただくようお願いをしております。このカードには緊急連絡先やかかりつけの医療機関、服用している薬剤名、民生委員や行政区長、協力員の連絡先を記載するようになっております。

特に、九州北部豪雨災害の被害が大きかった地域などでは、防災に対する意識が高まり、協力員の登録を初め、防災マップづくりの図上訓練や避難訓練を実施しております。しかしながら、協力員については現在のところ空欄となっているところが多いため、早急に埋めていく必要があると痛感いたしているところでございます。

そこで、今後とも安全安心課等と連携の上、民生委員や行政区長さんなどの御協力をいただきながら、協力員の登録及び避難所までの経路を入れた個別支援計画の作成を進めていくとともに、地域ぐるみで要援護者を支える体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

安全安心課長（田尻主範君）

平成26年度における防災訓練の実施状況でございますが、平成26年度は中島校区、それから、昭代地区におきまして研修会を踏まえた避難訓練を行っております。

中島校区では2回の防災研修会を行いまして、また、中島小学校4年生に防災学習会を実施し、大和漁村センターを避難所として避難訓練を行っております。

昭代地区は、昭代第一校区と第二校区にそれぞれ2回ずつの防災研修会を実施しておりま

して、避難訓練は合同で昭代公民館のほうで実施しておるところでございます。

また、佃町古川行政区では防災学習会を実施しておりまして、3月8日、今度の日曜日に避難訓練を行う予定でございます。

このほか、図上研修会を垂見校区、矢ヶ部校区、また、その他の地域で出前講座などを行っていきまして、普及に努めているところでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございました。

防災カードのほうも協力員の空欄が多いということで、今後、推進を図るということでおっしゃってありましたけど、結局、防災カードの協力員の件も含めてなんですけど、やはりこの自主防災組織を根づかせるには、まだまだ訓練が不足しているんじゃないかと。避難訓練をやったら必ず、じゃ、誰が協力員になってという形で地域で埋められたりすると思いますので、まだまだ防災訓練の実施が不足しているのではないかなというように思います。

現状では、訓練の説明がありましたけど、一部の地域には浸透していても、柳川市全体で捉えた場合に、形だけつくって、まだまだ中身が伴っていないというような感じがする次第でございます。例えば、私が住んでいる矢留校区では、まだ今だかつて一度も自主防災訓練が実施されていません。全国的に自主防災組織の育成が防災行政の重要項目として認識されるようになって十数年はたつと思いますが、今まで住んでいる校区で一度も訓練が実施されていないということが驚きにさえ感じられます。

自主防災組織は熱心に取り組めば本当に根づきます。私自身、以前の仕事で自主防災組織の育成、指導にも取り組みました。実体験からお話しさせていただくと、最初の取りかかりは校区の自治会長さんなりに、ぜひ必要ですので、自主防災訓練をやりたいとお願いするわけですが、最初が本当に大変で、これを2回、3回と続けていくうちに、こちらからお願いしなくても年間行事の中に組み込んでいただけるようになります。ただ、そこまで行き着くには本当に行政側からの積極的なアプローチとサポートが必要不可欠なところがございます。

自主防災組織は、防災だけにとどまらず、自主防災組織を通じて地域内で新たな人のつながりが生まれ、それが地域のきずな、そして、地域の力となります。都会になるほど地域のきずなが薄くなるように言われますが、福岡市は市内ほとんどの校区が年1回の防災訓練を実施しております。地域における人のつながりという観点で捉えた場合、都会でできて柳川にできないはずはありません。ただ、自主防災への取り組みは大きい事業ですので、所管課だけでは厳しいものがあります。

というのも、市長の所信表明では「自主防災組織を育成し、各地区で避難訓練を実施」とあります。私は当初、避難訓練の実施というのは言葉が間違っ、これは自主防災訓練の間

違いじゃないかなと思っていました。しかし、これは間違いでも何でもなく、昭代校区の訓練資料とかも見せてもらいましたが、自主防災訓練の避難誘導部門に絞って訓練を実施してありました。

自主防災訓練というのは、避難訓練のほかに、消火、救出救護、情報、給食給水と多くの訓練を必要とします。避難訓練はまさに初めの一步です。最初の一步です。これを二歩目、三歩目と事業を展開し、訓練の充実を図っていく上においては、所管課だけでなく、各課との協力体制がぜひ必要です。とりわけ知識と技術がある消防とは緊密な連携が必要ではないでしょうか。役所内の横の連携をしっかりとっていただいて、事業の推進を図っていただきたいと思う次第でございます。

それから、訓練だけに限らず、先ほど安全安心課長から説明ありましたけど、出前講座ですね。出前講座も防災意識の啓発には効果があると考えられますので、積極的な推進をお願いします。

このテーマの最後になりますが、自主防災組織については、本定例会の冒頭、市長の所信表明の中でも触れられておられましたが、改めて市長のお考えをお伺いします。

市長（金子健次君）

自主防災組織に対する市長の考えということでございますけれども、私自身、平成24年7月14日、あの柳川市の経験をいたしましたので、そのことにつきまして災害に対する考え方を少し述べて、絡めて自主防災組織についての考え方を述べてみたいというふうに思っております。

災害のときに一番思ったのは、命を守ること。人の命は地球よりも重いと言われておりますけれども、やっぱり生命をきちんと守らなければならないということが一番大事であるということで、避難勧告をちゅうちょしてはならないというふうに感じました。空振りでも構わないから早く出すべきということを教訓として、今、考えているところでございます。判断のおくれは命とりにもなりますし、何よりも、まずトップとして判断を早くすることが大事だというふうに強く感じたところでもございます。それから、人の心理、人間の心理。人の心理というのは、私は交通事故に遭わないだろう、私の家は火災に遭わないだろうと、そういう人間の心理がやっぱりあります。そういうことで、自分に迫り来る危険を過小に評価してしまうような人間の心理等が何となくわかるような感じがいたしました。

しかし、今、自主防災組織の中で、今、議員が言われるように、避難訓練をしたところと、実際、矢留のような形で、昭代とかまだ災害があっていないところとの温度差、格差はあると思います。中山とか六合、中島、三橋の川辺地区等については3分の1が冠水をいたしましたので、実際、水害があったところについては非常に早目に避難すべきだというふうに感じておられる市民の方がたくさんいらっしゃると思います。今、柳川市の方で平成3年の台風17号、19号の瞬間最大風速50メートルから60メートル吹いたときの経験をされた方という

のは、台風が襲来するときには、やっぱり柳川市の場合には福岡県下の中でも避難者が多いんですね。それは鹿児島のように接近しても避難者が多いということで、台風に対する意識は物すごくあると思いますけれども、水害に対する意識はなかったと思います。私自身もあいう経験をしたことがなかったために、本当にいい教訓であったというふうに思っておりますし、そういう意味では、自主防災組織をきちんと確立しなければならないということで、避難訓練が自主防災訓練の最初のスタートかもしれませんけど、浦川議員におかれましては福岡市消防局という形の仕事を長年されて、福岡市のことをお話しされた、いい勉強だと思いますので、これからもいろんな形で柳川市のそういう面についても後押しをですね、指導、また考え方を述べていただきたいというふうに思っております。

実際、経験をした市民の方は、そういうことをやっぱり出前講座でも構わないから、実際、こういうことになるんですよということで私自身はいつでもですね、職員でも同じですけども、職員も今、机上での消防署の講堂で2回訓練をいたしました。実際の想定訓練をですね、いつ何どき、あのときですね、やっぱりいろんな教訓がありまして、きょうは浦川議員のほうに災害の記録という形で編集した分をお渡ししておりますけれども、そういうことで、あの災害を風化しないような形で、中山地区、六合地区には子供たちにいつまでも、2メートル近く水が来ていますので、ここまで水が来たんだと、災害のときにはどこに逃げるんだと。水平避難とか上に行く避難とかありますけれども、いざという場合には、水が接近するときは2階のほうに上がった方がいい、高いところに行ったほうがいいということがあります。伊藤議員のほうから高台をつくったらどうだろうかという話もありましたけれども、いざという水害の場合は、いち早く逃げるのが大事ではなかろうかと。これは東日本大震災のときも言われたことなんですけれども、そういうことをきちんとやっぱりいろんな形で話し合う場をこれからもやっていかなければならないというふうに思っているところでございます。

やっぱり命がですね、あのときは柳川市民の方は一人も、市外の方が1名だけ車で堀の中に入られて亡くなりましたけれども、柳川市民においては一人の人災もなかったということが救いであるし、また、あの時間帯が夜であったらかなりの人災があったんじゃないかなと思いますし、今、37カ所に設置いたしましたスピーカーについても、夜でもやっぱりスピーカーを使って避難指示を早目に、そして遠慮なくですね、空振りでも構わないから私は早目に出すべきというふうに思っているところでございます。

あのときに福岡県知事に対して、ダムの情報が得られませんでした。そのことについては、日向神ダムが今どのくらい放流しているかという情報が全然つながらなかつたんですけれども、それについては矢部川の流域に位置する自治体にはリアルタイムでわかるような形をしてくださいということで、今、インターネットを通じて見れるようになりました。そういう面でもよかったというふうに思っておりますし、これから先もハード面じゃなくてソフト面についても、防災については、浦川議員のお話があったように、いろんな形で聞くことで参

考になる分がございましたので、これからも御指導いただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

市長から命を守ることの大事さ、それと、避難勧告をちゅうちょしないということで、災害対応というのは初動が本当に大事です。それで、これぐらいやろうじゃなくて、最大限のことを予測して、オーバートリアージと言いますが、そういった形でどんどん安全対策をやっていくというのが危機管理の基本になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市長のお考えも本当によくわかりましたので、今後、さらなる展開を期待するところでございます。また、私自身も、微力ではございますが、後押しをやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、次のテーマですけど、屋外広告物についての質問を行います。

最初は少し説明が長いので、辛抱して聞いていただければと思ひます。

昨年11月末に国の文化審議会から水郷柳河すいきょうやながわが国指定名勝への答申を受けました。それで、今回の指定は北原白秋生家や並倉、三柱神社、沖端水天宮など4件の施設を含めた市内約18万4,000平米の広範囲な指定となっております。水郷柳河すいきょうやながわとして名勝指定の答申の発表がなされてから、私自身、以前にも増して風致景観を意識し、また、良好な景観形成の重要性を強く感じているところでございます。

答申の発表がなされて、昨年11月末に私なりに名勝指定を受ける地域を中心に市内を見て回ったわけですが、景観上、特に目についたのが屋外広告物です。屋外広告物については、屋外広告物法第2条第1項で「「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」とあります。

この屋外広告物の規制については、県内では北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市の4市は市で条例を制定していますが、その他の市町村にあっては福岡県屋外広告物条例が適用されています。この条例によれば、屋外広告物には条例の規制を受けない広告物がありまして、私たちが社会生活を営む上で最低限必要な広告物については規制の対象から除外され、これを適用除外と言いますが、この適用除外の広告物以外の広告物は当然条例の規制を受けることとなります。この規制を受ける屋外広告物については、表示できる要件として「禁止地域及び禁止物件を除いた許可地域で、知事の許可を得て表示することができる。」と条例で規定されています。

ちなみに、禁止地域についてですが、簡潔に言いますと、良好な景観の形成、または風致の維持及び公衆に対する危害を防止する観点から広告物の表示を禁止している地域のことで、禁止地域以外の地域が、いわゆる許可地域となります。

また、禁止物件とは、重要文化財、景観重要建造物、街路樹、信号機、道路標識、電話ボックス、街路灯、電柱など、ほかにもありますが、このようなものへの広告物の表示を禁止しています。

まず、最初の質問ですが、柳川市内で景観上の観点から禁止地域に指定している地域はあるのでしょうか。また、私の条例についての説明の中で訂正、補足等があれば、そのところもお願いします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

浦川議員の質問にお答えいたします。

本市の屋外広告物の取り扱いについては、福岡県屋外広告物条例にのっとり事務をとり行っているところでございます。その福岡県屋外広告物条例によりますと、禁止地域とは、良好な景観の形成、または風致の維持及び公衆に対する危害を防止する観点から、広告物の表示を禁止している地域で、この地域には原則として広告物を表示することはできないとなっております。具体的には都市計画法、景観法などで指定された地域、古墳及び墓地の地域、高速道路や新幹線から展望できる地域で両側500メートル未満の範囲にある地域などとなっております。

ただし、5平方メートル以内の自家用広告物や道路法、建設業法、消防法、公職選挙法などの社会生活を営む上で最低限必要な広告物につきましては、この禁止地域の規制の対象から除外されているところでございます。

議員お尋ねの市内で景観上の観点から禁止地域に指定している地域はあるのかということでございますけれども、本市では景観上の観点から禁止地域に指定している地域はございませんが、柳川駅東部地区では風俗営業法の適用となる建築物の広告物などは制限がかかるものがあります。

以上でございます。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

景観上の観点から禁止地域に指定しているところはないとの回答でしたが、柳川市の景観計画の中では景観重要地区の選定もされてあります。また、国の名勝指定の関係もありますので、将来的には景観上の観点からの指定も必要ではないでしょうか。

それから、昨年11月末に名勝指定を受ける地域を中心に見て回ったとお話ししましたが、年末に向けての季節的なところもあって、営利を目的とした商業広告、それから、バーゲンセールとかの立て看板が多く見受けられました。それから、商業広告以外では、とある団体

が某大集会なるものを表示していて、これがちょうど11月末の開催ということで、市内のあちこちの電柱や街路灯に巻きつけてありました。そこで一番憤りを覚えたのが、観光の拠点である沖端の水天宮かいわいに、観光客の方がたくさん通られるところ2カ所、電柱に巻きつけて表示してありました。観光地にこんな表示をよくできたなど、私、地元住民としては本当に嘆かわしい限りでございます。この屋外広告物については、条例の第12条による許可の表示もございませんでしたので、明らかに違法な広告物です。

そこで、質問です。

このような違法な広告物に対して、市民から発見、通報があった場合も含めて市としてどのように対応しているのか、お伺いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

違法な屋外広告物の対応についてお答えいたします。

張り紙、張り板及び立て看板等の簡易な違反広告物につきましては、柳川警察署や柳川市違反広告物除却推進員の皆様の御協力のもと、年6回、違反広告物の除却活動を行っております。

平成26年度、1月までの除却枚数は、張り紙で105枚、張り札で348枚、立て看板106枚の合計559枚を除却いたしているところでございます。

また、届け出がなされていないなどの違反広告物につきましては、発見次第、業者のほうへ連絡し、指導を行っているところでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

年6回除却を行っているとのことですが、中には悪質な広告物もありますので、そのような場合の応急的な対応というところもぜひ警察と協議をお願いいたします。

それと、これは市民の方からお聞きした話ですが、市内の広範囲にわたって電柱や街路灯に巻きつけた同一の広告物が市内各所、優に四、五十カ所はあり、余りにも悪質だったので、市役所を訪れて除却のお願いをされた。申し出されたのが昨年11月中旬で、数が多かったためか、年が明けて1月までは一部まだ表示されているのがあったと聞いております。多分、所管課としては条例に基づいた措置が行われたと思いますが、申し出された方が言われるには、申し出後、市役所からその後の経過について一度も連絡がなかったと。どのように対応したか、一言でも連絡が欲しかったというような話なんですけど、ここのところは本当に私は大事だと思います。業務も多忙かもしれませんが、どのように対応したのか、当事者への事後の連絡というところも市民と行政の信頼関係を構築する上で大切なところではないでしょうか。

そうした市民からの申し出については、法令にのっとり粛々と進めていただくこととあわせて、市民への配慮をより望むところでございます。

それから、柳川市景観計画の中に計画策定後の取り組みイメージというのがあります。屋外広告物に関しては、まず第1段階で屋外広告物の現況調査、次の第2段階で屋外広告物条例の検討、最後の第3段階で屋外広告物条例の制定と、3段階で施策展開イメージがなされています。

そこで、柳川市景観計画に記載のとおり、条例制定を視野に入れてあるのか、条例制定を考えてるのであれば、3段階のどの段階にあるのか、お伺いします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

浦川議員が申されますように、市民の方からの違反広告物の通報に対しましては、先ほど答弁いたしましたように、広告を出された方へ連絡し、指導を行ってきているところでございます。しかしながら、先ほど議員が申されたその件につきましては、その後の対応が不適切であったと考えております。今後、市民の皆様からの信頼を得るよう、誠実に対応していくよう徹底してまいりたいと考えております。

さて、本市では平成12年度より福岡県の権限移譲を受け、福岡県屋外広告物条例による屋外広告物の規制を行っておりますが、県内で独自に屋外広告物条例を制定しているのは政令市であります北九州市、福岡市、中核市であります久留米市に加え、景観行政団体であります三池炭鉱宮原坑などの近代化産業遺産の世界遺産登録を目指している大牟田市の4市でございます。

国土交通省は屋外広告物規制の主体は都道府県、政令市及び中核市としていますが、景観行政団体である市町村も都道府県と協議の上、屋外広告物条例を定めることができるとされております。

福岡県内における景観行政団体は、2014年3月31日時点で大牟田市、太宰府市、柳川市を含む14市となっております。

先ほど柳川市景観計画策定後の取り組みイメージについて、現在どの段階にあるのかという御質問に対しましては、第1段階の屋外広告物の現況調査を国道、県道及び主要な幹線市道について終えているところでございます。

本市における市独自の屋外広告物条例の制定につきましては、その影響や効果などを鑑み、他の景観行政団体等の動向も注視しつつ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

市民の方への事後の連絡、フォローですね、そのところもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、屋外広告物条例の制定については、今後、第2、第3段階へと進んでいただきたいと思ひます。例えば、大牟田市の場合、平成26年7月1日から屋外広告物条例が施行さ

ていますが、景観形成重点地区の宮原坑跡周辺地区及び旧三池炭鉱占用鉄道敷地区を禁止地域にするなど、やはり市独自に条例を制定することで、きめの細かなルールづくりと迅速な対応が可能になるのではないのでしょうか。

県内では、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市と市独自の条例が制定されていますが、次に来るのは柳川市しかないと思うところがございますので、前向きな取り組みをお願いいたします。

次に、今までは景観上の観点からお話ししましたが、屋外広告物条例第1条では、公衆に対する危害防止も目的としています。

そこで、ことし2月15日に札幌市でビルの外壁に取りつけていた看板の一部が歩道に落下し、直撃された女性が意識不明の重体となった事故が発生しました。この屋外看板は劣化や損傷状況などの点検内容について年1回の報告が義務づけられていましたが、期限を過ぎても報告がなく、札幌市が催促状を出していたとの報道でありました。

この事故があった屋外看板については、屋外広告物条例の規制が及ぶのかどうか、伺います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

屋外広告の設置者は、屋外広告物条例に基づき所在地の自治体から設置の許可を受け、その後も倒壊、破損等の事故のないよう良好な状態を維持する管理義務がつけられております。札幌市の事故は設置者が条例で定められている継続点検、管理義務を怠っていたことも明らかになっています。

このように、行政の指導に従わない場合、管轄する自治体、つまり都道府県や政令市、中核市、または都道府県から委任を受けた市町村は広告物の設置者に対し、除却、改修、許可の取り消しなど必要な措置を命ずることができます。しかし、落下事故等が起き、公衆に危害が及んでしまった場合、条例の罰則ではなく、設置者は業務上過失致死傷罪などの刑事罰が科せられることになると思われま。

本市では、このような事故を未然に防ぐため、看板設置者へ一層の点検指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

除却、改修、許可の取り消しなど必要な措置を命ずることができるかと回答をいただきましたが、ここのところはしっかり押さえて対応をお願いしたいと思います。

県の条例第8条には禁止広告物等として、倒壊、または落下のおそれがあるもの、道路交通の障害となるもの、こうした広告物を表示し、または設置してはならないとあります。特に違法な広告物は取りつけも応急的で、歩道や車道にはみ出しているものもあり、また、風

による飛散も考えられます。

屋外広告物に関しては、風致景観の維持とあわせて、危険な広告物に対する安全対策も必要でございますので、しっかりと危機管理を構築していただき、法令にのっとり迅速な対応を期待するところでございます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、浦川和久議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時51分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、3番菊次太丸議員の発言を許します。

3番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。きのうは矢ヶ部議員より前振りをいただきまして登壇させていただいております、3番、公明党の菊次太丸でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

私は、昨年10月に行われました柳川市議会議員選挙におきまして初当選をさせていただきました。今日まで私を御指導してくださり、育てていただきました諸先輩方、地域の皆様に心より感謝を申し上げます。時代を切り開くのは青年の情熱と力であるとの自覚に立ちまわして、地道に誠実に感謝を忘れずに努力してまいります。今後ともよろしく願いいたします。初めての一般質問ということで不手際ございましたも、平に御容赦お願いします。

いよいよ本市におきましても、国が示しましたまち・ひと・しごと創生法をもとに、地方創生への取り組みが本格的にスタートいたしました。国の総合戦略に示されている基本目標に沿って市長の所信表明の中で、地方で安定した雇用の創出、人の流れの転換、若者の結婚・出産・子育てに対する希望の実現、時代に合った地域づくり、この4点を示されました。

本日は地方創生のまちづくり、人づくりの視点からコミュニティセンターの今後の活用についてと市内の小・中学生の学力について、この2点を質問させていただきます。

27年度予算に計上されております藤吉校区のコミュニティセンターの完成をもって、これまで校区のコミュニティセンターの整備がなされておられませんでした大和地区、三橋地区の全校区にコミュニティセンターが整備されることとなりました。私が住んでいる藤吉校区の整備がされるということで、私は大変関心を持っております。そのほかの校区の市民の皆様もそうではないかと思えます。

本日は人づくり、まちづくりに重要な役割を担っていくコミュニティセンターの今後の活

用についてお伺いしたいと思います。

まずは、コミュニティセンターを建設した意義についてお尋ねいたします。

壇上からの質問は以上です。再質問及び残りの質問は自席より行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

菊次議員のコミュニティセンターの建設の意義についてお答えしたいと思います。

コミュニティセンター建設に当たっては、平成22年1月に柳川市コミュニティセンター基本計画を策定しました。計画の趣旨として、柳川市には行政区、公民館、婦人会、老人クラブ、子ども会などのコミュニティが存在しますが、社会情勢の変化により、これまでのコミュニティでは解決できない問題が生じているため、新しい校区コミュニティの創造が求められています。新しい校区コミュニティを創造するための手段として、校区コミュニティセンターを整備しますとしておるところです。

校区コミュニティセンター建設の意義としては、校区住民が主体となって健康づくりや地域の課題を解決するための活動拠点施設と位置づけているところであります。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

今後、介護、医療、防災、保育、見守りなどの問題を地域が協力して解決していかなければならないと思います。そのためにコミュニティセンターにどのような機能を持たせていくのか、お伺ひいたします。

また、誰もが使いやすくなるために、どのような工夫がされてあるのかも教えてください。よろしくお願ひします。

生涯学習課長（松尾 強君）

コミュニティセンターは、地域の活動の拠点機能、生涯学習機能、自治校区公民館機能、交流の場の提供機能、自主避難所機能の5つの機能を有しております。このことを踏まえてコミュニティセンターを建設したところです。

具体的には、高齢者や体の不自由な方も気軽に利用できるように配慮した建物としております。

諸室につきましては、校区の総会や講演会が開催できるよう100人程度が収容できる大会議室、各種の会合や研修会が開催できるよう20人程度が収容できる研修室、料理教室等ができる調理室、通学合宿や避難所となったときに利用できるシャワー室などがあります。駐車場につきましても、30台以上の車が駐車できるようになっておるところです。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

いろんな世代がさまざまな目的で使えるような施設になっていると思いますが、それぞれの地域のニーズに合わせて、今後、柔軟に活用をされなければならないと思っております。

そこで、コミュニティセンターの現在までの利用状況についてお尋ねいたします。年代別の統計、また、それを踏まえた上での目標値などがあれば教えてください。

生涯学習課長（松尾 強君）

利用状況についてですけれども、大和・三橋地域に新たに整備したコミュニティセンターの利用状況については、平成26年度の利用見込み数で、開館2年目となる垂見コミュニティセンターが約6,000人、開館1年目となるほかのコミュニティセンターは2,000人から4,000人程度となっております。

年代別利用者につきましては、現在、ダンスなどの自主サークルの利用者、そのほか絵手紙講座、料理教室などの講座を受講される方など、高齢者の利用が多いということになっております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

若い方の利用は少ないようでございますが、先日、有明新報の記事に、大牟田の公民館離れが進んでいるとの記事が掲載されておりました。大牟田市の公民館加入率は32.4%ということで、これに危機感を持った大牟田市は、「これからのまちづくりは我々の手で」というスローガンのもと、「地域のきずなを深めるまちづくり」をテーマに、大牟田市町内公民館研究大会が開催された模様です。

そこで、お尋ねいたします。

本市の公民館の加入率はどのくらいでしょうか。

生涯学習課長（松尾 強君）

柳川市における公民館の加入率についてのお尋ねでありますけれども、柳川市における校区公民館は地域コミュニティ活動の拠点として、柳川市民全員を対象として活動を推進しております。そのため、一人でも多くの方に活用していただきたいということで全員を対象にしているところです。

以上です。

3番（菊次太丸君）

町内の公民館についてちょっとお尋ねをしたんですけれども、そういった数字というのは、私のちょっと実感ではあるんですけれども、恐らく9割、8割、そのくらいぐらいの数字じゃないかなという、かなり高い数字になっているかとは思いますが、この数字から言えることは、地域の方々が互いに強く結びついているということだろうというふうに思っ

ております。今後起こるさまざまな地域の問題を解決するために、必要な連帯感のあらわれではないかというふうに思っております。また、その力を今後も活用していかなければなりません。

その反面、市民の声からは、公民館の加入を嫌がる世代もふえているようです。加入するくらいなら引っ越しも考えるといったぐあいに、地域とのかかわりを求めない方々も多いようであります。

そういった現状も踏まえて、若い人たちと地域の人が触れ合って機会をふやしていくことが必要ではないかと思えます。

そこで、お尋ねいたします。青年層のコミュニティセンターの利用が少ないようですが、本市において青年層のコミュニティセンター利用促進のために何らかの取り組みをされておりますか。されてあったら教えてください。

生涯学習課長（松尾 強君）

青年層の利用が少ないという議員の御指摘はそのとおりであると考えております。

今後は、時間的な制限がある青年層のコミュニティセンターの利用がふえるよう、青年層を対象とした土日の事業、また、夜間の講座等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

はい、ありがとうございます。夜間とか、土日とか、しっかり取り組みをされていていただきたい、また、メニューもふやしていただきたいというふうに思っております。仕事帰りとか、いろんなところで使えるようなことになっていけば、皆さん使っていかれるというふうに思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

これからのコミュニティセンターは、地域の人々との交流の中で若い世代を育てていくという人材育成の機能も果たしていかなければならないと思えます。そこで育てた若い人たちが、これからの地域発展のために大いに自分たちの力を発揮して、団塊の世代からのバトンを受け継がなくてはなりません。そのためには、多くの若い世代に利用される魅力のあるコミュニティセンターにしなければなりません。本市は、豊富な情報をもとに地域の方々に助言をしていただいて、幅広い年代が気軽に使えるよう、地域と一体となって取り組まれることを要望いたしまして、次の質問に移ります。

市内小・中学生の学力についてお尋ねをいたします。

平成26年度の全国学力・学習状況調査及び福岡県学力実態調査の結果はどうでしたか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

学校教育課のほうからお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査の結果でございますけれども、小学校においては、国語、算数の

A問題、B問題ともに全て全国平均正答率を上回りました。中学校においては、国語、数学のA問題、B問題ともに全て全国平均正答率をやや下回りました。

福岡県学力実態調査の結果につきましては、小学校においては、社会、理科ともに県平均正答率を上回りました。中学校においては、社会科が県平均正答率を上回り、理科は県平均正答率とほぼ同等でした。英語においては、県平均正答率を大きく上回りました。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

福岡県のほうではそう落ちてはいないということでありまして、全国的に見ると、ちょっと平均を下回っているということで、平成26年度の全国学力・学習状況調査で小学校は平均より高く、中学校は低いとの結果が出ておりますけれども、こういった結果になっている理由についてお尋ねします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

結果の分析ということでお答えをしたいと思います。

福岡県全体の傾向として、本市と同じような傾向がございます。要因は幾つかあるというふうに考えておまして、本市の場合、小学校と中学校の1学級の人数を比較いたしますと、中学校のほうが多くなる傾向があるために、一部の生徒で授業等に戸惑いが出ている面があると思っております。

また、家庭学習の時間減少も一つだと考えます。小学校6年生でピークになる家庭学習の時間が中学校1、2年生で少し低下する傾向があります。中学校に入って部活動に所属したりすることで、家庭学習が一部おろそかになっている状況が出ているようでございます。そういったことも含めまして、調査結果で成績分布状況に二極化が見えてきています。

また、中学校で問題行動や不登校の生徒が増加するなど、学校での学習に専念できない生徒が小学校に比べふえていることも要因というふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

よくわかりました。どのような分析をされているかが今後にとって大切だと思って聞かせていただきました。

その結果を受けて、今後、改善に向けてこういった対策をとってあるのか、教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

小・中学校ともに各学校調査結果の分析、検証を行い、結果から見られる課題等も踏まえて、授業の改善を行っています。

また、習熟の程度等に応じまして、課題選択の学習などの少人数集団による指導、または発展的な学習、補充的な学習など、個に応じた指導を実施したりしております。さらには、

家庭学習の課題を適切に与えるなどの取り組みを行っております。

教育委員会といたしましても、小・中学校ごとに教頭、主幹教諭、教務主任で構成される学力向上推進会議を実施しまして、各学校の学力向上プランの修正、見直しと学力向上に向けた短期、中・長期的な取り組みを具体化し、取り組みの実施、改善を促しております。特に課題が見られる学校には、必要な指導、助言、支援というものを積極的に行っております。

また、教職員研修の実施や授業研究などの支援のほかに、中学校につきましては学力アップ推進事業で非常勤講師の配置等も行っております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。いろんな取り組みをされておられるということがよくわかりました。

しかし、市民の声として、学力の低下している児童に対して地域の教職員のOBを使って学力向上を図ってはどうかといった要望も上がってきております。本市においてはそのことについてどのようにお考えですか。取り組まれた状況や結果はどうだったでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

本市では、市独自予算で中学校学力アップ支援事業といたしまして、1中学校当たり週20時間から26時間の非常勤講師を配置する事業を行っております。非常勤講師につきましては、それぞれの学校が希望する教科の講師を配置しておりますが、ここ数年来、学校が希望する教科の講師が不足しており、配置に苦慮している状況です。

教職員OBを使って学力向上をということでございますが、OBの方々につきましては、ほとんどの方が講師任用の希望登録をされていない状況があります。本年度の状況では、中学校学力アップ支援事業に21人配置しました講師のうち、3の方がOBの方でございます。教育委員会といたしましては、柳川市の教職員OBの方で、学力向上のために協力したいという申し出等があれば大変ありがたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

登録されていない方とか、そういった方がやっぱり多くいらっしゃるということで、今後、地元の方たちに協力をさせていただこうとするためには、生徒を教える講師が不足していることや、講師やボランティアを受け入れる学校の受け入れ体制などの課題を広く皆さんに知っていただく必要があると思います。

具体的に何名の講師が必要なのか、不足している人数を上げて募集をされたのか、お尋ねします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほどの質問でございます。募集をどういうふうに行われていますかということでござい

すが、県費負担教職員の講師募集等については、広報紙を使って募集したことはございますけれども、中学校学力アップ支援事業の講師につきましては、広報紙を使った募集は行っておりません。中学校に呼びかけをいたしまして募集をしているという状況でございます。

3番（菊次太丸君）

きょう、中学校の学力の低下のことですので、中学校の学力向上のためには保護者や地域の連携をより深めていくことが必要だと思っておりますが、教育委員会のお考えはどうですか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

家庭における学習習慣や生活習慣などの改善に向けた取り組みを行う際には、保護者や地域の方々の理解と協力が不可欠だというふうに考えております。

現在、学校支援ボランティアや読書ボランティアなど保護者や地域の方々の支援を受け、各学校で学力向上による取り組みをしておりますけれども、今後も保護者や地域の皆様との連携を深め、御支援と御協力を仰いでいきたいというふうに思っております。

3番（菊次太丸君）

今、保護者、地域のボランティアの方たちと連携をしていかなければいけない、協力をしていかないといけないということでしたので、現在、子供たちの学力向上のために地域の学校評議員、PTAなど地元の方々が学力の低下している子供たちに勉強を教えてください方を探して見つけてくださっているようでございます。やはり地元の方が熱意を持ってお願いされるというのは大変効果があるようです。

このような地域の問題を行政と一緒に解決していこうとする姿が地方創生のまちづくり、人づくりだと思います。そういった地域の力を大いに活用していただいて、中学校の学力向上を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

教育効果を上げるためには、学校、家庭、地域の連携が不可欠でございます。学校、家庭、地域の方々が、それぞれの学校が抱えます課題解決のために力を合わせ、ベクトルを同じにして取り組みを進めるならば、早期の課題解決につながるというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、学力向上においても、それぞれの学校で必要とするものが若干異なると思いますので、学校と家庭や地域が十分協議いただき、そのことが実現できるよう支援をしてみたいというふうに思っております。

3番（菊次太丸君）

おっしゃるとおり、ベクトルを合わせてしっかりと取り組んで私自身もいかなければいけないというふうに思っております。

地域の人たちが子供の学力低下という問題に対して自主的にお互いが連携、団結しております。まだまだたくさんの課題があり、ニーズがあります。教育に携わる全ての人の願いは

子供たちの幸せだと思っております。子供たちのために開かれた学校づくりを地域の皆さんとともにつくっていただきたいと思います。現在の中学生は10年後には立派な大人になっております。未来を担う子供たちの夢や希望がかなえられる教育を今後ともお願いいたします、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

第3順位、6番荒巻英樹議員の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

6番荒巻英樹でございます。5年後の2020年には東京オリンピックとパラリンピックが開催されることは皆さん御案内のとおりでございます。そして、その前年、2019年にはラグビーのワールドカップが日本で開催されます。我が国で開催される久しぶりのスポーツのビッグイベントであり、新国立競技場もこの大会に間に合うよう建設されるようです。その国内開催地が今月2日に発表されましたが、12会場のうち3会場が九州となっております。具体的には福岡市、熊本市、大分市です。ラグビーといえば、御存じのとおり、ニュージーランド、オーストラリア、南アフリカなどが強豪国です。また、イギリス連邦のイングランド、スコットランド、ウェールズなども常連であります。大会の出場国や3都市でどの国が試合を行うかはまだまだ先の話になりますが、アジア圏からの観光客が中心の本市が新しいマーケットにPRできる絶好の機会ではないでしょうか。本音を言えば、キャンプを誘致すべきと言いたいところですが、今回は世界中から応援に見えるラグビーファンにYANAGAWA、柳川をしっかりとPRして、お一人でも多くの方にお越しいただけるような取り組みを今からお願いするものであります。

さて、最近、金子市長が御挨拶のたびにノリの生産が好調なことに触れられておりますが、私も大変うれしく思いますとともに、来年以降も好調が続くことを祈念しているところでございます。

それから、広報やながわ3月1日号では、「合併の効果」というタイトルで財政状況が市民の方にもわかりやすく説明がなされております。25年度末の市債331億円のうち249億円が普通交付税として交付されるため、実質的な借金は82億円。逆に基金残高が131億円あるので、実質的に49億円の蓄えができています。しかし、これまではこのような考え方でよかったかもしれませんが、これからは、もし国が財政破綻したらどうなるかということも想定範囲内として地方自治体の運営を行うべきではないかと私は考えます。国が財政破綻をすれば交付税どころではなくなるわけで、先ほど申し上げたような理屈が通らなくなるわけであり、もちろんあってはならないことですが、万が一そういうことになれば、地方自治体の行政運営には大打撃となることでしょう。このことを申し上げて質問に入ります。

本日は大きく3項目につきまして質問いたしますが、1つ目は、合併10周年記念事業であ

ります。白秋サミット及びおもてなし健康マラソンの2点につきましてお伺いをいたします。

白秋サミットは、北原白秋先生の生誕130年を記念して1月25日に開催されました。私も出席しましたが、イベントの内容はとてもよかったと思います。それで、終了後の総括として、どのように捉えられているのでしょうか。

壇上からは以上で、次からの質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

今回の白秋サミットは、詩人北原白秋先生の記憶が薄れつつある今日、生誕130年を記念し、白秋先生にゆかりのある自治体に呼びかけ、白秋先生の偉業、功績を見詰め直し、顕彰を深めるために開催いたしました。サミットでは参加自治体の顕彰活動を発表していただき、各首長に白秋先生を生かしたまちづくり、将来展望などを語っていただきました。そして、次世代への継承、市民文化の交流、地域間の連携を指針とした共同宣言を行ったところです。今後は今回のサミットを契機に地域が連携し、白秋先生のさらなる顕彰が広がっていけばと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、本当にいいイベントだったと思います。これに関しては昨日、高田議員のほうもおっしゃっていましたが、それで、私が感じたところ、ちょっといろんな方いらっしゃいましたけれども、まず、一般的には市民の方々への御案内、イベントの告知、どのようなことをなさったか、お尋ねします。

生涯学習課長（松尾 強君）

今回のサミットの告知方法ですけれども、ポスターやチラシ、広報、ホームページ、新聞広告、テレビ、ラジオなど機会あるごとにPRし、当日はたくさんの市民の方に御来場いただき会場を満席にすることができたところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実際に広報やながわの1月15日号の表紙にも1面全部使ってあります。あとホームページも掲載されていますが、ただ残念なのが、1月21日付でアップされていたかと思います。4日前ということですので、そういう点ではもう少し早目の告知が必要だったんじゃないかなと思います。

本当に非常によかったというのは繰り返しになりますが、ただ、終わった後で私の知り合いから、ああ、そんなことがあったの、知らなかったっていう意見も複数ございました。それで、やはりそういった市民の方からの御意見として、ポスターとかいろいろおっしゃいま

したけど、立て看板、町なかあるじゃないですか、イベント、立て看板、同窓会の案内とか、そういうのとか、宣伝カーとかあればよかったのになという御意見もありましたので、そのことも今後の課題として御理解いただければと思います。

それで、水の郷、400席のところが多分立ち見といいますか、入れないような方がいらっ  
しゃったかと思えますけれども、どういった方々に、団体といいますか、組織といいますか、  
どういったところにそういった御案内をされたかというのをお尋ねします。

生涯学習課長（松尾 強君）

今回のサミット、約400人の方、水の郷が満席になりましたけれども、参加の呼びかけと  
いうことで実行委員会の皆さんや市議会議員の皆様に、それから、文化関係の団体などにお  
声かけをしておりましたので、そのような方に参加いただいているものと考えております。  
その参加者の方が所属する団体やなんか今回の内容を広げていただければと考えていると  
ころです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

これも高田議員がきのうもおっしゃっていましたが、もっと大きな会場でもよかったんでは  
ないかなという御意見。私も全く同感で、そのように質問も予定しておったんですが、具  
体的に言えば、市民会館でよかったんじゃないかなと、これは結果論となるかもしれませんが、  
その辺の御検討はどうだったのかをお尋ねします。

生涯学習課長（松尾 強君）

市民会館も確かに検討はしてみましたけれども、今回は会場その他もろもろ、移動関係も  
ございましたので、水の郷にさせていただいたところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

じゃ、総合的に判断して水の郷ということですね。

結果ですけど、そういった多くの方がいらっしやいましたし、本当はもっともっとPRし  
てほしかったんですね。私はやはり市民会館でやってほしかったし、できればやはり、白秋  
先生の生誕日の1月25日ということですから、今回は日曜日ですが、やはり市内の小学生に  
も参加できる、教育の一環として、そういうことも含めて市民会館で開催してほしかったな。  
また次、同じような機会があれば、そのような取り組みをしてほしいなということで思っ  
ておりますので、ちょっとそれに関して御意見があればお願いします。

生涯学習課長（松尾 強君）

貴重な御意見だと思います。このたびは各関連する自治体の顕彰活動というようなことで、  
ちょっと子供向けではなかったと思います。今後も顕彰活動としては必要なことだと思いま

すので、市内の小学校にもそういうことができるような活動があればということで検討してまいりたいと思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

それで、きのうも市長ちらっとおっしゃいました継続性についてなんですが、私はこれはもう本当に、共同宣言にもありますように、やはり継続、これはもう言うまでもないというか、当然のことだと思いますが、今後の予定が何かわかっている分というか、お考えがあればお尋ねします。

生涯学習課長（松尾 強君）

今回のサミットは、白秋先生の生誕130年を記念し企画したものであります。今回のサミットをきっかけに、小田原市の文学館と柳川市の白秋生家の所蔵資料を交換し、お互いに展示する計画が持ち上がっております。今後、そういった民間レベル、市民レベルでの交流が継続し、白秋先生の顕彰が次世代へと継承されていけば、機運も盛り上がり、生誕140年や150年といった節目の年に開催できるものと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ですから、ちょっと150年とかというと、まだ20年先になりますが、私は、5都市の自治体の持ち回りで毎年、このサミットって今回名乗ってあるじゃないですか、だから、私の理解はあくまでも第1回白秋サミットと私は理解しておるところです。それが毎年は現実的にはわかりませんが、そういうことでぜひ続けてほしいと私は考えますが、いかがでしょうかというか、できれば金子市長のお考えをいただければと思いますが。毎年、持ち回りでやっていただきたいということです。

市長（金子健次君）

きのう、高田議員から、またそして、荒巻議員から、盛会であったということ、お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

実際、あの場所は、結果論ですけども、もう少し大ホールすべきだったかなというふうに思っておりますし、あの小ホールだったから、案内も少な目にしたという経過もございます。

今後やっていきたいという気持ちはあります。やっぱり白秋の中の5自治体の中で一番やっているのが柳川市なんですね。それに続くのが小田原市でございまして、もう小田原、柳川という、規模は同等かもしれませんが、若干、御参加をという要請をして、おいでになった自治体もございまして、いろんな形で今後どうやってやっていくのかということにつ

いては検討してまいりたいというふうに思っております。

今、サミットの会議録と申しますか、冊子にまとめておりますので、そのこともあわせてそれぞれの地方自治体に送って、今後の継続等についてもお願いをしてみたいというふうに考えておりますので、柳川を舞台として、サミットはどこでもいいと思いますけれども、柳川を舞台にしてという考えは、基本的に私は思っているところでもございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

確かに北原白秋先生、柳川の方ですから、柳川が中心になるというのはもちろん当然のことだと思います。私は、南関町がお母さんのふるさとということで非常に今回、本当に熱心だったなというのを感じておりますが、現実には小田原市さん、それから三浦市さんとなると、やはり神奈川県ということで、もろもろすぐというわけにはいかないかもしれませんが、一応それぐらいの気持ちを持って今後取り組んでいただきたいということをお願いしまして、次のほうに移ります。

次、おもてなしマラソン大会なんですけど、もう大会まで残り半月となりました。初めての開催ですから、産みの苦しみといいますか、御担当の方は本当に大変だったかと思えます。まずは、私も実は6キロコースにエントリーをさせていただいておりますが、一参加者としてもこれまでの御苦労に感謝を申し上げたいと思っております。

それです、今回、10周年記念のイベントではありますけど、この開催のきっかけ、その辺のいきさつ等をお尋ねいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

今回のおもてなし健康マラソン大会は、合併10周年を記念し、柳川を広く県内外へPRするために企画したものであります。近隣市町でも公道を使った大会を催されておりますので、柳川で開催するならば、柳川らしいコースをとということで名勝指定の答申を受けました沖端地区や堤防、有明海などをコースに取り入れて開催するものでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それはありがとうございます。ただ、それがイベントとしてマラソンが浮かんできたいいきさつというのをお尋ねしたいんですけど。

生涯学習課長（松尾 強君）

柳川では駅伝大会、ロードレース大会等は催しておりましたけれども、マラソン大会というような公道を使った大会をやっておりませんでしたので、これを契機に始めてみればというようなことで始めてみたところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

1年前、この場で私、大川木の香マラソンに出場しました、そして、いつか柳川でも同じような大会があればいいなということを申し上げましたけれども、こんな早くそういう機会が来たということで大変ありがたく、うれしく思っております。

それで、ちょっと具体的なことでお尋ねします。

大体参加予定者数、それとあわせて、きのう市長のほうから東京とか千葉とかおっしゃっていましたが、遠方、どの辺からお見えなのか。それともう1つ、最高齢が何歳ぐらいかというのがわかれば、その3点お尋ねします。

生涯学習課長（松尾 強君）

今回の参加者ですけれども、申し込みいただいたのは1,401名です。市内からが400人、市外から1,001人ですね。

遠くからは千葉から1人、東京都から5人、神奈川県が1人、大阪府が1人、高知県から1人と、関東、関西、四国方面、そのほか九州も各県から参加いただいております。最高齢者に関しては、83歳だったかと思えます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

まだ大会前で、この時期にこの場で聞いていいかどうかちょっと迷うんですが、そういった遠来の方とか、最高齢の方とか、そういった方へ、普通の一般の参加者とかは別に何か差し上げるというようなお考えはございますか。

生涯学習課長（松尾 強君）

最高齢の方には最高齢者賞もありますし、高齢者の方にはシルバー賞というのも準備しております。それから、遠くから参加いただいた方には遠来賞というものを考えているところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。もちろんどいつたものかというのはお聞きませんが、そういったことで、本当に柳川ファンですね、ふやしていただければと思っております。

それで、ただちょっと残念なこともお聞きしなきゃいけないんですが、実は私、その実行委員会のメンバーでもあったわけなんですけど、8月12日に第1回の実行委員会が開催されて、実は通告の後に第2回の実行委員会の通知いただきましたが、通告段階では1回だけということで、その理由についてお尋ねをするわけですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（松尾 強君）

先ほど議員おっしゃいましたように、8月12日に1回目の実行委員会を開催いたしました。その後は事務局のほうで準備を進めてまいっております。警察との協議を初め、交通安全指導員への協力依頼、おもてなしに関する話し合い、コース内の住民への周知のために区長会との協議、また、住民への周知活動、プログラム作成や参加賞のための協賛集めなどを行ってまいりました。それで、募集期限の2月2日で参加者数が確定いたしましたので、来週3月11日に2回目の実行委員会を開催するというようになっております。また、大会終了後には3回目の実行委員会を開催して、事業報告、決算報告等を行う予定としております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

今度の3月11日の実行委員会をやることをいつ決めましたかとか、そういう質問はしませんが、1回目の委員会でいろんな御意見があったじゃないですか。どういったものを差し上げたがいいとか、いろいろありましたよね。委員の方から提案された意見もありました。私も具体的にはこのマラソンフェスタの、フェスタということがちょっと私はどうなのかなということで委員会の場で申し上げました。課長から後日、いろいろと事務局で検討した結果、フェスタでいくとなりました。実行委員会の中では実行委員長の金子市長のほうから、改めますというお答えいただいていたのですが、それでもその後、事務局のほうで検討した結果、そのままということの御報告を受けました。委員会の後だったと思います。4階の廊下で。

やはり委員会の場でいろいろと話が出たことは委員会で報告すべきですよ。あと、ほかの委員の方からも、やはり次いつあつとかん、いつあつとかんて複数の方からお聞きしました。やはりその方も提案したいことがあってうずうずしていた。ただし、もう3月11日の開催では提案は実質不可ですよ。もうただ報告をいただくだけの委員会だと思っております。定例会中ですし、私どももですね、本当にまだ参加のあれは決めておりませんが、そういったことで、やはり委員の方々、40名ほどですか、職員の方々が市長含めて10人近くいらっしゃいますが、それ以外の方々は今まで何らの情報もないわけじゃないですか。ちょっとこの件に関しては非常に納得がいかないんですが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

開催については、3月11日と、2回目になります。非常にそういう気持ちのうちは十分理解をいたしますし、申しわけなかったというふうに思っております。

今回、教育委員会の生涯学習課におきましては、白秋サミット、そしてまた、マラソン大会の二重に負担をかけて、一生懸命やってくれたというふうに思っております。一番マラソン大会で手間取ったのがコースでございまして、警察との協議が随分時間をとりました。その決定については十分時間をかけてやりましたし、警察のほうも沖端の市街地が入りますの

で、それと、当日はさげもん祭り等もあっていますので、そこら辺について時間をとったという部分がございます。ただ、実行委員会を開催することが、ある程度固まってしないと、いろんな意見が出てくると思ったもので、そういうことで報告になるうかと思えますけれども、そういうことにならうと思えます。

フェスタについては、いろんな形で、祭りじゃないよという御意見いただきましたけれども、全国的にはフェスタを使っているマラソン大会もございましたので、それでいこうじゃないかということで、荒巻議員には十分そのことを説明して納得してもらったふうに言っときなさいと私は指示をしておりましたけど、簡単な話で終わったというふうに聞いておまして、申しわけなかったというふうに思っているところでもございます。

当日、第1回目の中でいろんな意見が出ました。温泉券の無料券とか、いろんな形でも。その後も十分、一点一点吟味しながら、それについて沿うような形で生涯学習課のほう、また、事務局のほうで頑張ってきてくれたと思います。

一番は事故がないような形でボランティアをどうやって募っていくかということと、予算不足の協賛金をどうやって募っていくかにも奔走して、東奔西走した経過もございますので、時間については今回2回目が遅くなったことについては、私のほうから次回の、私はやっていきたいと思っていますし、反省として、今回はサミット等も開催しておりましたので、ちょうど重なった形でスタッフが重なっておりましたので、よく私自身は頑張ってくれたなというふうに褒めてあげたいというふうに思っておりますので、大変実行委員の皆さんには御迷惑かけたことについては、私はわびたいというふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

本当におっしゃったとおり、白秋サミットからマラソン大会ということで、本当にそれ以外もいろんなことを、いろんな業務をお抱えになって大変だったということは私も理解しておるところです。

ただ、やはりそういった事情ですね、実行委員会の方々全てがそういった事情をおわかりというわけでもありませんので、本当にそういったことで途中、結果論ですが、一度開催されていたらなというのがありますし、先ほど、市長からそういったお言葉いただきましたけれども、次の実行委員会のほうで市長のほうからそういったことを委員の方に御説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、スタッフが500名ほど必要だということですがけれども、ボランティアを初め、その辺の確保のほうはもう大丈夫なんでしょうか。ちょっとその辺お尋ねします。

生涯学習課長（松尾 強君）

今大会のスタッフに関しては、大会本部を初め駐車場係やコースの警備など500人ほどが

必要だということで考えております。そのため、柳川市体育協会の会員、スポーツ推進委員の皆さん、交通安全指導員の皆さんにボランティアとして御協力いただきますので、スタッフの確保はできております。

6番（荒巻英樹君）

この項、最後になりますが、所信表明でも来年度の開催に言及されましたし、新年度の予算にも組み込まれております。一応これに関しては間違いなく今回が第1回で来年以降第2回、第3回という理解でよろしいのかどうかをお尋ねします。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

第1回とはつけていませんでしたけれども、合併10周年記念のおもてなし健康マラソン大会ということで、第1回目、今回、実施をいたすわけでございますけれども、私はやっぱり2回、3回と続けていきたいというふうに思っております。

ただ、問題なのは、警察と協議をいたしましたけれども、かなりコースが難航いたしましたので、あのコースでいいかどうかということと、今後、ちょっと2回目をするに当たっても十分検討してやっていきたいと。ただ、日にちだけは早目にいろんな形の日程関係がありますので、早目に決めて公にしておきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございます。私もちょっと済みません、興奮して第1回と言い、そうですね、まだついていないですね。実行委員会がこの前、第1回ということで、済みません、勘違いしました。

実際は本当に終わってから、終了後の実行委員会でそういった正式な議論がされると思いますけれども、ぜひよろしく願います。

それで、冒頭言いましたように、これ大会の前ということで、こういったことを取り上げることにしましてちゅうちょがなかったわけじゃないんですけれども、ぜひよりよい、とにかく、先ほど市長おっしゃいましたように、事故がなく、成功に終わることが一番大切です。そして、ここにいらっしゃる執行部の皆さんも当日いろんなお手伝いで多分お出になるかと思っておりますけれども、大会の成功に向けてお力添えをいただきますことをお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。よろしく願います。

それでは、公営住宅についてお尋ねいたします。

先日、新設されます東宮永団地の起工式ですか、行われましたが、実は今回それは本町団地と鳥の水団地の建てかえということになりますけれども、その両団地よりも古いのが椿原町団地、昭和28年度建設、それと、隅町南団地、昭和29年度、30年度と聞いておりますけれども、その両団地の建てかえの計画がどのようになっているか、お尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

椿原町団地、隅町南団地の建てかえ計画についてお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、本町団地は昭和30年度、鳥の水団地は昭和41年、42年度に建設されております。また、椿原町団地は昭和28年度の建設、隅町南団地は昭和29年、30年度に建設されております。しかし、鳥の水団地及び本町団地は木造の住宅でございますが、椿原町団地及び隅町南団地は特殊耐火構造の団地でございます。耐用年数が違うために、木造住宅であります本町団地と鳥の水団地を先に建てかえることとなりました。

市営住宅の建てかえにつきましては、平成24年3月に柳川市公営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。この計画にのっとり建てかえを進めているところでございます。

柳川市公営住宅等長寿命化計画は平成24年度から平成33年度までの10年の計画としておりますが、平成24年度から28年度までを前期として、あとの5年を後期としているところでございます。

この前期の5年間のうちに、本町、鳥の水の両団地を建てかえ、及び旧団地の解体、用途廃止を完了することとしています。現在は本町、鳥の水両団地の建てかえは計画どおり進捗しているところでございます。

椿原町団地、隅町南団地の両団地につきましては、後期の5年で建てかえを計画しているところでございます。具体的なスケジュールについてはまだ今のところ未定でございますけれども、財政面も考慮して進めていかなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

それでは、スケジュールはそういったことですが、現在地なのか、非現地なのかというところはこれからですか。それはいかがでしょうか。決まっているのか、これからなのか。

建設課長（中村敬二郎君）

椿原町団地と隅町南団地の両団地の建てかえの場所についてお答えしたいと思います。

先ほどお話しいたしました柳川市公営住宅等長寿命化計画では、椿原町、隅町南の両団地の建てかえは、現在の場所では全戸数の建てかえは不可能でありますので、一部を非現地で建てかえる、残りを現地に建てかえる計画となっております。しかし、今の道路事情では建設機械が現地に入れませんので、接続道路の整備が必要と考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

椿原町が12戸、隅町南団地が76戸、都合88戸かと思いますが、そしたら、一部を非現地、一部を現在地ということですがけれども、でも、本町、鳥の水に関しても、そのまま東宮永団

地に移られなかった世帯も幾らかありますよね。ということは88戸がそのまま移られることもないのかなと思ひながらですが、その辺の見込み、じゃ、現在地で何戸の住宅を建設予定ですか。

建設課長（中村敬二郎君）

非現地に、別の場所に大体30戸程度、そうすると、残りの約60戸程度を現地に建てたいと現在考えているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そうですね。確かに大型車が入れる場所じゃありませんので、建設に関しては非常に大変な部分もあるかと思いますが、それで、今回、東宮永団地へ入られる本町団地と鳥の水から入られるというか、今度、東宮永団地が60戸ですよね、で、本町と鳥の水から50戸ほどでしたっけ、要は余る分、余るというか、本町、鳥の水から入られても余る部分は新規で募集されるというふうにお聞きしたかと思うんですが、前倒して椿原町団地と隅町南団地の方にも幾らか枠をとというような、そういった考えはございませんか。

建設課長（中村敬二郎君）

鳥の水団地と本町団地で戸数は、今現在入居してある方は約50戸ほど入居してありますけれども、この建てかえの計画が具体化した段階で入居停止という措置をとっております。現在、入居されれば60戸ほどの団地でございますので、この入居停止をかけたために10戸ほどが入居できない状況になっておりますけれども、残りの10戸に対しては、また新たに公募したいということで考えておるところでございます。

6番（荒巻英樹君）

それで、今、先ほどお尋ねしたのは、その公募の中で幾らか、現在、椿原町団地、隅町南団地の方から東宮永に行ってもいいよという世帯があれば、その後の建てかえにも幾らか変わってくるのかなという。例えば、もっと言えば、もう現地だけで済む、非現地で新しくまた、それが市の所有地だったらいいですけど、また、どこか購入とか、そういったことがなくていいように、どうなのかなということでもちょっとお尋ねしたところですけど。改めてお願いします。

建設課長（中村敬二郎君）

市営住宅は国の法律の公営住宅法にのっとって運営しておりますけれども、この公営住宅法によりますと、住宅に困窮している方に公営住宅を提供するという原則がございますので、現在、入居されていられれば、住宅には困窮していないのかなと考えられますので、そちらに移られたいということは、今度、建てかえのときに検討していただければと思いますけれども。

6番（荒巻英樹君）

済みません。私の説明がちょっと足りなかったですかね。部長、おわかりになりましたか。

議長（浦 博宣君）

もう一回。

6番（荒巻英樹君）

済みません。（発言する者あり）

市長（金子健次君）

荒巻議員のほうは、今回、本町、鳥の水団地の東宮永団地の今度建設いたしますけれども、そこに入居するのは実際60戸の分を建てますけれども、実際は転居される方は50戸で、残りの10戸は隅町団地の部分を入れたらどうだろうかち意見やろうと思えますけれども、それについては、私はやっぱり定住促進のためにも新しく入居を募集していきたいという考え方でございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私が言いたかったのは、椿原町と隅町南団地の方々が新しくなっても全戸が同じ場所では、現在地では全戸の方が入るのが不可能、要は非現地での建設も必要になってくるのであれば、極力非現地 非現地も市有地だったらいいというわけじゃないんですけど、でき得ればそういった新しく土地を購入せずに済むような考え方ということで提案したということでございますので、これをやみくもにとということではございませんので、ありがとうございました。はい、了解します。

それでは、次に雇用促進住宅の件、お尋ねいたします。

市内には3つの雇用促進住宅がありますが、現在の3団地の入居状況をお尋ねします。

商工振興課長（田中利光君）

雇用促進住宅についての御質問にお答えさせていただきます。

雇用促進住宅は、労働者の地域間の移動の円滑化を図るため、雇用保険の3事業の雇用福祉事業により設置された勤労者向けの住宅で、現在は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において運営されております。

議員が御指摘のように、市内には平成3年7月に運営開始されました柳川宿舍、平成元年2月に運営開始されました大和宿舍、昭和63年3月に運営開始されました三橋宿舍の3つの宿舍がございます。それぞれの平成27年1月末現在の入居状況を御説明いたします。柳川宿舍は、平成20年6月より入居停止の措置がとられております。このため入居戸数は80戸中2戸、入居率が2.5%でございます。大和宿舍は、入居戸数が60戸中23戸、入居率が38.3%。三橋宿舍は、入居戸数が80戸中31戸で、入居率が38.8%となっております。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実際、2月にも3団地見ましたが、大体、ポストにあれですよ、もうシールが張ってありますので、あらかた大体数字がこれぐらいかなという感じはしてはしておりますが。

それで、以前、一度地元自治体のほうに国といいますか、正確には独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構というんですかね、要は買い取り、要は地元自治体としてどうしますかというお尋ねがあったかと思えます。その後、リーマンショックの関係でちょっと話が中座といいますか、変わってきたとも聞いていますが、柳川市として、この3団地をどうされるのか、要は購入される予定があるのかないのか、お尋ねします。

商工振興課長（田中利光君）

3団地の今後の予定ということでございますけれども、雇用促進住宅につきましては、平成19年6月に閣議決定された規制改革推進3カ年計画によりまして、遅くとも平成33年までに全ての処理を完了するというところで廃止の方針が打ち出されておるところでございます。

このような中、住宅を管理している機構としましては、譲渡先として地方公共団体を第一に考えるということで、柳川市内の3団地につきましても市に対して譲渡の申し入れがされているところでございます。

市といたしましては、この譲渡を受けた場合、公営住宅として10年間の用途指定があり、それ以外の目的には使えないということでございます。3宿舎とも運営開始から20年、柳川宿舎が23年、三橋宿舎が26年、大和宿舎が25年を経過いたしております。このようなことから施設が老朽化しており、今後の維持管理の負担が大変大きくなる可能性を秘めていると思っております。

また、3宿舎とも5階建てでございます。2棟ですね。エレベーターがなく、バリアフリー対策もなされていないため、公営住宅として利用するには多額の今後の改修費用が必要になるなどが考えられております。

このような理由から、公営住宅として活用するのは難しいと判断をいたしております。機構に対しましては、購入の意思がないということをお伝えしております。今後につきましては、機構において、民間売却に向けた手続を進められることになると思えます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実際、一番古い三橋宿舎でも昭和63年、そして、大和宿舎が平成元年、柳川が平成3年ということなので、老朽化とおっしゃいましたが、実際、現在、柳川市にある市営住宅と比べると決して古くはないと。現実、国内見渡すと、いろんな自治体が、もちろん割合をチェックしたわけじゃないんですが、いろんな自治体が購入して、市営住宅か、もしくはそれに準じた形で対応されているという県は数え切れないといったらあれですけど、目にはしてある

ところですが、総合的に考えて、柳川市としてはお断りなされたということですよ。それに関して何でだというあれじゃないんですけれども、一応その確認ということで、ありがとうございました。

実際、あとは国と民間の業者さんがどうされるかとか、そういったところということですよ。とにかく現在お住まいの方々が不安がないように、そういった形で行政で支援といたしますか、情報提供も含めて何かいろいろとありましたら、その辺は住民の方々の不安払拭のためにはぜひいろいろと御協力いただきたいということをお願いして、この項は終わりたいと思います。

最後になりますが、子育て支援の充実をということでお尋ねをいたします。

市長は、所信表明でもおっしゃっていますし、いろんな場で子育て支援の重要性をおっしゃっております。

それで、来年度の所信表明でも、「昨年度から策定を進めておりました「子ども・子育て支援事業計画」が間もなくでき上がります。小学校低学年までの子供のいる世帯のニーズ調査に基づき、教育・保育の提供体制の確保や地域の子育て支援の充実のために必要な施策を取りまとめています。地域や社会全体で子供の成長に寄り添い支えることで、安心して子育てができるまちを目指そうとするものです。学童保育については、皿垣校区で4月から開設することにより市内19校区全てにおいて設置が完了することになりました。要望の多い保育時間の延長等については、それぞれの運営委員会と御相談しながら指導員の確保など条件整備ができたところから順次実施していきたいと考えております。」ということです。

それで、まず1つ目は、御提案という形ですが、まず、私、いろいろ市内回ります。議会報告等を配る形で市内回りますが、やはり新築の物件が多いなというのはいつも感じているところです。ちなみに本市の過去の状況を申し上げますと、要は1世帯当たりがどれくらい住まれているかということですが、30年前ですね、1985年の国勢調査だと、人口が8万1,863人で世帯数2万139世帯、要は1世帯当たり4.06人お住まいです。10年後の1995年、平成7年は、それが3.65人。そして、また10年後の2005年、平成17年は3.23人。ことし、国勢調査が行われますが、1月末の住民基本台帳上でいいますと、2.77人です。この30年間で、10年でも1割ずつぐらい落ちてきているんですよ。1985年を指数を100とすると、現状は68.2、3分の2近くまで減っているということになります。

それで、まずお尋ねしますが、住宅の建設、新築というのは本当に経済効果という点ではもちろんいろいろありがたいんですが、そういった新しく住宅がふえることによって、行政が新たに負担するコスト、一番浮かんだのは行政区活動助成金、1世帯当たり2,300円かと思います。あとは細かい話ですが、広報「やながわ」やら議会だより、これは実際に2万5,000世帯でも2万5,001世帯でも刷るのは実際一緒なんでしょうけど、とりあえずそれで年間の予算といたしますか、年間の実績で1戸当たりどれぐらいかということ、もろもろ加味し

て1世帯当たりの行政コスト、どこまで含めるかというのが難しいところですが、大体どれぐらいかというのをお尋ねします。

子育て支援課長（大石涼子君）

子育て支援課からでございます。

議員お尋ねの1軒の住宅がふえることによって行政が新たに負担することとなるコストでございますが、お尋ねの広報「やながわ」、議会だよりの1部当たりの年間費用はそれぞれ広報「やながわ」300円弱、議会だよりの100円弱であり、行政区活動助成金は1世帯2,300円となっています。その他の費用については、それぞれきちんと1世帯当たりにかかるものとして上げることは難しいと思われま

す。広報などの印刷費用にしましても、配布部数が多少変動しても印刷コストは変わりませんので、減少するのは行政区活動助成金程度となります。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実は個人的には、もしかしたらもろもろで10千円ないとしても10千円近くまであるのかなと勝手に思っておりました。それを3世帯でお住まいになる世帯にその分を手当としてお出しするのはどうなのかなということで考えておりましたけれども、手当として還元することですね。それで私が見込んでいた財源としてはちょっと当てがなくなりましたが、その考え方としていかがでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

3世代同居世帯に手当を支給するというお考えですが、他市の事例でも保育園などを利用せずに家庭で保育している3世代同居世帯に手当、あるいは補助を行っているケースがございます。

世帯によって両親が共働きかどうか、祖父母が仕事をしているか、また、子供の世話をできるかどうかで事情は異なると思われま

す。以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それと、それでは、逆に今まで、従来、別々に暮らされていた親子といいますが、若いファミリー世代が御自分の御両親、おじいちゃん、おばあちゃんと新たに3世代同居を始めようという世帯に対しての、例えば、住宅の新築なり増改築、購入費の一部を助成してはどうかということも御提案として今回取り上げておりましたが、いかがでしょうか。できれば、これは柳川藩札で返したらいいんじゃないかなと思って御提案です。

子育て支援課長（大石涼子君）

子育て支援という観点から3世代同居に対する住宅関係の助成をしたらどうかという御提案でございます。

確かに子育て世帯の市外流出の防止、そして3世代同居により子供の両親の子育て負担の軽減というメリットはございます。子育て支援課といたしましては、3世代同居より、自宅で保育される世帯に対して助成をするメリットはあると考えられます。しかし、新たに3世代同居を始めようとする家庭は、当初、世代間の関係が不安定な場合もございます。助成することで同居を強いるようなことがあってもいけませんし、制度設計が大変厳しいと思われま

す。子育てには、3世代同居も含めて、保護者の親世代の協力、地域の見守りなど、両親以外の方々の協力が大きな力となることは確かでございます。そうした力を生かせるような子育て支援施策の充実を今後とも図っていくことは大切なことだと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ただ、全国的に見ますと、やっぱりいろんなところがそういった試みはなさっているんですよ。近くでは佐賀県の小城市さんとかなさっていましたし、政令指定都市では神戸市さんとかもやっておられました。一応調べれば、これも結構出てきたんですけども、これに関しては私自身もまだ勉強課題ということであれしますし、ぜひいろんな形でまた御検討いただければと思います。これは今年度まで実施されてきましたマイホーム取得、新婚世帯、空き家改修等の奨励金制度が今年度で終了しますので、それにかわる形でどうかなということで御提案申し上げたところですけども、ちょっとこれはまた私自身もこれから勉強していきたいと思っているところです。

それでは、最後の部分で、学童保育所の定員枠拡大ということでお尋ねします。

先ほど申し上げましたように、この春から、来年度から市内19校区全てに学童保育所設置が完了するわけですが、現在の課題としてはどのようなことがあるのか、お尋ねします。

子育て支援課長（大石涼子君）

現在18小学校区で学童保育所のほうが開設されまして、19校区目が皿垣校区については来年度から開設する運びとなりましたので、27年度から全ての小学校区に学童保育所が開設されることとなりました。議会の皆様にも御協力いただき、まずは全小学校区に学童をという目標が達成できました。

議員より、現在の課題はとのお尋ねでございます。まずは、皿垣校区学童保育所の開設までの支援が目下の課題でございます。その後については、先に開設した校区において要望が上がっております保育時間の延長、並びに受け入れ枠の拡大が課題として挙げられます。

特に、今回、児童福祉法の改正により、学童保育の対象が小学生ということで学年の制限がなくなりました。しかし、現状では全ての対象児童を受け入れることは難しい状況です。まずは、低学年については学童保育を必要とする児童を受け入れられるようにすることが喫緊の課題と考えております。

いずれにいたしましても、それに見合う学童保育所、指導員の体制の確保、また、保育場所の確保が必要となってきますので、保護者のニーズなども酌み取りながら、今後取り組んでまいりたいと考えております。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

これから次のステージに入っていくと思いますが、ちなみにここ二、三年でいいんですが、御希望された方で残念ながら卒の関係でお断りした方がどれくらいかというのをお尋ねします。

子育て支援課長（大石涼子君）

学童保育所に入れなかった児童については、年度当初におきまして、平成25年度5カ所で19名、26年度が6カ所で43名でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

平成25年度が5カ所5校区で19名、今年度が6校区で43名ということですね。本当にやっぱりニーズが上がっていると思います。

それで、やはり今後の課題としては、そういった希望の多いところの2クラス、要はクラスの増加が本当に必要だと思います。教育委員会が出されています柳川市教育施策ですね、26年度からのデータをもとにしましたが、1年生から3年生までの児童数が一番多いのは蒲池小学校189名、そして、藤吉小学校149名。この2校は学童が2クラスありますよね。その次に、1年生から3年生までで3番目に多いのが柳河小学校132名、そして、4番目が昭代第二小学校119名、そして、次が昭代第一小学校116名ということなので、次は1年生から3年生までの児童数が多いところの2クラスへの対応が今後の課題だと思っております。

それで、具体的には私、昭代の場合でいいますと、実際にクラス数がどうなるかというのはまだ明確じゃありませんが、空き教室の問題は別として、現実には昭代第一小学校と昭代第二小学校合わせて1クラスが必要ぐらい、要は両校で今1クラス、1クラスですが、両校で3クラスの大体今本当に必要な数だと思いますけれども、そういうのも含めまして、私は昭代第二小学校というのは実は昭代中学校と隣接してまして、昭代中学校というのは、従来、9クラスでしたが、今年度以降、8クラスで、私が調べた限り、向こう8年間は9クラスに戻ることはありません。そういった形で中学校の教室というのもそういった選択肢の一つとして考えられるのか、私はぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

保育の場所につきましては、やはり学校などと相談しながら、既存施設を有効に活用する方向で確保を進めていかなければならないと考えているところでございます。

隣接する中学校施設はどうかということですが、やはりまず、学童保育所の児童が通っている小学校内に場所を求めることが一番いいわけございまして、どうしても確保ができない場合に、ほかの施設を当たるということになるかと思えます。ただ、中学校施設内となりますと、やはり小学生は萎縮してしまうことであろうかと思えますし、隣接していても、小学校と中学校では時間割の違いから放課後となる時間も違います。また、学校間で通路をつくって行き来することは学校管理上厳しい点もあろうかと思われま。御提案として選択肢の中に上げさせていただきますが、担当課としてはやはり極力小学校内において場所を求めていきたいと考えております。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ただ、もう実際、今、学童で育った子供たちが中学生になっていたりするわけですね。だから、例えば、中学校で保育部ができて、その子供たちが教えるというの、指導員の確保という点でも私は一つの選択肢じゃないかなと考えているところです。

最後、お尋ねします。指導員の方々が本当に大変ですが、やはり待遇の改善というの必要じゃないかなと思えますが、その点に関しまして、最後お尋ねします。

子育て支援課長（大石涼子君）

指導員の方々には勤務時間が不規則な中で献身的に保育に当たっていただいております。新たに指導員の募集をしてもなかなか応募がないことから、指導員の確保のための指導員の処遇については今後の大きな課題と思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

愛知県小牧市ですね。小牧市の学童保育所には定員がなく、これは公立である以上、公平性を確保することが必要であり、入所条件を満たしていれば入所を断ることはできないという判断によるものであるということでございますので、とにかく希望される方が全員入れるようにぜひ今後対応を急いでいただきたいということをお願いしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後 1 時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、15 番緒方寿光議員の発言を許します。

15 番（緒方寿光君）（登壇）

皆様御苦労さまです。緒方寿光です。早速、質問通告に従いまして一般質問をさせていただきます。執行部におかれましては、事前に私の質問の概要、また提案を書面にて提出しておりますので、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願ひします。そして、議長の取り計らいをよろしくお願ひいたします。

今回の私の質問は 3 点です。まず初めに、国の地方創生事業での柳川版総合戦略の策定に当たり、金子市長の柳川市のまちづくりのビジョンをお聞きし、また、私自身の提案を含めて質問をいたします。

2 点目の質問は、ことし 4 月から原則として介護予防サービスの一部移管が行われることになっておりますが、このサービスの一部が地方自治体へ移行されることにより、柳川市として要支援 1、2 の市民へのサービスをどのようにするのか、お聞きいたします。

3 点目の質問です。柳川市では現時点で防災行政無線、そして、地域コミュニティ無線ラジオの整備が行われ、現在、行政区長、そして民生委員、ラジオ購入の市民、そして議員に対しまして、約 570 台の個別受信機が配付をされています。

そこで、今後、行政情報の提供など、さらなる有効活用の提案を含めて質問をさせていただきます。以上 3 点が今回の私の質問になります。

そこで、初めに地方創生の質問に入ります。

昨日、この地方創生の質問につきましては、4 人の議員の皆様から質問が上がっていました。そして、真剣な議論が行われましたが、執行部の答弁を簡単にまとめますと、27 年度から 1 年をかけて柳川版の総合戦略をつくるということだったと思います。ぜひ、柳川市の特色を大いに生かした次世代のための総合戦略を策定していただきたいと強く望みます。

昨日の 4 人の議員の質問にも重複する点がありますが、一言で今回の国の地方創生の最優先課題の 1 つは人口減少への対策、もう 1 つは東京一極集中の是正であります。そして、国は長期ビジョンとして 2060 年に 1 億人の人口を確保するとの展望を掲げまして、今回、国民の希望が実現すれば、出生率が 1.8 に回復すると試算をしています。そして、そのことを今回、全国の市町村に対して地方版の総合戦略の策定を求めてあります。要は、今や地方創生のボールは国から柳川に投げられて、そして、今後は柳川市が国にボールを投げ返すという時になりました。

皆さん御存じのように、残念なことに 2040 年にこの柳川市も消滅の可能性がある一つの地方自治体として日本創成会議から名指しをされました。しかし、私はこのことに悲観せずに

今回の地方創生の取り組みを絶好の機会と捉えて、起死回生の柳川版総合戦略を練り上げる時ではないかと考えております。そして、今回、柳川版総合戦略を策定されるに当たり、昨日からの答弁では幅広く市民などの意見を聞いて前に進みたいというようなことでした。大変重要なことだと思います。ただ、私は一番大事なのは、市民の意見を聞くことも大事なんですが、まず、市長のビジョン、柱ではないかと思っております。今回、この地方創生で柳川市をどのようなまちに、どのようなビジョンを示してつくり上げていくのか、このことが大事ではないかと考えております。

そこで質問をいたします。今回、一つの柱として地方における安定した雇用の創出、つまりは国は5年間の累計で30万人分の若者向けの雇創出を創出するとしておりますが、この雇創出での、柳川市での雇創出、市長のビジョン、例えば、柳川市では道の駅などを核として農林水産業の成長産業化を目指すとか、そして、例えば、6次産業化を柱に雇創出を生み出すだとか、そのようなビジョンがあればぜひお聞きをしたいと思っております。

次の質問からは自席にて行います。まずは先ほどの質問の答弁を簡潔明瞭にお願いいたします。

以上です。

副市長（石橋義浩君）

市長にということをございましたけれども、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど議員のほうからは地方における安定した雇創出について、どういったビジョンを持っているかということをございます。具体的には今後設置します産学官、金融機関、労働組合などの関係者による会議で協議していきますけれども、現時点で想定していることについて答弁させていただきたいと思っております。

地方創生を実現するためには、東京を初めとした都市圏に一極集中する傾向にある若者を地方へ呼び込むこと、これが非常に大事でございます。一方で若者が興味を持ち、十分な収入が得られる仕事の多くは都市圏に集中しており、地方に若者の声を受け入れるだけの受け皿が十分ではありません。地方に住み続ける意思を持つ若者も、結果として都市圏に向かうという、そういうふうな状況にあります。

そういう中、柳川、また柳川圏に若者が定住するために雇創出するにはどうしたらいいかということをございますけれども、先ほど議員のほうからありましたとおり、農漁業の振興、それと6次産業化、そういったものもあると思っておりますけれども、あと若者が起業できる、業を興して、アントレプレナーになれるような仕組み、そういったものも考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

副市長、答弁ありがとうございました。私は一つの提案として先ほど質問をさせていただ

いたわけなんです、特に柳川は基幹産業、農業、これが盛んな地域であると私は強く考えています。そういった中で、今、柳川には道の駅、よその地方自治体にはたくさんありますが、やはりこういう農産物の特産品を販売所、農産品を売るところですね、こういうものがこの柳川の起爆剤になるのではないかと強く考えております。なぜかと。それは、専業農家は当然のことながら大きく土地を耕して、大きな農業をされてあるところは品種が少なく、そして、逆に大量にある流通を通してきちんとした形で出せるわけなんですけども、特に兼業農家だとか副業型の農家については、この流通がなかなかつくり上げることができないわけですね。少量です。そういった意味では、柳川には専業農家もおられますけれども、兼業農家もたくさんおられるわけでありまして、なかなかその一つのシステムと申しましょ、それができていないのではないかと私は考えるところであります。仮に販売所ができるとしますとね、当然6次産業化にもスピードがかかりますし、高齢者の方々も生きがいを持って楽しんで農産物をつくって売れるとか、お金になるわけですのでね、そういうやはり柳川は一つの提案として、地方創生の中でこういう総合戦略をつくるべきではないかと私は話をしたわけですが、この件について何か御見解があればお聞きします。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問というのは、質問というよりも道の駅のことについてお尋ねかというふうに思いますので、その件について私のほうから考え方を述べてみたいというふうに思います。

国は、道の駅を経済の好循環を地方に行き渡らせる拠点と位置づけまして、成長戦略の一環として積極的に支援することを決めているところでもございます。

道の駅を効果的に活用できれば、地元の名物や観光資源を生かしながら多くのお客様を迎えることができるだけでなく、雇用の創出や経済の活性化、ひいては住民サービスの向上につながることは十分承知をいたしているところでもございます。

しかし、施設の整備を先行させましても、そこで提供する物やサービスなどのソフト面が充実していかなければ効果は期待できません。このようなことから、本市では地域の産品を使った新名物づくりや資源を生かした新しい観光プログラムづくりを進めて今日までまいったところでございます。

今後、国道443号線バイパスの徳益インター交差点から西へ道路が延伸するということがなれば、柳川を訪れるお客様の利便性はさらに向上するのと期待をいたしているところでもございます。

現在のところ、道の駅の整備については具体的な検討をいたしておりませんが、まずは物づくりやサービスづくりの意欲的な生産者や事業者を育て、それらの方々のニーズの高まりと道路網整備の進捗を見きわめながら、整備については検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

15番（緒方寿光君）

私自身は、柳川には道の駅は必要だという考えであります。そして、それにあわせて、農業機械などのリース、そして無償貸し出しでもいいんでしょうけど、こういうものもやはり並行して進めていくべきではないかと思えます。特に新規農業者で農業をやってみようかと思われる方が一番ブレーキがかかるのは、やっぱりコストの面だと思えます。一番最初に莫大に何百万、何千万円という機械は買えないわけですので、この無償だとか、リースで貸し出しをするだとか、そういうサービスも並行して行うべきではないかと考えております。そして、農地保全についても大事な施策の一つになると思えますし、農地が荒れない、農地をそのまま継続してつくることのできるという政策にもつながってくると思えますので、道の駅含めて、私は農業機械の無償貸し出し、リース貸し出しなども一緒にやっていくと非常に好循環な柳川の総合戦略の一つの提案として上手に雇用の定着も、わずかかもしれませんが、そういうことが大事ではないかと考えておりますが、何か見解があれば教えてください。

農政課長（成清博茂君）

議員提案の農業機械無償貸し出しのサービスについてでございますけれども、農業経営におきましては、農地、農業機械、労働力が課題となります。中でも農業機械についてはなくてはならないものでございます。大変高額で取得も厳しい状況にあります。しかしながら、農業機械は個人で所有し、個々の計画のもとに作業を行うことが理想と考えます。

現在のところ、農業機械については個人の取得も厳しいこともあって、国、県、市の支援等により集落営農組織、農業生産法人において高性能の大型機械を導入し、共同利用を行って農業コストの削減につなげているところでございます。

新規に就農する場合であっても、農家の後継者として就農する場合は農地や農業機械、施設は整備されていますので、就農しやすくなると思えますけれども、一方、新たに農業を始める場合は農地、機械等の課題が出てきます。現在、就農相談等に最大の年間1,500千円、5年間支給が受けられる青年就農給付金、また無利子の37,000千円まで借りられる青年等就農資金の活用などをアドバイスして就農相談を受けているところでございます。

議員提案の無償による農業機械の貸し出しサービスについては、トラクター、コンバインなど高性能機械を整備する財政負担、保管場所の確保、維持管理の経費など課題もあるかと思えます。また、農業機械の利用が農繁期の一定期間に集中するということや天候に左右されることから、現実的にはちょっと厳しいのかなというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

道の駅についても、農業機械の無償貸し出し、リース貸し出しについても私がこれ以上言ってもどうしようもないと思えますので、これはこれで私は検討していただきたいと思っ

ていますが、今回、市長はグリーンツーリズムの取り組みを始めるということで所信表明もされました。私は、これは賛成なんです。特に柳川の農業ですね、そして宿泊、民泊、このことに一歩踏み出すような形だと考えておりますし、柳川にとっては絶好の施策だと考えております。

そこで、市長にお尋ねしますが、このグリーンツーリズム、今回やりたいと思われる方に手を上げていただくことをどうするのかと今考えているということだったんですが、これから地方創生の策定をされるわけなんです、このグリーンツーリズムを実際どのような形で、この創生事業の中で具体的に取り組みをされていかれようとしているのか、ここの所信を聞かせていただけませんかでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

グリーンツーリズムの取り組みについて、市長にお尋ねですけれども、私のほうから取り組みについてお答えさせていただきたいと思います。

グリーンツーリズムについては農産物の収穫体験、市民農園、観光農園、また農漁業者との交流活動等幅広いものがあると思います。昨年、地域の活力維持と地域の魅力の再発見をつなげる目的で地域おこし協力隊の設置を行いまして、グリーンツーリズムによる農産物のPRや担い手の育成に取り組んでいるところでございます。

現在、東京への農産物や加工品などをPRするフェアを開催したり、柳川の農産物を直送し、モニターとして協力をいただき調査を行うことやグリーンツーリズムの先進地の調査、研修を行っているところでございます。

27年度につきましては、地域おこし隊と連携し、農業体験や農家民泊について興味のある農家さんに先進地の農家民泊を体験していただいたり、農家民泊のモニターとして市内の農家で農業体験などを行っていただく調査、モニターを考えているところでございます。農業だけでなく、漁業や観光と組み合わせ今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひスピードを上げて、この戦略を組んでいただきたいと思います。

逆に、私のほうからもう1つ提案なんです、今回、佐賀空港が非常に利用者が多くなっているということでありました。そういった中で、やはり柳川も佐賀空港内にアンテナショップ、観光案内所、これはどちらでもいいんでしょうけども、そういう折衝をして外国人の観光客を取り込むだとか、今、成田便もふえてましてね、ここに利用者の数字がありますが、26年度で過去最高の利用者ということで、4月から12月まで39万6,000人の利用者。内訳は東京便がおよそ29万人、成田便が5万人、上海便が3万人、ソウル便が約2万7,000人ということで、25年度と利用者を比較してみますと2万人以上増加しているということで

あります。

そして、先ほど荒巻議員からお話があったおりましたが、東京オリンピック含めて、そしてラグビーワールドカップの日本大会が九州でも開かれるということでもあります。私自身は、今、絶妙のタイミングでこれから佐賀空港にも県のほうにも折衝して、そういう中に案内所だとか、アンテナショップを小さくていいので構えることが今後柳川の雇用を生むことになるかもしれませんし、そして、交流人口をふやしていく施策の一つになるかもしれませんし、実際、佐賀空港内には車のリースですね、そういう会社もあるわけですし、そこと連携してもいいと思いますし、そういう戦略をこの柳川版総合戦略の中でも掲げられていく必要があるのではないかと私は考えておりますが、この所見があればお聞きをしたいと思いません。

観光課長（松藤満也君）

佐賀空港に観光案内所をとということでございますけれども、議員御承知のとおり、本市では沖端と西鉄柳川駅の2カ所に観光案内所を設置しております。

有明佐賀空港では、国内便で羽田空港の5往復と成田空港の1往復、国際便では上海に週3便、ソウルに週3便が就航いたしております。

佐賀空港は、本市とアクセス面ですぐれておりまして、そのほかにも48時間1千円のレンタカーとか、片道1千円で利用できるリムジンタクシーなど、サービスの面でも充実しているというふうに認識をしているところでございます。

昨年12月に柳川市観光まちづくり推進委員会から市長に提言をいただいた中でも、本市を訪れる国内外のお客様のマーケットは確実に広がっており、九州のゲートウエーとして福岡空港、博多港、JR博多駅を有する福岡との連携を重視しながらも、佐賀空港や熊本空港など近隣と連携して誘致することも効果的であるという御意見をいただいているところでございます。

一方で、佐賀空港内に案内所を設置するには、スタッフの人件費や家賃を初め経費がかかりますので、費用対効果の面からも検討をしていく必要があるというふうに考えております。

このため、おひな様の時期に合わせて佐賀空港に本市のおひな様とさげもんを展示いただいていますように、まずは就航先の空港を中心とした地域に向けて相互の情報を発信したり、連携したプロモーション事業をやったりしてみて、事業ベースで連携を緊密にすることから始めていきたいということ考えているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

私自身はこの地方版の総合戦略、柳川版の総合戦略では先ほど話をしました3つの点の提案をしておるわけですが、必要なことではないのかなと考えておりますが、ぜひ研

究をしていただいて必要であれば取り組んでいただきたいと考えております。

次の質問に移ります。企業の地方拠点、これが今、東日本大震災の後に福岡市のほうに機能移転が年々ふえています。柳川市としまして、この西鉄駅の東口ですね、ここに東口の改修と申しましょうか、新しく今度柳川駅もリフォームされるわけでございますので、非常に利便性はよくなるものと考えております。そして、今、先ほど申しましたように、福岡市には11社、12社、今どんどん福岡のほうに機能移転がされています。

そこで、私は一つ提案なんですけども、機能移転をするというタイミング、いろいろあると思いますけどね、そういう企業に対してぜひ柳川の定住特典と申しましょうかね、柳川に定住すればこういういいメリットがありますよというようなものもPRを今から足を運んでどんどんやる時期ではないのかなと考えております。それはなぜかと。それは東京の本社を機能移転して福岡に来るとなると、両親を連れて福岡に移住されている方も結構おられるわけございまして、ぜひそのタイミングを見計らって、そういう特典をつくって早くそういう企業に訪問をして定住促進を促していくというような施策もこの総合戦略の一つの柱ではないかと私は考えておりますが、何か御見解があればお聞きをしたいと思います。

企画課長（椋島謙治君）

議員おっしゃられますように、現在、福岡市では情報関連やアジアビジネス、環境・エネルギー、健康、保健、医療関係等の成長分野、もしくは本社機能の立地促進等が現在進んでおりまして、2013年度の進出企業が50社を超えたというふうな報道も聞いております。本市においては、福岡市まで電車で1時間足らずで通勤できますので、今後、福岡での本市のPRにつきましてはかなり有効になってくるのではないかとというふうに考えております。具体的には総合戦略の中で今後PRのほうを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ前向きに進めていただきたいと考えております。そして、同時に福岡市などに通勤をされる通勤者、この通勤者に対しても交通費の助成をするだとか、定期券の助成を何ぼかするだとか、こういう施策もこれから柳川市としては柳川市だけで一元で全て完結するような施策も大事なんだろうけど、やはり柳川市から通勤して柳川に定住していただくぐらいの施策は必要だと思っておりますが、こういう通勤者に対しての助成、この件について何か見解があればお聞かせいただけませんか。

企画課長（椋島謙治君）

福岡市への通勤者への手当として通勤手当をやったらどうかというお話だと思います。

現在、乗降客等を見ますと、通勤者もかなりおられるようでございます。一つの手段として通勤手当をやるという方法もあるかとは思いますが、財政的な問題もございまして、現時点でそれを続けるということは現段階のほうでは考えておりません。

以上です。

15番（緒方寿光君）

考えてないということでもちょっと残念なんですけども、これ以上言っても、私のほうから提案してもあれなんで、これはこれで質問を次に移りますけれども、先ほど荒巻議員の話の中で雇用促進住宅の買い取りや有効利用についての話があったと思いますが、私自身は佃町の雇用促進住宅の近くに住んでいるわけでありまして、居住者はわずか2世帯なんだろうかと、この3月には定住者の方もほかに出られるというような話も聞いておりますが、私は逆に、こういう雇用促進住宅を若年層向けの住宅として活用すべきではないかと考えております。

これは総合戦略の中で定住という柱もありますので、少し安くして、当然、身元もきちんと調査すべきだと思いますが、少し安くして若年層向けの住宅にリフォームしてでもやる必要があるのではないのかなと考えております。

特に夜なんかは駐車場もかなり広くて車も全然とまってなくて、非常に防犯上もよくない状況もありますし、鳥のふん害と申しましょうか、公害も結構空き家が余りにも多過ぎて困っているところであると考えておりますが、ここの活用策もぜひこの総合戦略の中で、私は組み込んでいく必要があるのではないかと考えておりますが、一つの提案として考えておりますが、市の見解がありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

商工振興課長（田中利光君）

午前中の荒巻議員の御質問にもお答えをいたしましたけども、雇用促進住宅につきましては、先ほど申しましたように経過年数が相当たっていると、それから5階建てでエレベーターがない、それから今後の維持管理費が膨大になるのではないかというふうなことから、この市内の3宿舎につきましては、住宅として活用をすることについては適していないというふうなことで判断してございまして、先ほども申し上げましたけれども、機構のほうに取得意向がないというふうなことで表明したわけでございます。

今後については、機構において民間売却に向けた手続を進められることになるというふうに思っております。議員のほうから活用ということでございますけれども、現段階ではそういう判断をいたしておるところでございます。

15番（緒方寿光君）

大変残念なんですけども、これ以上私が言ってもどうしようもないんで、この質問やめまされども、この地方創生についてはもう1つ柱がありまして、若い世代の結婚、そして、出産、子育ての希望をかなえるということで、実は国は結婚希望の実現率を2010年68%だったものを80%にすると、そして、夫婦が予定する子供数の実現割合を2010年に93%だったものを95%に引き上げるというような具体的な創生の戦略も考えているみたいなんですけども、この柳川市を見ても、現在、合計の特殊出生率、大体1.4ということなんですけども、これ

をいかにして上げるのかということだと考えておりますが、ここについての市長のビジョンがあれば、昨日話も出ておりましたが、第3子についての助成事業、これはこれで私は続けていきたいと思っておりますが、そのほかに何かありましたらぜひ御見解をお聞かせいただきたいと思います。

子育て支援課長（大石涼子君）

議員おっしゃるように、現在、本市では第3子に対する支援といたしまして、第3子優遇事業として所得税非課税世帯を対象といたします支援を行っております。

その内容でございますが、保育園や幼稚園の保育料を半額免除するとともに、認可外保育所等の利用料について10千円を限度に半額助成をいたしております。また、家庭内で養育している児童に月額5千円を支給いたしております。

今後の少子化に歯どめをかける施策等ございますけれども、このまま第3子に対する支援といたしましては第3子優遇事業等を行いながら、また一方では長期的な視点に立った視点として、乳児期から幼児期、小学校期に至るどの時期の子供さんに対しても、安心して子育てができる環境の整備について、出生数の減少に一定の歯どめをかけることができるのではないかと考えております。

本市で現在行っている子育て短期支援事業、病後児保育事業、また地域子育て支援拠点事業など多様な事業は、他自治体と比べても遜色なく充実いたしております。

今後も引き続き、これらの子育て支援事業をより利用しやすくするなど充実を図るとともに、新たに利用者支援事業を実施し、子供や保護者の状況に応じたサービスの提供につなげる取り組みを進めてまいります。

こうして安心して子供を産み育てることのできる環境をつくり、長期的視点に立ち、少子化の歯どめにもつなげていきたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございました。いずれにしても、子供を産み育てることがやりやすい環境をつくるというのは当然のことだと思いますけれども、要は柳川の場合、1.4の合計特殊出生率と、全国は1.43、福岡県は1.45ということなんですが、柳川市としてはどれくらいの出生率を設定して、こういう地方創生の戦略を考えていこうとされているのか、そこら辺が私は一番重要じゃないのかなと思いますけども、市長の何かお考えがあればお聞かせいただけませんかでしょうか。

市長（金子健次君）

具体的な数値というのは今以上に上げることだというふうに思っておりますけれども、今、晩婚と申しますか、結婚の年齢が非常に遅くなって、それとまた結婚しない方が非常に多くなっているわけですので、そういう面についての対策は本腰になってすればもっと

上がるんじゃないかというふうに考えているところです。

婚活についても今3市でやっておりますけれども、もっと充実させていきたいという考え方であります。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ27年度の総合戦略に入られる前には、やはり目標の策定といいたまいますか、目標数字ぐらいは構えられて、当然スタートしていただきたいと考えております。

次の質問に移ります。2点目の質問なんですけど、ことし4月から特別養護老人ホームの機能の重点化、そして介護予防の一部が市町村に移管をされるということでもあります。具体的には特別養護老人ホーム、新規入居者、要介護3以上の高齢者に制限をするということでもあります。もう1つは軽度の要支援1、要支援2ですね、この方々に対しての介護予防サービスを市町村に移管するということでもあります。そんな中で、柳川市、4月からこの介護予防サービス、どのような形で市として取り組まれようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

そこで、まず質問させていただきますが、現在、訪問介護ですね、そして通所介護、それぞれの年間件数、そして月々の利用者数、これ簡単で結構なんで教えていただけませんか。

福祉課長（原 忠昭君）

平成25年度の要支援者の利用実績でお答えをさせていただきます。

訪問介護利用者につきましては、年間2,108人で月平均176人、通所介護の利用者は年間3,540人で月平均295人、ショートステイは年間9人の利用がっております。

このほか通所リハビリが年間1,824人で月に152人、小規模多機能型居宅介護を利用されている人が年間で193人で月に16人、またグループホームに入所されてある方は年間20人、月に2名程度となっております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございます。今回の介護予防サービス、この一部移管によりまして、そしたら柳川市のサービス、この4月から移管しないとかいう話も聞いておりますが、柳川市としての介護予防サービスは具体的にどうなるんでしょうか、教えていただけますか。

福祉課長（原 忠昭君）

要支援者の介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、要支援者の状況等に応じて緩和した基準のサービスやNPO、または住民主体の支援をいただくこととなりますが、現時点では平成29年4月から実施しようと考えております。その間につきましては、要支援者の方には現行どおりのサービスを受けていただくということになります。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。柳川市の場合は平成29年の4月から移管をされるということなんです。市町村によりましては、ことしの4月からスタートをされるところもありますし、2年後、3年後におくらせるところもあるということなんです。今回の移管について、すぐやる市町村のメリットと申しませうか、そして2年間おくらせてやるときのデメリットと申しませうか、ここを聞かせていただけませんかでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

まず、メリットということでございますけれども、今回、平成27年4月から移行する保険者に対するメリットの一つには、総合事業に係る地域支援事業交付金の上限額を超える場合は10%増しとする優遇措置が設けられております。本市の場合は、福岡県介護保険広域連合に加入しており、広域連合の一部市町村が27年4月から開始をいたしますので、本市が後から移行しても連合内の構成団体はこの優遇措置を受けられることとなります。

メリットの2つ目といたしまして、要支援者の状況に応じ、緩和した基準のサービスや住民主体の支援など多様なサービスを提供することで、報酬単価を抑えることができるというメリットがございます。

次に、デメリットでございますけれども、1つといたしましては、現在、29年4月から移行をしようということで考えておりますが、その理由でございますが、1つ目に市の受け入れ態勢や準備を整えるために相当な時間を要するという、それから2点目に、利用者や事業者への十分な周知と対応ができなければ混乱を招くおそれがあることなどが考えられます。

それと、具体的なデメリットとしましては、先ほども答弁をいたしましたように、利用者の状況に応じた多様なサービスの創出が出来るということになりますので、この事業に期待されている費用の効率化が出来るということがデメリットということで考えられます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

そしたら、ちょっと具体的に簡単に聞きますけれども、現在、要支援1、2の方が介護予防サービスを受けられているんですが、2年後、柳川市に移管されて市独自でやる場合に負担率が上がるだとか、なかなかこのサービスも受けられる人と受けられない人が分かれてくるだとか、特に聞いた話によりまして、事業者に対する報酬も引き下げられるというようなことも聞いておまして、介護予防サービスを受けない事業者もふえてくるというようなことも聞いておますが、この人材の確保だとか負担だとか内容だとか、ここを簡単に柳川の場合どうなるのか、教えていただけませんかでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

負担率ということでございますけれども、新しい総合事業に移行した場合におきましても、現行の、例えば、通所のデイサービスにつきましては現行基準のサービスをそのまま受けていただくこともできます。ただ、要支援1、2の方の中にはデイサービスのメニューではなくて、もうちょっと簡易なメニューでもいい方があるというふうなことで、その方に対しては緩和された基準の安い報酬単価のサービスを受けていただくというふうなことでまいります。

それから、報酬につきましては、今回4月から報酬改定がございますので、全体的に要支援、要介護の分も処遇改善を含めて平均では2.27%下がるということでございますけれども、それと相まって先ほど言いました緩和された基準のほうも報酬単価が下がるというふうな仕組みになっております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。そうすると、受け皿として柳川市として人材をどう確保するのかと。今、ボランティアの養成だとか、いろんな形で考えてあると思いますが、そういう支える人材がNPOといってもそう多くは柳川には存在していないと考えておりますが、そこをどうされるのでしょうか。事業者が受けないと、それなら要支援1、2の方、誰が受けていくのかとか、その人材の確保をこの2年間でどんなふうにするのか、そこを教えてくださいませんか。

福祉課長（原 忠昭君）

人材の確保ということでの御質問でございます。

その中には1つに、ボランティアを養成していこうということで考えております。ボランティアの養成につきましては、まず取っかかりといたしまして、本年4月から介護予防ポイント事業の導入を予定いたしております。この事業を通して、高齢者がボランティアに参加しやすい環境を整えていこうということで考えております。それとあわせて、ボランティア養成講座を実施いたしてまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

私は、例えば、当然ボランティアの養成は大事だと思いますし、今、柳川市内には1施設で1億円以上のコミュニティセンターも建設されているわけでございますので、やはりこういうコミセンなんかを会場として活用するだとか、そして、ボランティアをどれだけ養成されるのかわかりませんが、そういう人材を本当に地方創生と言うならば、逆にそこに目を向けて総合戦略の中でこういうことこそ私は人材確保を取り上げていくべきではないのかなと、そう考えるわけでございますが、ここについて何か見解がありましたら教えていただきたいと思っております。

福祉課長（原 忠昭君）

人材の確保ということでございますけれども、これにつきましては総合事業の中で既存の介護サービス事業所に加え、新たにボランティア、それからNPO法人等を加えた多種多様な実施主体による多様なサービスというのを提供していかなければならないということで考えております。

また、環境の整備につきましても、地域支援コーディネーターを配置しながら、高齢者のニーズと地域の既存資源の把握を行い、既存の資源で対応できない生活支援ニーズを特定いたしまして、その部分を開発をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ万全の体制をこの2年間で、2年間というよりもこの1年間でとっていただきたいと思っております。そして、スムーズに要支援1、要支援2の方々の介護予防サービスができるようにぜひ取り組んでいただきたいと考えております。

最後の質問になります。防災行政無線、そして、今、地域コミュニティ無線ラジオの目的内の有効活用、このことについて質問をいたします。

まず、今、柳川市におきましては、災害時の避難の情報などを市民に知らせるために防災行政無線、そして個別受信機でしょうか、この整備がっております。この防災行政無線に今150,000千円の予算をかけて整備をしました。そして、個別受信機につきましては、先ほど壇上で話をしましたが、35,000千円の予算をかけて整備をされました。

そこで質問をさせていただきますが、平成25年度、そして26年度ですね、ここ2年間の運用の実績、そしてその内容を簡単で結構なんでお聞かせいただきたいと思っております。

安全安心課長（田尻主範君）

平成25年度は、10月8日に台風24号の接近に伴う避難所開設で実施しております。このときは、屋外に設置している37カ所の屋外拡声機で実施をしているところでございます。

放送内容につきまして、若干申し上げますと、「こちらは柳川市です。避難準備情報をお知らせします。台風24号が近づいています。避難所として、市民会館や公民館を本日午前10時から開きます。避難される方は、飲食物や身の回り品を準備してください」と9時10分と9時30分の2回放送をしているところでございます。

次に、26年度は個別受信機を整備しておりまして、屋外拡声機との両方を活用しております。7月9日の台風8号と10月12日の台風19号の2回実施しております。放送内容につきましても、先ほど申し上げたと内容とほぼ一緒ですけれども、台風8号につきましては、15時から17時まで30分ごとの5回放送しております。それから、19号につきましては15時、16時、16時30分、17時と4回放送しているところでございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

気象情報、そして災害情報、避難情報ですね、これは放送されているということなんですが、これからは、やはり今、そのことが一番目的なんですけれども、行政関係の放送ですね、要は今社会問題として、PM2.5の対策とか、道路の通行どめだとか、水道水の断水だとか、そういうこともありますので、目的内で個々に個別受信機にこういう情報を送ってあげるといような活用が今後考えられますか、御答弁をお願いします。

安全安心課長（田尻主範君）

先ほども申し上げましたとおり、37カ所の屋外拡声機は24年度に整備しまして、25年の4月から運用を開始しているところでございますが、運用に当たりどのような情報を放送するかにつきまして、当時、各課に放送の要望を紹介して運用基準の検討を行っているところでございます。

その結果、災害情報など安全・安心に関する放送を主として放送を行うことと決定をしております。

この決定した内容につきましては、避難所情報やPM2.5対策などの大気汚染に関する放送、それから水道水の断水、給水停止などの住民の生命に関するものでありますが、これまで活用した放送につきましては台風の接近時の避難所に呼びかける放送で終わっているところでございます。

この防災に特化した防災行政無線の利用は、放送が流れるときは市内に災害が起こるかもしれないという注意喚起を市民の皆さんにお知らせするのに有効であると考えてところでございます。

今後も市内37カ所の屋外拡声機を使った放送は防災に特化した活用を行っていきいたいというふうに考えております。

また、個別受信機を平成26年3月に行政区長、それから民生委員、議会議員の皆様へ配付し、防災情報を確実に伝えるための手段の一つとして整備を行ったところです。

また、さらに今年度は個別受信機購入補助制度も設けまして、約30名の市民の方々にも購入していただいているところでございます。

屋外拡声機につきましては、学校にスピーカーを設置していることもございますし、授業の妨げが懸念されるということや、先ほど申し述べましたとおりに、防災に特化した利用を行いたいというふうに考えておりますが、その後に整備した個別受信機につきましては、行政区長や民生委員さんなど特定の方への配付を行っておりますので、今後、行方不明者情報や火災情報などのお知らせ等に活用できないか、運用基準の検討を行っていきいたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。情報を乱発するのは、やはり考えものなんですけれども、特に行政区長からの声は自治体、柳川市の主催による行事ですね、イベントですね、特にクリーンアップ大作戦だとか参加しましたけど、そしてフリーマーケットだとか、そういう大きなイベントの告知と申しましょうか、そこもぜひ活用することができないのかというような行政区長の声は案外多いわけでごさいますね、広報、そしてホームページも出してありますけれども、なかなか告知が徹底できてないという状況だと思います。そして、雨天、雨が降ったときどうするのかとか、そこら辺の情報を深夜にやるのは問題ですので、当然のことながら時間帯を考えながらやっていく必要があると私は考えておりますが、ここについての見解がありましたら教えてもらえませんか。

安全安心課長（田尻主範君）

いずれにつきましても、安全安心課のほうでいろいろ情報を収集いたしまして、今後、運用基準を設けますので、その中で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。特に子供が犯罪に巻き込まれる事件なんか、事件にはならず水面下であっていることも案外多くなっていると私は思っていますね、市川市なんかはこういう子供に対しての防犯の情報なんかもテスト形式ということで流してあったりするわけですね。ぜひ有効に、学校の授業中は拡声機は使う必要はないんでしょうけども、上手にタイムリーに運用していけば、そう迷惑にならないように運用していけば私は逆に有効な活用になると思いますので、この予算、約180,000千円かけていますのでね、もう少しぜひ前向きに活用していただきたいと、そう考えております。

これで私の質問を終わりますが、最後に地方創生、この件については私なりに何個か提案をさせていただきましたが、大変残念な答弁ばかりで何か力が抜けましてね、本当に答弁を聞いていて何のために質問をやっているのかなという感じを受けましたんでね、ここのやる気と申しましょうかね、やはりこの1年で柳川市総合戦略を組み上げなければ、この柳川市は消滅するんだというぐらいの気迫を持って、この総合戦略をつくり上げるんだという気概をぜひ最後に聞かせていただければと思いますが。よろしくお願いします。

市長（金子健次君）

それぞれの課長が淡々と答えておりますので、そういうことに聞こえたかもしれませんが、気持ちの気概は私が先頭に立って頑張るつもりでございますので、人口が2040年には柳川市は4万6,000人となって消滅するというふうに言われていますので、そのことを増田座長に対して頑張って、人口をふやすような形の取り組みにしなければならないと思うし、いろんな角度で鋭意、あらゆる人たちから聞いて柳川のあるべき姿をなるべく早い時期にまとめていきたいというふうに、緒方議員が質問されてもがっかりされないような形で取り組

みたいと思いますので、頑張ります。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

これもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時55分 休憩

午後 2 時 5 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、21 番三小田一美議員の発言を許します。

21 番（三小田一美君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

市長におかれましては、おもてなしの心で市政のあらゆるところに目配り、また気配りいただき、柳川市は何事もなく順調に進んでいるようであります。しかし、少子化が進む中で、市内はお年寄りの夫婦が寄り添って暮らしてある家庭や、ひとり暮らしの高齢者はますますふえているのも事実であります。少子化や若者の流出に伴う人口減少も、市にとっては重大な問題でもあります。また、多数の若者が働く工場も少なく、働く場も年々減少し、工場の流出も看過できない問題ともなっています。

そのような中、水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>を訪れる観光客は、市の経済にとって多大な効果をもたらしています。観光客をいかにふやし、多くの土産を買っていただくのも、市が取り組まなければならない大きな課題でもあります。

全国的にも貧困家庭層の増加が問題視されつつありますが、貧困ゆえ十分な教育を受けられない子供さん、また、それゆえに就職ができない、正規雇用になれない負の連鎖が拡大しています。

一方では、増大する老人対策として、厚生労働省においては、介護に係る費用の大幅な削減をこし4月から実施されます。特に大きな負担を占めています施設介護の入居基準を引き上げ、要介護 1、2 の認定者の切り捨てを図る計画であるようでございます。

そこで、柳川市においては、諸問題の実態を明らかにして、今後の市の方針について質問をさせていただきます。

以後の質問は自席より一問一答でいたしますので、よろしく願いをいたします。

また、議員の質問に重複するところがあると思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

21 番（三小田一美君）続

まず、1 つ目でございますが、最初に観光資源について質問をさせていただきます。

現在、さげもん祭りが行われ、多くの観光客が訪れられています。また、西鉄においては、

ラッピング車両を準備して協力をしていただいておりますが、10年前、また5年前と比較をされて、年間の観光客の数がどの程度増加したのかを教えてくださいたいと思います。

また、今までの最高は何年で、何人が訪れたのかもお尋ねしますので、よろしくお願いいたします。

観光課長（松藤満也君）

三小田議員の御質問にお答えします。

合併後の10年間の推移という形でお答えしたいというふうに思います。

市の観光動態調査による市全体の観光入り込み客数ですが、平成17年から見てみますと、最高が平成18年で、125万5,000人でございます。その後、徐々に減少して、東日本大震災が発生しました平成23年には、105万5,000人となっております。その後、翌年から回復傾向に転じ、平成25年には124万5,000人となっております。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは次に、観光客による経済効果についてお尋ねしたいと思います。

今まで最高の経済効果があった年は何年で、また、幾らの経済効果が発生したか、それを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

観光課長（松藤満也君）

先ほどの観光客の入り込み客数と同様、合併後では平成18年でございます。

経済効果については、約5,310,000千円ということになっております。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、またお尋ねしますが、観光客の数や、また、経済効果の伸びも右肩上がりとはなかなか、私も今、答弁の中で思いますが、やはり観光の目玉がないのが一因かと思えます。私、これで3回目ですね、質問したと思いますが、柳川城の炎上にあるように、柳川城の復元、市内には復元を目指しての活動をしてある団体もあるようですので、市も一体となって復元の活動に取り組む考えはありませんでしょうか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それで、私、これは2回目の質問のときも、ちょっと小さなお城をとそういう御答弁ももうとったし、今回、柳川の駅も両方開通しますので、この前、沖縄にも視察に行きましたが、スクリーンのああいうことをするなら、とても経済効果にもつながりますので、それも含めて答弁をよろしくお願いいたします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

三小田議員も言われますように、柳川城の復元を目的に活動をされておられる団体というのは、NPO法人の柳川城を再建する会ということで、市民の皆様を初め、多くの方々に関心を高めようと署名活動をしておられます。また、駅のところでニュースの発行やイベントの開催などもなされております。

私も昨年6月7日、8日ですね、滋賀県長浜市のほうの長浜城も行ってまいりました。そこで、実際どうやってつくられるのかなということも興味もあつたし、そのことを少しだけ報告させていただきますけど、近江商人の大口の寄附があつて、150,000千円という起爆剤になりまして、子供からお年寄りまで寄附が相次いだということで、8,200人から430,000千円の浄財が集まったということでございます。そのようなこと等で、総事業費は1,040,000千円、その当時が、今から32年前でございます、再興されたということでございます。

最近、BS放送で愛媛県の大洲城が復元されたということで、これも平成16年の建築ですけども、市制50周年事業の位置づけということで、合算費用13億円、募金が5億円集まったということで、民間からの浄財がたくさん集まったということで、できました。

本市の場合、今、市も一緒になって取り組んだらどうだろうかという御意見でございます。柳川城再建の機運というのは高まっていることと、非常に私も期待をしておりますし、最近では、今、スクリーンと言われましたけれども、一夜城みたいな形で、そういうことをつくったらどうだろうかという考え方も聞き及んでおりますので、いろんな形で盛り上がってくればいいかなというふうに思っているところでございます。

きょうは傍聴にも来てありますけれども、そういうことで非常に関心が深いということだと思っております。

21番（三小田一美君）

どうも答弁ありがとうございました。大体山の半分ぐらい見えてきているごたつ答弁でございましたので、ありがとうございました。

それでは、次に入りたいと思います。

次に、人口の減少についてお尋ねしたいと思いますが、合併から10年、年々人口は減少しています。合併時には種々の計画を実施することにより、年々人口は少しずつふえてくると、10年前、合併するときにはそういうふうに私はお聞きしております。計画との大幅なずれは、施策の何が不足していたのでしょうかと、それをお尋ねしたいと思います。人口減少の主たる原因の分析と不足していた施策の検証についてお尋ねしたいと思います。よろしく願いをしたいと思います。

企画課長（椋島謙治君）

人口減少の問題についてお答えします。

議員御指摘のとおり、平成17年3月31日時点での人口は7万6,124人でした。平成27年2月末時点では6万9,420人と、6,700人程度減少しております。これは当時、7万

1,000人の目標を掲げておりましたので、それを下回っているということになります。

要因としましては、1つは、出生数より死亡数が多い、自然減によるものでございます。死亡者数は、平成17年3月末時点では775人でしたが、昨年度は3月末で年間917人ということになっておりまして、若干上昇傾向にございます。一方、出生数につきましては、合併当時、年間572人でしたが、昨年度3月末では年間500人ということで、こちらは毎年減少傾向にありまして、少子・高齢化が進んでおるということになっております。

また、これらの要因に加えまして、転入者より転出者が、年によっては違いますが、年間約250人から600人ぐらいの範囲で多いという社会減の状況が続いているところでございます。この両面で本市の人口が減少しておるところでございます。

この人口減少の主な原因でございますが、これは、若者の雇用の場の創出や仕事づくりの点において不足してきたのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

今、人口減少の主たる原因を説明していただきました。なぜそれが起きるのでしょうか。それらの原因について、それを防ぐ予防策といえますか、どのような対策や施策が行われているのか、原因ごとにとられた対策を、職員さんなりに頑張っておられましたから、それをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

企画課長（椋島謙治君）

主な要因が若者の雇用の場ということでお答えしております。これにつきましては、これまで柳川市企業立地等促進条例に基づく奨励措置を始めまして、企業創業セミナーの開催やチャレンジショップの支援、また、ブランド推進事業、農漁業の6次産業化の促進、新規就農の支援、また、観光交流事業というふうな事業を展開しまして、地場産業の振興を図ってきたところでございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

それで、市長にちょっとお尋ねしたいと思います。

人口7万人を目指すと言っておられましたが、これについて、職員が心を一つにして強力に推進する必要があると私は思います。現在、市外から通勤をされている職員の市内への住所変更もその一つかと存じます。市外の若者に来ていただくことも大切であります。まず、身内から隗より始めてはいかがでしょうか、市長、お願いしたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

市長にということでございますけれども、私のほうからお答えをさせていただきます。

人口減少の歯どめ策として、市外から通勤している職員の市内への住所変更から始めたら

どうかという御質問でございますけれども、まず、市職員の市内居住者と市外居住者の状況について申し上げたいと思います。

平成27年3月1日現在で、職員が506人おりますけれども、そのうち市内の居住者が415人、市外が91人となっております。約18%が市外に居住しておるということでございます。

これらの職員は、いろんな事情で今の住所を選択していると思っておりますけれども、市の職員ということで市内居住を強制するということではできませんし、職員採用においても市内在住を条件とすることはできませんが、ただし、消防職員については、昼夜を問わず緊急出動を要することがあることから、採用後に柳川市またはその近郊に居住できる者ということを受験資格にしております。

この職員採用につきましては、いかに優秀な人材を公正に採用するかということになりますので、採用募集の時点では、市内外から優秀な人材を確保するため、広く公募をしているところでございます。採用試験の結果、毎年、市外の在住者も合格しておりますので、採用をいたしております。

ちなみに、過去5年間の採用者48人中、約3分の1に当たる14人が市外出身の市外在住者でございます。逆に、柳川に住んでいて、みやま市役所とか、大牟田市役所とか、そういった近隣の市役所で働いている職員も数多くおられると思います。

このような状況にありますけれども、一例を申し上げますと、昨年の新規採用者の中に、市外出身で市外在住だった職員が4人おりましたけれども、この4人のうち2人が採用と同時に本市に転入をしているところでございます。また、ことし4月の採用予定者は8人おります。この中にも市外出身で市外在住の職員になる者が4人おりますけれども、合格通知の際に市長からのメッセージとして、採用時に転居する場合には、必ず柳川市内に住んでほしいという市長メッセージを伝えたところ、その4人のうち3人が新たに柳川市に転入してくる予定となっているところでございます。

このように、転居の機会を通じて市内に居住するように促す職員への呼びかけは、今後も行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

おたくたちも一生懸命頑張っておられた、それは私は心から敬意を表したいと思えます。ただ、きのうやったですね、議員のほうからちょっとお尋ねがあった三潴町ですかね、保育園の問題、借家問題、ああいうことのお尋ねがあったと思いますが、まず、何が不足して、何がよかつかと、そういう考え方で、どこかでも給食が無料になったとテレビで放映しよったが、あそこはどこやったですかね、ちょっとお尋ねします。

そして、三潴は保育園かなんかが安くなったと言われたでしょう。（発言する者あり）大

木町と大川市ですか。それで、ああいう前に進め方をすれば、もっと柳川の人口がふえてくることはないだろうかなと、そう思いますが、どうでしょうか。

総務部長（大坪正明君）

いろんな定住の施策というのはあるかと思います。先ほど言われましたような保育料の問題とか、いろんな市からの助成をすることによって子育てがしやすかったり、住みやすかったりというようなことがあるかと思いますが、それぞれいろんな財政の問題とか、どういう施策でいくかという、柳川市としては、子育てについても総合的にいろんな施策をする中で、保育料については大川市とか、大木町ほどにはできませんけれども、一定の額を引き下げて、また、そのほかのいろんな総合的な施策はやっていくというようなことでしておりますので、その辺でそれぞれの自治体の違いというのはあるかと思いますが、柳川市としても、そういった子育てとか、生活の支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

21番（三小田一美君）

市長は、7万人を目指す、そういうふうには言っていますが、合併から10年、交付税の算定替えも始まり、収入が激減してまいります。加えて、人口の減少に歯どめがかからなければ、加えて減収となります。

新しい計算方法では、人口が1人減れば交付税は何円減額されることとなりますでしょうか。1人では計算ができなければ、1,000人減少した場合でもよろしくをお願いします。

ただ、面積と道路の長さや学校の数などは計算に入れなくていいです。わかりやすくお願いしたいと思います。

財政課長（島添守男君）

人口減少による普通交付税への影響ということでお尋ねですので、お答えいたしますが、普通交付税の算定に当たりますと、人口のほかに、今もおっしゃられましたように、面積とか、世帯数、道路の延長とか面積、児童・生徒数、高齢者人口など、さまざまな基礎数値をもとに算定がされます。また、人口を基礎数値とした項目についても、計算する過程におきまして、生活保護者数や児童手当の受給者数などをもとにした補正係数において計算し、最終的な額が決定いたします。

このように、普通交付税の算定にはさまざまな要素が絡み合って算出されるために、議員お尋ねの、人口が1人減れば普通交付税がどれくらい削減になるかということを一概にお答えするということはとても難しいのが実情ですけれども、平成26年度の普通交付税の算定をもとに、国勢調査人口を基礎数値とした算定項目について、単純に人口が1,000人減少したとして計算した場合、約1億円減少することになります。これを人口1人当たりで計算すると、約100千円ということになります。しかしながら、普通交付税の交付額につきましては、国の地方財政計画や税制改正などにより大きく影響を受けるものであります。

参考までに、合併当初の平成17年度と平成26年度で普通交付税交付額を比較いたしますと、それぞれの年度の人口に係る主な算定基礎となる国勢調査人口は、平成12年の7万7,612人から平成22年が7万1,375人と、6,237人減少しておりますが、普通交付税の交付額は約723,000千円増加しております。

このことから、人口の増減が直ちに普通交付税の増減に影響するとは必ずしも言えないと考えております。それよりもむしろ、税収の確保や地域の活力といった面に与える影響のほうが大きくて、この観点から対策を検討すべきと、このように考えておるところです。

以上です。

21番（三小田一美君）

今、課長のほうから御答弁がありました。市の財政健全化のために、人口の減少に歯どめがかかりませんと、今までの借金を少なくなった市民で払うということになります。そのことは、これから発生する昭和50年代に建設をされた多くの公共施設や橋梁の維持補修が困難になっていくことにもつながっていくわけで、そのような事態にならないように、議会としても一段の経費削減に努める必要があると思いますが、経費削減の最たるものは、やはり議員定数の削減でもあります。

そこで、このまま人口が減少し、7万人回復をしない場合には、議会に対しても議員定数の削減を申し入れられるかどうか、市長にお尋ねをしたいと思います。よろしく願います。

市長（金子健次君）

お答えすることは、私はできませんけれども、職員の定数削減ということについては可能だと思いますけれども、お答えしたいと思います。

議員の定数というのは、議会制民主主義の根幹にかかわる問題でございます。直接市政にかかわりまして、広範な多くの市民の声を反映すると、少ないほうがよいとばかりも言えません。一方で、経費の削減ということからいたしますと、人数だけではなく、報酬額にも及ぶ非常に難しい問題であるというふうに私は思っております。

本市の場合は、平成20年10月の選挙から24人となり、現在の定数22人については、平成25年9月議会で議論され、条例改正をされたところでございます。

人口が7万人に回復しない場合は削減を申し入れるかどうかとのことでございますけれども、定数削減を初め議会改革については、さまざまな情勢を見きわめながら、議員の皆様方で御議論されるべきものと私は考えているところでございます。

そういうことで申し上げられません。

21番（三小田一美君）

どうも済みません。なかなか答弁しにくかったろうと私も思います。

7万人を回復するように、市長は一生懸命頑張っておられますので、議員我々も一生懸命

頑張りたいと思います。

次に入りたいと思います。

次は、市内にある高齢者施設についてお尋ねします。

市内にある入居ができる施設は近年増加していますが、特別養護老人ホーム、また、グループホーム、デイサービスや有料老人ホーム、サービスつき高齢者向け住宅など、経営主体が社会福祉法人だけではなく株式会社の高齢者施設を含めて、その種類ごとに施設についてお尋ねをいたしたいと思います。

これは緒方議員と重複するところもありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、市内にある高齢者施設の種類と数についてお答えいたします。

市内における介護保険を利用した入所施設は、特別養護老人ホーム7カ所、老人保健施設3カ所、介護療養型医療施設1カ所、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが10カ所あります。このほかに、社会福祉法人や株式会社、医療法人等が運営をされている高齢者の住宅や、入所施設として軽費老人ホーム、いわゆるケアハウスでございますが、2カ所、住宅型有料老人ホームが7カ所、介護つき有料老人ホーム2カ所、サービスつき高齢者向け住宅が2カ所あります。

また、介護保険を利用した通所や訪問の事業所として、通所リハビリテーション4カ所、通所介護、いわゆるデイサービス19カ所、認知症デイサービス4カ所、小規模多機能型居宅介護6カ所、訪問介護事業所17カ所、訪問介護事業所5カ所があります。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは次に、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームとそれ以外の会社などが経営する施設とは、毎月の負担額がかなりの差があるようでございます。

そこで、介護度によって異なるようでありますので、1、2は今答弁があったように、緒方議員と重複しますので、要介護の3の方の個人負担分について、入居費と食費など全てを含む1カ月分の額を教えてくださいたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えいたします。

要介護3の方が特別養護老人ホームに入所した場合の費用額と、それ以外の法人などが経営する有料老人ホームに入居した場合の費用額についてお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの毎月の費用額でございますが、非課税世帯で年金額が800千円以上の方で、個室のユニット型に入所されている場合の自己負担額は約85千円となります。また、多床室、相部屋に入所されている場合の自己負担額は約54千円となります。

なお、課税者の方につきましては、ユニット型の場合は約127千円、多床室の場合は約76

千円となります。

次に、有料老人ホーム等につきましては、市内施設の入居費等の平均はおよそ95千円で、全額自己負担となります。これには、家賃や食費、管理費などが含まれております。また、この施設に入居されている方で介護が必要な方は、在宅の方の場合と同様に、訪問サービスやデイサービスなどを利用してもらうことになり、要介護3の方が介護保険サービスを限度額いっぱい利用された場合の負担額は26,750円で、先ほどの入居費と合わせますと、平均で約122千円となります。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

次に、介護保険が負担をしている社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム入居者の1人当たりの平均的な毎月の費用額と、会社などが経営する有料老人ホームの平均的な毎月の費用額をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

福祉課長（原 忠昭君）

特別養護老人ホームに入所している方の平均の介護度は、平成26年12月現在、要介護4となっておりますので、要介護4の方が入所された場合としてお答えをさせていただきます。

特別養護老人ホームの平均的な毎月の費用額でございますが、非課税世帯で年金額が800千円以上の方で、個室のユニット型に入所されている場合の自己負担額は約87千円となります。また、多床室、相部屋に入所されている場合の自己負担額は約56千円となります。

次に、有料老人ホームに入所されている方の平均介護度は要介護2となっておりますので、要介護2の方の平均的な費用額についてお答えをいたします。

入居費につきましては、先ほどの御質問でお答えをいたしましたように、市内施設の平均はおよそ95千円で、全額自己負担となります。また、この施設に要介護2の方が入居され、介護保険を限度額いっぱい利用された場合の負担額は19,480円で、入居費と合わせた費用額は、平均で約115千円となります。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それで、個人の負担額を比べますと、福祉法人と民間会社が経営する施設では、かなりの差が生じていますが、この差が生じる仕組みについて、わかりやすく教えていただきたいと思います。お願いします。

福祉課長（原 忠昭君）

社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム等では、所得の低い方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費、食費は負担限度額までの利用者負担となり、これを超え

た方は介護保険から給付されることとなります。

一方、民間会社等が経営する有料老人ホーム等につきましては、介護保険が適用されませんので、居住費や食費、管理費などを含む全てが自己負担となります。

このような理由から、この両者にはおのずと自己負担額に差が生じるということになります。

以上です。

21番（三小田一美君）

次にお尋ねしますが、市内の特別養護老人ホームに入居を希望をしてある老人の待機者の重複を省いた実数をお願いしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

昨年12月1日現在で調査した際の数値を申し上げますと、市内の特別養護老人ホームの待機者は、延べ538人となっております。

なお、入所希望者は各施設へ直接申し込みをされるようになっておりますので、相当数の方が複数の施設に重複して申し込みをされているようでございますが、待機者の実数については把握ができておりません。その理由は、施設における個人情報という兼ね合いがございますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上です。

21番（三小田一美君）

待機者の多くは、やはり特別養護老人ホームの入居を希望されていると思いますが、新規の入所者は年間何名程度でしょうか。申し込みをしているけれども、なかなか順番が回ってこたんといい声をよく聞きます。どうかよろしくをお願いしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えいたします。

新規の入居者数につきましては、今年度の2月末までの実数で94人となっております。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

次に、順番の決め方についてお尋ねします。

よく施設の偉い方や理事、役員の方を知っていたので早く入所ができたなどの声をよく聞きますが、施設への入所の順番は公平で、また公正に決定されていると思います。

そこで、入所順位の決定方法について、国、県が定めた方法や、また、審査の機関がどのようにしてあるのか、それをお尋ねしたい。

それとも、申し込み順位やほかの方法で、例えば、介護度や家庭の状況などをもとに決定されているのでしょうか、できるだけわかりやすくお尋ねします。

福祉課長（原 忠昭君）

特別養護老人ホームの入所人員の決め方についてお答えをいたします。

施設入所決定における透明性、公平性を確保し、必要、緊急性の高い方が円滑に入所できることを目的といたしまして、平成15年1月に、福岡県特別養護老人ホーム入所指針が決定されております。

各施設では、この指針に基づき入所検討委員会を設置して、県が定めた入所評価基準によりまして入所の必要性を評価し、毎年2回、4月1日及び10月1日現在で評価点数の高い順に入所優先順位名簿を作成いたしまして、順次入所者を決定しているとされております。

以上です。

21番（三小田一美君）

入所の順位は、施設ごとに公明正大に決定をされているということがよくわかりました。

それでは、現在、在宅の介護をされている世帯で、訪問ヘルパーなども活用されていない、家族のみで介護をされている世帯は何世帯ありますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

介護保険を利用せずに家族のみで介護をされている世帯数につきましては、申しわけございませんが、把握ができておりませんので、御了承をお願いしたいと思います。

以上です。

21番（三小田一美君）

次に入りたいと思いますが、国は在宅介護を進めています。その手段として、訪問ヘルパーなどの活用を呼びかけていますが、市内の在宅で介護してある介護者及び世帯数をお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えいたします。

在宅で介護をされている方の数でございますが、介護サービスを受けていない方もいらっしゃいますので、正確な数字は把握できておりませんが、福祉課で把握をしておりますところの、在宅で何らかの介護サービスを利用して生活をされている要介護度1以上の方の数を申し上げますと、およそ1,100人というふうになっております。そのうち訪問介護を利用されている方は、およそ350人となっております。

なお、世帯数につきましては把握できておりませんので、御了承をお願いいたします。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、家族の力で介護をされている家庭に対し、市単独で、または介護保険はどのような支援をしていますか。例えば、在宅介護手当の名目で、毎月の金銭の補助や、また、おむつ代として補助を出しているなど、できるだけ具体的に教えてください。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えをいたします。

本市では市単独の事業といたしまして、寝たきり高齢者を家庭で介護している方へ介護の労をねぎらうために、一定の支給要件がございますが、月額10千円の介護手当を支給しております。また、寝たきりや重度の認知症などでおむつを必要とする高齢者には、一定の支給要件がありますが、紙おむつを給付いたしております。そのほか、徘徊行動等が見られる認知症の在宅高齢者の方が行方不明になった場合の現在位置を把握することができる携帯端末機を貸し出す制度を設けております。さらに、福岡県介護保険広域連合では、介護度の高い人を1年間介護サービスを受けずに介護した場合、年間で100千円を支給する家族介護慰労金制度を設けております。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

ちょっと長くなりますから、時間がありませんから、早目に私は読みますので、よろしくお願ひしたいと思います。

現在、市内においては、高齢者を抱える家族やひとり暮らしの家庭で、介護保険により支援を求めて施設入所を希望しているけれども、施設の定員をはるかにオーバーし、先ほどお尋ねした入所順位の低い方は死ぬまで入所できないのが実態であります。となれば、各家庭が在宅介護に取り組める環境をつくるのが市として大事になるのではないかと考えます。例えば、在宅で介護すれば、それにかかわる労力が要るので仕事に行けなくなる。すると、当然、給料を減らされる。だから、自己負担が1割で済む施設に入居できれば助かるという話も耳にいたします。

特別養護老人ホームなどの慰問に行きますと、家に帰りたいが、帰ると家族に迷惑をかけるから、しょんなかばってん、おらんとでけんたんと言われる方が多くおられます。俗に言う社会的入所が占める割合は非常に高いものがあると考えます。そうであるなら、先ほど回答いただきましたように、特別養護老人ホームの多額の入居費を負担している介護保険が、在宅介護を余儀なくされている家庭に在宅介護費として支援を行えば、もっと多くの方々が在宅介護に取り組んでいただき、自宅で家族の皆さんと一緒に暮らせるお年寄りがふえていくのではないのでしょうか。

介護保険は老後に大切な制度であります。家の外からの支援を前提に考えられています。しかし、一緒に生活する人が、外の力にかわって行う労働に対する評価には思い至っていません。家族の労働は対価の対象になっていないので、外の力を入れるため、収入をふやす必要があると思います。そこで働きに出る、ますます介護できないという状況になっています。これを、家族の力を評価していただいて介護報酬の対象とするならば、現在の状況は大幅に

改善されるのではないかと考え、また、このことがひいては介護保険料の引き下げにもつながっていくと、私はそういうふうを考えています。

それで市長、よかなら、ちょっとコメントばお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

三小田議員の持論として、在宅介護の支援をすれば、もっと給付が安くなるんじゃないかというようなことで、その転換をとということの意見だというふうに思っております。

現行の介護保険制度の中では、介護報酬として対応することは非常に難しい面があるというふうに、私はどうしても思っておりますので、その介護保険制度の仕組みが変わらない以上は、なかなか難しいなというふうに思っております。

そこで、今、原福祉課長が答弁いたしましたような、繰り返しになりますけれども、市単独の事業といたしましては、一定の支給要件がございますけれども、寝たきり状態にある高齢者を在宅で介護している同居者に対しての介護の労をねぎらうために、月額10千円の介護手当を支給しております。この10千円が適正かどうかは別にいたしても、今のところは10千円ということでございます。平成25年におきましては、1,160千円を予算執行いたしているところでもございます。

また、福岡県介護保険広域連合では、先ほど申し上げましたように、介護度の高い人を、1年間介護サービスを受けずに家庭で介護した場合には、年間100千円を支給する家族介護慰労制度を設けております。さらに介護保険抑制のために、高齢者の方がなるべく介護状態にならないよう、さまざまな介護予防事業や健康づくり事業などに取り組んでいるところでもございます。

また、本年4月から介護予防の新たな仕組みを行うこととしております。これは、元気な高齢者の方が市の介護予防教室や介護保険施設などで、みずからの介護予防となるボランティア活動を行うことによってポイントをためられ、たまったポイントに応じて奨励金が受け取れます介護予防ポイント事業を開設することにいたしております。

このように、介護予防施策を充実させていくことは、議員が御提案されていますように、介護保険の抑制につながっていきますので、今後ともしっかり対応してまいりたいと思います。議員が言われるような要望にはならないと思いますけれども、そういうことでやっていきたいと思っております。

21番（三小田一美君）

この介護保険制度は、やっぱり家族介護に対する介護手当の導入につきましては、過去、国のほうも検討されていた経過がありますので、一応皆さんたちに報告をしておきたいと思っております。

それでは次に、ひとり親、また、父子家庭や母子家庭について質問をさせていただきます。現在、市内の居住してある父子家庭や母子家庭は、何世帯ありますでしょうか。そのうち、

中学校以下の子供がいる家庭の世帯数と人数を教えてくださいたいと思います。

子育て支援課長（大石涼子君）

議員お尋ねの父子家庭、母子家庭の世帯数でございますが、ひとり親家庭の世帯数等を全て把握できるデータはございませんので、ひとり親家庭等を支給対象とする児童扶養手当の受給者の状況によりましてお答えしたいと思います。

まず、父子家庭、母子家庭の世帯数でございますが、父子家庭が73世帯、母子家庭が746世帯でございます。

次に、中学校以下の子供がいる家庭の世帯数と子供の人数でございますが、父子家庭が56世帯で91名、母子家庭が600世帯で893名であり、合計では656世帯、984名でございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

ありがとうございました。

現在、子供が受ける教育のレベルは、その家庭の経済力に比例すると言われていています。そこで、経済力の高い家庭は高い教育を、また、経済力のない家庭は高い教育は受けられません。そのことが就職にも影響し、また次の世代に引き継がれていく、そのことが低賃金労働者のフリーターを生み出していると言われていています。子供たちは親の仕事を選んで生まれてくることはできません。子供たちは何の責任もなかわけですよ。

そこで、柳川市内に住む若者が安心して子供をつくれる環境整備の一環として、ひとり親世帯の子供に対する教育の支援についてお尋ねしたいと思います。

市において、現在実施をされている支援策についても教えてくださいたいと思います。よろしく願います。

子育て支援課長（大石涼子君）

ひとり親家庭の子供に対する教育支援策の御質問でございますが、母子家庭、父子家庭の子供の福祉増進を図るため、福岡県の事業ではございますが、小・中・高・大学等へ入学する際の費用として、就学支度金、資金の貸付金がございます。また、高校、大学等に就学させるために必要な資金として、毎月貸し付けを行う就学資金貸付金がございます。この2つの貸付金は無利子であり、卒業後6カ月間の据え置き期間後に償還していただくこととなります。

なお、申請手続は市を通してしていただく必要がございます。

また、これも福岡県の事業でございますが、ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業が実施されております。この事業は、精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の児童の学力向上を図り、安定的な就業につなげることを目的に、福岡県母子寡婦福祉連合会が委託を受け、県下14の会場で現在実施をされております。柳川市では毎週水曜日、午後6時から8時まで城内コミュニティ防災センターにおいて、柳川市母子寡婦連合会のお

世話で実施をされております。現在、13家庭の児童、20名が学んでいて、少しずつ参加者数はふえている状況でございます。利用料は無料で、教えるボランティアの方は大学生、また、元塾講師、元教師、会社員、また、市の職員などで10名が登録をされております。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

最後になるかと思いますが、旧大和町においては、返還の必要性がない奨学金制度があったわけですよ。多くの学生がその制度を利用して育っています。原資として、大相撲の開催益金や企業からの寄附をいただいて運用していましたが、現在、市も含めて市内に返さなくてもよい奨学金制度は幾つありますか、それをお尋ねしたいと思います。

子育て支援課長（大石涼子君）

母子家庭を対象とする奨学金といたしましては、福岡県母子寡婦福祉連合会による村田奨学金制度がございます。これは、19歳以下の子供の4年制の大学または専門学校への入学を応援するものであり、福岡県母子寡婦福祉会で選考の上、支給決定がされます。昨年は、県下で24名に、柳川市では1名に100千円が授与されております。

また、母子家庭に限っていない給付型の奨学金といたしましては、ロータリークラブなどで実施されていると聞いております。

なお、市による奨学金制度といたしましては、給付型、貸付型ともに現在はございません。

以上です。

21番（三小田一美君）

なかなか難しいと思いますが、国の制度であるから変えられないという考えではなく、国の制度をつくっている多くの官僚は地方の出身なんですよ。家庭でお年寄りの面倒を見るなどといった経験も持っていませんし、ふるさとにいる親は、高齢化したら当然施設に入居させるという考えの方がほとんどだと思います。また、昔みたいに苦学して大学を卒業して、志を持って官僚や役人を目指すという人は皆無で、安定した職業選択でなった方がほとんどと言ってよいかと思います。

それで、市長にお願いしたいと思いますが、これも白谷議員の答弁の中で出たかと思いますが、九州市長会や全国市長会など、県下の市長に呼びかけて、家庭における家族の介護の重要性をアピールされて、介護制度の中に家族介護手当の創設を働きかけていかれることや、経済的な事情で進学を諦めている子供たちをなくすため、貸付型ではなく給付型の奨学金制度の創設を要望申し上げたいと思います。

市長のすばらしい行動力を期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 58 分 休憩

午後 3 時 7 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 6 順位、20 番梅崎和弘議員の発言を許します。

20 番（梅崎和弘君）（登壇）

20 番、日本共産党の梅崎です。発言通告に従って行います。

まず、第 1 点目は、佐賀空港オスプレイ配備に関する市の基本方針についてであります。

去る 2 月 13 日、左藤防衛副大臣が佐賀県知事、佐賀市長、そして柳川市長とも面談をされ自衛隊機のオスプレイの配備について申し入れをされたことが報道をされております。

翌日の新聞各紙では、佐賀では県知事も市長も、計画の全体像や将来像が明らかにされていない現在、オスプレイの受け入れについては白紙である、このような慎重な態度を示しておられます。それに対しまして、柳川市長だけが、不測の事態への補償などを盛り込んだ協定書の締結などに対しまして、これは私の誤解かもしれませんが、いち早く受け入れを前提としたような発言ではなかったのではないかと、このように思っておりますけれども、市長としましては、この受け入れについて賛成の立場なのかどうかをお尋ねいたします。

これまで民間空港の場合も騒音などの被害を受ける市内の地域の方たちの関連で協定を結んであります。今回も被害が大きくなることを想定しまして住民説明会などを開いてありますけれども、これは当然のことではないかと思っております。

軍事利用を否定しました佐賀県と関係 8 漁業組合との間で、佐賀空港建設に関する公害防止協定書が締結をされております。この覚書には、自衛隊との共用はしないとあります。中谷元防衛相はこのような協定書があることを把握しないまま今回の計画を決めたことを認めております。

私はこの問題につきまして、市民の子供たちの命にかかわるオスプレイ配備計画で、国に対しては撤回を、また佐賀県知事に対しましては受け入れをしないよう金子柳川市長に対しまして申し入れを行わせていただきました。

私は、昨年 10 月に行われました柳川市議会議員選挙では、この問題について街頭宣伝を各地域で行ってまいりました。あるところでは、うちの息子 2 人が自衛隊におると、海外で戦争に行かないで済むように頑張ってください、お願いします。このようなことがありました。

今回行われました佐賀県知事選挙では、安倍政権の全面支持を受けました候補者が敗北をしております。新しい知事が全くの白紙と計画を再検証する方針を示しております。

予算案に盛り込んだオスプレイの導入経費を初め、地元の理解を無視したこのような問答

無用の配備計画は白紙撤回すべきだと思っております。

そこで、市長といたしまして、この民間空港が軍用飛行場になることなどにつきましてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、この防衛省の発表では、オスプレイ17機だけではなくて、目達原駐屯地のヘリコプター50機を配備し、陸上自衛隊800人余りを常駐させると言っております。このような巨大な軍事基地がすぐ隣の佐賀県にできることにつきまして、農漁業を基幹産業とし、静かな水郷柳河の観光に力を入れている柳川市としましては当然、この反対の方針を基本とすべきだと思っておりますけれども、市長の見解をお尋ねいたします。

2点目が、介護報酬の大幅削減による影響についてであります。

安倍政権は、この介護報酬の引き下げ、入院患者の食事代の引き上げなど社会保障の切り捨てを行っております。これまで人手不足の中、介護事業を続けてこられましたけれども、今回の改定で経営をしていくのが非常に厳しくなる。事業縮小や廃止も検討せざるを得ない、このような事業者の多くの方が頭を抱えておられます。

介護報酬とは事業者を支払われる報酬で、3年に一度見直しがされます。この介護報酬の引き下げは介護を支える受け皿の確保、質の確保が困難になります。そのことは在宅介護の受け皿のないままお年寄りを施設から追い出し、新たな介護難民を生み出すことを意味するのではないかと思っております。このしわ寄せは現場で働く人、介護サービスの利用者、そして家族に重くのしかかってきます。介護保険は市町村ごとに保険給付と保険料額を決める仕組みになっておりますけれども、市町村の介護サービス利用がふえれば介護保険料が比例して上がるという給付と負担が連動をしていきます。

財源の内訳は公費が50%、在宅サービスの場合は国が25%、県市がそれぞれ12.5%、残り50%は保険料で賄う仕組みであります。

高齢者の負担能力とは関係なく上がり続けるこの介護保険料であります。今の政府の勤める介護の未来は必要な介護を受けられない介護難民を生み出す、介護保険料が限りなく高くなる、こういうふうな悪循環に陥っているのではないかと、このように考えております。

そこで、広域連合の保険料が平成17年度よりA、B、Cの3グループになり、柳川市はCグループからBグループになり、6年目になります。

1点目としまして、CからBグループ、またはBからAグループになるとき、どういう基準で決められるのか、保険料はどれだけの差があるのかをお尋ねいたします。

2点目が、BからCグループになるためのいろんな施策が今までされておりますけれども、このようなことがどのような成果となってあらわれているのか、お尋ねいたします。

次が、携帯電話、インターネット時代における子供の教育についてであります。

私は、この件につきましては平成20年6月議会において質問を行いました。あれから6年近くたっております。今回、お隣の南関町教育委員会は「児童生徒のための、なんか携帯

電話、スマートフォン5つのルール」をつくっておられます。子供たちを、インターネットを悪用した犯罪やトラブルから守ろうと個人情報の書き込み禁止や時間を決めての利用を勧めておられます。

携帯の所持率が高くなるほどいじめがしやすく発生件数が急増していると言われております。今回、川崎市におきましても、中学生の子供が同じグループの方から殺されるという非常に悲しい事件が起きております。この被害者の方は携帯電話を通じまして、LINEを通じて友達と連絡をとり合っていたと、このような報道がされております。

そこで、1点目としましては小学生、中学生の携帯電話、スマートフォンの保有台数はどうなっているのか、お尋ねいたします。

2点目が、この携帯電話、スマートフォン、インターネットなどの学校における教育はどうなっているのか、お尋ねいたします。

4点目が、市内の小中学校の用地の所有者はどうなっているか、こういう問題です。

1点目としましては、柳川市の小学校の用地は全部が市有地ではなくて個人名義の土地がたくさんあると聞いておりますけれども、現在も借地があれば購入すべきではないかと、このように思っております。

また、この借地料は全体で合計幾らになるか、お尋ねします。

3点目が、今回、自由に使える交付金があると聞いておりますけれども、このような個人名義の学校の用地を購入する計画はあるのかどうか、お尋ねします。

5点目でございますけれども、認知症の方が障害者手帳を取得することについてであります。

障害者手帳には身体、精神、知的の3つの種類があります。脳梗塞やリウマチ、心筋梗塞などが原因で、手足などが不自由となった場合は身体障害者手帳、または認知症などの場合は精神障害者保健福祉手帳が対象となります。そこで、この精神障害者保健福祉手帳の受け付け数はどうなっているのか、お尋ねします。

2点目が、受け付け者の中にこの認知症の方がおられるかどうか、お尋ねいたします。

以上をもちまして、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

市長（金子健次君）

それでは、梅崎議員の佐賀空港オスプレイ配備に関する質問等についてお答えをさせていただきます。

2月13日、左藤副大臣は、最初に訪問されたのが佐賀県の新しい知事のところ、そしてまた、秀島佐賀市長も訪ねられて、翌日の2月14日の新聞には慎重な対応という形をされてあるということは、私も記事を見させていただきました。その別な面には、金子柳川市長は、不測の事態への補償などを盛り込んだ協定書などということで、いろんな話についての左藤副大臣のコメントが載っておりまして、あたかも私が賛成の立場、受け入れの条件について

話をしたような形になっております。その件について誤解があるようでございますので、はっきりお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年12月21日に開催されました佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する柳川市の両開校区の住民説明会におきまして、出席された市民の皆さんから、仮に佐賀空港へオスプレイ等が配備された場合には事故等で一番被害をこうむるのは自分たちであると、国と市の間で事故の補償などを盛り込んだ協定を締結してほしいとの将来的な不安からの要望が出されました。このことも新聞には載っておったと思います。また、ことしの2月2日に開催されましたJA柳川での説明会におきましても同様な要望が組合員から出されたところでもございます。

それに関しまして2月13日、会談の時間は20分間に限られておりましたけれども、今回の協定書の締結に関するお尋ねというのは、左藤副大臣に市民の要望をもとに行ったものでございまして、決して佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関して賛成とか、あるいは容認をするという立場でお尋ねしたものではないことを明言させていただきたいと思っております。私も慎重に対応してまいりたいというふうに考えて、今後とも、市民の安全・安心を基本としながら総合的に判断していきたいという考え方を持っております。

次に、2点目の、佐賀空港が民間空港から軍用飛行場へ変わることについての市長の見解はということでございます。

今回のオスプレイ等の配備につきましては、民間空港から軍用飛行場へ変わることについての私の見解のお尋ねであります。米軍海兵隊オスプレイの訓練移転問題を含めまして、今後、空港がどのような運用形態になるのか不明でありますので、私の見解は差し控えさせていただきます。

なお、現在、佐賀県と本市との間で、有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を締結しております。その中の第4条に、空港用途を変更するときは、佐賀県と本市で協議を行うことが明記をされております。

このことに関しましても、昨年11月5日の前古川佐賀県知事ともお話をしたときにもこのことを確認させていただきました。それで、今回のケースは、この第4条に該当するので、協議は全てが決まってからではなく事前に行う必要があるとする理解を古川前知事がされました。要するに、柳川市と十分話をしてから受け入れいたしますよと、是非を問いますと、そのことは私は、現山口佐賀県知事も引き継ぎをしてもらいたいというふうに私は思っておりますので、そのことを約束また協定を結んでおりますので、約束してもらいたいというふうに思っております。

もちろん、私はまだ慎重に対応してありますので、山口知事とも会いませんけれども、いつかの時点で佐賀県の山口知事ともお会いいたしまして、再度、この協定の中身について、佐賀県と柳川市との間に結んでいる協定について、こういうことですよということを説明、

また確認をしておきたいというふうに考えているところでもございます。

そのために、佐賀県が配備計画の受け入れの有無等を判断される前に当然、佐賀県の方から本市に対しまして協議の申し入れがあるというふうには考えております。その申し入れの内容をお聞きした上で、その後の対応を検討していきたいと考えております。

次に、3点目の巨大基地がすぐ隣の佐賀県にできることに對し、反対の方針を基本とすべきではないかという質問に対してですね。

これまでも申し上げてきましたが、今回の佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関し、国の安全保障については地方自治体の長として十分理解をしております。しかしながら、その一方で、市民の皆様が安全で安心できる環境をいかに守るかも私の役目、地方自治体の長としての責任であるというふうに思っております。このため、今後とも防衛省や佐賀県などとの協議の動向を注視するとともに、市民の皆様からの御意見を十分に拝聴しながら、また、議会へも相談をしながら進めていくことにしております。現時点におきまして配備の賛否につきまして私の考えを申し上げることは早計であるというふうに考えているところでございます。

以上、3点にお答えさせていただきます。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、2番目の御質問の介護報酬大幅削減による影響についての1点目、介護保険料のグループ分けがどういう基準で決められているか、また、保険料はどれだけの差があるかという御質問にお答えいたします。

福岡県介護保険広域連合における介護保険料のグループ分けに際しましては、まず構成市町村ごとに高齢者1人当たりの介護給付費が算出されます。そして、この給付費が高い方から順に33市町村を並べ、それを1対2対1の割合で各グループに分けることとなります。すなわち、給付費の高い方から順に8市町村がAグループ、次の17市町村がBグループ、その次の8市町村がCグループというようになります。このように高齢者1人当たりの介護給付費の違いによって、どのグループに属することになるかが決められております。

また、介護保険料の差についての御質問でございますが、平成24年度から26年度までの第5期期間における保険料基準額は、Aグループは月額6,589円、Bグループは月額4,872円、Cグループは月額4,389円となっております。したがって、AグループとBグループの差は月額1,717円、年額にして20,604円、またBグループとCグループの差は月額483円、年額にして5,795円となっております。

それから、2点目の御質問として介護給付費を抑制することを目的に介護予防事業や訪問指導等に取り組んでおりますが、その成果についてお答えをいたします。

介護予防教室等に参加された方のほとんどが運動器や口腔機能等の改善や向上が数値としてあらわれております。また、看護師による訪問指導では高齢者の閉じこもりや認知症の予

防・支援の相談を行うなど、これらは事業の成果として捉えております。

今後とも、より効果的・効率的な介護予防事業を実施していく必要がありますので、引き続き種々検討を加えながら取り組んでまいりたいというように考えております。

以上です。

学校教育課長（松藤敏彦君）

学校教育課のほうから、小学生、中学生の携帯電話、スマートフォンの保有台数についての御質問にお答えをいたします。

昨年6月に実施をしました市内小中学校生活アンケートの結果によりますと、小学生で携帯電話を持っている者の数が838人（24.5%）、スマートフォンを持っている者が149人（4.4%）となっております。中学生では携帯電話を持っている者が212人（12.5%）、スマートフォンを持っている者が417人（24.6%）となっております。

次に、携帯電話、スマートフォン、インターネットなどの学校における教育はどうなっていますかとの質問でございます。現在、情報教育の中で特に重要になっているのが学年の発達段階に応じた知識面と心の面からの情報モラルの育成でございます。小学校では道徳や学級活動、総合的な学習の時間などで、中学校につきましては技術科や道徳、学級活動などの時間に情報モラル教育を行っております。

そのほか、小中学校では平成24年度から毎年、福岡県の保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業であります、ネットによる誹謗中傷・いじめ防止講演会をほとんどの学校が実施をいたしております。

続きまして、市内の小中学校の借地につきましてお答えをさせていただきます。

学校用地の個人名義の土地につきましては、借地契約を結び毎年借地料をお払いしております。一部公表すべきというお話がありましたが、個人情報等もありますので、公表できる部分、できない部分があるというふうに考えております。借地料額につきましては、平成26年度は7,978,656円の支払い見込みでございます。購入計画についてでございますが、学校用地内の借地につきましては、合併後、借地を有する学校の校舍改築の折に地権者との協議が整った場合に購入を行ってきております。

以上です。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、5番目の御質問の、認知症の方が障害者手帳を取得することについての1点目、精神障害者保健福祉手帳交付者数と、2点目のその中の認知症の方がおられるかということについてお答えをいたします。

平成26年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、前年度に比べ21人ふえて375人となっております。また、認知症等によりこの手帳を受けられている方もありますが、障害年金証書によって手帳申請をされる方もあり、症状区分が不明なため、福祉課のほうで

はその人数を把握できておりませんので、御了承いただきたいと思ひます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

それでは、各項目ごとに質問をさせていただきます。

このオスプレイの受け入れにつきましては、現在のところは賛成の立場ではないという御答弁がっております。ぜひそのような態度で頑張ってくださいと思っております。

私が心配しているのは、佐賀に大きな軍用飛行場ができれば長崎、佐世保など九州各地の自衛隊基地との連携も盛んになり、さらに防衛省の基本方針である日米協力の強化という計画に沿って沖縄の米軍海兵隊もやってきて、日米合同訓練が行われるんじゃないかなということが一番心配でございます。

先日も自衛隊のヘリコプターが訓練中に山林に墜落するという事故がっております。このように万一、有明海にオスプレイが落ちたら柳川のノリはどうなるのかと、大方全滅するんじゃないかなという、極端に言えばですね、そのような心配もあるわけでありまして。どんな協定があってもアメリカ軍はお構いなしに行動をしていることは、沖縄の現実を見ればよくわかつて思ひます。またこれは国が決めたことだから仕方がないとか、予算がついたから仕方がないじゃないかという意見もありますけれども、私は国の方針そのものが間違っているんじゃないかなと、このように思っております。

周辺諸国との紛争につきましては、相手の国とまともに話し合う外交努力もせずにはならずには危機意識をあおって軍備増強だけを進めている今の安倍政権の政策では問題の解決にはならないばかりか、国民の命を危険にさらすことになると思ひます。

私は今、2歳の双子の男と4歳の男の孫3人と一緒に暮らしております。子供たちや孫たち、また柳川市内の子供さんたちも一緒ですけれども、戦場に送られないように、そして戦場において殺し殺されないよう今後も頑張っていきたいと思っております。

柳川市としましても、今回の問題に対して市民の平和で安全な生活を将来にわたり守っていくという立場で、今後とも慎重に対処していただくように強く要望をいたします。

それから今、この問題につきましては市民の方たちは大いに関心があるわけでございます。そこで、今のところは両開地区、そして今度は昭代地区は今週の日曜日に防衛大臣呼んでの説明会を開くようになっております。そこで、柳川市民全体を対象としましたこの説明会の開催の予定はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上、よろしく市長の見解をお願いします。

市長（金子健次君）

先ほど佐賀空港のオスプレイの配備につきましては、慎重を期して考えていきたいということをお申し上げました。3月8日、日曜日の昭代の就業改善センターについては防衛大臣は来ません。九州防衛局が来ますので、防衛大臣じゃありませんので、そういうことで説明会

を考えております。

市民全員を対象とした説明会の開催等もいろいろ声が上がってきておりますので、そういうことで要望があれば、そういうことも含めて、これから検討していきたいというふうに思っております。

1つだけちょっと申し上げておきたかったのは、佐賀空港への、これはオスプレイを配備する、しないにかかわらず、私はILS、自動着陸装置は、福岡県側だけでなく西側にもつけてもらいたいと、これはオスプレイ配備にかかわらず両方ともつけてもらいたいということ、今後、機会があれば佐賀県知事にもお話をしてみたいと。防衛副大臣にもそのことはお話を、国土交通省にもお話をしてみましようという話はつなぎをさせていただいたところでございますので、あくまでも市民の安全・安心の確保のためにはやっぱり慎重に対応してまいりたいという考えが基本的な考え方でございますので、この前の条件のことで話よったということじゃございませんので、そういうことでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

じゃ、続きまして2番目の項であります、この介護保険の要支援者1、2に対する各自治体の対応ですね。先ほどの三小田議員の質問に対してもお答えがあったと思いますけれども、この平成29年の4月までに介護訪問、通所介護など総合事業を作成するので、要支援1、2の方は今までどおり受け付けるということをお聞きしておりますけれども、この受け入れ対策、受け入れる対応は十分であるのかどうか、お尋ねいたします。

福祉課長（原 忠昭君）

今般の介護保険の制度改正により、平成29年4月までに要支援1、2の高齢者の方が利用する訪問介護や通所介護は、これまで全国一律である介護予防給付から市町村が行う介護予防日常生活支援総合事業に移行することになりました。この総合事業は、全ての高齢者に対して介護予防の普及啓発を行う一般介護予防事業と、それから要支援者に対して必要な支援を行う介護予防生活支援サービス事業から構成をされております。総合事業を実施するに当たり、多様な通いの場をつくり、支える担い手の育成や組織化、住民主体の通いの場づくりに向けた体制を含む基盤整備等が課題となっております。このため本市では、これらの整備等に検討を要することから、現時点では平成29年4月から総合事業を開始したいと考えております。

なお、総合事業を開始するまでの移行期間中におきましては、現行の介護予防サービスを利用していただくことになります。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

介護保険料がA、B、Cの3段階ありまして、今、柳川がBグループですね。BグループとCグループの医療費の差額といいますか、483円ですけれども、BからCになるための施策について、どのようなものがあるかということとずっと前にも聞いたんですけれども、また今回改めまして、Cグループにあと483円、この医療費を節約するためにどのような施策があるのか、具体的な取り組みがありましたら教えていただきたいと思います。

それから、もう一緒に言いますけれども、先ほど来、この総合事業を開始するまでは現行の介護サービス、介護予防サービスを利用させていただくとありますけれども、具体的にどのような予防サービスがあるのか、お尋ねいたします。

また、高齢者自身が支え手に回るとかいうことがあっておりましたけれども、この高齢者自身が支え手に回るとはどういうことなのか、よければお答えください。

福祉課長（原 忠昭君）

介護保険料を、現在Bグループでございますけれども、Cグループにするための施策ということでございます。これにつきましては繰り返しになりますけれども、今現在、実施しております介護予防教室等をさらに進めていきたいというふうに思います。

それから、今現在、福祉課のほうに看護師を1名配置しております、高齢者の方のお宅を訪問いたしまして、指導、それから相談等に乗っておりますので、そういう事業を今後も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、次の御質問といたしまして、新しく総合事業の中で要支援者の方を今度、総合事業が始まった場合にどうしていくかということとでございますけれども、今現在もデイサービス等に通所看護ということで、通所でデイサービスを受けられてある方もございますけれども、要支援1、2の中には状況的に状態が軽い方もいらっしゃいますので、そういう方につきましては緩和された基準のサービスを受けていただくということになります。同じ施設の中で通常、これまでのサービスを受けていただく方と緩和された安い単価のほうを受けていただくというふうなことになってまいります。それが今後、新しい事業になります。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

この総合事業を作成するための指針として国からガイドラインがもう示されていると、こういうことをお聞きしておりますけれども、国が示したガイドラインというのはどのようなものか、教えていただきたいと思います。

福祉課長（原 忠昭君）

介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業のガイドラインの概要についてお答えをいたします。

この事業のガイドラインは第1から第7までの章立てで構成をされており、第1は事業の趣旨や背景、基本的な考え方がまとめられております。これまで言われていた住民主体の多

様なサービスに加え、高齢者自身が支え手に回ることによって支え手の多様性の確保や高齢者自身の生きがいづくりにつながるとされております。また、専門職や住民、自治体などに対し、これまで以上に積極的な連携を求め、その結果として費用の効率化が図られることを目指すとされております。

このほか、第2ではサービスの類型、第3では生活支援、介護予防サービスの充実、第4ではサービスの利用の流れ、第5では関係者間の意識共有と介護予防ケアマネジメント、第6では総合事業の制度的な枠組み、第7では円滑な事業への移行実施などが掲げられております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

私は今回のガイドラインは、1点目が、安上がりサービスの利用普及、そして2点目が、要介護認定を受けさせない水際作戦、3点目が、行政が要支援者を説得して介護サービスを打ち切る強制退去ではないか、いわゆるサービス切り捨てによる給付削減こそが今回の改定の本質であると思っております。

そこで今回、介護報酬が大幅に引き下げられておりますけれども、この介護保険の引き下げによってどのような影響が出てくると思われませんか、お尋ねいたします。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えをいたします。

議員御承知のように、今回の介護報酬改定により介護保険を使って受けられるサービスの価格、いわゆる介護報酬が本年4月から変更されることになりました。今回は平均2.27%の引き下げというように、9年ぶりのマイナス改定となりました。施設から在宅へという国の方針に従って、在宅介護を支える通所介護や訪問介護などの在宅サービスでは、サービスを充実させると事業者の報酬がふえるよう加算が拡充されております。

介護報酬の引き下げの影響についての御質問でございますが、今回は全体的に基本報酬が引き下げられておりますので、原則1割となる利用者負担もおおむね減るということとなります。特に、特別養護老人ホームが6%程度の引き下げなど、施設入所者の負担は軒並み減ると試算をされております。また、介護報酬が減ることにより事業者収入が減ることも予想され、結果として介護サービスの質の低下につながらないように努力をしていただきたいというふうに願っているところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

介護職員の給与を引き上げるための加算、いわゆる報酬の上乗せ措置を拡充するというようなことも聞いておりますけれども、私はこのようなことでは有効な改善にはならないんじゃないかと思っております。介護事業所、介護報酬全体が引き下げられ、事業所の収益が

悪化すれば事業を維持していくために正規職員を非正規職員に切りかえたり、職員を減らすことも検討せざるを得ない事態が生じてくると思っております。仮に、加算を使って職員の給与は上がったとしても業務の過密化、労働環境全体の悪化によりまして離職者をふやし、結局はサービスの質の低下を招くことになるんじゃないかと思っております。政府自身、現状が深刻な人手不足であると認識していますけれども、さらに2050年に向けて100万人の介護職員の増員が必要との見通しを示しております。それにもかかわらず、この介護報酬の引き下げに踏み切ったことは全く理解ができないわけであります。

私が言っているのは普通の介護保険のことですけれども、柳川市の場合は広域の連合ですけれども、私が言ったことがそのまま当てはまるかどうかはわかりませんが、いわゆる今回の改正は全体としてサービスは薄く、負担は厚くという方向ではないかと、このように思っておりますけれども、ひとつ市長の御見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

介護保険制度の創設から15年目を迎えております。介護サービスの提供は着実に拡充されてきていると思います。しかしながら、今後さらなる増加が見込まれる高齢者の暮らしを支えるためには介護サービスの充実とともに団塊の世代の方が全て75歳以上となる、先ほど言われました2025年、平成37年に向けて医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築していくことは喫緊の課題になっております。

今回の介護保険制度改正における具体的な対応としては在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実など市町村が行う地域支援事業に位置づけているとともに、要支援者の多様なニーズに対応するため、従来の予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市町村が行う地域支援事業に移行することにされました。

このような状況等がある中、今回の制度改正における大事なことは利用者にとって必要な介護サービスが提供できるかどうかということにあると考えております。そのため、新しい総合事業に取り組むとともに、これまでどおり、介護予防事業や給付費適正化事業をより一層推進してまいります。どうか議員の皆様と一緒に知恵を絞りながら進めていきたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

じゃ、3番目の携帯電話、インターネット時代における子供の教育について、2回目の質問をいたします。

1点目、6年前は柳川市内の中学校にはそれぞれの学校ごとに裏サイトと呼ばれる非公式

の掲示版が存在しているということをお聞きしておりますけれども、現在、その実態はどうなっているのか、お尋ねいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

学校裏サイトの関係でございますが、柳川市内市立の学校では2つの中学校の裏サイトが現在も存在していることを確認しておりますけれども、現在、書き込みがあっているというような状況にはないようでございます。

20番（梅崎和弘君）

この問題は子供たちだけではなくて教職員や保護者に対する研修、講習会が必要ではないかと思っておりますけれども、こちら辺の対策についてお尋ねいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

教職員につきましては、福岡県教育センター主催の研修や先ほど紹介をいたしました保護者と学ぶ児童生徒の規範育成事業のネットによる誹謗中傷・いじめ等防止講演会などで研修や学習を行っておりますほか、PTA主催によります講演会や研修会も学校ごとに実施されている状況でございます。

20番（梅崎和弘君）

じゃ、携帯、スマホなどによる被害とか、トラブルなどの問題が発生をしているのかどうか、お尋ねいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

現在、柳川市でも無料アプリを使ったやりとりによりまして人間関係のトラブルやいじめに発展した事案、個人が特定できるような誹謗中傷の書き込みなど、学校から数件の報告を受けております。

20番（梅崎和弘君）

じゃ、そういうことに対しまして、子供や親に対する指導はどうなっておりますか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

柳川市教育委員会といたしましての基本方針でございますが、児童・生徒は携帯電話、スマートフォンを所持しないという基本方針を出しております。また、携帯電話、スマートフォン等は学校へ持っていかないという取り組みを行っており、今年度も4月に保護者に文書で啓発をしております。所持しないという方針を出してはいるものの所持率が少しずつ上昇し、問題やトラブルも発生してきておりますので、啓發文書の中にはやむを得ず所持させる場合の留意事項といたしまして、利用目的や時間、場所などを決める、ルールを守れなかったときの利用制限を決める、情報端末にフィルタリングをかける、利用するアプリを限定するなどを親子で話し合っ実施をするということを啓発しております。

20番（梅崎和弘君）

子供たちが携帯とかスマホによって被害が出ないように、ぜひ今後も講習会とか教育をお

願いたいと思います。

次に行きますけれども、いわゆる市内の小・中学校の用地の所有者ですけれども、私は本来のあるべき姿としては、やはり市有地にするのが一番いいんじゃないかなというふうに思っておりますし、今後、財政健全化計画の中で購入計画を明らかにすべきではないかと思っておりますけれども、ここら辺いかがでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員のお話、購入計画をとということでございますが、学校敷地内の個人名義の土地を市有化する場合、一時的に市の財政負担は大きくなりますけれども、これを計画的に購入することによって負担が平準化され、以降の借地料の負担も軽減することにはなります。市が購入する場合と借地の場合の財政負担の比較、また、所有者の方々の意向等もあわせて、今後検討すべきというふうに考えております。

20番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

それでは、最後の認知症の方の障害者手帳を取得することについてですけれども、先ほど言われました精神障害者の中に認知症の方が何人かということは非常に区別がつかないということですが、そのことは理解ができるわけでありまして、私が今回、一般質問に取り上げたのは、いわゆるアルツハイマー型認知症の方が精神障害者福祉手帳1級を取得したことによりまして、医療費の自己負担割合が3割から1割に引き下がると。また、自動車税の減免などが受けられるようになるということ聞いております。そこで、窓口におきまして、職員の方にこの申請の手続のやり方、また、診断書を書いてくれるお医者さんや医療機関を教えてくださいることができるかどうか、お尋ねいたします。

福祉課長（原 忠昭君）

御質問にお答えいたします。

精神保健福祉手帳の交付を受けるためには医師の診断書が必要となりますので、医療機関等を御紹介することは可能でございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

やはり認知症の方が手帳をとるということは認知症の方に対しても、またその家族に対しても大きなメリットがあるんじゃないかと思っております。このことに対しまして、市民の皆さんにお知らせをすると、このことに対してどのように思われますか、お尋ねいたします。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えをいたします。

議員言われますように、アルツハイマー型認知症や血管性認知症などから生じた記憶障害等の状態により、日常生活に制約があると判定された場合には精神障害者保健福祉手帳が交

付をされ、福祉サービスなどの支援が受けられるようになります。

現在、市ホームページや福祉課の障害者福祉のしおりなどに掲載をして周知を図っているところでございますが、今後は高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターや昨年8月から配置をしております認知症地域支援推進員からも必要に応じて案内を行い、さらに本制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時1分 延会

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成27年3月9日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

### 2.欠席議員

なし

### 3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	崎	祐	二
建	設	野	田		彰
産	業	安	藤	和	彦
教	育	石	橋	正	次
消	防	橋	本	祐	二 郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	樽	見	孝	則
福	祉	原		忠	昭
学	校	松	藤	敏	彦
生	涯	松	尾		強
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	松	永	泰	治
子	育	大	石	涼	子

### 4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

### 5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	7番 熊井三千代	1. 道路の維持管理及び安全確保について (路面下空洞調査実施について) 2. がん対策推進「がん教育」について 3. 多子世帯の支援強化について	市長 " "

日程(2) 議会基本条例制定に関する特別委員会の設置について

午前10時 開議

議長(浦博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(浦博宣君)

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番(熊井三千代君)(登壇)

皆さんおはようございます。7番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず初めに、道路の維持管理及び安全確保、特に路面下空洞調査についてお尋ねいたします。

道路は人が生活する上で不可欠なものであり、社会経済活動を支える最も基本的な社会資本です。また、これまで整備された市の財産が、その役割や機能を維持し続けられるように適切な維持管理に努めることが重要です。道路構造物の維持管理には膨大な費用が必要で財政上の課題が生じます。その上で、道路、橋梁など損傷を適切に予測し事故を未然に防ぐためには、適切な調査、診断を実施し、予防保全型管理を着実に推進していく必要を強く感じています。

今回は、防災減災の観点から道路面下の空洞調査に焦点を当ててお伺いいたします。

国交省によれば、下水道管などに起因した道路陥没だけでも毎年全国で4,000件程度発生しているようです。道路陥没の原因はほかにもいろいろありますが、一度事故が発生すると人命を損なう恐れがあります。さらに災害時に各防災拠点に物資を運ぶ緊急交通路の安全確保は防災の上からも最重要課題です。

そこで、お伺いいたします。まず、本市はこれまで陥没事故を未然に防止するためどのよ

うな対策をされたのか、また陥没事故の件数をお聞かせください。2つ目、市内の緊急交通路及び災害時に必要とされる道路の安全の確保と管理状況をお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わります。次からの質問は自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

陥没事故防止対策についてお答えいたします。

市道の管理につきましては、建設課維持係が担当しているところですが、市道延長は約1,000キロメートルあり、常時パトロールする時間も人員の余裕もありませんが、情報提供があった場合はすぐに対応するようにしているところでございます。また、工事現場に行く場合も注意して市道を見ていますし、雨天の日など現業職員が現場作業ができないときには道路をパトロールするようにしているところです。

また、陥没事故の件数についての質問にお答えいたします。

九州北部豪雨後に沖端川右岸の堤防上の道路が、樋管より土砂が漏れて陥没したことが2件ありましたが、通報後の対応が早かったために事故に至らなかったのが幸いでございます。

その後に、県において堤防の空洞化調査を全線にわたって行いましたけれども、ほかに空洞化した場所はございませんでした。

以上でございます。

次に、緊急交通路についての質問でございます。

緊急交通路につきましては、柳川市地域防災計画によりますと、県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的といたしまして、県内の国道、主要地方道を緊急輸送道路として指定をしています。

柳川市域につきましては、国道208号線、国道385号線、国道443号線、それと県が管理しております主要地方道久留米柳川線、主要地方道大和城島線及び一般県道高田柳川線が定められているところでございます。

災害時の場合に、倒壊等によりまして交通に支障がある場合には迅速に通行可能にするように地域防災計画に定められているところでございます。

この緊急輸送道路につきましては、国道及び県道でございますので、国、県によりまして適正に管理されているものと思います。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

はい、ありがとうございました。

これまで本市では陥没事故というのは発生していないけれども、北部豪雨後に沖端川で堤防の異常が見つかって、未然に修理を行って事故につながらなかったということで、あと道路の維持管理は人員もないので、工事現場に行くときとかにしっかり目視しているというこ

とでしたけれども、なかなかおっしゃるように人員も費用もかかりますので、これ以上、今以上にというのは単独自治体では難しいかと思うんですけれども、しっかりと維持管理には努めていただきたいと思います。

近年、地下埋設物の老朽化や路面下の高度利用、あと護岸構造物の劣化や損傷の影響で、路面下の空洞発生要因が年々増加しています。しかもこれに加えて、路面下に発生した空洞を短期間に拡大させる地震や豪雨が頻発しています。これらは道路陥没へとつながるだけでなく、交通機関を麻痺させ、人的被害をも発生させる可能性があります。

そこで、道路陥没を未然に防止するため、原因となる空洞を探し出す調査が福岡県でも開始されているようです。今回本市でも国の財政的後押しもあり、平成27年度当初予算に路面下空洞調査委託料が計上されておりました。市民の安全確保の面からも大変評価されるべきだと思っております。

そこで、調査について少しお伺いします。調査の場所、範囲、調査後の取り組み、また今後も調査は計画的に継続されていかれるのか、お聞かせください。

建設課長（中村敬二郎君）

空洞調査の場所、範囲についてお答えいたします。

来年度実施予定しています箇所につきましては、県と同様に平成24年の九州北部豪雨によりまして浸水しました地域の幹線市道を予定しているところでございます。延長にいたしまして、約45キロ程度を予定しております。

なお、調査後に空洞が発見されましたら、原因に応じて安全確保を第一に迅速に対応する予定でございます。

また、今後も調査を計画的に続けられるのかという質問でございますけれども、道路の空洞化につきましては、下水道、上水道、または樋管等の地下埋設物により土砂が流出することが空洞化の主な原因と考えられるところでございます。今回予定している道路の空洞化調査は道路予算によりまして実施いたしますけれども、今後は各管理者と連携しながら実施の方法を検討しなければならないと考えるところでございます。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ちょっと再度お尋ねなんですけれども、45キロは調査範囲とおっしゃったですかね。大体キロ当たり調査は幾らぐらいかかる予算ですか。

建設課長（中村敬二郎君）

キロ当たりの単価でございますけれども、県が行いました調査はいろいろ幅がございまして、数万円から100千円以上するともあります。市で考えている単価につきましては、一応1キロ当たり大体80千円程度ぐらいかかるのではなからうかと考えておるところでございます。

7番（熊井三千代君）

はい、ありがとうございました。

その調査方法についてお伺いいたします。

調査は民間に委託されると思いますけれども、道路点検の技術というのは民間によって著しく今、進歩しております。道路下に隠れた見えない空洞をいかに早く、正確に探すかが空洞調査の大きなポイントです。

先ほどおっしゃいましたように、福岡県は平成24年の九州北部豪雨で冠水した道路上の水が一気に引いた箇所に対し、地中が空洞化している恐れがある可能性が高いと評価して、平成25年に道路面下調査を民間会社の空洞探査車を用い実施しています。このときの県が実施した調査は、本市内を走る県管理の国道443号線や25路線、200キロメートルが調査対象だったと聞いております。

このとき使われた探査車は時速60キロメートルで走行しながら、地中1.5メートルまで解析するレーダーと四方のカメラが配備され、一度の走行で空洞の有無と補修範囲を明確にできる調査方法だったようです。この方法は、車両搭載電磁波による調査で、道路封鎖の規制も必要ない、民間の先進的技術を用いられたようです。

本市が行う調査もいろいろな情報をもとに、効果的で質のいい正確な調査ができる企業への委託であってほしいと思いますけれども、見解をお聞かせください。

建設課長（中村敬二郎君）

熊井議員がおっしゃられた調査を行う機材や方法につきましては、県が実施しました結果を踏まえまして、同等の機械や方法で実施する予定でしております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

はい、ありがとうございました。

せっかく多額の予算を使って調査をされるので、しっかりと情報を仕入れて、いい調査会社に委託をしていただきたいと思います。県同等のとおっしゃっていただきましたので、少し安心いたしました。

今回の計画いただいている調査は、国、県レベルではもう既に実施されているところも多いようですけれども、市町村での実施はまだまだ少なく、そんな中、市民の安全を守るだけでなく、危険箇所が見つかり早目に改修工事ができるきっかけになれば、将来のインフラの管理に必要なコストの抑制につながると思います。

限られた予算内でいかにインフラ、老朽化対策を実行するかの鍵は、予防、保全の視点を重視することだと思っております。ぜひ今回の調査結果は公表していただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

調査の結果は、公表できれば公表したいと考えております。

7番（熊井三千代君）

公表できればじゃなくて公表していただいて、情報の共有ができれば、消防とか警察とか関係機関でしっかり情報を共有しながら後の対策も立てられると思うので、なかなかしにくい面もあるかとは思いますが、しっかり情報公開をしていただきたいと思います。今後の道路の維持管理に対する取り組みに期待いたしまして、質問を次に移します。ありがとうございました。

次に、がん対策推進「がん教育」についての質問に入らせていただきます。

今、がんは日本人の2人に1人が罹患し死亡原因のトップで、日本人の死亡者数全体の3割を占めております。こうした中、子供に幼いころからがんの知識、予防法を伝えるがん教育を実施すべきだとの声があり、国際対がん連合の日本委員会は、ことし2月に小学生からのがん教育の必要性を訴えるシンポジウムを開催しています。しかし、教育現場ではなかなかがん教育は進んでいません。

がん教育が進まない理由としては、医師の確保が難しい、教育の時間が確保できないなどの課題があるようです。そんな現状下でもがん教育を実施し、がん教育を受けた子供の半数以上が、親に検診を受けるように勧めたという調査結果も出ております。

がん教育の目的は、児童・生徒が学習活動を通してがんについて正しく学び、がんを予防するための自分たちができることを考え、行動できる能力を培い、自身の健康の大切さや命の大切さ、また身近にいるがん患者や家族に対する思いやりの気持ちを育成することだと思っております。学校で先生が熱意を持って子供たちにごん予防の大切さを教えることで、初めて国民レベルでがん予防の大きな成果が得られるのではないかと考えております。ぜひ本市でも児童・生徒のがん教育推進に取り組んでいただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。まず本市の現在のがん対策及びがん検診の現状をお聞かせください。

健康づくり課長（樽見孝則君）

健康づくり課から本市のがん対策についてお答えいたします。

本市のがん対策の現状でございますが、健康増進法に基づき、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの5つの検診を集団検診及び各医療機関での施設検診で実施いたしております。

これまで受診率向上対策として、大腸がん、子宮がん、乳がんについて、一定の年齢層の受診料を無料にする無料クーポン事業を実施したり、集団検診の会場数と回数をふやして受診誘導を図るなどの取り組みを実施してまいりました。

さらに、今年度は新たに胃がん、肺がんについても無料クーポン事業を実施し、また集団検診時には小学生未満の子供を無料で預かる託児日を3回設けるなど新たな取り組みを実施

いたしました。

このような取り組みによりまして、今年度の受診率は、現時点で全てのがん検診において前年度を上回っているところでございます。

なお、27年度は集団検診において、新たに前立腺がん検診を実施する予定で、さらに検診の会場と日数もふやすことにしております。また、施設検診におきまして、これまで6月から8月までの3カ月間としていた実施期間を6月から9月までの4カ月とし、1カ月間延長することといたしております。

今後も受診率向上に向けてがん対策の充実を図り、がんの早期発見、早期治療により市民の健康増進に努めてまいります。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

はい、ありがとうございました。

ただいまの答弁によりまして、検診率は全がん検診で昨年より上回っているというふうにお答えくださいました。本当になんか検診の内容も、またいろんな環境づくりもしっかり取り組んでおられるようです。昨年よりかだんだん上昇はしているとお答えいただきましたけれども、まだまだ市民の検診受診に対する意識は高まっていないのではないかなというのが本音でございます。もう、このがんというのは国民病と言われてはいますが、予防に対しての意識改革をしないと全然減らないのではないかと痛切に感じております。今回、また新たにがん検診に前立腺がんの検診を実施されるということは高く評価させていただきます。

そこで、冒頭に述べましたように、本市の児童・生徒のがん教育の現状をお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

がん教育の現状についてお答えをさせていただきます。

児童・生徒へのがん教育につきましては、学習指導要領に基づき、生活習慣病予防や喫煙の害を学ぶ際に、心臓病などのほかの病気とあわせて学習をしている状況です。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

一応生活習慣病という観点から、がんについて触れてあるということですが、もうちょっとその実施方法とその効果があればお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

実施方法等ということですので、小学校につきましては、現在使用しています保健の教科書の「病気の予防」という項目で、中学校につきましては、保健体育科の教科書の「生活習慣病とその予防」や「喫煙と健康」の項目でがんについて触れてありますので、教科書を

使つての教育が行われている状況です。

以上です。

7番（熊井三千代君）

はい、ありがとうございます。

少しは触れてはありますけど、何となく漠然とした教育のようですけども、今、教科書に沿って行ってあるということですけど、現状のままの教育でいいと判断されているのか、また今後、がん教育の推進計画があったら教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

学校教育につきましては、学習指導要領に基づき実施をいたしております。そのために、学習指導要領の変更がない状況下では、現状の教育を踏襲していくことになるというふうに考えております。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

学習指導要領と言われてしまったら、なかなかあとは踏み込めないところではありますけれども、現状を考えていただいたときに、やっぱりもう少し工夫して、今のまんまだったら例えば「青信号は渡りなさい」まで教えて、あと「右、左を見てしっかり手を挙げて渡りなさい」まで踏み込んでいないような気がします。

わかりますけど、ほかに全国的にやっているところの研修とか情報とかを取り入れていただきたいなというふうに思います。今回、なかなか指導要領にのっとってと言われてしまえばあとは進められないようなんですけれども、強くやっぱり要望したいのが、小学校からのがん教育に取り組んでいただきたいということです。小学生にがんを総合的に教えることは、余りにも膨大で理解を超えるところが多く、教える先生の負担も大きく、時間も足りないし小学生に教えるのは難しいということになります。だから、がん予防の姿勢教育に絞って教えていったらいいと思います。

まず交通事故、風邪、虫歯予防を教えるのと同じ次元で考え、がんについて難しい知識を教えるのではなくて、日ごろの生活習慣を守ることで、がんの予防の効果を発揮することを教えていただいたらいいと思います。その中で、がん予防に科学的に効果があるとはっきりわかっている部分、例えばたばこを吸わないとか、肥満は避ける、検診は受けるとかというところは、はっきり伝えていただきたい。また、がんについて教えることを通して、生きる力を養い、人生や死を考えさせ、科学的興味を引き出し、医学的知識を与えるなど、さまざまな教育効果が期待できると思います。小学生からのがん教育に取り組んでいただきたいと再度お願いしたいんですけど、見解をお聞かせください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員御指摘のように、がんにつきましては生活習慣病とかかわりの深い病気ですので、

基本的な望ましい生活習慣を身につけることが、がん予防にもつながります。小学校からの健康教育を通して、基本的な生活習慣の定着や実践力を育んでいきたいと思っています。

また、がん教育につきましては、文部科学省のほうでも検討が進められておりますので、その結果を見守りたいというふうに思います。

7番（熊井三千代君）

はい、ありがとうございました。

文科省からの通達に沿って、今後進めていただきたいと思うんですけど、がん細胞の発生は多くの遺伝子が段階的に変化して、がん細胞が発生するのに十数年かかります。また、がん細胞が病気としてのがんになるには十数年の月日がかかって進行していく、がんはだんだん病とも言われております。そして、がんの予防は2つ予防方法がありまして、がん細胞を予防するためには正しい、さっき言われましたように生活習慣を身につけさせること、そして2つ目に病気としてのがんになるのを防ぐ、早く見つけるためには検診が必要であるということをしっかり今の授業の中でも話せることだと思いますので、しっかり話していただきたいと思います。

こういうことを子供たちにわかってもらえば、自分の健康は自分で守るという姿勢が身につくと思います。大きくなってからでは遅く、吸収力の強い小学生だから効果があると思います。どうか小学生からのがん教育にぜひ取り組んで、効果の出る取り組みをしていただきたいと要望いたしまして、次に移らせていただきます。

最後に、多子世帯の支援強化についてお伺いいたします。

人口動態統計の年間推計によりますと、2014年の出生数は過去最少の100万100人。死亡数から出生数を引いた人口の自然減は26万800人となり、減少幅は過去最大を記録しています。少子化に歯どめがかからなければ、人口減少が加速し、地域の活力は損なわれ、社会保障制度の土台が揺るぎかねません。少子化の原因には、若者の雇用の不安定化や晩婚化など問題が複雑に絡み合っております。

子供を産むかどうかは個人の判断であり尊重すべきですが、産み育てやすい環境づくりは社会、地域全体で進めていかなければならないと思っております。安心して子供を産めない理由の一つが経済的負担の重さです。特に、子供が3人以上の多子世帯になると、食費や教育費などを含め、さまざまな支出がふえます。ある調査によれば、第3子以降を産めない理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎることを挙げた人が最も多かったようです。子育てしやすいまちづくりを推進する本市においても、多子世帯への配慮、支援策について考え、見直しが必要な時期ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。現在、本市の多子世帯への支援内容をお聞かせください。

子育て支援課長（大石涼子君）

多子世帯への支援の内容についてお答えします。

議員が言われたように、子供が3人以上の多子世帯になりますと、食費や学費などの経済的負担がふえてまいります。このため、柳川市独自の事業といたしまして、家計が厳しいと想定される所得税の非課税世帯を対象に、第3子優遇事業を実施しております。

内容といたしましては3点ございますが、まず1点目としては、保育園や幼稚園に入園している児童の保育料を半額免除しています。2点目として、障害児通園施設や認可外保育施設、事業所内託児所を利用している児童の利用料について、月に10千円を限度に半額を助成しています。3点目として、家庭内で養育している児童を対象に、月額5千円の手当を支給しています。

また、この第3子優遇事業とは別に、エンゼルサポーター事業という多胎児支援のための事業を実施しています。この事業も柳川市独自の事業であり、双子、三つ子などの多胎児を養育している家庭に対しまして、ホームヘルパーを派遣し、家事などの負担軽減を図ることで子育てを支援する事業でございます。

多子世帯への支援ということで限定しますと、本市で現在実施している支援は大きくはこの2点でございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

非課税世帯への支援事業は行われている、また双子、三つ子というふうな家庭においては、ホームヘルパーなどの支援を行っているということですが、非課税世帯といっても、もうそのすれすれのところの家庭というのは、やっぱり非常に苦しい経済状況でありますので、もう少し幅を持たせていただきたいなというふうに強く感じています。

今、多子世帯といっても、家族形態、経済状況等はもう本当さまざまです。ひとり親世帯、また祖父母が両親にかわって養育してある世帯、両親がそろっていても経済状況が悪化している世帯等、もう本当さまざまです。自治体によれば、3人以上養育している保護者に第3子以降の子供に対し、出産時、小学校入学時、中学校入学時など、必要なもの、例えばチャイルドシートやベビーカー、おむつ、商品券、図書券などをお祝いの品として贈呈したり、奨励金を支給するなどの支援も行っているところもあるようです。支給時期もいろいろ考えられて、経済的負担の軽減を考え、例えば入学祝い金であれば入学する前、準備に必要な前から前に申請して支給するというふうにいるいろいろ考慮しながら支援事業を実施していると聞いております。本市の多子世帯への支援強化についてお聞かせください。

子育て支援課長（大石涼子君）

本市の多子世帯への支援強化についての考えとの御質問でございますが、現在、市では先ほど申し上げました多子世帯への支援のほか、子育て短期支援事業や地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業などのさまざまな事業を実施しております。これらの

事業は、多子世帯に限定した事業ではなく、全ての子供たちが対象になる事業ですが、保護者の都合で一時的に子供を養育できなかつたとき、少ない負担で預けることができたり、子育てに悩んだときに身近な場所で相談することができる、あるいは保育園や幼稚園へのお迎えをお願いできるなど、子育てをしている世帯の日常生活における支援をする事業でございます。

その他、病後児保育や延長保育など、現在実施している子育て支援事業を一層充実させることが多子世帯への子育て支援にもつながるものであると考えております。

議員からは、お祝い品の贈呈や奨励金の支給についての御提案もいただきましたが、市といたしましては、まずは子育て支援事業の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを進めるために全力を注いでいきたいと考えているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

そういう答えであろうとは思っておりました。今までの一般質問の中で、医療費のこととか保育料のことに触れて、市長は子育て支援に対する考えを述べてくれました。市の財政も考慮しながら、助成だけでなく、子育てに関するほかのサービスを充実させて、総合的に子育て支援に取り組んでいくというふうに私は解釈しましたが、そういうふうな答弁を幾度もされていたようです。本当に財政面とかを考えますと、市長の考えは理解できます。しかし、今、子育て世帯の所得格差が広がっているのも痛感しています。

この時期、各地で3月議会が開会されております。国が平成26年度補正予算で打ち出した地域活性化のための地域消費喚起等を目標とした交付金を活用して、プレミアム商品券発行に際し、多子世帯や子育て支援へ優遇した事業とか、給付金として還元される自治体を紹介される記事が毎日のように載ってきます。経済的面の支援だけで子育てはできないというふうに十分理解していますけれども、解決できる問題も少なくないというのも確かでございます。子育て支援で単発的な経済的支援をしても意味がなく、やっぱり持続可能なものでなければいけないという市長の考えはわかるんですけども、今後やっぱり状況を考えて、検討をしていただきたいと思います。このことについては、ほかに申しませんが、やっぱり時期は来ているかなと。格差がやっぱり広がっています。よろしく願いしておきます。

子育てをするのは、家庭はもちろん、地域でも応援していこうとの意識を高める狙いの一つとして、子育て応援パスポート事業が各自治体で行われております。

本事業は、福岡県でも福岡県地域福祉財団が県から委託を受け実施していますが、本市で本事業の応援店として各種サービスを提供する登録してある店舗は幾つぐらいありますか。また、サービスを利用するため保護者が申請登録し、パスポートが発行された数が把握できておれば教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

福岡県地域福祉振興財団によりまして実施されております子育て応援の店推進事業によりまして、子育て応援の店として登録されている店舗は、柳川市内に316店舗ございます。これらの店舗では、店舗によって応援の内容は異なりますが、例えばミルクのお湯の提供であるとか、授乳スペースやおむつ交換台を確保しているなどの子育て応援がなされております。

さらに一步踏み込んだ応援を実施する店舗として、子育て応援パスポートに対応している店舗というものがございますが、これにつきましては柳川市内に6店舗ございます。

また、サービスを利用するためのパスポートの登録人数は、総数で8,029人、柳川市内に限りますと38人となっております。なお、地域福祉財団によりまして、パスポートを持っていなくても、店舗や応援内容によっては、サービスを受けることができるということでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

この事業は、多子世帯に限定したものではないんですけども、やっぱり地域ぐるみで子育てをしていこうという雰囲気づくり、意識を高める意味では非常に必要なことだと思います。柳川市の店舗に116店舗あるというのは、もうちょっとすごく少ないイメージでしたけど、あるんだなというふうには思います。サービスの内容も、ほかの自治体では割引をしたり、あと粗品をあげたりというふうな応援の仕方もしてあったり、交通機関の割引券を発行されてある自治体もあるようでございます。今後、柳川市でももっと応援してくださる店舗をふやしていただきたい、そしてまたこの事業があることをまだお母さんたちは知っている方が少ないので、こういう周知をしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

本市におきましては、先ほどお答えしましたように316の店舗の登録がっております。業種別では、飲食店、薬局、コンビニエンスストア、銀行、カーディーラーなど、あらゆる業種の店舗の登録がなされております。

市としては、このような取り組みを通じて、子育て世帯と子育て応援をする事業者をつないでいくことが、子育てしやすいまちづくりにつながっていくものと考えています。

市全体で子育てを応援するため、子育て応援事業者の拡大を図っていくことが市の役割であると考えております。

7番（熊井三千代君）

ちょっと抜けておりましたけど、本事業をまだまだ知られないお母さんたちがおられると思います。本事業は市が計画した事業ではありませんけれども、やっぱり県の取り組みであるし、しっかり子育て世帯が利用できるサービスであるために、サービスの周知と利用を呼

びかけていただきたいと思います。

このたび、本市でも子育て支援ガイドブックというものを作成されるようでございます。このブックにサービスの内容やパスポート発行に関する申請方法等を掲載していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

現在計画している子育て支援のためのガイドブックは、子育てに役立つ情報を市が実施している事業だけではなく、多くの情報を広く掲載する予定にしております。

子育て中の保護者に必要な情報や、あったらうれしいと思える情報をできる限り拾い上げ、活用していただけるようなものにしたいと考えております。

議員が言われるように、子育て応援パスポートも掲載したいと思いますし、ほかにもこうした情報があればというものがございましたら、ぜひお知らせいただきたいと思います。

以上です。

7番（熊井三千代君）

はい、ありがとうございます。

ぜひ、手に取って本当によかった、こういう事業があったんだ、知らなかった、使ってみようというふうに啓発を促すガイドブックにしていきたいと思います。

最後ですけれども、今回、人口減少に歯どめをかけ、地域活性化を目指し、各自治体で活性化のため交付金で後押しされています。いよいよ地域にあっては、早期の地方版総合戦略策定が急務となっております。地方創生の「人」に焦点を当てたメニューとして、子育て支援は重要視される分野だと思っております。今回、各課で行われている子供に関する情報を集約したガイドブックの製作は、大変よい試みだと高く評価しております。

国は地方創生の総合戦略案として、結婚、妊娠、出産、子育てに不安や悩みを抱えている女性が多く、誰に相談していいかわからない、相談相手がいないなどの子育て世帯の不安感を醸成するように、相談支援を行うワンストップ拠点、子育て世帯包括支援センターを平成27年度中に全国150カ所に設置し、引き続き全国展開を目指していく予定にしております。まだまだ耳なれない子育て世帯包括支援センターであると思いますが、設置についてのお考えをお聞かせください。

子育て支援課長（大石涼子君）

子育て世帯包括支援センターは、政府の少子化社会対策大綱の目玉的な施策になるかと思っております。保健師や助産師などの医療職やソーシャルワーカーなどが1つのセンターに集まり、幅広い相談内容に対応できるメリットがございます。

本市では養育支援相談員や保健師等が相談を受けております。現在でも相談内容等に応じて連携し、外部の機関へ相談をつなげたり、情報を共有して見守りや寄り添う支援を行うよう努めてきたところであります。

今後は、国の取り組みも参考にしながら、相談体制や支援の輪を充実させるとともに、子育て世帯の相談体制づくりについても研究していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

多子世帯の支援強化について質問でしたけれども、少し枠が広がってしまいました。御答弁していただきまして、本当にありがとうございました。

子育て中のお母さんたちはいろいろな悩みを抱えておりますし、どこへ誰に相談していいかわからない人も多くいらっしゃいます。市役所の担当課にお越しただけであれば、相談内容に応じ対応していただけますし、必要に応じて専門の相談医へつなげていただくような体制もしっかりできています。お母さんたちは、市役所は各種手続だけをしている場所と捉えている方も多くいらっしゃいますので、ぜひ今回作成されるガイドブックには気軽に相談にお越しただけのよう、紹介していただきたいと要望しておきます。

また、本市の子育て支援に対する事業は、本当に幅広く取り組んでいただいていることは承知しております。今後、また地方版の総合戦略策定の計画を進められる折には、現サービスをもう一度検証していただき、柳川市が目指す子ども・子育て支援事業が市民の望む事業の質量に十分反映されているかという内容をしっかり検証していただきたいと思えます。また、今後子育て支援に十分配慮していただきますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

## 日程第2 議会基本条例制定に関する特別委員会の設置について

議長（浦 博宣君）

日程2．議会基本条例制定に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については、全議員で構成する議会基本条例制定に関する特別委員会を設置し、議会基本条例制定に関する調査研究についてをこれに付託し、条例制定まで閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本件については、全議員をもって構成する議会基本条例制定に関する特別委員会を設置し、議会基本条例制定に関する調査研究についてをこれに付託し、条例制定まで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会基本条例制定に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員22名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました全議員22名を議会基本条例制定に関する特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に議会基本条例制定に関する特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

以上をもって、本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時45分 散会

## 柳川市議会第2回定例会会議録

平成27年3月19日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

### 2.欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	長	黒田一治
総務部	長	大坪正明	
会計管理	者	武藤正純	
市民部	長	石橋眞剛	
保健福祉部	長	高崎祐二	
建設部	長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎	長	安藤和彦	
教育部長兼三橋庁舎	長	石橋正次	
消	防	長	橋本祐二郎
人事秘書課	長	平田敬介	
総務課	長	白谷通孝	
企画課	長	椛島謙治	
財政課	長	島添守男	
税務課	長	木下隆	
健康づくり課	長	樽見孝則	
福祉課	長	原忠昭	
学校教育課	長	松藤敏彦	
生涯学習課	長	松尾強	
建設課	長	中村敬二郎	
農政課	長	成清博茂	
水路課	長	松永泰治	

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

- 議案第3号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第11号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第19号 柳川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 2．建設経済委員長報告について

- 議案第6号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第12号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 議案第13号 平成27年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第17号 柳川市柳川駅前広場条例の制定について
- 議案第22号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

## 3．教育民生委員長報告について

- 議案第4号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第5号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第8号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第9号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第10号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第14号 柳川市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第15号 柳川市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定について
- 議案第16号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について
- 議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第28号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 議案第30号 権利の放棄について

## 4．予算審査特別委員長報告について

議案第7号 平成27年度柳川市一般会計予算について

日程(3) 議案第35号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程(4) 議案第36号 柳川市副市長の選任について

議案第37号 柳川市教育委員会教育長の任命について

日程(5) 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。

3月9日の本会議において設置されました、議会基本条例制定に関する特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は藤丸正勝議員、副委員長に熊井三千代議員が決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(浦 博宣君)

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長(藤丸正勝君)(登壇)

皆さんおはようございます。平成27年第2回柳川市議会定例会最終日の日程について、3月18日、議会運営委員会を開催いたしまして協議し、その結果を報告いたします。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。

再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決としております。

日程3が議員提出の議案第35号の上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が執行部提出の議案第36号及び議案第37号の上程であります。

提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決としております。

日程5が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命により総務常任委員会の報告をいたします。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでございますので、省略いたします。

## 4 結果

### (1) 議案第3号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

補正前の予算額「321億3,944万3千円」に「3億726万7千円」を減額し、歳入歳出それぞれ「318億3,217万6千円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳出の2款1項17目地域消費喚起・生活支援型交付金事業費の事業の選択方法について、2款1項10目電算推進費の社会保障・税番号制度システム改修委託料の減額理由と制度の啓発・周知について、繰越明許費補正における8款土木費の具体的な繰越理由について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第11号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出とも「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第19号 原案可決

本案は、柳川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続法の一部改正を受け、同法の内容に準じて条例の一部を改正しようとするもので、行政指導の中止や処分等の求めなどに関する条文を追加し、整備を行うものであります。

審査の過程で、処分等の求めができる対象者について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第21号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成18年の給与構造改革により、激変緩和措置として設けていた現給補償制度を、平成26年度をもって廃止するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

#### 4 結果

(1)議案第6号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主な内容として、国庫補助事業等の確定に伴う事業費の減額及び国庫補助金、市債の減額と繰越金及び繰入金の増額が主なもので、歳入歳出ともに「1億3,838万8千円」減額するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (2)議案第12号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出ともに「11億1,789万6千円」を計上し、公共下水道の整備及び普及を図っていくものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (3)議案第13号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、事業収益が「13億9,166万2千円」、事業費が「13億6,749万1千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「2億7,880万2千円」、支出を「6億8,930万円」計上し、不足する「4億1,049万8千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (4)議案第17号 原案可決

本案は、柳川市柳川駅前広場条例の制定についてであります。

柳川駅前における交通結節点機能強化と、観光及び賑わいの創出を目的とし、西口駅前広場の改修、東口駅前広場の新設を行ったことに伴い、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において、行商や催事における占用、西口及び東口との整合性、交通手段等についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (5)議案第22号 原案可決

本案は、柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の制定により所要の規定の整備を行うとともに、農地法の改正による農地台帳点検等の実施規定の施行に伴い、農地台帳記録事項要約書の交付に係る手数料を追加するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (6)議案第25号 原案可決

本案は、柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

観光駐車場として運営している、筑紫町・白秋・稻荷町の観光駐車場3カ所の有効的な運営を図るため、1時間未満の駐車料金を無料とする特例措置の継続と月極め駐車を新たに導

入するものです。

審査の過程において、月極駐車の手定台数及び駐車形態等の質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (7)議案第27号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであります。

道路法第8条及び同法第10条に基づき、市道路線の26路線を新たに認定し、75路線を変更認定、15路線を廃止するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命により、教育民生常任委員会の報告をいたします。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案11件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

## 4 結果

### (1)議案第4号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。療養給付費の伸びや財政安定化支援事業費等の確定による補正で、歳入歳出それぞれ「2億6,803万2千円」を増額し、補正後の予算総額を「98億3,284万円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

### (2)議案第5号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保健基盤安定負担金の減額と25年度決算の確定による繰越金の額の調整で、歳入歳出それぞれ「1,654万3千円」を減額し、補正後の予算総額を「9億7,345万7千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第8号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

共同安定化事業制度の一部改正により、前年度より13%増で予算総額を歳入歳出ともに「106億6,700万円」とするものです。

審査の過程で、滞納状況や基金を含めた財政状況等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第9号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算規模といたしまして、予算総額を歳入歳出ともに「10億100万円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第10号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに「65万7千円」とするものです。

審査の過程において、滞納者への対応等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第14号 原案可決

本案は、柳川市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

児童福祉法の改正により、条例への委任規定がなくなったため、当該条例を廃止しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第15号 原案可決

本案は、柳川市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件等に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を整備しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第16号 原案可決

本案は、柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、条例を整備しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(9)議案第18号 原案可決

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(10)議案第28号 原案可決

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定についてであります。

今年度末で指定期間が満了するため、新年度からの指定管理者を指定しようとするものです。

審査の過程で、歴史民俗資料館への入館者数の推移やPR等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(11)議案第30号 原案可決

本件は、権利の放棄についてであります。

放棄する債権は、昭和52年3月に住宅改修資金として貸付を行った住宅新築資金1件です。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（荒木 憲君）（登壇）

議長の命により、予算審査特別委員会の報告をいたします。

3月3日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

(1)議案第7号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市一般会計予算についてであります。

予算規模としましては、歳入歳出ともに292億5,200万円で、前年度と比較しますと、額にして6,000万円、率にして0.2パーセントの減額となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いま

した。

歳入審査では、市税の総滞納額と延滞金の税率、合併算定替えによる地方交付税への影響、橋本不燃物処理場の許容量、保育所運営費の増額内訳、土木使用料と道路ストック総点検事業の増額理由について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で再任用職員の任用期間と業務内容、市外の住居手当支給者数について質疑がありました。

また、各款については、駅前駐輪場の駐輪台数と今後の管理計画、廃止した定住促進事業の理由、行政区活動助成金の事業内容、柳川庁舎内LED化の進捗状況、社会福祉協議会への補助金と委託事業の総額、クリーン連合会補助金の積算根拠と繰越額、不妊治療対策費の実績と効果、水路保全工事費の減額理由と地域要望の達成率、おいでメッセ柳川の委託料減額理由と出店継続の是非、柳川駅前東口のホテル誘致状況、行政ポイントの具体的な利用方法と予算額との関係、道路空洞化調査の調査方法、西鉄柳川駅自由通路とエレベーターの管理、救急救命士の養成人数と研修内容、コンビニへのAED設置の検討結果、通学合宿事業の実施効果、いじめ防止対策委員の構成、複式学級解消講師の配置効果、マイナンバー制度関連の全体事業費と市の負担分、全日本同和会及び部落解放同盟への補助金支出理由とその活動内容、転作作物の予算配分と将来的見通し等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第8号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 平成27年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第6号 平成26年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 平成27年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市柳川駅前広場条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第27号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第4号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第5号 平成26年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成27年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成27年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第28号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第30号 権利の放棄については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第7号 平成27年度柳川市一般会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論をされる方、ありませんか。

15番（緒方寿光君）（登壇）

おはようございます。緒方寿光です。議案第7号 平成27年度柳川市一般会計予算案に対して反対の立場での討論をいたします。

私がこの予算になぜ反対なのか、理由は大きく3点になります。

まずは今回の歳入歳出予算の金額はおよそ292億円ですが、前年度と比較して60,000千円の減額、そして、率にして0.2%の減額になっております。そして、3月21日をもって合併10年を迎えるわけなんです、今後、柳川市にとっては合併特例の交付税が年々切られることとなります。ますます今後、予算は厳しくなるものと考えております。そういった中で、3点反対の理由を述べます。

まずは、企業立地等の促進費について3,460千円の計上がなされています。この予算は企業支援の相談員の報酬ということで理解しております。私は、この予算に反対という立場ではなくて、企業立地を本気で促進するというのであれば、市長の誘致のビジョンを明確にして、そして、今以上の予算を注入し、そして、立地促進に向けてスピードを持って動くべきときが今ではないかと考えております。例えば、ピアス跡地につきましては既存の状況のままに放置するのではなくて、やはり企業誘致へ向けて市で用地整備を行うなど、それを行った後にあらゆる企業に足を運んでPR、売り込んでいくときではないかと私はそう考えております。当然のことながら、このことを実現するために予算を積極的に組むときではないかと考えるからであります。さらに、宿泊施設の誘致につきましても同じことが言えるのではないのでしょうか。

2点目です。今回、柳川市市民グラウンドに市民文化会館を建設する、スタートを切る予算、計画の策定予算が計上されてあります。私は、今この柳川市がやるべきことは、地域活性化の政策の柱である農産物の直売所、例えば、道の駅などを核として、そして農業、漁業の成長産業化を目指し、さらに活性化させるために6次産業化を柱に雇用を生み出すことが最優先ではないかと考えております。そのために予算を積極的に計上すべきときではないかと考えております。

3点目です。今、柳川市にあらゆる団体に補助金が、件数にして約140件、金額にしてお

よそ1,640,000千円の支出をされてあります。真面目に懸命に活動されている団体もあるかと思えます。しかしながら、活動実態に疑問を抱くような団体もあるように思えます。私自身は予算委員会の中で一部の補助金を取り上げましたが、他の議員からも補助金についての質疑がございました。あえて一つ一つの補助金には触れませんが、今、柳川市から各団体に補助金を支出している活動の実態調査をまず行った上で、そして、改めて補助金の査定を行って減額、増額といった、めり張りのある補助金を、今、予算に計上すべきだと考えているからであります。そして、真面目に懸命に活動している団体に報いるためにも今行うべきではないかと考えております。

以上、大きくは3つの理由から、この平成27年度の柳川市一般会計予算に反対の立場での討論をいたします。

以上です。

議長（浦 博宣君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第35号

議長（浦 博宣君）

日程3 議案第35号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（高巢雄三君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

16番（藤丸正勝君）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議案第18号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、柳川市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、決定いただきますようお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第35号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第36号～議案第37号

議長（浦 博宣君）

日程4 議案第36号 柳川市副市長の選任について及び議案第37号 柳川市教育委員会教育長の任命についての2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（高巢雄三君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。先ほどの議案審議につきまして、全ての執行部提案議案につきまして可決をいただきましてありがとうございました。

それでは、日程４．議案第36号 柳川市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、平成27年3月31日をもって石橋義浩副市長が退任されるため、後任の副市長に成松宏氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第37号 柳川市教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会の黒田一治教育長が平成27年3月31日をもって退任されるため、後任の教育長に日高良氏を任命したいので、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより2議案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。2議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第36号 柳川市副市長の選任について採決いたします。

本案は原案どおり成松宏氏の柳川市副市長の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり成松宏氏の柳川市副市長の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号 柳川市教育委員会教育長の任命について採決いたします。

本案は原案どおり日高良氏の柳川市教育委員会教育長の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり日高良氏の柳川市教育委員会教育長の任命に同意することに決定いたしました。

日程第5 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（浦 博宣君）

日程5 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事項調査を平成28年3月31日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり所管事項調査を平成28年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり、所管事項調査を平成28年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、先ほど選任及び任命に同意いたしました成松宏氏並びに日高良氏より挨拶を受けたいと思います。

初めに、成松宏氏お願いします。

成松 宏氏

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただいま全会一致により副市長の選任の同意を賜り、厚く御礼申し上げます。

もとより私、微力ではございますが、今後、金子市長を補佐し、本市が直面します行政課題の解決、そして、住民福祉のさらなる向上に向け、誠心誠意努力してまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、格別の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長(浦 博宣君)

続いて、日高良氏をお願いします。

日高 良氏

こんにちは。御紹介いただきました日高良でございます。議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

先ほどは教育長の任命の御同意を全会一致でいただきまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

ここ柳川は私の生まれの里でございまして、幼少のころから高校までをこの地で学び、社会人として40年余りを居住してまいったところでございます。その間、この柳川の美しい掘割の風景に何度となく心を慰められましたし、文化の薫り高い風土にたくさんの思い出をつくりながら育まれてまいったところでございます。

今回、この地で仕事をさせていただく機会を設けていただいたことに深く感謝を申し上げます。

もとより私、微力でございますが、柳川の教育の充実のため、市民の皆様が安心して住めるまちづくりのために精いっぱい、誠心誠意努力してまいり覚悟でございます。どうぞ議員の皆様も格別の御指導、御鞭撻をよろしくお願いをいたしまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

議長(浦 博宣君)

これをもちまして、本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成27年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 立 花 純

柳川市議会議員 樽 見 哲 也